

## 新食品表示制度についての意見募集結果について

1. 意見募集期間 平成24年11月1日～同30日
2. 意見提出方法 電子メール、郵送又はファックス
3. 寄せられた意見総数 318 件

なお、本資料については、以下の要領により、頂いた御意見を整理しております。

- 本資料は、パブリックコメントにお寄せいただいた御意見をそのまま転載したものです。このため、同様の御意見であっても、省略せずに、それぞれの意見を記載することとしております。
- 御意見（本体）のほかに御意見の要旨を提出された場合には、その要旨を記載させていただきます。
- 提出のあった順に整理することを原則としております。

No.	件名	意見（要旨がある場合は要旨を掲載）
1	-	<p>食品提供側である農家や農業振興会関連組織、JAなどに過度の負担を強いることになる懸念があります。国内生産食品、外国輸入食品ともに使用肥料を含めた健康へ影響するものの表示を行う代わりに、国内農業を守るための施策を同時に考え、できるだけ表示の少ない食品提供者へは奨励金を付与するような仕組みを構築する必要があると思います。消費者の権利だけが強調されている印象が強いため、生産者へのガイドライン提示と配慮があることで、日本国民への新食品表示制度の浸透を促進できると思います。</p>
2	-	<p>個別品質表示基準はどうなるのか。 特に、個別品質表示基準で消費者を惑わすのが、加工食品品質表示基準と異なった原材料名順で表示する食品。</p>
3	-	<p>食品の容器包装の大きさは限られていることなどから、そこに表示することができる情報は、限られています。 他方で、生鮮食品については、POP等による表示が活用されています。 そこで、本件報告書案2（4）ウも示唆するとおり、加工食品についても、補完的にPOP等による表示を活用するべきだと思います。 もっとも、例えばスーパーでの販売に際しインターネットで表示が行われていても、消費者がそれを買う際即時にその表示を参照することは、困難です。したがって、店舗における販売についてはPOP、インターネットにおける販売についてはそのページ上のリンクなど、その販売方法に応じ、消費者がその食品を購入する際即時にその表示を確認することができる方法で表示しなければならないこととするべきだと思います。</p>
4	-	<p>いろいろ書きすぎるとかえって見にくくなるので、現状から増やす必要は感じないが、製造場所はもう少し判りやすくした方がよい。（製造場所が韓国や中国の食品がすぐに判るように。国内でも県ぐらまでは判ると良い。）</p>
5	-	<p>現行の表示制度の継続で全く問題はないと思います。消費者としては、添加物の数とか国産か輸入なのか等あまり関心のない私のようなものもいるのです。 通常流通している食品については、添加物等もメーカーの安全性データで裏付けされたものなので、全く心配していません。遺伝子組み換え作物・食品についても、今後の世界的な食糧事情を考えればその活用を全世界的に考えていくべきでしょう。一部の極端な消費者団体の意見に惑わされることなく、科学的データにもとづく表示への取組をすすめていただきたい。</p>
6	-	<p>消費者団体と呼ばれるプロ市民集団を否定するつもりはありませんが、それら一部の団体が、一般消費者の意見を代表するものではないことを、まず述べさせていただきます。消費者の要望は多種多様であり、一方食品が持つ情報は多岐にわたります。それらの情報のすべてを記載することは、コストの問題を無視したとしても不可能です。そして、現実にはコストの問題は、無視できるものではありません。また、情報はそれを読み取る力があって、初めて意味を持ちます。情報を読む（リスク管理）能力がない権力者と一部の団体に振り回され、結果として食品行政が混乱したトランス脂肪酸の例では、消費者庁も苦い経験をされたと思われます。『法規制』により義務化される表示とは、その表示が欠落することにより、安全上または経済活動において支障が出るものに限られるべきであり、それ以外の表示については、優良または有利誤認の発生しない範疇において、任意</p>

	<p>記載とすべきです。日本社会においてはなじまないかもしれませんが、本来必要な情報収集は有料のもとで収集されるものです。現在の科学的知見において安全とされる情報をあえて入手したい消費者は、その対価（電話代・ネット接続料等）を支払い個人の努力において情報収集をおこなうことこそ平等な対応であり、消費者基本法に則る対応と考えます。少なくとも、原産地・遺伝子組換え・その他特定の物質の表示など、多くの消費者には必要ともしない情報に対し、そこにかかる費用を、その商品を購入する消費者全体に背負わせることは、著しい不平等となります。各事業者や団体・小売業は、任意において、必要な情報提供を行うことで、経済活動の中において精査・淘汰され、大多数の消費者が求める表示に落ち着くでしょう。今回の表示などは、各個人・団体・メーカー・業界ごとに意見がわかれ、また利権や利益にも直結する問題であり、すべての消費者・メーカー・業界が一致して納得するものは不可能であり、このような問題に対しては、科学的な知見のみを物差しとすべきと考えます。あとは、経済活動により、自然に精査され、ダメなものは淘汰されていくと考えます。</p>
7	<p>1. 食品表示法（仮称）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業者にとっては品質表示基準と公正競争規約の一元化が重要</li> <li>(2) 食品表示法の目的の1つとして「消費者の誤認防止」を強調すべき</li> <li>(3) 食品表示法の規制対象には広告類も含めるべき</li> <li>(4) 消費者を誤認させる表示への指導や是正措置は、原則公表することを盛り込むべき</li> </ul> <p>2. 食品表示法のもとに定められる個別の表示基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 消費者誤認に関する項目を設けるべき</li> <li>(6) バルクを小分けしたときの加工者等の表示を一元化すべき</li> <li>(7) 現行の表示制度にどんな問題点があるのか、徹底的に洗い出すべき</li> <li>(8) 表示項目を増やすのではなく、絞り込むことで、かえって、よく伝わることがあることを認識すべき</li> </ul>
8	<p>栄養表示義務化に反対致します。栄養表示を必要とされる方は、すでに栄養表示がされている商品をご購入されている訳で、栄養表示を重視されていない方にとっては、どちらでも良いと思われます。これは、法律で決めるべき表示ではなく、消費者が選択できる事で十分と考えます。栄養表示のスペースについて小企業では、量が出ない為、原材料表示等は、袋に印刷でなく、ラベル発行機を購入して、自社で印字している企業が大半です。そうすると、ラベル面積が広くなり、ラベル対応の事業所が大型のラベルを使い出すと、地球温暖化に反する森林資源の使用量が増し、地球に負荷の掛かることになり、資源の節約に反する事にも繋がります。小企業いじめ大量に販売できる場所は、栄養表示コストは、量産で補えますが、少量販売の小企業には、そのコストは、商品に転嫁できず、その結果、小企業は廃業が進み、大企業が優遇される結果になるのではと思います。栄養表示についての疑問点詰め合わせの商品の場合、今までなら、全商品の原材料のみの表示で良かったのが、全体の栄養表示で何の意味があるのか分かりません。小ロットの商品について小企業では、年間100袋程しか販売しない商品もあり、その様な商品もすべて、コスト掛けて、栄養分析は実際出来ない事をご理解戴きたいと思います。栄養表示の検査仮に、栄養表示が法律で決まったとするならば、</p>

		常にその表示が正しいか国が責任を持って検査ができるかですが、出来る事は難しいと思われます。それは、国が責任を持って監視できない栄養表示を義務化することは、あまりにも、無責任ではないでしょうか？栄養表示は、以前、米の産地偽装表示が行われたように、完全に偽装表示が無いと断言できますか？おそらく、適当に対応する業者が出ることは、推測されます。そうなると、今まで自主的に栄養表示してきた業者にも返って、不利益が出て、消費者にも同じことが言えます。お願い最後になりましたが、以上の事をご検討戴き、栄養表示は、義務化ではなく、製造メーカーの自主判断で出来るようにお願い申し上げます。
9	原材料の量と商品名を分かり易く	<p>加工品の原材料表示は、原料の量の多い順に記入されていると理解しております。しかし、その量の割合が明記(表記)されず品質(栄養成分)に疑問を感じております。</p> <p>(例) (<sup>A</sup>9 : <sup>B</sup>1) なのか、 (<sup>A</sup>6 : <sup>B</sup>4) なのか、 (<sup>A</sup>5.1 : <sup>B</sup>4.9) なのかです。</p> <p>又、「〇〇〇入り」の表示がある商品で、この「入り」量の割合も分かりにくいです。</p> <p>又、上記のAであるのに、高価なBの品名を強調する商品もあります。(例・西洋わさびを、いかにも日本わさびの様に表記)</p> <p>(まとめ)</p> <p>西洋わさびと日本わさびは、まったく違った作物ですが「わさび」という名前が付いているため、そこを利用し、使用されていると思われます。</p> <p>消費者に正しく伝える事がこの制度だと考えます。</p> <p>誤解、誤認を無くす表示の御指導を制度を是非お願い致します。</p>
10	-	確かに今の食品表示はわかりにくいので、サンプルのとおりに変更されることは有意義だと思います。ですが、新制度になっても表示の仕方を変えなければわかりにくいままではないでしょうか。そもそも現行の法にのっとって、表示の基準が複数あることすらわかっていない人の方が多い気がします。新制度に移行する際に、国勢調査の紙を一家族ずつ丁寧に届けたように、国民の手元まで届くような情報提供の仕方も必要だと思います。日本の食は安全だという考えが一般的であり、日々食卓に並ぶ食品を疑う人があまりにも少ないと思います。この考え方も少しずつ変えるために、遺伝子組み換え食品の危険性や、化学物質や農薬についての最低限の知識、あまり良くない食べ合わせなどの情報提供も一緒にやってみてはと思います。
11	-	<p>そうざい半製品の定義について</p> <p>現在 法規制がなく一部地方の条例で規制されている 地域によって規制値がばらばら の そうざい半製品 の 定義を統一してください</p> <p>○市販の可否 現在 市販は行われています。</p> <p>○衛生基準の制定 (弁当 そうざいの衛生基準に関する指針はありますが法規制ではなく 遵守できなくても罰則はない)</p> <p>○営業許可の要不要 現在は食品衛生法上不要ですが条例で規制されている自治体で独自に基準を設け 営業許可制をとっています。</p>

		<p>冷凍食品の定義について  現在 JAS 法 食品衛生法 で 定義が違う 冷凍食品 の保存温度 を 統一してください。  JAS 法 -18℃以下  食品衛生法 -15℃以下  このため -15℃～-18℃未満の 保存温度の 冷凍食品は JAS 法の調理冷凍食品の品質表示基準を遵守する必要は無いというような解釈をし、脱法行為をする業者があります。このような脱法行為を防止するためにもどちらかに統一願います。</p>
12	-	<p>食品表示一元化は結構だと存じます。タテ割れ行政の不具合を解消する意味で。しかし、一元化をすることによって、栄養成分表示の義務化が決まり、見送られた原料原産地表示もポイントでは再燃。むしろ表示義務化が多くなることを危惧します。その理由としては、乾めんを含む加工食品における表示面積は狭く、限りのあるということです。消費者に多くの情報を提供したいのは各社ではありませんが、表示義務が多くなればなるほど、表示文字が小さくなり、高齢者、目の不自由な方々にとっては読むことが困難です。このことから、買い物するお客様は、数秒で買い物をします。従って、表示一元化はむしろシンプル表示、例えば、必要事項（原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者名）に絞るとか思考していただきたく存じます。その他の表示事項については、各業界がそれぞれの製品の特長等研究し、ガイドラインを作成して対応するのがよろしいのではと思います。表示義務を多くするのではなく最小限度にとどめ、消費者にも分かり易く、製造者にも不適正表示が起らないようにとり計らっていただきたいと存じます。むしろ、過剰的表示義務が、文字を小さくし、過剰反応して不適合表示を惹起させる要因の一つになっているのではと思います。情報処理（パソコン）の普及が著しく、消費者等が直接製造者等へ質問等できることからこれらの環境も勘案し、食品表示の一本化を進めて頂きたいと存じます。原料原産地表示について一言、義務表示には反対です。既に、食品検討委員会に意見書を提出していますが、文字数の関係で理由等記述できませんが、再度、改めて「反対」を表明します。最後に、違反摘発を理由に監視員増員を図るための食品表示一元化としないでいただきたい。むしろ、その力を省庁は異なりますが、食品業界の品質管理・衛生管理等へ注いでいただき、消費者が安心して購入できるよう表示は大切ですが、表示ばかりではないことを申し上げお願いします。</p>
13	-	<p>消費者庁が8月9日発表した「検討会報告書」は「加工食品の原料原産地表示」や「遺伝子組み換え表示」「食品添加物表示」について先送りするなど、多くの点で消費者の願いが反映されていません。消費者庁が春に実施した意見募集でも、「原則としてすべての加工食品に原料原産地表示の表示義務を課すべき」という意見が最も多く寄せられていたにも関わらず、盛り込まれていないことは重大です。報告書は全体的に、表示の簡素化や“コスト負担”を強調する事業者の意見に重きが置かれており、検討会のあり方や消費者庁の姿勢が問われます。消費者の要求が先送りされたのは、政府によるTPP（環太平洋経済連携協定）参加促進と歩調を合わせたものではないかと危惧します。消費者庁は来年の通常国会に向け、法案作成をすすめています。食品表示のあり方は消費者にとって健康や命に係わる非常に必要な問題であり、大きな関心事です。十分な周知も論議も</p>

		<p>尽くされないまま、拙速に法案を提出することは厳に慎むべきです。また法案においてこれまで築き上げられた表示制度の後退があってはなりません。消費者の意見を尊重し、反映させた法案とすべきであり、次の点を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議論を継続し、拙速な法案提出はしないこと</li> <li>1. 「消費者の知る権利、選択する権利、意見が反映される権利」を明記すること</li> <li>1. すべての加工食品（中食、外食も含め）に「原料原産地表示」を義務付けること</li> <li>1. 「遺伝子組み換え表示」は飼料も含め、現行の表示基準をEU並みに引き上げ、表示すること</li> <li>1. 添加物の一括表示をやめ、物質名と使用目的を明記すること</li> <li>1. 製造年月日を表示すること</li> <li>1. 保健所をはじめ施行・監視体制を拡充させること</li> <li>1. 事業者への罰則規定を強化すること 以上</li> </ol>
14	-	<p>新しい栄養表示制度の仕組みにおいて、対象とする栄養成分として食物繊維は是非導入していただきたい。この食物繊維の分析方法について意見を述べたい。現在、日本においては、食物繊維の分析法として、プロスキー法 (AOAC985. 29) および酵素・HPLC法 (AOAC2001. 03) が採用されているが、昨今決定したCODEXにおける食物繊維の定義を踏まえた場合、この2法だけでは不十分である。この2法では、日本型の食事において、摂取量が多い煮豆などに多く含まれる食物繊維の一つであるレジスタントスターチを測定できない。CODEXの定義に沿ったレジスタントスターチも測定可能な食物繊維分析方法としてAOAC2009. 01法が提唱されており、既にCODEXにおいても食物繊維の分析法として認められている。香港など外国においても食物繊維の分析法として採用されている。将来的にこのような分析法の国際間の差異によって栄養成分の違いがでてくることはよろしくないと思われる。是非食物繊維の測定方法についても、CODEXの方法に準拠した形に改め、AOAC2009. 01法の採用をご検討いただきたい。</p>
15	-	<p>食品衛生法については、例外運用などを指示する膨大な通達で全体像が分からなくなっています。改正時には、現在出されている通達内容を包括して、現状の通達はすべて廃止を求めます。</p> <p>また、改正後においては、通達でだされた例外運用などに関して定期的に一覧表を作成して、通達内容を簡単に確認できるようにお願いします。</p> <p>製造所固有記号制度において、乾燥野菜や干しいたけなど、簡易な加工食品をリパックした際は加工者となっており、製造者と加工者表示が混在して、加工者表示ではリパックした物とは一般消費者には不明です。また、上記制度を理解せずにリパックした物に製造者表示していると推察されるものや固有記号が記載されているものなどが見受けられ、市場が混乱しています。</p> <p>ついては、新食品表示制度において加工食品に該当するものは、加工度に関わらず、製造者表示に統一（製造所固有記号表示可能）を求めます。</p> <p>また、生鮮と加工の区別する乾燥度について、明確な基準の設定を求めます。</p> <p>JAS法関連で、個別加工食品品質表示基準が多数ありすぎて、混乱しているた</p>

		<p>め、改正時にはすべて廃止して、加工食品品質表示基準に統一を求めます。</p> <p>もし、個別基準を残すならば、基本的な表示（原材料名の記載方法（糖類の記載方法など）や内容量表示（個数表示の可否）、食品と添加物の表示順、など）については、少なくとも統一を求めます。</p> <p>また、原料原産地表示についても、4品目についての別途基準が決められていますが、これらも統一を求めます。</p>
16	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別品質表示基準は、整理・簡素化をお願いしたい。</li> <li>・ 海外表示制度とすりあわせをしてほしい。 （コーデックス規格やFDA表示基準など）</li> <li>・ お客様、メーカーともにわかりやすい表示にしてほしい。</li> </ul>
17	-	<p>食品表示の関連法を一元化するにあたり、執行機関が検討中とあるが、ここが機能しないと、法律の効果が期待できないので、直ちに、その体制を整備する必要がある。新たな執行体制の第1候補としては、これまで食品表示を多岐にわたって規制のあるJAS法を所管している農水省地域センターが全ての窓口となるべきと考える。</p>
18	新食品表示制度についての意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品表示一元化検討会では、私たちが主張してきた点はすべて先送りにされ、特に加工食品の原料原産地表示については、検討会で長い時間をかけて議論されたにもかかわらず、報告書の本文にそれがまったく盛り込まれず、大変残念です。</li> <li>・ ××××は、新食品表示制度について、これまでの主張どおり以下の点を改めて要望します。</li> <li>・ 食品表示一元化の目的に、消費者の知る権利・選択する権利の行使に資することを明記すること。新食品表示制度のポイントにこれが盛り込まれていないのは、非常に遺憾です。</li> <li>・ 加工食品の原料原産地表示は、消費者の合理的な商品選択に資するために、原則としてすべての加工食品を対象とすること。</li> <li>・ 遺伝子組み換え食品の表示義務化の拡大も、早急に検討すること。</li> <li>・ 法案成立後に新たな検討の場で検討するとされている加工食品の原料原産地表示と遺伝子組み換え食品表示については、消費者の声が十分に反映される場で速やかに検討に入ること。</li> <li>・ これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えること。</li> </ul>
19	-	<p>現在の加工食品表示の中では、特に、日本特有の「食」に係る表示（たとえば”そば”、”うどん”）については、たとえ原料原産地が国産とは無縁であったとしても、加工地のイメージや加工方法、パッケージのイメージなどで、国産品と誤認することが多いと思う。（国民の多くは、生鮮品の原産地への関心とは異なり、加工品の原料には無知または無関心な面もある。）</p> <p>そうした中で、原料原産地を率先して明らかにする場合（たとえばできる限り多くの国産原料を使用していることを伝えようとする）、消費者理解と支持を獲得するには逆風（大半が原料原産地を表現していない）も多く、体力も必要となるため思ってもできない。または長続きしない。</p> <p>国全体が、できるだけ早い時期に本来あるべき姿（誤解を与えない商品の流通）になってほしいと願います。</p>
20	-	<p>食品表示のあり方について、拙速に来年の通常国会に法案を提出しないでくださ</p>

		<p>い。消費者の意見を尊重し、反映させた法案とするために、8項目を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議論を継続し、拙速な法案提出はしないこと</li> <li>2. 「消費者の知る権利、選択する権利、意見が反映される権利」を明記すること</li> <li>3. すべての加工食品（中食、外食も含め）に「原料原産地表示」を義務付けること</li> <li>4. 「遺伝子組み換え表示」は飼料も含め、現行の表示基準をEU並みに引き上げ、表示すること</li> <li>5. 添加物の一括表示をやめ、物質名と使用目的を明記すること</li> <li>6. 製造年月日を表示すること</li> <li>7. 保健所をはじめ施行・監視体制を拡充させること</li> <li>8. 事業者への罰則規定を強化すること</li> </ol>
21	-	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新食品表示法の目的に、消費者の知る権利を明記すること</li> <li>2. 現行の表示事項を削減しないこと</li> <li>3. 現行の罰則制度を後退させないこと</li> <li>4. 執行体制を拡充強化すること</li> <li>5. 加工食品の原料原産地表示を拡充すること</li> <li>6. 遺伝子組み換え食品表示を拡充すること</li> <li>7. 食品添加物表示を拡充すること</li> </ol>
22	新食品表示制度についての意見	<p>①食品衛生法、JAS法健康増進法のうち、表示部分を一元化 上記については、かねてより消費者・事業者の双方から複雑でわかりにくいという意見が多く聞かれ、一本化して体系を整備、用語を統一することにつきましては考察することが望ましいと考えます。</p> <p>②栄養表示の義務化 「原則として、全ての加工食品、事業者に義務付け」とのことですが、圧倒的に中小・零細企業が占める私共豆腐業界では、アイテムごとに栄養成分の分析をするとなった場合、分析費用等かなりの負担を生じることとなります。景気後退の指標も示されているなか、原材料等や電気料金の増加、あまつさえ消費増税等事業者の負担も増加の一途を辿っており、今後更なる負担増には危機感を感じざるを得ません。仮に義務化される場合でも、製品の実測値のみならず例えば日本食品標準成分表を基礎とした算出データを参照可能とすることや適用除外等も検討されたい。</p> <p>③是正措置及び執行体制の整備・申出制度の対象の拡大 上記につきましては、まず、無理のない制度や導入がありきかと考えます。スムーズな制度導入のうえで規制強化されたい。</p> <p>⑤その他 くれぐれも消費者視点から安易に表示義務範囲の拡大・変更の無きよう配慮されたい。事業者の規模は千差万別で、食品表示の文字のポイント数を拡大する点でも、前述栄養表示の義務化にも関連しますが、作成費用を軽減するために数年分の包装フィルムを保有されているケースも多くありコストの増加につながることを懸念されます。誤表示を誘発する危険性もあり、慎重な配慮をお願いしたい。また、法案成立後に新たな場で検討されることとなっている原産地表示・遺伝子組換え表示につきましては、当業界では「原料・原産地表示ガイドライン」を策定し対応しており、今後その取扱いにつきましてもご指導をお願いした</p>

		い。
23	新食品表示制度についての意見	22に同じ
24	新食品表示制度についての意見	22に同じ
25	新食品表示制度についての意見	<p>現在でも他国に比べ大ざっぱな表示で何がどれくらい入っているのかわかりにくく、これ以上簡略化するとますますわからなくなり、消費者は不安になります。特に成長ざかりの子どもたちには安全なものを安心して食べさせたいのに選びようなくなるのではないのでしょうか。</p> <p>安全なものを選んで食べるのは消費者の権利です。加工食品の原料原産地表示、食品添加物、遺伝子組み換え食品の表示など今まで以上にいいいな表示を望みます。</p>
26	新食品表示制度についての意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品が小さい物になると、貼りつけるラベルの大きさも限られてくるため栄養成分値を記入できるスペースが確保できない。</li> <li>・上記と同じ理由で文字のポイント数が大きくなってしまうと記入スペースが確保できない。</li> </ul>
27	新食品表示制度についての意見	<p>私たちは安全な食品を食べたい、そのためにも「加工食品の原料原産地表示」や「遺伝子組み換え表示」「食品添加物表示」をしっかりと欲しいと願っています。しかし、消費者庁が8月9日発表した「検討会報告書」は私たちの願いを先送りしています。</p> <p>消費者庁が春に実施した意見募集でも、「原則としてすべての加工食品に原料原産地表示の表示義務を課すべき」という意見が最も多く寄せられていたにも関わらず、それが盛り込まれていません。それでは何のための意見募集なのか意見を聞いた甲斐がありません。検討会のあり方や消費者庁の姿勢が問われます。</p> <p>消費者庁は来年の通常国会に向け、法案作成をすすめています。食品表示のあり方は消費者にとって健康や命に係わる非常に重要な問題であり、大きな関心事です。十分な周知も論議も尽くされないまま、拙速に法案を提出することは誠に慎むべきです。また法案においてこれまで築き上げられた表示制度の後退があってはなりません。消費者の意見を尊重し、反映させた法案とすべきであり、次の点を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、議論を継続し、拙速な法案提出はしないこと</li> <li>1、「消費者の知る権利、選択する権利、意見が反映される権利」を明記すること</li> <li>1、すべての加工食品（中食、外食も含め）に「原料原産地表示」を義務付けること</li> <li>1、「遺伝子組み換え表示」は飼料も含め、現行の表示基準をEU並みに引き上げ、表示すること</li> <li>1、添加物の一括表示をやめ、物質名と使用目的を明記すること</li> <li>1、製造年月日を表示すること</li> <li>1、保健所をはじめ施行・監視体制を拡充させること</li> </ol>

		1、事業者への罰則規定を強化すること
28	新食品表示制度についての意見	<p>食品表示は何よりも消費者の安全を確保するための制度です。食品添加物は食品衛生法で原則として物質名すべて表示することになってはいますが、実態は20%前後しか表示されていません。</p> <p>「一括名表示」や「簡略名表示」をやめ、全ての物質名を明記してください。</p> <p>現在、世界一ともいえる指定食品添加物ヨーロッパに比べて緩い規制です、ヨーロッパでは遺伝子組み換え食品はほとんど認められていません。</p> <p>「遺伝子組み換え表示」や「原料原産地表示」を義務付けて下さい。</p> <p>「消費者が食品について正確な情報を知る権利」を明記して下さい。</p>
29	-	<p>食品衛生法、JAS法健康増進法のうち、表示部分を一元化</p> <p>現在それぞれの法が微妙に絡むため消費者、事業者にとって判りにくい状態であるためそれを一本化して体系を整備していく事はあるべき事と思われる。</p> <p>栄養表示の義務化</p> <p>近年の健康志向、食に対する関心から考えればそれぞれの食品の栄養成分を表示していくことは良い事と思うが、中小零細の多いこの豆腐業界においては対応することは一部の企業を除いて難しい。</p> <p>包材等の更新にかかる経費もあり、以前より対応している「原料、原産地ガイドライン」と絡めて緩やかな変更を望む。</p>
30	-	<p>国民の健康や命にかかわる食品の表示は、消費者にとって大変重要な問題であり、大きな関心事です。消費者が食材を手にしつつ直接確認できる唯一の情報は食品表示です。</p> <p>食の安全に関しては生産・流通・消費のどの一つに問題があっても、深刻な事態になります。食の安全に関して、これらどの段階でも事前にリスクをなくすよう管理をすることが重要です。食品表示は、生産から消費までのすべてを把握する大切なものです。この食品表示を簡素化や“コスト軽減”を望む事業者の意見にあわせたものにするのは、国民の健康と命を軽んじていると受けとるしかありません。</p> <p>「食品表示一元化」によってこれまで築き上げられてきた表示制度を後退させないでください。「すべての加工食品の原料原産地表示」を義務付けてください。</p> <p>「遺伝子組み換え表示」は飼料も含め、現行の表示基準をEU並みに引き上げ、表示してください。「食品添加物の表示」は一括表示をやめ、「物質名と使用目的」を明記してください。「製造年月日」を表示してください。保健所をはじめ施行・監視体制を拡充させてください。</p>
31	新食品表示制度についての意見	<p>食品表示一元化により、簡略化され、大事なことが表示されないということがおこらないようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加工食品についても原料原産地表示を行うこと</li> <li>・「遺伝子組み換え食品」のきちんとした表示を行なうこと</li> <li>・「乳化剤」「香料」「アミノ酸等」というような一括表示ではなく具体的に「ソルビット」「リン酸塩」「トランスグルターゼ」「デキストリン」というように、どんな添加物が使われているかわかるように表示すること</li> <li>・食用油や醤油も表示対象外にするのではなく表示すること</li> <li>・5%までは混入を認めるという立場ではなく、わずかしが含まれていない場合</li> </ul>

		も表示すること
32	新食品表示制度についての意見	<p>食品表示においてはその原点、すなわち「使ったものは正しく表示し、使わないものには言及しない」を厳しく守るべきと考えます。いわゆる「無添加表示」「〇〇不使用表示」「ゼロゼロ表示」等が氾濫し、消費者を混乱させています。消費者の誤解に付け入る事業者のモラルにも問題があります。新食品表示制度において分かりやすい表示を実現させるためにもこれらの用語の使用の大幅な制限、もしくは禁止が大前提になるものと思います。</p> <p>新食品表示制度は、食品表示一元化検討会の報告書の趣旨に沿った形で法律が定められることを期待します。また、多くの消費者だけではなく事業者にとっても意味のある表示制度が作られることを期待します。義務表示が拡大する方向と思いますが、表示内容が行政として検証が出来ない事柄までも義務化すると、表示違反や偽装の温床になる可能性があります。また、義務表示事項は食品安全を最優先にすべきですが、国外事例が必ずしも日本人にとってのリスクとはならない場合もありますので、義務表示事項の選定には慎重かつ冷静に判断されることを望みます。</p> <p>表示事項の拡大は消費者利益を増大する反面、社会的コストも増大させます。社会的コストの増大に見合った消費者利益の増大となるようにそれらのバランスの取れた表示制度が作られることを期待します。</p>
33	新食品表示制度についての意見	<p>表示を簡単にするのではなく、製造年月日、加工食品の原料原産地表示をぜひとも義務づけさせて欲しいです。又「遺伝子組換え」表示は現行の表示基準をEJ並みに引き上げて下さい。そしてこの議論をもっと国民に知らせ継続し拙速な法案提出はしないで下さい。もっと日本国民のことを考えた食品表示にしてください。</p>
34	新食品表示制度についての意見	<p>①食品衛生法・JAS法・健康増進法のうち、表示部分を一元化 上記については、かねてより消費者・事業者から複雑でわかりにくいと、苦情が多く聞かれ、マニュアルはあるものの詳細についての、問い合わせに二転三転することが多く、一貫した答弁が得られない事が多く見られた、この度、一元化して体系を整備、用語を統一することは望ましいと考えます。</p> <p>② 栄養表示の義務化 豆腐類の栄養表示については、日本食品標準成分表を基礎とした算出データを参照可能として、いただきたい。</p> <p>③ 是正措置及び執行体制の整備・申出制度の対象拡大 上記につきましては、まず、無理のない制度の導入、スムーズな制度導入のうえで規制強化されたい。</p> <p>④ 豆腐フィルムの表面面積は限られていて狭く、現状でもいっぱいなのに、新食品表示制度によるカロリーや栄養表示が加わると、物理的に、表示困難となるため、字体の大きさ8ポイント以上の制限を解除していただきたい。</p> <p>⑤ その他 くれぐれも消費者視点から安易に表示義務範囲の拡大・変更のないように配慮されたい。 旧表示・新表示の変更期間を長くっていただきたい、残存包材の破棄を防止していただきたい。</p>
35	-	「食品販売者・製造者の表示について」

	<p>食品の販売者・製造者を明確に表示して頂きたい。販売者〇〇〇(株)MK の様に販売者は本社名を記載し製造工場については、記号で表示している商品が大手メーカーに多く見られる。どこの工場で製造しているのか記号では消費者には全く分からない。プライベートブランド (P.B 商品) についても販売者だけの表示が多く見られますが製造者名の表示を厳守すべく確立して頂きたい。</p> <p>「牛乳・加工乳・乳飲料の生乳使用量の表示に関して」  現在、牛乳・加工乳・乳飲料の生乳使用量の表示は 100%、50%未満となっています。その為、生乳の使用量が 5%でも 10%でも 50%未満と表示されていますが、生乳使用量の表示を実質使用量への改定を望みます。消費者からすれば 5%使用でも 50%未満と言う事は疑問に思われます。</p> <p>「食品の賞味期限と消費期限の表示に関して」  賞味期限と消費期限は解釈の違いで二区分されている様ですが賞味と消費は紛らわしく一本化できないものではないでしょうか。又、生鮮食品・要冷蔵食品等は食品の温度管理によっては品質が著しく変わります。少子高齢化の進行する今日、スーパー、コンビニや牛乳、弁当、惣菜医療食業者の宅配への参入が急増しておりますが、食品の宅配事業に関して温度管理・衛生管理（配達車両、温度 10 度以下・衛生設備）の規制が全くされておらず、野放し状態と言っても過言ではありません。製造者から消費者に至るまでの食品の安心安全をはかる食品流通衛生管理法の制定が急務と考えられます。生肉食の事故の様に犠牲者が出てから規制すると言う後手のない様是非、制定へ取り組んで頂きたく願っております。</p>
36 -	<p>わかり易く実効性のある食品表示にするためにつぎの表示拡充を要望します</p> <p>加工食品について  すべての各原料について原産国、遺伝子組み換えの状況（有無・不明など）、動物由来のものについては飼料・利用部位などを 消費者にわかり易く項目ごとにまとめて表記。  使用量の少ないものでもすべての材料を対象とすること。  化学的にはほとんど区別できない光学的異性体でも生物学的には全く違うと云う事実もあります。遺伝子組み換え農作物や個々の合成材料については 未だ食品としての評価には未知の部分も多い。消費者は GM 材料など使用の正確な情報を得て選択をしたいのです。</p> <p>食品添加物は多少にかかわらずすべて具体的な物質名で、その利用目的もカッコつきで簡明に表記することを義務化する。</p> <p>外食メニューについて  原材料名（具体的に原産国、GM 材料の使用の有無、使用部位）、食品添加物は名称と使用目的の表示を義務づける。</p> <p>アレルギー関係  わかり易いところに材料名、物質名等で明記する。  蛇足ながら検査体制を厳格にして 罰則を強化、消費者が安心して食品選択ができるように改定することを要望します。</p>

37	新食品表示制度についての意見	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新食品表示法の目的に、消費者の知る権利を明記すること</li> <li>2. 現行の表示事項を削減しないこと</li> <li>3. 現行の罰則制度を後退させないこと</li> <li>4. 執行体制を拡充強化すること</li> <li>5. 加工食品の原料原産地表示を拡充すること</li> <li>6. 遺伝子組み換え食品表示を拡充すること</li> <li>7. 食品添加物表示を拡充すること</li> </ol>
38	新食品表示制度の検討内容と原産地表示について	<p>加工食品における原材料の原産地表示を拡大することについては閣議で決定されたにもかかわらず、消費者庁の「食品表示一元化検討会」における事業者の反論により先送りされた。</p> <p>これは、消費者にとっての選択権を侵害することとなり、生産者側にとっても国産を選択してもらうための表示がされないことは、表示制度そのものを後退させるものである。</p> <p>したがって、速やかに加工食品における原料原産地表示の拡大を進めるよう要望する。</p>
39	新食品表示制度についての意見	<p>(1) 基本的には食品表示検討会の報告書に沿ったものとしてほしい。 (とにかくわかりやすい法律としていただきたい。)</p> <p>(2) 消費者サイドに偏らず、食品製造業者にとっても良い方向となるものにしてほしい。</p> <p>(3) 義務表示事項は、真に“食の安全”に関係するものとし、食品製造業側に意味の無い負担を強いるものにはしてほしくない。</p> <p>(4) 法律を悪用しての利益追求の道具とされないよう、しっかりした制度を確立していただきたく。以上</p>
40	-	<p>爺さんは13年前から発信しています、食品の表示の義務が無いから、何でも出来るのが今の現状です、JIS法においては〇〇の過程では公開が義務化されています、いや、そんな事よりも日本の食糧事情にとっては食材の公開は絶対の必要な原点ともいえます、なぜ それはこれらを読んでいる貴方、貴方は訳の分からない水を、空気を子供に与えますか、食は命の源なのです、しかもその命の源を外国産の食糧で支えられている現状を・・・何とする、そうなのです、キチンと国産の食材であることを国民に知らしめ、国産の食材を消費すること、でないと日本の農、畜、漁、生産者は崩壊日本の自給自足率は39%でお米を除いた食糧は17%しかないのが現状です、数値から言えば壊れています、地球の作物には限界が、異常気象、温暖化、人口の増加、TPPの問題、食糧を輸入する船の燃料高騰、食の安心安全性、などを考えていかないといけない時代です、</p> <p>実際に食の安心安全、などに関しましては、みなさん懸命に・・・やられている事はホームページなどで公開してはいますが、爺さんが言いたい事は、水面下ではどのような事柄が・・・皆さんには理解できない事が水面下では行われています、それらを知らずして食の有り方を方ってほしくない、むしろ 逆効果にも発信します、長くなりますので要点を、食の安心、安全、農、畜、漁。生産者、自給自足率、の向上には原産地、原材料の公開がなくては有り得ない</p> <p>数年前にいろいろな食にまつわる事件がありました。そんな教訓を生かさねば国</p>

		<p>民は無関心です、それは日本は食糧が豊に有りますから国民は食糧に関して無関心なのです、この食材は何、何処の、どうやって、何で加工されているか等の関心が薄い・・・が、為 大手加工食品会社、飲食店、などなどが法にふれないところでやりたい放題です</p> <p>それはそれで法に触れなければ・・・でもですね、原産地、原材料の公開がされれば日本は変わります、TPP、の問題も注目されています、日本の総理にすれば日本には食糧が生産されない、こんな現状では輸入せざる得ないのではないのでしょうか、</p> <p>TPPがどうのこうの問題ではなくいかにして国産の食糧を豊に未来の子供たちに残す、それは国産の食糧を消費しなければどんなに農家が頑張っても売れません、安心安全には国産思考の方も増えています、ですから原産地、原材料の公開が必要なのです、それでも外国産を食べ続ければ農家は崩壊します、それは政治の責任ではなく国民が選んだ選択なのです、</p> <p>食糧は経済全体にかかわります、食育、食文化、健康、などと全ての問題です、すでに中国、朝鮮、ロシア、などは国家プロジェクトとしロシアに穀物をと新聞で見ましたが、日本は何を農家に助成金？補助金として年間8000億円バラマキ</p>
41	-	<p>TPP 参加で食品の表示がなくなると聞きました。  ぜったいそれはやめてください。  食の安全には表示がかかせません。  遺伝子組み換えの害が報告されていますし添加物の危険性もあります。  食品の表示をなくすことだけはやめてください。</p>
42	食文化に対する信用と安全を確保するために追加すべき表記	<p>食品表示制度には、食文化に関するものもあります。今回の新食品表示制度において、その点に関する表記についても対応すべきです。対応すべき理由として、まず食の安全とは、食の選択の自由が守られた上で成り立つものであるということがあげられます。それは、信仰・心情の自由と食の自由という消費者の権利を守ることでもあるわけです。日本は食文化を世界に発信しようとしてもいます。観光庁においても多様な食文化に対応すべき時代にあって「多様な食文化・食習慣を有する外国人客への対応マニュアル」をまとめて公開しています。その意味においても、食品表示上で安心して多様な食文化に対応したものを選択できることが重要であるといえるでしょう。また、イスラム社会で日本の食品メーカーが不注意から問題を起こしたこともあったように、国際社会における食に関するリスク回避においても重要なものであるといえるでしょう。既に海外においては、食文化に関連した表示が実施されています。イスラムにおける「ハラール」マーク、ユダヤにおける「コーシャ」マーク、タイの「齋（ジェー）」マーク、インドにおける「ベジタリアン・マーク」「ノンベジタリアンマーク」、イギリスや欧州における「ヴィーガン認定マーク」などがあり、食に関する安全と安心を消費者に与えています。ハラールやコーシャの様に、原材料や使用食材だけでなく、プロセスも含めた認定マークは、食品表示制度そのものには合いませんが、食品に関する部分については参考になるものといえるでしょう。日本ベジタリアン学会推奨マーク認定制度というものも国内にあります、やはり民間任せだけでは</p>

		<p>なく、基本となる部分については、国としての食文化への姿勢を示す意味でも国の食品表示制度のなかに、その基準を明記すべきであると考えます。インドやタイの表示を参考にするのが、アジアにおける食という意味でも良いと言えるでしょう。日本の食文化には精進料理など、まさに文化としての食が存在しています。それは食品の原材料や加工食材と深く関わっているものです。正しい文化の継承と、安心した購買ができるように、食品表示に純菜食、乳菜食、乳卵菜食、非菜食といった分類を行うべきであると提言し要望致します。</p>
43	-	<p>現行の食品表示は消費者にとってとても分かりにくいものです、それを一元化し消費者に分かりやすくするというこの度の新食品表示制度は歓迎いたします。ただ、「消費者に分かりやすい」という点を重視して頂きたく思います。例えば現行遺伝子組み換え原料に関しては表示が無くても使用されています。表示を見ても消費者に使用しているかいないか一目で分からないものでは意味がありません。</p> <p>ぜひ、消費者に分かりやすいという観点を持って、加工食品の原料原産地表示と遺伝子組み換え食品表示について、速やかに検討に入ってください。</p>
44	-	<p>「新食品表示制度のポイント」では、表示義務付けの目的を「食品の安全性確保及び消費者の適切な商品選択の機会の確保に資する表示に拡大」としていますが、「消費者の権利」が明確にされていないのは、非常に遺憾です。新食品表示制度の中で、「消費者の権利」を明記してください。</p> <p>「消費者基本計画」には、「加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大します。」とうたわれています。そして、上述の「食品表示をめぐる主要な論点」では、「加工食品の原料原産地表示の拡大」が主要な論点の一つとして掲げられています。この間その検討は、消費者委員会・食品表示部会の「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会」で進められてきましたが、平成23年8月の消費者委員会で確認された同調査会の報告書の内容は、かつて平成21年8月の厚生労働省・農林水産省合同の「食品の表示に関する共同会議」の報告書から、実質的にほとんど進展のないものに終わりました。</p> <p>また今回の食品表示一元化検討会においても、検討会で長い時間をかけて議論されたにもかかわらず、報告書の本文にそれがまったく盛り込まれず、「加工食品の原料原産地表示に関する検討会における議論の経緯」という資料に止まってしまったことは、大変残念です。</p> <p>加工食品の原産地に関する誤認を防止し、消費者の選択の権利の行使に資するために、加工食品の原料原産地表示をJAS法から切り離し、表示の拡大を進められる法体系を新たに整備することを求めます。「食品表示一元化法に関する当面のスケジュール」では、加工食品の原料原産地表示について「新たな検討の場での検討（対象品目の選定2要件の見直し等）」と明記されています。「対象品目の選定2要件の見直し」については速やかに、かつ確実に実施してください。8月28日に食品表示を考える市民ネットワークが開催した院内学習会では、加工食品の原料原産地表示や遺伝子組み換え食品表示について前向きな事業者の意見を聞くことができました。このことも踏まえ、この課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えることを求めます。</p> <p>そして、原料のトレーサビリティの仕組みを制度運用の担保として、原則としてすべての加工食品を対象とし、構成重量が上位の原材料について原産地表示の義</p>

	<p>務化を求めます。</p> <p>「消費者基本計画」には、「遺伝子組換え食品の表示義務の拡大や食品添加物の表示の在り方について、国際的な対応状況等を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分な研究を行い、検討します。」とうたわれています。同じく上述の「食品表示をめぐる主要な論点」では、「遺伝子組換え食品の表示義務」も主要な論点の一つとして掲げられています。国などによるこれまでの調査で、多くの消費者が遺伝子組み換え食品はできれば食べたくないと考えており、遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大を求めていることは明らかです。にもかかわらず、消費者は、遺伝子組み換え由来の食品を、そうとは知らずに食べてしまっている現状があります。これは、現在の遺伝子組み換え食品の表示義務制度に重大な欠陥があり、消費者の誤認を招いているためです。</p> <p>重大な欠陥とは、義務対象品目とそのほかの品目で、「表示なし」の意味がまったく逆であることです。義務対象品目では、「表示なし」は遺伝子組み換え由来ではないことを意味します。一方、そのほかの品目では、遺伝子組み換えまたは遺伝子組み換え不分別由来の可能性を意味します。遺伝子組み換え食品を食べたくないと考えている消費者が、ほとんどの品目にその表示がない市場において、その意思にもとづいて選択して購入するためには、33の義務対象品目を暗記する必要があります。現実的に、それは不可能といえます。そして今後、さらに義務対象品目が増えれば、それはさらに困難になるというジレンマを制度的に抱えています。</p> <p>この欠陥は、EUのようにすべての品目を義務表示とすることによって解決できます。すなわち、遺伝子組み換え由来は「遺伝子組換え」と表示し、由来でないものは表示なしとするシンプルな表示制度です。この新しい表示制度の運用を担保するのは、同じく原料のトレーサビリティの仕組みです。上述のとおり、原則としてすべての加工食品を対象として原産地表示の義務化が実現できれば、その仕組みを活用して、遺伝子組み換えについても、すべての品目を義務表示とすることが可能になります。</p> <p>遺伝子組み換え食品に関する誤認を防止し、遺伝子組み換え食品の表示をJAS法および食品衛生法から切り離し、表示の拡大を進められる法体系を新たに整備することを求めます。そして、原則としてすべての食品を対象とし、構成重量が上位の原材料について表示の義務化をもとめます。</p> <p>消費者の声が十分に反映される場で速やかに検討に入ってください。</p>
45	<p>原料原産地の義務表示等について</p> <p>「食品表示一元化検討会」の報告書において、「原料原産地表示」に関しては“食品表示の一元化の機会に検討すべき項目とは別の事項として位置付けることが適当である。”とされたことは、賢明なご判断がなされたものと考えます。しかしながら、同報告書が公表された以降においても、一部の消費者団体や生産者団体から原料原産地表示の義務化を求める声や、消費者庁の「新食品表示制度のポイント（イメージ）案」において“加工食品の原料原産地表示は、法案成立後、新たな検討の場で検討”とし、“当面は、消費者基本計画や食料・農業・農村基本計画に基づき、対象品目を着実に拡大”とされ、内閣府令・告示レベルで対応するとされていることは、果実飲料への義務表示論議が数年前に逆戻りするのではと、大変危惧しております。現在、JAS法下で義務化されている品目は、一次産品や加工食品であってもリパック可能なもの、あるいは原料の供給国が極め</p>

		<p>て限定されたもののみです。しかし、果実飲料製品はリパックできませんし、原料果汁の供給国が極めて広範囲に及んでおります。仮に、新たな検討の場において検討の結果、果実飲料に対して義務化を求めることとされる場合には、内外無差別の原則の下、国内製造品に限らず、海外製造品にも適用されるよう強く求めます。もしも、この義務化を国内製造品に求める一方で、海外製造品には求めないとなれば、果実飲料が海外製造 → 輸入へとシフトし、国内果実飲料業界の空洞化、ひいては国内果樹農業にも大きなダメージを与えることは間違いのないことと考えます。 “消費者の商品選択に資する” ことのみをターゲットとする偏向的な施策の導入では、結果的に国内の果実飲料業界や果樹農業の疲弊を招き、ひいては我が国経済社会の構成員である消費者の利益をも損なうものと考えます。 この点、果実飲料業界では、果汁協会が中心となって“消費者の商品選択に資する”一助として、国産果汁のみを使用した果実飲料製品については“〇〇県りんご使用”等の産地「強調表示」を推奨しております。新法令においても、罰則を伴う「義務表示」ではなく、このような任意の「強調表示」を推進していくべきものと考えます。 なお、環境負荷を軽減し、食品容器包装のリサイクルに貢献する「印刷瓶入り果実飲料」に係る表示については、現行のとおり、王冠部分の表示のみで足りるように配慮願います。</p>
46	-	<p>食品表示は消費者がその中身を知るために表示されるはずのものです。消費者はその商品の情報は表示からしか得ることができません。消費者の権利を十分行使できるような表示を求めます。多様なニーズに応じた商品が作られていますが、表示が十分ではないために、よくわからないまま、選択をせざるを得ない状況で、それを改善するのが今回の検討であるはずで、製造者の都合を優先するべきではありません。文字が小さくならうとも、消費者が望むものを選択できるように、製品の中身・情報は全て明らかにすることを強く望みます。</p> <p>表示を見る、見ないは消費する側の自由ですが、みたい、知りたいと思う消費者にとって、割愛された表示では、保障されている知る権利が制限された状態となり、十分行使できず、たいへん不満です。商品を選びたいと思っている消費者のめに、情報は開示されているべきです。</p> <p>一括表示や加工助剤、キャリアオーバーなどの食品添加物の表示免除はなくし、原料産地、GMか否か、など、情報を開示した表示を強く望みます。</p>
47	新食品表示法（仮称）への要望	<p>現行の複雑な表示ルールを一元化して体系整備されることに大いに期待しています。食品表示法（仮称）の目的である「食品の安全性確保」及び「消費者の適切な商品選択の機会の確保」に鑑みて、下記項目についてもご検討願いたく、意見提出いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現行三法（食品衛生法、JAS法、健康増進法）で規制されていない表示であっても、「食品の安全性確保」や「消費者の適切な商品選択」を妨げているものがあれば、規制対象とするようにお願いします。例えば、食品添加物に関する「無添加」「〇〇不使用」等の表示は、消費者に誤解を与え、あるいは消費者の誤解を利用したものであると指摘されています。</li> <li>2. 食品添加物の表示ルールはあまりに複雑で消費者にとって分かりにくいものとなっています。そもそも食品と食品添加物との区分は国ごとに異なる場合もある等、原材料としての表示ルールに著しい差を設ける合理性はないと考えます。ただし、食品添加物は消費者になじみのない名称が多いことから、物質名と用途</li> </ol>

		<p>名との併記を義務付け、これにできるだけ一本化することがわかりやすいと考えます。</p> <p>3. 食品添加物は、厚生労働省の定める食品添加物公定書の規格に従って、各社が一定の品質のものを製造しています。食品添加物については、原則として栄養成分の計算値を定めていただき、それをもって栄養成分表示に使用できるように整備をお願いいたします。</p>
48	-	<p>1. 「(4) 義務表示事項の範囲」の「基本的考え方」や「新たな義務付けを行なう際の考え方」などを見ると、加工食品の原料原産地や遺伝子組み換え食品の表示問題が「食品の安全性その他の消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な事項」とされていません。消費者の意識がそこまで高まっていないという見立てだと思いますが、「寝た子を起すな」の論理です。消費者政策の基本として謳っている「消費者の自立」を図るためにも、早期の段階での制度への反映を強く求めます。</p> <p>2. 「将来的な表示事項の見直し」の項目で、コーデックス委員会や他国の動向を踏まえることが言及されていますが、日本としての主体的な判断が強調されてしかるべきです。TPP への参加論議を見ても食の安全を保障する制度を簡素化する方向性にあることを懸念します。</p> <p>3. 「(3) 新しい食品表示制度の在り方」で、「新たな食品表示制度の検討に当たっては、その表示が、消費者がその表示を見付け、実際に目で見て(見やすさ)、その内容を理解し、消費者が活用できる(理解しやすさ)ものになっているか否かの視点をもって検討を行う必要がある。」という認識に賛同します。その視点に立てば、「糖質ゼロ」「糖類ゼロ」など栄養強調表示が消費者の優良誤認につながる事例もあることから一定の歯止めが必要です。</p>
49	-	<p>遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大が進むように法体系を整備することを希望します。</p> <p>「消費者基本計画」(平成22年3月)には、「遺伝子組換え食品の表示義務の拡大や食品添加物の表示の在り方について、国際的な対応状況等を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分な研究を行い、検討します。」(施策番号75)とうたわれています。同じく上述の「食品表示をめぐる主要な論点」では、「遺伝子組換え食品の表示義務」も主要な論点の一つとして掲げられています。国などによるこれまでの調査で多くの消費者が遺伝子組み換え食品はできれば食べたくないと考えており、遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大を求めていることは明らかです。にもかかわらず、消費者は、遺伝子組み換え由来の食品を、そうとは知らずに食べてしまっている現状があります。これは、現在の遺伝子組み換え食品の表示義務制度に重大な欠陥があり、消費者の誤認を招いているためです。</p> <p>私は2010年アメリカにNON-GMの飼料の視察に行き遺伝子組み換え作物の広がりを実感してきました。またこの夏は佐賀にありますモンサントの実験圃場に見学に行きましたが、お話を聞いて違和感を持ちました。消費者の食べたくないという選択をきちんとできるように表示をするべきです。遺伝子組み換え食品を食べたくないと考えている消費者が、ほとんどの品目にその表示がない市場において、その意思にもとづいて選択して購入するためには、33の義務対象品目を暗記する必要があります。現実的に、それは不可能といえます。そして今後、さら</p>

	<p>に義務対象品目が増えれば、それはさらに困難になるというジレンマを制度的に抱えています。遺伝子組み換え食品に関する誤認を防止し、消費者の選択の権利の行使に資するために、遺伝子組み換え食品の表示を JAS 法および食品衛生法から切り離し、表示の拡大を進められる法体系を新たに整備することを求めます。そして、原料のトレーサビリティの仕組みを担保として、原則としてすべての食品を対象とし、構成重量が上位の原材料について表示の義務化を求めます。飼料も対象にできるように検討において考慮してください。「食品表示一元化法に関する当面のスケジュール」では、遺伝子組み換え食品表示について、法案成立後に新たな検討の場で検討するとされています。消費者の声が十分に反映される場で速やかに検討に入ってください</p> <p>検討にあたっては、これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えることも含め、消費者の声が十分に反映される場を設定し、消費者の知る権利の確保を実現してください。</p>
50	<p>新食品表示制度についての意見</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新食品表示法（仮称）の目的に「消費者の知る権利、選択する権利の確保」を権利として明記することを求めます。食品表示を適正なものにすることで、消費者の安全を確保するためには、事業者に対して必要な情報を開示させ、それに対して選択できることを消費者の権利として認める必要があります。消費者が誤認することなく、自主的で合理的な商品選択が確保されるよう、消費者の権利を明記した新食品表示法を求めます。</li> <li>2. 全ての加工食品の原料原産地表示の義務化を求めます。原料原産地表示は、食品の安全性そのものを示す情報ではありませんが、その食品のトレーサビリティを知ることによって消費者が安全性に関して自ら判断し選択するための大切な情報の一つです。外食・中食も含めて、原則全ての加工食品において義務化を行うべきです。</li> <li>3. 全ての遺伝子組み換え（GM）食品・飼料表示の義務化を求めます。消費者の多くは GM 食品に不安を持ち、食べたくないと考えています。しかし、現行の制度では選択できません。EU では表示及びトレーサビリティ制度の対象となり、全ての食品が対象となっています。意図しない混入率は 0.9%未満（日本 5%未満）です。情報を正しく知り、選ぶことができる EU 並みの表示制度を求めます。</li> <li>4. 食品添加物の一括名、簡略名の廃止および原材料と添加物を分けて表示することを求めます。消費者は添加物の少ない安全な食品を求めています。しかし、現行の制度では、使用されている多くの添加物が隠されています。例えば「調味料（アミノ酸等）」のような一括名やリン酸化デンプンなど化学合成デンプンを簡略名の「加工デンプン」と表示しています。一括名、簡略名を廃止し用途と物質名を表示、原材料と添加物を分けて明確に表示することを求めます。</li> <li>5. 加工食品の原料原産地表示、遺伝子組み換え食品表示、食品添加物表示に関する検討の場を早急に設置することを求めます。また、検討の場には真に消費者の意見を代弁する代表および消費者のために積極的に表示の実践をしている事業者を委員に選出することを求めます。</li> <li>6. 新食品表示法（仮称）でも、表示基準は内閣府令・告示で定めることとされるようですが、食品製造業者等は表示基準に従って食品に表示をしなければならないこととされており、法の理念が適正に実践されるためには基準についても消費者の意見を聴取する機会を設けることを求めます。</li> </ol>

		<p>7. 新食品表示法（仮称）においては、表示基準を守らない不適正表示に対しては、全ての事項について指示等の行政措置をとることができるようにすることを求めます。</p> <p>8. 表示基準を守らない不適正表示の疑いがある場合の調査権限については、現行の3法の報告徴収、臨検検査及び収去等すべての権限を引き継ぐべきは当然ですが、調査の充実の観点から、帳簿書類の提出命令等を追加し、違反者に対する罰則の強化も必要です。</p> <p>9. JAS法においては、品質に関する表示が適正でないために一般消費者の利益が害されている場合には内閣総理大臣等に対し適切な措置をとるべきことを求めることができる（申出制度）こととされていますが、申出の対象を、新食品表示法（仮称）では全ての食品の表示に拡大すべきです。</p> <p>以上。</p>
51	消費者のためとなる新たな食品表示法の制定を求める意見書	<p>1 新たな食品表示法の法案作成に先立ち、次の点を十分検討すべきである。</p> <p>(1) 食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）、健康増進法及びその他の法令における食品表示規制の統合の検討。</p> <p>(2) 食品表示の監視指導の在り方、表示違反に対する勧告制度や申出制度等の規制の整備及び執行部門の強化、表示・規格指導官（以下「食品表示Gメン」という。）を消費者庁へ移行させることなどの総合的な検討。</p> <p>2 新たに制定される食品表示法の内容には、次の点が盛り込まれるべきである。</p> <p>(1) 消費者に、食品の安全を求める権利、食品の内容を知る権利、食品の選択の自由の権利、食品による健康増進の権利があること、これらの権利を確保するために食品表示に関する適正な規制を行うことを目的とすることを明記すること。</p> <p>(2) 食品表示の義務表示事項については、現行の表示事項を維持するとともに、表示義務の例外規定を整理し、もって、消費者が食品の内容を正しく理解できるよう表示のルールをわかりやすくすること。</p>
52	-	<p>製造にあたるのか、加工にあたるのかの判断に迷います。保健所への相談での地域によって異なります。表示制度改正のときに検討して欲しいです。また、栄養成分は全ての販売商品の記載する必要が本当にあるのですか？月桂樹の葉、成分のブレが大きい生鮮品（スライスした豚肉、お刺身、トマト・・・）など</p>
53	-	<p>1. 新食品表示法（仮称）の目的に「消費者の知る権利、選択する権利の確保」を権利として明記することを求めます。食品表示を適正なものにすることで、消費者の安全を確保するためには、事業者に対して必要な情報を開示させ、それに対して選択できることを消費者の権利として認める必要があります。消費者が誤認することなく、自主的で合理的な商品選択が確保されるよう、消費者の権利を明記した新食品表示法を求めます。</p> <p>2. 全ての加工食品の原料原産地表示の義務化を求めます。原料原産地表示は、食品の安全性そのものを示す情報ではありませんが、その食品のトレーサビリティを知ることによって消費者が安全性に関して自ら判断し選択するための大切な情報の一つです。外食・中食も含めて、原則全ての加工食品において義務化を行うべきです。</p> <p>3. 全ての遺伝子組み換え（GM）食品・飼料表示の義務化を求めます。消費</p>

		<p>者の多くは GM 食品に不安を持ち、食べたくないと考えています。しかし、現行の制度では選択できません。EU では表示及びトレーサビリティ制度の対象となり、全ての食品が対象となっています。意図しない混入率は 0.9%未満(日本 5%未満)です。情報を正しく知り、選ぶことができる EU 並みの表示制度を求めます。</p> <p>4. 食品添加物の一括名、簡略名の廃止および原材料と添加物を分けて表示することを求めます。消費者は添加物の少ない安全な食品を求めています。しかし、現行の制度では、使用されている多くの添加物が隠されています。例えば「調味料(アミノ酸等)」のような一括名やリン酸化デンプンなど化学合成デンプンを簡略名の「加工デンプン」と表示しています。一括名、簡略名を廃止し用途と物質名を表示、原材料と添加物を分けて明確に表示することを求めます。</p> <p>5. 加工食品の原料原産地表示、遺伝子組み換え食品表示、食品添加物表示に関する検討の場を早急に設置することを求めます。また、検討の場には真に消費者の意見を代弁する代表および消費者のために積極的に表示の実践をしている事業者を委員に選出することを求めます。</p> <p>6. 新食品表示法(仮称)でも、表示基準は内閣府令・告示で定めることとされるようですが、食品製造業者等は表示基準に従って食品に表示をしなければならぬこととされており、法の理念が適正に実践されるためには基準についても消費者の意見を聴取する機会を設けることを求めます。</p> <p>7. 新食品表示法(仮称)においては、表示基準を守らない不適正表示に対しては、全ての事項について指示等の行政措置をとることができるようにすることを求めます。</p> <p>8. 表示基準を守らない不適正表示の疑いがある場合の調査権限については、現行の 3 法の報告徴収、臨検検査及び収去等すべての権限を引き継ぐべきは当然ですが、調査の充実の観点から、帳簿書類の提出命令等を追加し、違反者に対する罰則の強化も必要です。</p> <p>9. JAS 法においては、品質に関する表示が適正でないために一般消費者の利益が害されている場合には内閣総理大臣等に対し適切な措置をとるべきことを求めることができる(申出制度)こととされていますが、申出の対象を、新食品表示法(仮称)では全ての食品の表示に拡大すべきです。</p> <p>以上。</p>
54	-	販売者の表示はあるが、製造者などの表示のないものが多く見られる また国産であるかなども明記すべきでは？
55	-	食品の加工度が高くなるにつれ、消費者が自らの健康のための判断材料として頼れるのは食品表示です。生産財としての経済性が、消費者の知る権利に優先されることのない決定を期待しています。具体的には加工食品の原料原産地表示は、原則としてすべての加工食品を対象とすること。遺伝子組み換え食品の表示は、遺伝子組み換え由来のものは「遺伝子組み換え」と表示し、由来でないものは表示なしとするシンプルな方式にすることを望みます。
56	加工食品の原料産地表示について	食品表示についてお願いします。 スーパーマーケットの食品で、野菜・水産品、お肉などは産地表示していますが加工食品は原料の産地が不明です。 輸入原料を使用しながら国産品と誤認を与えている実態を是正し、市場において消費者が選択できる環境を整えるために、加工食品の原料原産地の表示制度を是

		非早急にすすめてください。
57	-	<p>製造所固有記号の制度は廃止してください。</p> <p>製造者の利益のみを優先し、消費者の利益は一切考えてない制度だと思います。現在の制度については提出するだけの一方通行となっており、現場での審査は行われず、提出しっぱなしとなっている。</p> <p>また、廃止の制度もなく製造所固有記号が現在も使われているのか無効なのかも判別できなくなっている。</p> <p>この制度は製造者が製造所を隠すための制度として活用されている。</p> <p>営業許可を得て製造しているのであるから製造所を堂々と書けばよいと思います。</p> <p>製造所固有記号が付いた商品に不良品が出た場合は、まず、製造所固有記号から製造所を探し出さなければなりません。この作業に時間がかかり、調査開始に時間がかかります。不要な労力だと思います。</p> <p>直接、製造所が書かれていればすぐ対処できます。消費者の安全を重視するのであれば、この製造所固有記号制度は廃止すべきだと思います。</p> <p>廃止し、必要な方は製造者と販売者を併記するようにすればよいと思います。</p>
58	新食品表示制度についての意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品表示一元化検討会では、私たちが主張してきた点はすべて先送りにされ、特に加工食品の原料原産地表示については、検討会で長い時間をかけて議論されたにもかかわらず、報告書の本文にそれがまったく盛り込まれず、大変残念です。</li> <li>・ ××××は、新食品表示制度について、これまでの主張どおり以下の点を改めて要望します。</li> <li>・ 食品表示一元化の目的に、消費者の知る権利・選択する権利の行使に資することを明記すること。新食品表示制度のポイントにこれが盛り込まれていないのは、非常に遺憾です。</li> <li>・ 加工食品の原料原産地表示は、消費者の合理的な商品選択に資するために、原則としてすべての加工食品を対象とすること。</li> <li>・ 遺伝子組み換え食品の表示義務化の拡大も、早急に検討すること。</li> <li>・ 法案成立後に新たな検討の場で検討するとされている加工食品の原料原産地表示と遺伝子組み換え食品表示については、消費者の声が十分に反映される場で速やかに検討に入ること。</li> <li>・ これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えること。以上</li> </ul>
59	新食品表示制度についての意見	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新食品表示法の目的に、消費者の知る権利を明記すること</li> <li>2. 現行の表示事項を削減しないこと</li> <li>3. 現行の罰則制度を後退させないこと</li> <li>4. 執行体制を拡充強化すること</li> <li>5. 加工食品の原料原産地表示を拡充すること</li> <li>6. 遺伝子組み換え食品表示を拡充すること</li> <li>7. 食品添加物表示を拡充すること</li> </ol>
60	食品表示の目的は安全性確保が最優	<p>食品表示一元化報告書において、食品表示の目的について「食品の安全性確保に係る情報が消費者に確実に提供されることが最も重要」とされたところです。そのとおりです。そこで以下2点を提案します。</p>

先	<p>1. 新食品表示法（仮称）では、食品表示の目的について、「食品の安全性確保に係る情報が消費者に確実に提供されることを最優先とする。」旨をまず明記すること。</p> <p>2. 食品衛生法、JAS 法、健康増進法（以下「3法」とする）以外の法令その他の事由により食品の安全性確保のために必要な表示が行われる場合（例：製造物責任法に基づく警告表示）、新食品表示法（仮称）に基づく表示基準（3法について規定）による表示が当該表示よりも優先されることがないように、法制上必要な措置が行われること。</p> <p>1. は、今後「表示基準」を整備していく過程で、或いは表示基準（手段）が所定の目的に対して適切であったかどうかを検証するために、必須の規定です。</p> <p>2. は、新食品表示法（仮称）に基づく表示基準が運用されていく過程で発生するかもしれない他の法令等との優先順位に関する運用上の問題を、未然防止するために必要と考えた次第です。</p> <p>別に、食品添加物を重量順に記載させる規定を将来的には廃止していくべきだと考えます。事業者には、添加物の表示順に注意することよりも、アレルギーの記載洩れをなくすこと等、真に食品安全に係る注意義務への注力を最優先させるべきです。</p> <p>機能や性質が異なる食品添加物を重量順に記載することに、食品安全上の意義は全くないはず。「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」についても、是非日本からコーデックス食品表示部会に提案して、「重量順で記載」の規定（4.2.1.2）から添加物を除外したいものです。</p> <p>以上、表示面積、視認性、消費者の理解（教育）、監視・処置・罰則、等々、優先順位を決めておかないと決められないことがたくさんあるので、「食品表示の目的は安全性確保が最優先」が新法に明記されるべき旨の提案を、させていただきました。</p>
61	<p>世界に遅れたままの食品表示制度改革を</p> <p>「世界の食品表示制度に取り残された日本の食品表示」について、あるべき姿を考察。</p> <p>1. 食品表示の目的と世界の概況. 各国の表示改革の実態 ①親切的な栄養内容。②主要及び特徴的原材料の%表示。主要国は義務化を実施済み。</p> <p>2. 日本独特な食品添加物表示の省略と名称の多様性。一括名表示の弊害、食品添加物の用途名、物質名の併記を。保存料無添加の弊害。</p> <p>3. 食品の地理的起源表示と原料原産地表示。加工食品原料原産地記載は日本と韓国に独特の制度。</p> <p>4. 主要国の食品表示制度の概要。EU、アメリカ、カナダ、オーストラリア、韓国。</p> <p>5. 強調表示の規制。天然、無添加、純粋、ゼロ、新鮮など、各国には規制がある。</p> <p>6. 食品関連法規違反の監視と取締。各国の制度を比較。JSA 法による緩い行政処分が種々の虚偽表示を産む。</p> <p>7. 表示違反取締の日韓差異</p> <p>8. 結語</p>

62	-	<p>新食品表示制度において、次の理由で「加工食品の原料原産地表示の義務付け」を盛り込むことを強く要請したい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、消費者の知る権利の保障と公正な競争による流通秩序の確立</li> <li>2、適正表示による表示の健全化</li> <li>3、食料自給率への寄与</li> </ol>
63	新食品表示制度についての意見	<p>現行の食品表示では、消費者が望む安心安全な食べ物を購入することは出来ません。一括表示などの誤魔化しは不必要です。食品への国民の意識は高くなってきていると思われる現在、以下の食品表示の義務化を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺伝子組み換え食品については、どのくらいの遺伝子組み換え作物が使用されているのか、きちんと表示を義務化していただきたい。</li> <li>・ 食品添加物については、アミノ酸等などの一括表示ではなく、全ての添加物の表示を義務化していただきたい。</li> </ul>
64	-	<p>遺伝子組み換えの食品表示に対してずっと懸念していたのですが、今回も表示義務化の拡大が検討されていないようで大変危惧しています。子供たちが大人になった後に禍根を残さないためにも、消費者が選ぶ権利を認めてもらいたいです。加工食品の原材料原産国原産地の表示に関しても同様に検討していただき表示義務を拡大してもらいたい。</p> <p>何よりも消費者の知る権利・選択する権利が重要であることを明記し、新食品表示制度の柱となるように盛り込むべきだと思う。</p> <p>人体に入り、身体に多大な影響を与える食品に関しては神経質すぎるくらいの細心の注意をはらってもらいたい。消費者はその表示により選ぶ権利を行使すべきである。</p> <p>そのためにも検討委員のメンバーにも知る権利を主張するような消費者代表のメンバーを入れて検討してもらいたい。</p>
65	「栄養表示義務化の法律制定は概ね5年後に」他	<p>意見 1.</p> <p>表示一元化検討会報告において次のこと等が明記されており、栄養表示義務化の法律制定は概ね5年後にすべきである。（以下の文章においては、法制化の目途が明確にされていない）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 栄養表示の義務化は、消費者側・事業者側双方の環境整備と表裏一体のものとして論ずべきものである。次の（5）と（6）では、このような観点に立って、あるべき義務化の枠組みと、その円滑かつ速やかな導入に必要な環境整備の内容について検討する。（p. 20）</li> <li>● 一定程度の猶予期間を設けた上で（5）の枠組みによる義務化を図ることとするが、それまでの間は、栄養表示の義務化を円滑に進めるために必要な環境整備として、現行制度において、まずは、次のア及びイに関する表示基準の改正等を行い、栄養表示の拡大充実を図っていくことが適当である。（p. 21）</li> </ul> <p>義務化導入の時期については、新法の施行後概ね5年以内を目指しつつ、（6）による環境整備の状況を踏まえ決定することが適当である。（p. 22～23）</p> <p>意見 2.</p> <p>① 今回の検討対象にトクホ等を含めた健康食品を除いた理由をお聞かせ下さい。</p>

	<p>② 今回は健康食品を除いているが、トクホ等を含めた健康食品に対する今後の行政の対応についてお聞かせ下さい。</p>
<p>66</p> <p>新食品表示制度についての意見</p>	<p>(1) 新たな食品表示制度について</p> <p>①表示スペースと見やすい大きな活字、義務表示事項の拡大の関係について  今回の食品表示一元化・新食品表示制度において大切なことのひとつに、消費者の約73%が求める「表示事項を絞り、文字を大きくする」ということへの対応が挙げられています。検討会報告ではそのことが取り上げられてはいるものの、結果的にはその意見に対して有効な対策は示されていません。和洋菓子など加工食品の包装は、安全、安心、扱いやすさという点などから個包装化が進み、表示スペースは小さくなっている現状があります。その限りある表示スペースと、見やすい大きな活字、さらに表示義務事項の拡大という三要素は相反する面があります。その点について具体的にどの様に対応すべきなのか、誰もが納得できるように明確な判断を示すべきだと考えます。</p> <p>②表示スペースの確保に関わる検討について  表示スペースが小さくなっていることにご理解をいただいていることによるものか、従来の一括表示に捉われず、他のスペースに表示を行わせるとか、表示スペースを確保するために表示方法や表示の場所を検討するとされていますが、立方体の包装容器であれば、裏面以外の側面に表示をすることも可能ですが、現実には表裏2面しか表示スペースのない包装も多数存在しています。その場合、「裏面だけで表示出来ないなら表面に表示させれば良い」というような議論が為されたと仄聞していますが、それは乱暴な考えであります。包装には様々な役割があることは、改めて指摘するまでもありませんが、そのひとつに商品の名称、商品の内容、その他商品特性を訴える販売促進のための告知を行う媒体としての役割があり、製造販売者にとって欠かせない重要な要素となっています。その媒体として使用している表面に、短絡的に義務表示を強いることは営業者の販売促進を阻害する要因ともなり、健全なる商行為を妨げることにもつながるもので、簡単に容認できることではありません。</p> <p>③WEB等を利用した表示について  表示スペースと見やすい大きな活字、表示事項の増加の三要素は相反する面があり、スペース的に対応が難しいことを認識しているせいでしょうか「WEB等の表示によって換えられるようにする」という記述がありますが、それは正にタメにする議論であって、栄養成分表示を義務化するために考え出された方策にしすぎません。WEB等を利用する表示とは、消費者に「買いに行く前にWEB等で確認しなさい」というのか、それとも「買って帰ってから確認しなさい」というのか、はたまた「スマホや携帯でQRコードを読み取って確認しなさい」ということなのか、その様なやり方では、まったく情報を得ることが出来ない消費者も多数生まれてくる可能性があります。たとえ誰であっても購入場所で商品を手にとって表示が確認出来ないということは、あってはならないことです。WEB等を利用する表示は、それを利用していない、利用出来ない消費者や零細事業者が多数存在している現状の中で、それ等の人々を置き去りにすることにもつながります。本来なら、消費者庁はこの様な人々をこそ守り保護していく考えに立</p>

つべきであるはずで、義務表示のための手段としてWEB等を利用することは不  
適当であります。

## (2) 栄養成分表示義務化について

我々団体の職にある者は、法律や法令が決まれば、会員に対してその内容の周知  
を図り、法を遵守することを求める責務があります。しかし、法の遵守を求める  
ためには、その法律が論理的にして合理的で疑問の余地のないものである必要が  
あります。栄養成分表示の義務化については、会員からの問いに対して以下の理  
由により論理的に説明することが不可能な状況にあります。

### ①論理的に説明出来ないことの問題

国民の食生活は家庭内調理を中心として、中食、外食、加工食品等によって成り  
立っていますが、国民の食生活においては、一部疾病を背負った方々を除けば、  
一般的に自分が摂取するカロリー数値や栄養成分数値を把握して食生活を行う習  
慣は根付いていません。また、家庭内調理はもとより、中食、外食におけるカロ  
リーなど栄養成分がどの様な数値であるかを把握する方策もありません。それ  
に関わらず、何故加工食品にのみ栄養成分表示の義務を課すのか、加工食品に  
のみ栄養成分表示を義務化すると、どの様に国民の健康向上に寄与するのか、と  
いうことについて納得の出来る説明が為されていません。これについて検討会報  
告の中では「栄養成分表示は健康的な食生活を営むための基礎として中長期的な期  
間で、栄養を管理するための目安として捉えることが出来る」と記していますが、  
それはあくまでも国民の一人一人が全ての食について栄養成分を理解し、把握  
できる環境にあって、尚且つ、それを活かす食生活を行うことが習慣となった上  
でのことであり、それ等の前提が何もない中で加工食品にのみ栄養成分表示の義務  
を課すことについての論理的な説明とは言えぬものであります。法は、あくまで  
論理的、且つ合理的に納得できるものの上にこそ成り立つものでなければなり  
ません。それが無いにも関わらず義務化を推し進めるといふ暴挙は、国民におけ  
る健全なる遵法精神の低下を招く要因にもなりかねないと危惧されます。この  
ことについて万人が納得しうる論理的にして合理的な説明が出来ないのであれば加  
工食品にのみに義務を課すことは不合理であり反対です。

### ②誤差を認めざるを得ないことについて

他方、栄養成分表示を義務化するに際して、20%程度の誤差を容認することが  
示されていますが20%の誤差とは上下40%の誤差となり、大きな誤差である  
といえます。表示数値の誤差の容認幅が大きいということは、はからずも栄養成  
分表示の正確性を担保することの困難を示しているものであるといえますが、こ  
の様に誤差のある表示を義務化することに、どれほどの意味があるというのでし  
ょうか？むしろ、誤差のある表示によって誤った理解につながる恐れもあり、健  
康的に悪影響を与える可能性もあります。この様に誤差があるものは義務表示事  
項として不適格であると考えるべきであり、表示をさせるなら任意または奨励表  
示で十分に目的を果たせるものであり義務化すべきではありません。

### ③公的データベースの構築について

	<p>栄養成分表示義務化には表示する側において、様々な困難があることは当局においても十分に把握していると思われ、検討会報告においても計算値方式や公的データベースの整備と活用が示されていますが、現存している五訂栄養成分表などを活用した計算値でカロリーや栄養成分表示を行うことは大変難しく、小零細事業者にとっては有効なデータとはなり得ないものです。和洋菓子を製造する小零細事業者は、その製造する商品については十分な知識を有していますが、栄養成分やその数値等については十分な知識があるとは言えず、複雑なデータから正しい数値を得ることは不可能です。公的データベースは、それ等十分な知識のない人であっても、それが簡単に利用できるものでなければ意味がありません。果たして、そのようなデータベースの構築は可能なのか、疑問を持たざるを得ません。仮に前項①、②において合理的な説明が可能であったとしても、誰もが簡単に使える公的なデータベースが構築されるまでは表示義務化は不相当であると考えます。</p> <p>(3) 小零細事業者における対応の困難</p> <p>今まで述べたとおり、栄養成分表示の義務化にはあくまでも反対であります、合理的ではなく正確性の担保も難しいにも関わらず、あくまでも義務化を行うという場合には以下に理由により特段の考慮をお願いしたいと思います。</p> <p>①少量多品種、季節要因による変動などへの対応の困難</p> <p>和洋菓子の産業は、大半の事業者が小零細企業で、その数は約5万軒に及びます。それ等の小零細企業は、少量多品種生産を余儀なくされている上に、季節によって製造する商品が異なりますし、気温の変化などにより原材料の配合を変更することも日常的に行われており、製造する商品アイテムは多数に上ります。そのひとつ、ひとつの栄養成分を明らかにするためには、多額の費用が掛かりますし、事務量の増大はもとより、多種類の包装資材を用意しなければならないなど負担が大き過ぎます。しかも現在の経済状態から考えて、その経費を売価に転嫁することは困難で、経営に多大な負担を強いることになり、そのために営業継続を困難にする可能性も考えられますので、万一、栄養成分表示を義務化する際には小零細企業をその義務対象から除外するなどの措置を講じて頂くようお願いいたします。</p> <p>②狭い商圈の中で営業を行っている実態への考慮</p> <p>和洋菓子店は、限定された地域の中で、それぞれの技術を活かして、地域の食文化や和洋菓子の供給に努力して地域経済や国民の生活に大きな役割を果たしていますが、こうした小零細企業において、この様な複雑な表示が義務化されることにより営業していく意欲を失わせるようなことがあっては、地域の経済振興の上でも国民生活の基盤とも言える地域共存の仕組みの上でも、大きな損失といえ、さらには国民にとって豊かな食生活を失うことにもつながりかねず、国民生活にも不利益をもたらす可能性もあります。反面、この様な小零細企業の商圈は限定された狭い地域の中での営業がほとんどであり、その影響を及ぼす範囲は極めて限定的であると考えられるので、その義務対象から除外するなどの措置を講じて頂くようお願いいたします。</p> <p>以上</p>
67	- ××××は、新食品表示制度について以下の点を要望します。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示一元化の目的に、消費者の知る権利・選択する権利の行使に資することを明記すること。新食品表示制度のポイントにこれが盛り込まれていないのは、非常に遺憾です。</li> <li>・加工食品の原料原産地表示は、消費者の合理的な商品選択に資するために、原則としてすべての加工食品を対象とすること。</li> <li>・遺伝子組み換え食品の表示義務化の拡大も、早急に検討すること。</li> <li>・法案成立後に新たな検討の場で検討するとされている加工食品の原料原産地表示と遺伝子組み換え食品表示については、消費者の声が十分に反映される場で速やかに検討に入ること。</li> <li>・これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えること。</li> </ul>
68	-	<p>私たち消費者が、食品にどんな材料が使われているかを正確にわかるように表示をしてください。またどこの国のものが、どれくらい使われているのかも明確にしてください。添加物についても、等でまとめることなく、どんな目的で使用されているのかがわかるように表示してください。遺伝子組み換え作物については、家畜の飼料としても使われていると思いますが、これも最終私たちの口に入るものとして、明確にしてください。家族や自分の口にするものが、どんなものか判らないことが一番不安です。そして事業者が表示義務を怠らないよう、罰則も厳しいものにしてほしいです。</p>
69	新表示製 についての 意見	<p>現行の食品表示に係る法律を統一し、理解しやすい内容に変更してゆく点に関しては賛同し、その趣旨に従い作られた新しい法律に期待しています。しかし、懸念される点はいくつかあります。原産地表示の品目拡大により対象原料が増えると、季節や環境により産地が変更するたびに表示の変更が生じ、間違いのリスクが高くなります。また、本来ならば産地を変更していたところ、変更の手間がかかるため、旬でないものを使用し品質が低下するという恐れもあります。産地をラベルに記載すると、お弁当など品目が多いものは特に表示内容が増加し、既存のラベル内に収まらない可能性があります。ラベルに収まらなると文字の大きさを小さくすることになり、見づらい表示となります。既存のラベルの大きさで入らない場合は大きなラベルを用意しなければならず、経費がかかるとともに、小さな容器の場合中身が見えなくなる恐れもあります。栄養成分値表示の義務化に関して、計算値と実測値に誤差があるため、誤差範囲を設けるとのことですが、季節や産地によっても異なるため、誤差範囲に収まるのか、誤差があっても消費者にとっての目安になるのか不明です。また、配合量で計算したとしても、どれも同じ配分になるとは限りません。以上、ご検討よろしくお願いたします。</p>
70	-	<p>遺伝子組み換え食品の選択権は、製造業者には無く、消費者にあり。選択するための手段として表示が必要です。もし表示がされない場合、遺伝子組み換え食品を食べたくない私は、中国産を買わざるを得なくなります。消費者をいじめる政策をしないで下さい。</p>
71	新食品表 示制度に ついての 意見	<p>1. 「(4) 義務表示事項の範囲」の「基本的考え方」や「新たな義務付けを行なう際の考え方」などを見ると、加工食品の原料原産地や遺伝子組み換え食品の表示問題が「食品の安全性その他の消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な事項」とされていません。消費者の意識がそこまで高まっていないという見立てだと思いますが、「寝た子を起こすな」の論理です。消費者政策の基本として</p>

	<p>謳っている「消費者の自立」を図るためにも、早期の段階での制度への反映を強く求めます。</p> <p>2. 「将来的な表示事項の見直し」の項目で、コーデックス委員会や他国の動向を踏まえることが言及されていますが、日本としての主体的な判断が強調されてしかるべきです。TPP への参加論議を見ても食の安全を保障する制度を簡素化する方向性にあることを懸念します。</p> <p>3. 「(3) 新しい食品表示制度の在り方」で、「新たな食品表示制度の検討に当たっては、その表示が、消費者がその表示を見付け、実際に目で見て(見やすさ)、その内容を理解し、消費者が活用できる(理解しやすさ)ものになっているか否かの視点をもって検討を行う必要がある。」という認識に賛同します。その視点に立てば、「糖質ゼロ」「糖類ゼロ」など栄養強調表示が消費者の優良誤認につながる事例もあることから一定の歯止めが必要です。</p>
72 -	<p>新食品表示制度について、以下のとおり意見します。</p> <p>1) 「製造者」「加工者」の区別を廃止し、代わって当該食品の一切の責任を負うものとして「責任者」(仮称)を表示するよう改正すべきであると考えます。この理由は、以下のとおりです。</p> <p>○食品の製造技術の進歩、流通の多様化により、「製造」「加工」の明確な区別が困難になっており、またその必要性自体が低いこと。(例えば、冷凍流通品の解凍およびそれに伴う消費期限・賞味期限の変更など。)</p> <p>○消費者の立場からは、「責任者」の表示があれば十分であり、「製造者」または「加工者」の表示の必要性はないこと。現行法においても、製造所固有記号による表示が認められており、「製造者」を明記しないことが可能である。</p> <p>○企業間の商取引によっては、OEMのように、製造者が必ずしも当該食品に対してすべての責任を負える立場にないケースがあること。また、用語の統一・整理にあたっては、食品衛生法第52条に基づき都道府県知事等の許可を受けなければならないとされる業種について、現在の解釈に齟齬が生じないよう配慮が必要であると考えます。(例えば、A社が製造した食肉製品をB社がバルグで仕入れ、B社がカットし、トレイに小分け包装した場合、B社は食品衛生法に基づく営業の許可を受けなければならないか否か。このとき、B社の行為を「製造」とみなすならば、B社も食肉製品製造業の許可を受けるべきとなる。)</p> <p>2) アレルギー表示については、事業者によるアレルギー物質に係る更なる自主的な情報提供の促進が図られるよう、必要な環境整備を進めることが適当であるとのことに賛同します。さらに、急性アレルギー反応による重篤な健康被害の発生を未然に防止する観点から、現状は食品衛生法およびJAS法が適用されない「量り売り」については、特別に早急な対応を行うべきと考えます。</p> <p>3) 自動販売機による食品の販売形態については、引き続き、現行の制度の枠組みを維持することを基本とすることが適当であるとのことに賛同します。また、消費者の食品の選択に資するよう、自動販売機の見やすい所に問い合わせ先(電</p>

		話番号、ホームページアドレス、もしくはそれらのQRコードなど）を標示するなど、事業者による自主的取り組みを推進すべきと考えます。以上
73	食品表示一元化検討会報告書に対する意見について	<p>1. 「(4) 義務表示事項の範囲」の「基本的考え方」や「新たな義務付けを行なう際の考え方」などを見ると、加工食品の原料原産地や遺伝子組み換え食品の表示問題が「食品の安全性その他の消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な事項」とされていません。消費者の意識がそこまで高まっていないという見立てだと思いますが、「寝た子を起こすな」の論理です。消費者政策の基本として謳っている「消費者の自立」を図るためにも、早期の段階での制度への反映を強く求めます。</p> <p>2. 「将来的な表示事項の見直し」の項目で、コーデックス委員会や他国の動向を踏まえることが言及されていますが、日本としての主体的な判断が強調されてしかるべきです。TPP への参加論議を見ても食の安全を保障する制度を簡素化する方向性にあることを懸念します。</p> <p>3. 「(3) 新しい食品表示制度の在り方」で、「新たな食品表示制度の検討に当たっては、その表示が、消費者がその表示を見付け、実際に目で見えて（見やすさ）、その内容を理解し、消費者が活用できる（理解しやすさ）ものになっているか否かの視点をもって検討を行う必要がある。」という認識に賛同します。その視点に立てば、「糖質ゼロ」「糖類ゼロ」など栄養強調表示が消費者の優良誤認につながる事例もあることから一定の歯止めが必要です。</p>
74	-	<p>「無添加」「(合成)着色料不使用」等の文言の表示については、日本農林規格のような任意の格付け食品規格を制定し、定義、表示の条件を明確にしたうえでこれに適合した商品に限って認めることが適当と考えます。これは、意見募集に付された報告書では別の機会の検討とされている事項ですが、これらの表示は意味するところがきわめて不明瞭なまま無原則に使用され、消費者の関心の強いポイントで商品の選択を本質的に誤らせている可能性が非常に高いものであり、この度の「表示一元化」の目的趣旨において安易に先送りされるべきではなく、具体的な項目として他法令への委任等何らかの形で条文に盛り込んでいただきたい。</p> <p>また、主に「意義」「コスト」において合意に至らなかった「原産地」表示についても、同様に任意格付け制度を利用することを今後選択肢として検討されては如何かと思います。</p>
75	-	<p>食品表示一元化検討会で時間をかけて議論されたにもかかわらず、遺伝子組み換え食品の表示については先送りされたことに納得できません。現在の表示は、遺伝子組み換え作物を原料にした加工食品のうち最終製品にDNA やたんぱく質が検出できるものとされているため、遺伝子組み換え作物を原料としている油、醤油などが表示対象になっていません。油、醤油の原料のナタネ、大豆の多くは海外からの輸入に頼り、そのほとんどは遺伝子組み換え作物です。このことを表示しないというのは、遺伝子組み換え作物を食べたくないと思っている消費者から選択の機会を奪っているといえます。これを改めて遺伝子組み換え作物を含んでいる食品すべてを表示の対象とすべきです。また、上位3品目かつ原材料の重量に占める割合が5%以上という条件も見直し、混入率もEU 並みに0.9%以上にする</p>

		<p>ことを希望します。また原料原産地表示についても先送りされました。消費者にとって原産地は食品を選択する上で最も重要な情報です。経済効率を優先させ原料原産地表示を拡大しないことはあってはならないと考えます。また、原料原産地表示をすることはトレーサビリティの観点からも必要です。「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」「消費者の安全の確保」のために、対面販売の食品、外食産業も含むすべての加工食品の原料原産地表示義務化を進めるべきです。</p>
76	-	<p>私たちは、食品表示一元化の検討開始以来、「消費者の知る権利・選択する権利」に基づいて「すべての加工食品の原料原産地表示」及び「遺伝子組み換え食品の表示義務化の拡大」を求めてきました。しかし、検討会の報告書案の本文には全くこれらが盛り込まれず、議論が先送りされてしまったことは非常に残念です。</p> <p>報告書案では「食品表示は、消費者の権利として安全や選択の機会の確保を図るうえで重要な役割を果たす」「消費者政策の基本は、消費者を『保護される者』から『自立した主体』としていくために、適切な情報提供が前提となることは言うまでもない」と書かれ「消費者の知る権利・選択する権利」が実質的に謳われていると考えます。</p> <p>しかし、現状は、多くの消費者が「できれば遺伝子組み換え食品は食べたくない」と考えているにもかかわらず、知らないで食べてしまっているのです。これは、現行の表示制度が、「消費者の知る権利・選択する権利」を保証するものとはなっていないことに他なりません。</p> <p>新たな検討の場には、原料原産地表示に積極的な事業者をメンバーに加えてください。消費者の声が十分に反映されるような議論が行われ、消費者基本法に明記された、「消費者の権利の尊重」「消費者の自立を支援する」ための適切な情報が提供される「食品表示」が実現することを切に望んでいます。</p>
77	表示の目的及び表示基準について／是正措置・調査権限・申出制度・その他について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新食品表示法(以下、新法)の守備範囲としてすべての食品にかかわる事項を一元化していただきたい。今回、対象とされている法律はJAS法、食品衛生法、健康増進法の三法となっているが、食品の表示に関する法律は米トレーサビリティ法や酒税組合法、などもあり、それらも網羅していただきたい。また、新法のスタートとしてどの法令・政令・省令・告示・通知などを参照すれば義務表示がわかるのか、法律の流れをわかりやすくしていただきたい。</li> <li>・食品の定義を食品衛生法でいうところの「食品」、すなわち「すべての飲食物」とし酒精飲料を含むものとしていただきたい。</li> <li>・新法で行われる用語の統一を表示基準においても進め、同一の用語が複数の意味、解釈を持たないようにしていただきたい。</li> <li>・栄養表示の義務化に際して、現行と同様に計算方式での表示も認めていただきたい。その際に、公的な計算方法等のデータベース化、公開をしていただきたい。また、分析で表示した場合とのギャップをフォローするために&lt;計算値方式による&gt;など注釈をいれるなど表示方法についてもご検討いただきたい。</li> <li>・新食品表示制度のポイントに「文字ポイント数の拡大」についての項目があるが現行の義務表示も膨大であり、画一的なポイント数拡大では、実現が難しい。項目ごとにポイントの強弱をつけるなど実現可能な方法をご検討いただきたい。</li> </ul>

	<p>&lt;是正措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指示、命令等の行政措置や罰則規定を明文化、厳罰化することには賛成いたしますが、明らかに過失と判断される場合は、社名の公表など事業者にとっていたずらに不利益となるような規定は避けていただきたい。</li> </ul> <p>&lt;調査権限&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査権限の強化に賛成いたしますが、適切な権限の行使を望みます。誰が、どのように新たな権限を行使するのかを明確にしていきたい。</li> </ul> <p>&lt;申出制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JAS法における「品質に関する表示」と新法で新たに定める「全ての食品の表示」の違いが何であるか、明確にしていきたい。それは、JAS法の「農林物資(飲食料品及び油脂)」の範囲を拡大する、つまり食品衛生法にあわせて酒類を含むものと理解してよろしいか。</li> <li>・措置範囲については「一般消費者の利益が害される場合」と捉えて問題はないか教えていただきたい。</li> <li>・申出の対象「全ての食品に関する表示」とすることで、範囲がどのように拡大するのか明確にしていきたい。また、過去の事例があれば示していただきたい。</li> </ul> <p>&lt;その他：法執行に関して&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法の一元化に合わせて、法解釈の統一化、問い合わせ窓口の一元化も整備していただきたい。また法執行についても、事業者、消費者、双方にとってわかりやすい体制、組織を構築していただきたい。</li> </ul>
78	<p>添加物の明記については、一括方式ではなく、個々に明記にすべきと、要望致します。</p> <p>菌中毒の発生事故が起きていることは承知していますが、まずは消費者に判断基準を持たせる選択肢をきちんと明記すべきです。</p> <p>生産する側も、消費者から選択されれば、一番選択されるものに標準を合わせようとする生産者側の方針、社是の判断基準の目安ができます。</p> <p>とにかく隠すのではなく、表示して、選択肢を増やすことで、良いものが生存して行く方向になるよう、国は舵を切って下さい。</p> <p>アスベストを教訓に、30年40年50年の単位で健康を精査する方式を導入して下さい。今良かれ、今売れるではなく、拒否反応、アレルギーを引き起こす異物を取り込ませるリスクは、先ず最低限にする選択肢を消費者側に与えて下さい。</p>
79	<p>1. 遺伝子組み換えについて表示の適正化を求める多くのパブリックコメントは、多くの消費者が遺伝子組み換え食品はできれば食べたくないと考えており、遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大を求めていることを示しています。消費者は、遺伝子組み換え由来の食品を、そうとは知らずに食べてしまっている現状があります。これは、現在の遺伝子組み換え食品の表示義務制度に重大な欠陥があり、消費者の誤認を招いていると考えざるを得ません。新表示法では、情報の重要性は個々のニーズによってことなり、安全性にかかわるものを最優先とし、それはアレルギー、消費期限、保存方法としています。遺伝子組み換え食品は、人の健康について長い年月を経た安全性が確認されていません。最近フランスの大学での実験<sup>※1</sup>やカナダの大学での調査<sup>※2</sup>などの例があり、不安です。EUは0.9%以上含まれるすべての食品で表示を求めています。日本はその自給率の低さから、多</p>

	<p>くの遺伝子組み換え作物を食品原料や飼料として輸入しており、その表示が品目においても混入率（5%）からも消費者はほとんど実態を知らされない状況です。新表示法で強調しているように「消費者の権利の尊重」「消費者の自立の支援」を前提とするならば、安全性の確保に、遺伝子組み換えの表示の適正化を含めるべきではないでしょうか。</p> <p>※1 2012年9月19日夜のフランスのニュースで、仏国营放送（France2）をはじめ各ニュース番組で、遺伝子組み換え（GMO）食品の危険性が話題になったという情報があります。フランスのカヌ大学で行われた、遺伝子組み換えと農薬に関する2年間にわたる実験の結果が発表されたのです。それによると、政府や企業が行うものよりもより完全で長期に渡るもので、200匹のラットを3グループに分け、それぞれ別の餌を与えて二年間の実験により、世界ではじめて遺伝子組み換えと農薬による健康への被害が推定されたというものです。餌は、1つ目のグループには「遺伝子組み換えトウモロコシ（NK603）」、2つ目のグループには「除草剤ラウンドアップ（世界で一番使われている）を使用した遺伝子組み換えトウモロコシ（NK603）」、3つ目のグループには「ラウンドアップを使用した遺伝子組み換えでないトウモロコシ」。（遺伝子組み換えトウモロコシ（NK603）とラウンドアップは、どちらも米国企業モンサント Monsanto 社の商品。）実験用飼料を食べたメスのラットは通常のラットに比べて死亡率が2～3倍高く、オスメスともに腫瘍発生の率が2～3倍高い。一番薄めたラウンドアップでも乳腺に腫瘍のできる率が2.5倍高いと出たのです。</p> <p>※2 GM作物が作りだす殺虫性のタンパク質等の有毒成分は腸で破壊され体外に排出されると言われてきたが、カナダの大学での調査では、93%の妊婦の血液に残存し80%の女性の臍帯血から発見。</p>
80	<p>新表示食品制度について、ぜひ、栄養成分表示とトランス脂肪酸含量の表示の法律化をお願いします。</p> <p>諸外国では、当然のように表示があるにもかかわらず、日本では表示がされていないのはおかしいと思います。</p> <p>日本の食の安全のためにも消費者の立場に立って、全食品に関して栄養成分表示とトランス脂肪酸の表示をお願いします。原産地表示も重要ですが、寧ろ、習慣病などを考えている者にとっては重要であり、将来的に医療費の削減に関するものとなるので、より重要と思います。よろしくをお願いします。</p>
81	<p>食品の表示制度は昭和27年栄養改善法にて特殊栄養食品制度が誕生して以降、平成8年栄養表示基準、平成13年保健機能食品制度の創設など変遷してきました。しかしながら、食品の表示に関する消費者の問い合わせなど常に高い状況にあります。また、食品表示は複数の法律が存在し、食品事業者においても混乱が少なからず存在します。食品表示（法律）の一元化は消費者のみならず事業者にとっても混乱が解消する方向になることから必要と考えています。今回、公表された新食品表示制度について次の通り意見申し上げます。</p> <p>1. 栄養成分表示の義務化 栄養成分表示の義務化は食品表示の国際化において当然であり、義務化に異論はありません。義務化する場合にいくつかの課題があります。</p> <p>（1）食品カテゴリー別の栄養成分表示の検討。1サービングサイズが多い食品と健康食品等1サービングサイズが1g程度の食品の栄養成分表示においては1日</p>

		<p>全体で摂取される各栄養成分との比率の差が大きい。食品カテゴリー一別で表示誤差の範囲を検討いただきたい。議論で指摘されたように表示誤差を上限値又は下限値の一定値とし、分析を必須としない方法がすべての事業者に実行可能であり、また製品原価を抑えることにもなり、結果、消費者の利益になると考えます。</p> <p>(2) 健康食品のように、その摂取目的が栄養成分あるいは濃縮されたその他の食品成分である場合、成分は消費者の商品選択の重要な情報になります。強調された成分について一定の表示ルール（ガイドライン）が必要と考えます。</p> <p>2. 消費者の適切な商品選択の機会確保について 食品の特性を表示する場合、過度な規制による商品選択の機会を奪うことがないように行政の責任を明記すべきです。食品には食品としての機能を有します。過度な規制により食品の特性である機能の表示を一律に規制することは消費者の商品選択の機会を奪うことにもなります。表示ルール（ガイドライン）を策定し、事業者・行政の役割、責任として消費者基本法の理念である「消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動」できるように公序良俗に反しない限り情報を最大限に表示できるようにすべきです。</p> <p>3. 食品表示の文字のポイント拡大に伴う表示面積の確保食品のサービングサイズは、g 単位から数百 g まで様々です。一律に文字のポイントを拡大することは、過大包装となり社会的な問題を新たに生みます。また、摂取する消費者も子供から高齢者まで様々であることから、食品カテゴリーを整理し、消費者の利用目的、サービングサイズを総合的に検討し、かつ実行可能な方法を示すべきです。健康食品においては商品選択の情報として「栄養成分」、「特性」、「原料」があり安全性に関する情報として「摂取方法」「摂取量」「機能性」「その他医薬品との相互作用等の情報」等があります。以上</p>
82	-	<p>消費者として、食品の安全性を判断でき、選択できる表示をお願いします。項目としては、「ゆうかのお茶石けん」のような事態にならないよう、アレルギーのもととなる原料の表示をしてください。遺伝子組み換え作物は開発からまだ時間的な経過も短く、安全性に不安があります。遺伝子組み換え原料を使っているものには使用の表示をしてください。現在表示無しでよいとされているしょうゆや食用油なども表示対象としてください。食品添加物の表示も添加物名と使用目的を表示してください。</p> <p>細かい表示によってコストが高くなりますよという意見については、製造者には、消費者が安全性への信頼を寄せることができる商品であることを第1に考えていただきたい。これからの日本は食品についても、安さばかりを売りにするのではなく、安心して食べられる製品を作ることで、表示項目も少なくなり、表示によるコスト高など考えなくても良いようになることを希望します。</p>
83	新法の執行体制はどうか	<p>現在、地方自治体（保健所）に勤務する食品衛生監視員数は、10年前と比べれば大幅に削減されている。統計上増えている自治体もあるが、環境衛生監視員、薬事監視員、狂犬病予防員、とちく検査員などを兼務しており、私は元食品衛生監視員で4年前に退職したが、退職時には感染症予防法、介護保険法、水質汚濁防止法など23の法令の立入書を持っていた。今回の食品表示一元化法施行で、JAS法の規定、原料原産地表示などを含めた法の執行を保健所の食品衛生監視員が行うことは、極めて厳しいと考える。法の執行体制を検討するうえで、保健所の</p>

		<p>実態を調査し、法令を整備していただきたい。なお、ノロウイルス、O157 事故発生時の原因調査、拡大防止にあたっては、食品衛生法だけでなく感染症予防法の立場に立った対策も必要である。</p>
84	-	<p>前回の食品表示制度の一元化に対するパブリックコメントで、遺伝子組み換え食品の全面表示をしてほしい、という意見を提出しました。しかし同様の意見が多かったにも関わらず新食品表示制度には反映されませんでした。消費者の知る権利を尊重し、すみやかな遺伝子組み換え食品の全面表示義務を求めます。遺伝子組み換えに関する表示そのものは比較的容易であると思います。知った上で購入するしないの判断は消費者に委ねられるものです。ぜひとも遺伝子組み換え食品の表示義務の実現を希望します。</p>
85	-	<p>消費者として、自分や家族が食べるものについてそれが何であるかを知る権利があります。食品表示一元化の目的で重要なことは、まず消費者の知る権利だと思います。そこがひとめで見て分かるようにしてください。昨今のニュースで見ると、原材料の国際化はますます進み、私たちはどこのものを食べているのかわからず不安です。知る権利の一つとしてトレサビリティを確立して、必ず知って選べるようにしてほしいです。遺伝子組み換えについても不安なところです。食品によって表示形態がさまざまで、不安な消費者にわかりやすいものにしてください。解りやすい表示というのは、まず消費者にとってであり、包材上の表示制限、コストの問題等あるかと思いますが、web での補完などで、必ず何かの方法で全て明らかにできるようにしてほしいものです。</p>
86	-	<p>新食品表示制度に加工食品の原料原産地表示、遺伝子組み換え食品表示の義務化を盛り込むことを求めます。</p> <p>多くの消費者が遺伝子組み換え食品はできれば食べたくないと考えているにもかかわらず、表示の盲点を知らないが故に遺伝子組み換え由来の食品をそうとは知らずに食べてしまっているのが現状です。消費者基本法に明記されている「消費者の権利」を守る為には、消費者に伝わる表示が必要です。表示を義務化する必要があります。</p>
87	-	<p>加工食品の原料原産地表示、遺伝子組み換え食品表示については、報告書の本文にそれらがまったく盛り込まれていません。</p> <p>加工食品の原材料の原産地を、消費者が知ることができるよう、法を整備してください。また、原則としてすべての加工食品を対象とし、上位の原材料について原産地表示の義務化を求めます。</p> <p>現在の遺伝子組み換え食品の表示は、消費者は大変わかりにくいです。消費者は遺伝子組み換え由来の食品を、そうとは知らずに食べてしまっているのが現状です。</p> <p>遺伝子組み換え由来は「遺伝子組み換え」と表示し、由来でないものは「表示なし」とするシンプルな表示制度にすべきです。</p>
88	-	<p>食品表示を原料原産地までを明記する事で消費者に適切な商品選択の機会を与えて下さい。表示されていない事で知らずに食べてしまう事が怖いと思います。特に加工食品の原料原産地表示を望みます。遺伝子組み換え食品はできれば食べたくないと思っています。遺伝子組み換え由来の食品を知らずに食べてしまうことがないように、現在のわかりにくい表示から明確に区別できる表示に変えて下さ</p>

		い。
89	-	<p>新食品表示制度について、食品表示一元化検討会において長い時間をかけて議論したにもかかわらず、加工食品の原料原産地表示、遺伝子組み換え食品表示については、報告書の本文にそれらがまったく盛り込まれず、「新たな検討の場での検討」という表現にとどまり、実質的にそれらの点はすべて先送りにされました。まず消費者基本法に明記されているように「消費者の権利」を、新食品表示制度にも明記することを求めます。</p> <p>加工食品の原産地に関する誤認を防止し、消費者が選択の権利を行使できるように、「加工食品の原料原産地表示の拡大」が進むように法体系を整備してください。また原料のトレーサビリティの仕組みを、原則としてすべての加工食品を対象とし、構成重量が上位の原材料について原産地表示の義務化を求めます。</p> <p>現在の遺伝子組み換え食品の表示義務制度には重大な欠陥があり、消費者の誤認を招いています。重大な欠陥とは義務対象品目とその他の品目で、「表示なし」の意味がまったく逆であることです。義務対象品目では、「表示なし」は遺伝子組み換え由来ではないことを意味します。一方、その他の品目では、遺伝子組み換えまたは遺伝子組み換え不分別由来の可能性を意味します。多くの消費者が遺伝子組み換え食品はできれば食べたくないと考えており、遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大を求めているにもかかわらず、消費者は遺伝子組み換え由来の食品を、そうとは知らずに食べてしまっているのが現状です。</p> <p>しかしこの欠陥は、EUのように全ての品目を義務表示とすることによって解決できます。つまり、遺伝子組み換え由来は「遺伝子組み換え」と表示し、由来でないものは「表示なし」とするシンプルな表示制度です。上述のとおり、原則としてすべての加工食品を対象として原産地表示の義務化が実現できれば、その仕組みを活用して、遺伝子組み換えについても、すべての品目を義務表示とすることが可能になります。</p> <p>「食品表示一元化法に関する当面のスケジュール（イメージ）」では、加工食品の原料原産地表示と遺伝子組み換え食品表示について、法案成立後に新たな検討の場で検討するとされています。速やかに検討に入り、検討にあたっては、これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えることも含め、消費者の声が十分に反映される場を設定し、消費者の知る権利の確保を実現してください。</p>
90	-	<p>1. 「(4) 義務表示事項の範囲」の「基本的考え方」や「新たな義務付けを行なう際の考え方」などを見ると、加工食品の原料原産地や遺伝子組み換え食品の表示問題が「食品の安全性その他の消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な事項」とされていません。消費者の意識がそこまで高まっていないという見立てだと思いますが、「寝た子を起すな」の論理です。消費者政策の基本として謳っている「消費者の自立」を図るためにも、早期の段階での制度への反映を強く求めます。</p> <p>2. 「将来的な表示事項の見直し」の項目で、コーデックス委員会や他国の動向を踏まえることが言及されていますが、日本としての主体的な判断が強調されてしかるべきです。TPPへの参加論議を見ても食の安全を保障する制度を簡素化する方向性にあることを懸念します。</p> <p>3. 「(3) 新しい食品表示制度の在り方」で、「新たな食品表示制度の検討に当</p>

	<p>たつては、その表示が、消費者がその表示を見付け、実際に目で見て（見やすさ）、その内容を理解し、消費者が活用できる（理解しやすさ）ものになっているか否かの視点をもって検討を行う必要がある。」という認識に賛同します。その視点に立てば、「糖質ゼロ」「糖類ゼロ」など栄養強調表示が消費者の優良誤認につながる事例もあることから一定の歯止めが必要です。</p>
<p>91 新食品表示制度についての意見</p>	<p>1. 法律レベル； 食品衛生法、JAS法、健康増進法に加えて酒税法、景品表示法、トレーサビリティ法も対象とすべきである。 （理由）酒等は原料原産地など不十分な点も多い。誤認表示による被害の事前防止が重要である。トレーサビリティ法による米・牛の検索による確認は、消費者にとって難解であり表示は本体表示を基本とすべきである。</p> <p>2. 目的； 食品の安全及び消費者の適切な商品選択の機会の確保のみならず、消費者の「知る権利」を明示すべきである （理由）消費者は商品を選択ことと同時に自分の食べているものを知る権利があり事業者は自己の販売する商品はすべての情報を開示する義務がある</p> <p>3. 表示基準 a. 調査権限 帳簿書類の規定の整備に、違法商品等の広報・回収状況の報告を義務付ける （理由） 回収を呼び掛ける広告等を見るが、結果についての報告が情報開示されていない。市場残留も考えられるので信頼を得るためにも開示の手段が必要</p> <p>4. 今後の検討課題 ① 中食・店頭バラ売り、外食なども対象とする （理由）中食・外食・店頭バラ売り、インターネット販売も対象とする販売量・消費量は増加しているものは対象とすべきである。 ②遺伝子組み換え表示、添加物の取り扱い a、 遺伝子組み換え表示は全商品に必要である。且つ「使っていない」表示は禁止する （理由）遺伝子組み換え原料が多く使われている醤油・味噌・油等が非表示なのは片手落ちであり、現在5%の誤差が認められているが、消費者には「使われていない」はあくまでもゼロであり、虚偽表示となる。 b、食品添加物は原材料とは別欄に表示すべきである （理由）食品添加物は着色や品質改良、酸化防止、防腐などが目的であり、その商品を構成する基本的原材料とは異なる。 ③加工食品の原料原産地表示の取扱い 対象品目の追加の検討ではなく、全商品対象を基本に置き、例外措置とすべきである。 （理由）品目追加の場合、その基本が明確ではなく、原材料の多くが、外国産畜肉による、ハム・ソーセージ等畜肉製品が対象となっていないのは、理解できない等の現実がある。 ④期限表示の見直し、製造年月日が必要である—追加 a、鶏卵の「賞味期限」の意味は「生食可能期限」であり、表示文言を見直すべきである（理由）産卵日からの日にちの起算があいまいである。 b、賞味期限の設定は事業者等による自主基準であり消費者にとっては不確実である。製造年月日は不正のできない事実である。</p>

92	食品成分の公的データベース整備と表示内容の電子情報化	<p>食品表示を「より多様化・詳細化すること」と、「最低限のフォント数を保ち簡明化すること」は矛盾しており、物理的に限界がある。これを解決するには、情報を電子化することが最善策である。</p> <p>については「食品表示一元化検討会報告書（22ページ）」の「栄養表示に関する自主的な取組が円滑に進むよう公的なデータベースの整備を図るとともに、上記の支援ツールと適切な表示のための支援体制を充実させることを通じて、必要な環境整備を行うべきである」という点について、より具体的な検討を望む。</p>
93	-	<p>全ての加工食品に栄養表示が義務化されることについては、消費者としても、長い間待ち望んでいたことです。これだけ健康志向が高まる中、栄養表示が任意表示であり、いまだに表示されていない食品があることが大変不便に感じていますし、食品の信頼性を考えた時にも選択時には適正に表示された食品を選びがちです。</p> <p>しかしながら、栄養表示の義務化を実現化する際に、小規模事業者への負担が懸念されます。分析値が最も精度が高いのですが、経済的にも労力的にも小規模事業者がすべての加工食品を分析することは困難と考えられます。そこで負担が少なく、精度もある程度の信頼がおける計算方法の検討が望まれます。精度が多少落ちてでもその旨を理解していれば消費者も活用できます。</p> <p>また同時に、小規模事業者へのきめ細やかな支援も必要と考えます。実施者としては、国民の健康づくりや栄養改善を担っている栄養士が、その取り組みの一環として栄養表示の普及啓発を行い、保健所単位で行政栄養士が事業者への支援及び監視指導を行うことが望ましいと考えます。またその旨を通知等に明記することが必要と考えます。</p>
94	新食品表示制度についての意見	<p>新食品表示制度について、加工食品の原料原産地表示、遺伝子組み換え食品表示については、報告書の本文にそれらがまったく盛り込まれず、「新たな検討の場での検討」という表現にとどまり、実質的にそれらの点はすべて先送りにされました。</p> <p>まず消費者基本法に明記されているように「消費者の権利」を、新食品表示制度にも明記することを求めます。そのことは加工食品の原産地に関する誤認を防止し、消費者が選択の権利を行使できるように、「加工食品の原料原産地表示の拡大」が進むように法体系を整備することにつながると考えます。また原料のトレーサビリティの仕組みを、原則としてすべての加工食品を対象とし、構成重量が上位の原材料について原産地表示の義務化を求めます。</p> <p>現在の遺伝子組み換え食品の表示義務制度は、十分ではなく消費者の誤認を招いています。義務対象品目とその他の品目で、「表示なし」の意味がまったく逆であることです。義務対象品目では、「表示なし」は遺伝子組み換え由来ではないことを意味します。一方、その他の品目では、遺伝子組み換えまたは遺伝子組み換え不分別由来の可能性を意味します。多くの消費者が遺伝子組み換え食品はできれば食べたくないと考えており、遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大を求めているにもかかわらず、消費者は遺伝子組み換え由来の食品を、そうとは知らずに食べてしまっているのが現状です。</p> <p>しかしこの欠陥は、EUのように全ての品目を義務表示とすることによって解決できます。つまり、遺伝子組み換え由来は「遺伝子組み換え」と表示し、由来でないものは「表示なし」とするシンプルな表示制度です。上述のとおり、原則とし</p>

		<p>てすべての加工食品を対象として原産地表示の義務化が実現できれば、その仕組みを活用して、遺伝子組み換えについても、すべての品目を義務表示とすることが可能になります。</p> <p>「食品表示一元化法に関する当面のスケジュール（イメージ）」では、加工食品の原料原産地表示と遺伝子組み換え食品表示について、法案成立後に新たな検討の場で検討するとされています。速やかに検討に入り、検討にあたっては、これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えることも含め、消費者の声が十分に反映される場を設定し、消費者の知る権利の確保を実現してください。</p>
95	-	<p>私は、遺伝子組み換えのものは、食べたくありません。</p> <p>食品表示の一元化を進めていただき、安心して購入できる環境を整えてください。疑わしきは使用せず。私はこの言葉は大切なことだと考えます。安全性が不確かなものは、口にしたくありません。私たち消費者には選ぶ権利があります。是非しっかりと理解のできる表示の仕方をお願いします。</p>
96	-	<p>食べる、食べない、を選択することは、「消費者の権利」として守られるべきものであり、それを新食品表示制度に明記した上で、その権利が守られるような表示制度になることを求めます。</p> <p>遺伝子組み換え食品の表示に関しては、表示する食品と表示しない食品が混在することを知らない消費者の方が多い、と考えられることから、複雑な表示方法を取らず、また、遺伝子組み換え食品は食べたくない、という「消費者の権利」を守るために、全ての食品に表示するよう求めます。</p> <p>また、加工食品の原料原産地表示に関しても、食品によって表示義務があったり、なかったりする現状は問題であると考えますので、同じ視点にたって、加工食品の原材料に関しても「消費者の権利」を守るために、全ての食品に表示するよう求めます。</p> <p>加えて、食品の放射能汚染にからみ、JA 兵庫六甲の産地偽装などがあとを絶ちません。</p> <p>先日も産経ネットニュースで「コメ産地偽装容疑で逮捕 福島産を長野産と偽る」と報道されたように、JAS 法違反で業者が逮捕されています。</p> <p>これらの産地偽装を規制する上でも、トレーサビリティシステムを拡大し、全ての情報を追跡できるようにした上で、「消費者の権利」を守るような表示制度を作ってください。</p>
97	-	<p>新しい栄養表示制度の枠組みで、義務化の対象が「原則として、全ての加工食品、事業者に義務付け」となっていますが、添加物や添加物製剤メーカーは対象になりますか。</p> <p>商品の栄養成分の表示値を計算する場合、加工食品のデータ以外に、添加物や添加物製剤のデータが必要となり、この情報が伝達されないと計算が出来ないのではと心配しています。また、原材料のうち生鮮食品にあたる部分は「栄養成分表」を参照することを想定していますか。</p>
98	-	<p>新食品表示法は、消費者及び事業者に対して複雑な表示基準をよりわかりやすいものとしていく第一歩であり、栄養表示の義務化は長期的な安全性の確保に加えて、健康リスクに基づく選択権を保障するものと考えます。よって、速やかな法案作成及び食品表示基準の発出を望みます。</p>

		<p>栄養表示の義務化に伴い、多くの食品製造事業者に対して適切な相談・指導が必要となり、また、不適正表示については調査・監視指導のうえ、法に基づき是正措置が執行されることとなります。そのとき、栄養や食品、食品加工、調理科学等の専門知識が不可欠であることから、栄養の専門職である管理栄養士による監視指導体制の整備が必要です。従前は、健康増進法第19条で規定されている栄養指導員が同法を所管し対応していましたが、新食品表示法において、管理栄養士による監視指導を新たに規定していただくことが必要です。</p> <p>栄養成分の高い旨、低い旨、含む旨、含まない旨等の強調表示については、商品の特徴に関する情報として有益なものですが、その表示方法によっては誤認誘導されかねないものもあります。消費者の適正・適切な選択に資するため、食品表示基準においては栄養表示の強調表示に関する基準も含め、速やかに策定・公表していただきたい。</p>
99	-	<p>スーパーでジャム類等加工食品を購入するときに、有機とか無添加という表示を見かけますが、例えばみかんのジャムの場合みかんが国産なのか外国産なのか表示がないので、国産を買いたいのですがよくわかりません。加工したメーカーは当然知っていると思うので、主原料の産地程度はきちんと表示されることを望みます。</p>
100	新食品表示制度についての意見	<p>現在分散し判り難い食品表示関連法令の一元化の考え方には賛成します。ただし、行政の体系も一元管理とし、事業者や消費者への対応とすべし。そしてそのルールの設置には、一方的な声の反映とせず、消費者・事業者双方の本質（実態）を反映したものとすべきで、そのためには丁寧な論議が必要です。表示制度については、フードチェーン全体での理解を深める必要があり、リスクコミュニケーションの積極的な開催を求む。</p>
101	-	<p>1、新食品表示法の目的は、消費者が選択できるように必要な情報を明記することであるべきです。事業者に表示を義務付けて欲しいです。</p> <p>2、遺伝子組み換え食品は食べたくありません。今の表示はわかりにくく不十分なので、全ての品目の表示を望みます。</p> <p>3、食品添加物表示も、すべて具体的な物質名で表示して欲しいです。現行の一括表示や簡略名表示は、内容が消費者にわからず、消費者の権利が無視されていると思います。</p>
102		<p>加工食品の原料原産地表示については、消費者基本法第2条に明記された「消費者の安全の確保や消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保を図る」という目的を達成するために、食品表示一元化検討会において検討が行われ、これを受け、新食品表示法等の立案作業に入っていることは承知しています。</p> <p>しかしながら、上記の一元化検討会においては、加工食品の原料原産地表示について、従来から問題が指摘されているJAS法にもとづく現行表示をベースに主張する意見等により、結論が先送りされ、今回の新食品表示制度の施行に間に合わず、「新たな検討の場」での検討とされています。</p> <p>この点については、今後は「表示基準」が策定できるとされていますが、今回の一元化検討会のような法の主旨を逸脱した一部委員の発言により表示制度そのものが歪められることのないよう、適切な検討が進められるべきと考えます。</p>

103	食品衛生法施行規則の一部改正案について	<p>・原料に遺伝子組み換えのものが使われている場合は表示しなければいけない規則にしてください。よくあるキャノーラ油が遺伝子組み換えのなたねを原料にしているなんて知りませんでした。もし表示してあれば、買いませんでした。つまり、たべませんでした。消費者の権利が損なわれています。中身には、「遺伝子組み換えであってもなくても関係ない（かわりはない）から表示しなくていい」ではなく、お金をだし、買うことを決めるのは消費者ですから、消費者が判断できる材料をきちんと把握できるような規則にしてください。</p> <p>・原料が国産か、どこの国のものかわかる表示にしてください。また、素材で示してください。プリン液の原料が「プリン液」だったり、お弁当の原料が「スパゲティ」とか「ミートソース」とか」おかしいです。プリン液が何でできているのか不安です。どこの国から来るのですか?国産でも材料は輸入ですか??何を食べさせられているのか不安です。また、原料がどこの国からの輸入なのかは必要です。なんだかわからないものではなく、トレサビリティがあることがわかるからです。複数にわたるときは、多い国を代表にしてもよいですから、書かなくてはいけない規則にしてください。以上</p>
104	-	<p>遺伝子組み換え食品を食べたくありません。</p> <p>現在の遺伝子組み換え食品表示義務制度は、表示義務のない食品が大多数で、消費者は、遺伝子組み換え由来の食品を、そうとは知らずに食べてしまっている現状です。EUのようにすべての加工食品を対象として原産地表示の義務化をして、遺伝子組み換えについても義務表示していただきたい。消費者の選択の権利を行使し、遺伝子組み換え食品を食べないために、すべての食品に表示の義務化を強く求めます。</p>
105	-	<p>1. 消費者基本法に明記されている「消費者の権利」を食品表示法においても、必ず厳守し、消費者の知る権利が確保されるようしてください。</p> <p>2. 加工食品の「原料原産地表示の拡大」は、消費者が選択の権利を行使する上で必要な情報です。先送りせずに実現するよう求めます。消費者の食に対する不安を解消する上で、原則、すべての加工食品を対象に原料のトレサビリティの仕組みを整備し、原料原産地表示を義務化することは必要です。</p> <p>3. 全ての品目について、遺伝子組み換え食品の表示義務を課すことを求めます。本来、正しい情報を消費者に提供するために設けられた現在の遺伝子組み換え食品の表示制度自体が、逆に消費者に混乱を与え、誤認を招いています。具体的には、義務対象品目では「表示なし」は遺伝子組み換え由来ではないことを意味します。一方、その他の品目では、遺伝子組み換えまたは遺伝子組み換え不分別由来の可能性を意味します。多くの消費者が遺伝子組み換え食品はできれば食べたくないと考えており、遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大を求めているにもかかわらず、消費者は遺伝子組み換え由来の食品を、そうとは知らずに食べてしまっているのが現状です。</p> <p>表示義務を全ての品目とすることで解決できる問題であり、速やかに検討に入り、検討にあたっては、これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えることも含め、消費者の声が十分に反映される場を設定し、消費者の知る権利の確保を実現してください。</p>

106	食品衛生法施行規則の一部改正案について	<p>地域の環境保護の団体と一緒に活動しています。</p> <p>希少な種がたくさんあります。</p> <p>遺伝子組換え作物からの汚染が広がってから、何かをするのでなく汚染の基がなくなっしてほしいです。</p> <p>消費者が使わなければよいと思います。</p> <p>知っていたら使わない方もいますし、何かあった場合の回収にも役立ちますぜひ、遺伝子組み分け作物が原料に使われていることを、きちんと表示して選べる規則にしてください。</p>
107	表示一元化の今後の法制化に関する要望事項	<p>検討会で纏められた報告書の内容については、概ね理解できる。その上で、今後細部を決めていく際、以下の点について、配慮をお願いしたい。</p> <p>① わかりやすくするために文字を大きくすることは理解できるが、下記のような実行不可能な場合があるので、これらについての例外措置をお願いしたい。ア. 現在、コーラ飲料などで使用されているリターナブル印刷瓶については、義務表示の表示場所が王冠しかないため、現在でも例外措置として5. 5ポイントの文字で表示してよいとされている。これについては、リユース（再使用）製品の維持のためにも、引き続き例外的に5. 5ポイントの文字での表示を認めていただきたい。イ. 現在、ペットボトルのキャップに賞味期限を印字しているが、わかりやすくするために「2012. 11. 22」のような西暦4ケタ表示が導入されつつある。文字を大きくするとこれが物理的に不可能となり、元の2ケタ表示に逆戻りすることになるので、これについても現行通りの文字の大きさでの表示を認めていただきたい。</p> <p>② 栄養表示義務化に際し、現行のナトリウム表示に代えて食塩相当量表示にする、という話も出ていたが、食塩を使用していない商品に「食塩相当量」の表示をすればかえって誤解を与えることになるので、従来通りナトリウムでの表示も認めていただきたい。</p> <p>③ 原料原産地表示の義務化の検討にあたっては、共同会議等の場で長い間検討してきた考え方を踏襲するとともに、実際に実行可能かどうかの実行可能性について、充分検討していただきたい。</p> <p>④ 品質表示基準や表示ガイドラインなどを検討するにあたっては、現在業界で運用し、消費者にも十分浸透し、無くすことでかえって混乱を招くような事項も存在するので、そのあたりについても十分配慮したうえで検討を進めていただきたい。</p>
108	栄養表示・原料原産地表示の件	<p>栄養表示にしましても原料原産地にしましても、表示面積の確保が必要になってきます。更に見やすくするためにポイント数が拡大となった場合は尚更という事となりますので、表示内容の根本から見直す必要が生じると思われます。</p> <p>又、中小企業の場合に、ラベルの変更は大きな負担となり、コストアップは避けられないと考えます。改正の中身を末端まで行き渡らせる事も重要な案件です。</p> <p>原料原産地表示につきましても、複数の調達先(国)がある場合にどの様に表示するのかを明確にする必要もあります。農作物については、天候不順等により従来の調達先から変更せざるを得ない場合も考えられ、そういう場合はどうするのかについても明確な案が必要です。</p> <p>昨今、売価にこれらの費用を乗せる事は厳しい情勢であり、今までの議論や内容を吟味の上で検討をお願い致したいと考えます。</p>

109	新食品表示制度についての意見	<p>食品表示法案（仮称）の作成にあたっては、新食品表示制度が関係者にとってより理解し易く、公平、公正な内容となるよう、特に以下の観点について十分な検討、配慮をお願い致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食品表示一元化検討会の報告書に基づき、その趣旨に沿った法律としてください。報告書において新食品表示制度の目的として記載されている内容、表示に求める重要な情報に関する考え方等、多くの時間を掛けて議論されて得た結論を具現化した法案の策定をお願いします。</li> <li>2. 安全で豊かな食生活を享受することを目的とした、多くの消費者、事業者にとって重要で、意味のある表示が行える制度が作られるようにしてください。</li> <li>3. 悪質な表示違反、偽装等、故意の法律違反、消費者利益に反するような表示の根絶に繋がる制度が作られるようにしてください。</li> <li>4. 人の価値観は多様であることから、義務表示事項と任意表示事項とを冷静に判断すること必要で、そのことが消費者利益、社会的コスト増加抑制に繋がると考えます。義務表示は安全に関わる事を優先して選択し、個々人の好みに関わる内容は付加価値とし任意表示にするという考えが適当と考えます。前者は国民全体でコストを負担し、後者はその付加価値を享受する者で負担することが公平です。</li> <li>5. 国際的な議論、制度との整合を図りつつ、我が国の実情に照らして真に意味のある制度が作れるような法律にして下さい。</li> </ol>
110	-	<p>漬物業界として懸案事項の原料原産地表示は、またも先送りされてしまいました。新食品表示制度においては、分かりやすい表現の法律で、かつ、全ての事業者（製造者）にとって公正で自由な競争が維持されることを前提とし、実行可能な制度となるよう始めに要望する。食品衛生法、JAS法、健康増進法のうち、食品表示部分を一元化するに当たって、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消費者庁は、昨年からの積み重ねてきた一元化検討会の議論と報告を踏まえて、新食品表示法案の検討を行うこと。例えば、新食品表示制度のポイント（イメージ）では、「消費者の適切な商品選択の機会の確保に資する表示に拡大」となっているが、情報をわかりやすく伝える努力は、事業者は常に行っている。消費者が望む全ての情報を、ポイント数を拡大し、表示することは、パッケージ（容器）の面積から不可能である。また、コストもかかり現実的には難しい。表示範囲の拡大等、食品表示制度の充実・強化「ありき」の姿勢ではなく、実行可能な制度となるよう、条件整備を行うこと。時には、事業者の自主性に任せる（任意表示）ことも必要。</li> <li>2. 一元化の3法では、是正措置（指示・勧告）が設けられている法律や、それがなく、即、罰則又は営業停止命令となる法律など、それぞれの法律によって対応が異なる。また、調査権限の整備でも、強い権限が与えられている場合と、そうでない場合がある。厳しい法律に揃えるのではなく、実態に即した方法により3法の整合性を図ること。なお、申出制度の対象の拡大も、消費者だけの権限を強化するのではなく、透明性が高く、事業者の経営が圧迫されない公平な制度とすること。</li> </ol>
111	小容器・小袋物の表示につ	<p>食品表示の文字ポイント数拡大および栄養表示の義務化に伴い、ラベルへの表示面積が大幅に増大することが予測されます。</p> <p>小容器等については、シュリンクフィルム等による表示面積拡大を図ったと言</p>

	いて	<p>う意見も伺っていますが、ラベル1枚当たりの単価アップもさることながら、容器の形状変更や設備の改変等も実施していく必要が生じることは明らかなです。また、小袋に至っては、今でも記載に四苦八苦ししているのが現状です。</p> <p>私どもみそ・しょうゆ業界は、中小企業が大半を占めていますので、容器変更や設備変更へ投資をする資金が潤沢にはありません。是非現実的に対応できますようなご検討を、お願いいたします。また併せて変更時期を明確にして頂けませんか。</p>
112	新食品法律制度に対する意見書	<p>平成24年8月9日に報告された表示一元化検討会の報告書に対して下記意見を取りまとめたので、提出する。なお本文の各項目番号等は報告書と一致するように付番するものとする。</p> <p>2 新たな食品表示制度の基本的な考え方  (1) 現行制度の枠組みと一元化の必要性  3法を基本として一元化することは理解できるが、加工食品品質表示基準の別記様式(一括表示)に「内容量」を盛り込んでいる以上は、計量法の内容量の部分を取り込んで、現在のような計量法と品質表示基準で二重ルールになっている状態を解消して欲しい。もしくは新法の表示からは内容量は除き、内容量の表示義務や表示方法は計量法に準ずることとして欲しい。</p> <p>(3) 新しい食品表示の在り方  イ 用語の統一  加工者・製造者の統一  「加工者」を製造者に統合することを提案する。消費者が知りたいのは、その商品の品質や表示の責任を持つ者が誰なのかということであるので、用語を分ける必要がない。もし「製造者」と「加工者」を区別するならば、何が製造で何が加工なのかを、新法のもとに分かり易く明確に定義づけすべき。また、製造者や販売者に固有記号が認められていて加工者に認められていないという現行ルールは整合性がなく、加工者であっても固有記号を使用できるようにすべきである。</p> <p>原材料の定義化  原材料などの定義の統一は必要。個別品表基では、「食肉とは」「魚肉とは」の定義が決められているものがあるが多くのものは定義されておらず不確実であり、現状は製造者の解釈にゆだねる表示作成となっている。結果として消費者の混乱を生む結果となっていると考察する。例えば日本標準商品分類や日本食品標準成分表と連動させて、野菜とは〇〇に定義されている□□をいう、というように明確にすべきだと考える。その際、グローバルな観点からも内容を吟味すべきである。製造者間だけでなく、国産・輸入を問わず、表示内容のブレを無くすことで、安心して商品選択ができるものとする。その際、個別品表基間での統一は必須と考える。</p> <p>保存温度帯の定義化  保存方法では「冷凍」「凍結」「冷蔵」「チルド」「常温」などの文言が使われる。「冷凍」については食品衛生法で「-15℃以下で保存」と定義づけられているが、例えば-13℃のものは冷凍品にはならず「凍結品」となっている。ま</p>

た、チルドハンバーグステーキ品質表示基準では「チルド温度帯において冷蔵してあるものをいう。」となっており、チルドが何度から何度なのか明確にされていない。こういった部分も用語の定義化・明確化を望む。

#### ウ 情報の重要性の整序

##### 表示項目の優先順位化について

表示項目の優先順位づけについては異論がないが、過去の経緯を考えると、義務表示を減らすことは慎重な対応が必要と考える。消費者不利や危害の発生防止の観点から優先する必要があるのであれば、8ポイントギャランティの項目を優先順位化する、別記方式を解除する、ダブリ表記の廃止など、全体の可視性を改善することが良いと考える。

#### エ 表示の見やすさ（見付けやすさと視認性）

##### 見やすさを考慮した文字の大きさについて

全体的にポイント数を上げるためには、相当な義務表示の削減も必要になる可能性があり、文字の大きさと義務表示削減との整合性を消費者が真に望んでいるか否かの検証が必要と考える。一方で、現在の表示項目を維持しながらポイント数を上げるということは非常に困難である。

表示項目に優先順位を付け、優先度の高いものは8ポイント、それ以外は文字の大きさを変更することや、文字の色や配置、空間などの工夫で読みやすい場合もあるが、文字対比の空間面積確保のルール決めるなど、ポイント数をあげることだけに捉われない、大局的な考え方が必要だと考える。ポイント数の規制をむやみに変更するとすべての表示について変更が必要となり、産業界に大きな負担がかかることも考慮にいれておくべきである。

また、表示可能面積の考え方については、容器の窪みや容器強度の為のリブの部分は実際消費者が読み取れない場所であり、消費者の見易さを考慮して表示面積から除外して考えるなど柔軟な考え方を採用することも検討いただきたい。

#### （4）義務表示事項の範囲

##### ア 基本的な考え方

内容を支持する。特に「食品の安全性に関わらない事項についての表示の義務付け～～相応のコストがかかり～～その負担が増加するおそれがある。」の部分については、消費者教育や行政からの啓発により、消費者に理解を得るような施策をお願いしたい。

#### 4 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方

##### （5）新しい栄養表示制度の枠組み

##### ア 義務化の対象

##### （ア）対象食品業務用商品への拡大

すべての加工食品を対象にとあるが、業務用は必要ない。業務用商品は直接消費者が購入しないものである観点から、JAS法と同等の扱いで良いと考える。

##### （ウ）対象とする栄養成分

成分の追加

現在の日本人にとっては現行の5項目で問題ないとする。成分の追加が真に消費者利益になるか否かを良く精査した上で行うべき。本当に必要であれば、事業者としては表示することは厭わないが、むやみに成分を増やすことで可視性の上で逆効果となることも予測される。また、そもそも現在の栄養表示が消費者に有益となっているのかも検証を行って欲しい。表示順位の変更現行表示で問題がない限り順位の変更には妥当性がないと判断する。現在の順位で長年活用されている利用者の現状把握（問題点の抽出）を行い、変更する多大なメリットがない限りは変更すべきでないとする。現時点で80%を超える企業が自主的に栄養表示を行ってきた努力に対して評価するのであれば、変更する場合は慎重に進めるべき、むしろあえて変更しないことが望ましい。

#### ナトリウム⇒食塩相当量

コーデックス基準ではナトリウムを採択している。他国が義務化しているというグローバルな観点から栄養表示の義務化を推進するのであれば、成分の取り扱いについても他国に倣ったナトリウムが望ましい。食塩を添加していないジャムなどに「食塩量」を記載するのは違和感がある。実際のところ腎臓病患者さんは食塩値でなくナトリウム値で栄養管理している。健常者は大まかな値が分かれば問題ないので、換算係数を円周率のように覚えればよいとする。従って食塩表示にすることで、ナトリウムで病気の栄養管理をしている患者に対して却って不親切になる。グローバルな観点を鑑み、むしろナトリウムの意味・意義について再認識できる啓蒙を推進すべき。日本栄養士会とも連動して、食塩一辺倒の健康管理からナトリウムの考え方を啓蒙する良い機会ととらえるべきである。

#### イ 表示値の設定方法

##### バラツキの範囲

バラツキの範囲を拡大することは賛成である。特に小さい値に対しては実態に見合ったバラツキの許容範囲を決定すべきとする。原料の季節変動や個体差がある限り、ある程度のバラツキは避けられない。消費者にもそのことへの理解をもらう必要がある。企業側も精度を高めることを努力する所存であるので、消費者への啓蒙活動を推進ねがいたい。一定の消費者理解を得た段階で、充填のバラツキが多い惣菜などの食品については、製造配合から計算した理論値の根拠がしっかりしていれば、実際の個々の食品の値がバラついていてもお咎めなしとするなどの規定を設けないと、実効性の上でなかなか進まないとする。

#### (6) 栄養表示の義務化に向けての環境整備

##### イ 円滑に栄養表示が行えるようにするための支援

##### 公的データベースの整備

企業間のバラツキ、コスト低減からデータベースの活用は企業側にも結果として消費者側にも有益であるとする。公的データベースの整備は早急をお願いしたい。そして、ひとたび公的データベースにより理論計算した栄養成分値に対する監視・指導はないものとする。また、データベースの変更や追加には基本的に対応しなくても良いものとするべきである。

#### (7) 義務化導入の時期

猶予期間を5年間というのは賛成である。

## 5 終わりに

### (1) 加工食品の原料原産地表示原料原産地表示の拡大

今回の報告書の項目から外したことは非常に評価できる。原料原産地表示の拡大は過去から専門家を含めた有識者による検討会で英知を重ねた結果、現在のしくみが成り立っていると理解している。原料原産地を義務化する意義が明確でなく、「単なる消費者が知りたいから」といった要望に対して、安易に義務化を拡大することは絶対に避けるべきである。現行のJAS法でも、原料原産地を強調して標ぼうすることは認められており、この強調表示の運用で何ら問題がないものと考ええる。安全面から特定の原料原産地を避けたいという消費者意識の改革ができるような消費者教育も必要と考える。消費者基本法では「消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援する」となっているので、原料原産地名のような「安心」材料にしたい情報は、事業者側から与えられるだけでなく、知りたい消費者が自ら動いて情報を得るという方法を促すことも大事だと考える。当然、事業者は問い合わせには答えられるような体制を取る努力をすべきである。

### (3) その他の個別の表示事項

遺伝子組換え表示消費者庁は遺伝子組換え食品が安全面で問題ないことを公式な場で宣言すると共に、広く消費者に認識してもらう教育体系の整備も必要である。そもそも日本で認可されている遺伝子組換え農産物は安全性が証明されており、消費者にむやみやたらに不安をあおるような消費者団体にはその根拠を明確にさせるなど、厳しく規制すべきである。「不安だから」ということで義務表示内容を厳格化する理論がまかり通るようであれば、事業者は全ての食品に対して放射性物質を計測して記載するような事態にまで陥りかねない。「安全」と「不安(安心)」が同じステージではないことを前提に検討すべきである。

### ◆その他項目

#### 個別品質表示基準について

横断品表基の精査を行い、基本的には個別品表基は廃止の方向がわかりやすい表示になると考えられる。原材料表示はわかりやすさとグローバルの観点からコーデックスに準拠させると、使用した原材料の配合量の多い順に記載する方法が基本となるべきだと思われるが、現状では食品と添加物とに分けて表示している方法が主であり、日本の消費者にも広く認知されている為、一部のカテゴリー以外のすべての食品が改版に係ることから慎重に対応すべきである。実施する場合は、栄養表示義務化のように猶予期間を5年以上設け、その経過期間中は両方の表示について混在してもやむないことを了解の上進めるべき。

#### 通知・Q&Aの明確化

今後策定される一元化法において、すべての通知・Q&Aを精査し、矛盾のない内容として明文化し、多くの国民・事業者が活用しやすい内容に整備することは第一優先で実施いただきたい。この作業の中で、現在の表示の課題も更に見えて

		<p>くると考える。その際、疑義が生じた場合、どちらかの法令解釈へ集約すべきであるが、変更になった場合でも現時点での解釈は是とし、法令違反を取り締まらず、速やかな改版での対応とすべき。</p> <p>問い合わせ窓口の一元化 現在は食品衛生法・健康増進法については管轄の保健所、JAS法については農林水産消費安全技術センターや地方農政局で問い合わせ対応しているが、一元化により当然窓口も統合されることと思う。しかしながら、現在でも保健所間、都道府県間、時には担当者間で返答に違いが生じている場合がある。新法制定後はどの窓口にお問い合わせでも、同じ返答がいただけるよう、体制を見直してほしい。</p> <p>製造所固有記号の廃止 製造所固有記号の廃止は反対である。まずは現在の運用状況で消費者にどのような不具合が発生しているかの調査・検証が必要である。また、現在日本の食品産業界の実情も良く踏まえた上での判断も必要。事業者は何か起こった時に速やかにトレースできるように消費者庁に届け出しており、消費者からの問い合わせには迅速に返答できるようにしているので、特段問題はないと考える。一般消費者が消費者庁HPから固有記号を簡便に検索できるようなシステムを構築することを検討してもよいのではないかと考えている。従って現行通り固有記号は使用できるようにしていただきたい。消費者は、知らない企業、不安な土地で製造された食品を避ける傾向にある。ストレートに製造者を明かさな販売者表示は産業発展の上でも意味があるものとして捉えて欲しい。</p> <p>地方自治体の条例について 現在、都道府県だけでなく、市レベルでも食品表示に関する条例が多数存在している。例えば神奈川県と川崎市で違う条例を運用している例もある。これらについても非常に分かりづらい要因になっている。新法と合わせて統合・廃止などの整理が必要と考える。</p> <p>今後の検討会について 今後の検討会の委員の選定について委員となる有識者については常識的かつ合理的な判断ができるメンバーの人選をお願いしたい。また、過去の食品表示法令化の経緯や表示の基本情報は、消費者庁で準備し、内容を把握する準備期間を設けた上での参加が望ましい。(食品表示検定上級合格者などの一定の基準を設けることも検討ねがいたい。</p> <p>以上</p>
113	-	<p>法案成立後に新たな検討の場で検討するとされている加工食品の原料原産地表示と遺伝子組み換え食品表示については、消費者の声が十分に反映される場で速やかに検討に入って欲しいと思います。また、検討委員会委員には様々な角度から意見が出し合えるように委員の構成を偏りのないようお願いいたします。</p>
114	-	<p>1. 栄養表示の義務化について ・新食品制度では、栄養表示が原則すべての加工食品、事業者に対して義務化されることとなっているが、義務化の目的が、生活習慣病の増加等に対応するもの</p>

		<p>であるとすれば、生鮮食品、外食、弁当等すべての食品に網をかけなければ意味のないものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加工食品のみに義務を課すことは、正当性・妥当性を欠くものであり、少なくともすべての食品に対する義務化の道筋が示されるまでは、現行の自主的な対応にゆだねるべきある。</li> </ul> <p>2. 新食品制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイント数の拡大は賛成であるが、そのためには義務的表示を真に必要なものに絞り込む必要がある。</li> <li>・容器包装への表示の役割としては、写真や絵などで消費者の視覚に訴え、消費者に食べる楽しみや喜びを与えることがあげられる。このため、義務表示事項ばかりで、いたずらに表示スペースを占有することは消費者のささやかに楽しみを奪うこととなり避けるべきである。</li> <li>・Webの活用は、多くの一般消費者にはなじまないものであり、これを前提とした制度は避けるべきである。</li> <li>・申し出制度については、いたずらにクレマーの増幅をまねかないよう、一定の明確な基準を設けるべきである。</li> </ul>
115	-	<p>1. 「(4) 義務表示事項の範囲」の「基本的考え方」や「新たな義務付けを行なう際の考え方」などを見ると、加工食品の原料原産地や遺伝子組み換え食品の表示問題が「食品の安全性その他の消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な事項」とされていません。消費者の意識がそこまで高まっていないという見立てだと思いますが、「寝た子を起すな」の論理です。消費者政策の基本として謳っている「消費者の自立」を図るためにも、早期の段階での制度への反映を強く求めます。</p> <p>2. 「将来的な表示事項の見直し」の項目で、コーデックス委員会や他国の動向を踏まえることが言及されていますが、日本としての主体的な判断が強調されてしかるべきです。TPPへの参加論議を見ても食の安全を保障する制度を簡素化する方向性にあることを懸念します。</p> <p>3. 「(3) 新しい食品表示制度の在り方」で、「新たな食品表示制度の検討に当たっては、その表示が、消費者がその表示を見付け、実際に目で見て(見やすさ)、その内容を理解し、消費者が活用できる(理解しやすさ)ものになっているか否かの視点をもって検討を行う必要がある。」という認識に賛同します。その視点に立てば、「糖質ゼロ」「糖類ゼロ」など栄養強調表示が消費者の優良誤認につながる事例もあることから一定の歯止めが必要です。</p>
116	-	<ol style="list-style-type: none"> <li>1、新食品表示法の目的に、消費者の知る権利を明記すること</li> <li>2、現行の表示事項を削減させないこと</li> <li>3、現行の罰則制度を後退させないこと</li> <li>4、執行体制を拡充強化すること</li> <li>5、加工食品の原料原産地表示を拡充すること</li> <li>6、遺伝子組み換え食品表示を拡充すること</li> <li>7、食品添加物表示を拡充すること</li> </ol>
117	-	<p>消費者が安心して選択できるような表示制度を望みます。</p> <p>現在は、自分の口に入るものの中身がどのようなものなのか、はっきりわからな</p>

		<p>いものがあります。</p> <p>例えば、放射線をあてて芽止めしているじゃがいも、どんな食品添加物が使われているかわからない一括表示など</p> <p>中小企業の食品を扱う業者には、その食品のルーツ（2次原料、3次原料など）をたどるのは困難なこともあるでしょうが、できるだけ詳しい表示が行われることで、私たちは自分の目で確認して商品を選べます。</p> <p>大きい字よりも詳しい情報提供を消費者のためによりしくお願いします。</p>
118	-	<p>立入検査等をする職員について、「食品衛生法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員が行うものとする」などと食品衛生法に任せるのではなく、新食品表示法、改正食品衛生法、改正 JAS 法、改正健康増進法にまたがる食品監視業務を統括する「食品監視法」（仮称）のような法律を作っていただけよう希望します。</p> <p>その理由は、食品衛生監視員の監視対象は現時点でも既に食品の衛生面だけにとどまるものではなく、新食品表示法の制定によりそのことが一層明らかになるためです。</p>
119	-	<p>食品表示一元化検討会では、私たちが主張してきた点はすべて先送りにされ、特に加工食品の原料原産地表示については、検討会で長い時間をかけて議論されたにもかかわらず、報告書の本文にそれがまったく盛り込まれず、大変残念です。</p> <p>××××では、新食品表示制度について、これまでの主張どおり以下の点を改めて要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示一元化の目的に、消費者の知る権利・選択する権利の行使に資することを明記すること。新食品表示制度のポイントにこれが盛り込まれていないのは、非常に遺憾です。</li> <li>・加工食品の原料原産地表示は、消費者の合理的な商品選択に資するために、原則としてすべての加工食品を対象とすること。</li> <li>・遺伝子組み換え食品の表示義務化の拡大も、早急に検討すること。</li> <li>・法案成立後に新たな検討の場で検討するとされている加工食品の原料原産地表示と遺伝子組み換え食品表示については、消費者の声が十分に反映される場で速やかに検討に入ること。</li> <li>・これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えること。</li> </ul>
120	-	<p>今回は、現行の表示基準のまま移行するということですが、食品衛生法と JAS 法で食い違いがある部分があります。それは、JAS 法では添加物と添加物以外に分けて原材料名を記載することになっていますが、食品衛生法では、化学的合成品たる「添加物」は、原材料名に行を変えて記載することとなっていたものを、「既存添加物」も添加物とするようになったときに、食品衛生法から、添加物を行を変えて（添加物を別に書）くという文書がなくなりました。そのため、加工食品の分類に該当する健康食品などで、キトサンが添加物として、乳化剤などとまとめて記載しなければならない、アスコルビン酸を多量に配合しながら、少量しか配合されていないローズヒップが、前に記載することになるなど、消費者が誤認するような表示が、法律的に正しくなっています。今消費者が問題にしていると思われる、添加物がどれくらい入っているかを、原材料名から読み取るには、添加物、添加物以外のものの区別なく、配合量順としないと情報とし</p>

		て不適切と考えられますので、加工食品の品質表示基準については、原材料名をア、イの区分で記載するという条項を削除したうえ、食品衛生法と整合性をとっていただきたくお願いいたします。
121	制度内容の周知徹底方法改善の必要性について	<p>現行ルールが複数の法令にまたがり複雑なため分かりにくい、との指摘に対する改善方向に異議はないが、市販されている食品の表示を見ると、そのような分かりにくいルールではなく至って基本的なルールでありながら、事業者がその内容を理解していないことが一見してわかる不適切な表示が、少なからず見受けられる。中には本来事業者に正しい表示ルールを周知すべき業界団体がルールを理解していないケースもあり、ルールを周知徹底する方法も合わせて抜本的に改善しなければ、せつかくの法制度の改善効果が十分に得られないものとする。</p> <p>事業者にはルールを理解し適正な表示をする責務があるが、その取り組みは事業者による差が非常に大きいのが実態であり、例えば営業許可の取得・更新時に講習の受講を義務付けるなど、強制的に表示ルールを周知する機会を設けるべきではないか。</p> <p>&lt;補足&gt; 以下に、業界団体がルールを理解していない一例をあげる。 加工食品品質表示基準において、加工食品の原材料は、最終製品を製造する事業者が使用する状態の原材料を記載することとなっており、これは「加工食品品質表示基準改正（わかりやすい表示方法等）」に関するQ&amp;Aの間46などにも丁寧に解説されている。しかし、「さきいか」と称されるイカの加工品においては、現在大半が「ダルマ」と称される中間加工原料を購入して製造されているにもかかわらず、一般に販売されている「さきいか」の原材料名は、すべて生鮮のイカを使用して製造した場合の表示になっている。この件について××××に問い合わせたところ、製造に使用する中間加工原料を記載するルールを認識しておらず、かつ「ダルマ」を中間加工原料として記載する（もちろん一般的な名称にて）必要性も認めなかった。</p> <p>なおこの状況は、生鮮イカから一貫して「さきいか」を製造することを特色とする事業者の商品を、消費者が適切に選択することを妨げている。</p>
122	-	<p>◆食品表示一元化の目的に、消費者の知る権利・選択する権利の行使に資することを明記すること。新食品表示制度のポイントにこれが盛り込まれていないのは、非常に遺憾です。</p> <p>◆加工食品の原料原産地表示は、消費者の合理的な商品選択に資するために、原則としてすべての加工食品を対象とすること。</p> <p>◆遺伝子組み換え食品の表示義務化の拡大も、早急に検討すること。</p> <p>◆法案成立後に新たな検討の場で検討するとされている加工食品の原料原産地表示と遺伝子組み換え食品表示については、消費者の声が十分に反映される場で速やかに検討に入ること。</p> <p>◆これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えること。以上</p>
123	新食品表示制度についての	<p>○ 表示の目的及び表示基準の策定</p> <p>1. 食品表示の目的 新たな食品表示制度の目的として、次のことを十分に勘案する必要がある。</p>

	意見	<p>(1) 食品衛生法、JAS法、健康増進法の各々目的を新法の目的に含むこと。</p> <p>(2) 消費者にも食品製造事業者にも分かり易い表示であること。</p> <p>(3) 法律の執行監視体制を一元化することが必要である。</p> <p>2. 食品表示の考え方</p> <p>(1) 用語の定義を統一すること。加工者・製造者、生鮮食品・加工食品、等</p> <p>(2) 国際規格との整合性があること。</p> <p>(3) 義務表示事項の絞り込みをすること。食品製造事業者が間違えない、作成しやすい表示であること。食品衛生法（保健所）、JAS法（農政事務所）、等様々な所に確認なくて済み、食品製造事業者が間違えない。</p> <p>(4) 任意表示の推奨をすべきである。</p> <p>(5) 義務表示事項は中小事業者で実行可能性が担保できること。</p> <p>3. 食品表示の適用範囲</p> <p>(1) 検討対象の業態等における実行可能性等について、業界関係者、学識経験者等を交えて論議されることが必要である。</p> <p>(2) 特に食品産業では大多数が中小企業であることから、食品製造事業者の実行可能性、行政の監視コスト等社会的コストの増大等を勘案することが必要である。</p> <p>(3) 容器・包装以外の表示媒体の活用については、種々の課題等があるため、義務付けでなく食品製造事業者の自主的・主体的な取り組みを助長する方向で検討されることが必要である。食品製造事業者による食品情報の開示については、情報開示の手段がホームページ等の場合であっても包装資材の表示と同様の問題がある。例えば、原料原産地の頻繁な変更と開示情報を一致させるための難しさや変更ミス、取扱う製品の種類が多い食品製造事業者にあってはホームページ等での表示スペースが膨大になること、新製品の研究開発および改良を頻繁に行っていること等から、製品そのものの変更とホームページの変更とのタイミングを完全に一致させるための管理は困難である。</p> <p>(4) 国際規格との整合性、原材料の調達先・配合割合等の頻繁な変更、食品の安全を誤誘導する等の課題があることから、一律に義務付けでなく、食品製造事業者の自主的取り組みを推奨する方向で行うことが適切である。</p> <p>(5) 加工食品は最終製品の品質および生産の安定、コストの低減、リスクの分散等を図るため、原材料の調達先・配合等を複雑化し、かつ、頻繁に変更していること等から、原産地の変更と包装資材等の変更とのタイミングを一致させるための管理や複数種類の版の包装資材等の維持管理を完全に行うことは、中小零細な食品製造事業者にとっては、難しい問題であること。平成21年4月30日公布のJAS法の改正（平成21年5月30日施行）により、原料原産地の偽装には直罰設定が設けられたことから、中小零細な食品製造事業者にとっても表示の実行可能性が十分に担保される必要があること。また、表示ミスが起きる可能性が格段に高まるとともに、包装資材ロスが相当の量になり、環境への負荷が増大することが懸念されること。以上</p>
124	新食品表示制度についての	<p>I 栄養成分表示の義務化について</p> <p>1 現状においては、①真に必要な食生活全体の栄養成分摂取データ把握の道筋が示されていないこと、②多くの中小事業者にとって技術的、コスト的に実行が</p>

	意見	<p>困難であることなどから、栄養成分表示の義務化には反対である。</p> <p>2 制度創設の前に、制度の円滑な実行が可能と判断される環境整備に最優先で取り組むべきである。環境整備が整うまでは、現行どおり任意表示とされたい。</p> <p>3 制度創設の前に、対象品目、対象事業者の適用除外を合理的な根拠を以って明示されたい。中小事業者の多くは、技術的にも、また、コスト的にも制度の円滑な実行に困難が伴うので、努力義務とされたい。</p> <p>Ⅱ 新たな食品表示制度について</p> <p>1 文字のポイント数の拡大については、現行の表示内容について優先順位を付けて抜本的に見直すことによって、表示スペースの確保を図られたい。Webの活用は、消費者、事業者双方にとっても活用できる者とできない者があり、適切ではない。</p> <p>2 帳簿書類の提出命令等の追加については、中小事業者の中には原材料の仕入れ、製造管理等を記帳していない事業者も存在することから、実効性が伴わないので取り止められたい。</p> <p>Ⅲ その他</p> <p>加工食品の原料原産地表示の扱いについては、実行可能性を十分踏まえた上で、消費者、事業者双方が納得できる客観的かつ合理的な基準となるよう検討会のこれまでの議論を十分踏まえて検討いただきたい。</p>
125	<p>①新食品表示制度に係る一般的な意見</p> <p>②是正措置及び執行体制の整備について</p> <p>③栄養表示の義務化について</p>	<p>①消費者にとって分かりやすく、表示責任者にとって管理し易いルールとなるよう、食品衛生法、健康増進法、JAS法の解釈・表現の異なるところや重複部分等を整理統合して頂きたい。なお、表示作成における景品表示法の占めるウェイトが大きいため、景品表示法を含めた整備をお願いします。</p> <p>②法律を決める際に、その後の監視体制や故意ではない表示ミス等の違反時の罰則等について、事業者に多大な負担がかからないような配慮をお願いしたい。なお、罰則を伴う義務表示事項については、特に中小メーカーでも「実行可能性が担保されること」が必要である。</p> <p>③栄養成分の表示については、以下に留意して決められたい。</p> <p>1 日本人の健康状態を十分に調査分析し、どの栄養成分が国民の健康増進のために必要な栄養素であるかを見極め、表示する栄養素の優先順位付けと表示方法をしっかりと決めること。</p> <p>2 食品標準成分表等の公的データを整備して情報開示すると共に、簡易な計算ソフトを開発して公開し、事業者の負担を軽減すること。</p> <p>3 測定方法と許容範囲の問題を十分に考慮して事業者にとって実行可能性の高い誤差の許容範囲の設定方法について決めること。</p> <p>4 消費者が商品選択をするに当たって判りやすい表示であるためには、「100g当たり」の含有量とする基準ではなく、「1食当たり」の含有量を表示の方が基準として適切であるので、各食品の「1食当たり」の定義等を整備しておくこと。</p>

	<p>④食品表示の文字のポイント数の拡大について</p> <p>⑤警告表示スペースの確保について</p> <p>⑥原料原産地表示の対象品目の拡大について</p> <p>⑦業務用商品への表示義務化拡大について</p>	<p>④表示スペースには限りがあることから、表示が小さくて読みづらいという課題と表示項目を増やすという問題の両方をバランスよく判断していただきたい。</p> <p>⑤法制化にあたり”見やすく”、”文字を大きくする”を反映させるについて、事業者自ら設定する「警告表示」の表示スペースの確保について配慮していただきたい。</p> <p>⑥加工食品は最終製品の品質及び生産の安定、コストの低減、リスクの分散等を図るため、原料の調達先・配合等を複雑化し、かつ、頻繁に変更している。また、原産地の定義が難しい上に、産地に正確な情報を要求することが困難な国や地域も多く、正確な表示を記載することが困難な場合が想定される。このような状況で義務表示の対象品目を拡大することは包材コストの増加及び表示違反を誘発することにつながるので対象品目の拡大には慎重な検討が重要である。</p> <p>⑦3法が一元化される「食品表示法」は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称</li> <li>・原産地（生鮮食品）</li> <li>・原材料名</li> <li>・アレルギー（対象物質）</li> <li>・遺伝子組換え表示（対象品目、表示方法）</li> <li>・添加物（具体的な記載方法）</li> <li>・内容量</li> <li>・消費期限、賞味期限</li> <li>・保存方法</li> <li>・原産国（輸入品）</li> <li>・原料原産地（対象品目）</li> <li>・事業者の名称及び所在地</li> <li>・栄養成分及び熱量並びにその表示方法（対象成分）</li> <li>・表示に用いる文字の大きさ</li> </ul> <p>等を原則として全ての加工食品、事業者に義務付けるものと聞いております。業務用商品（業者間取引商品）については、従前どおりの取り扱いを維持し、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 栄養表示は学校給食／病院給食用商品を除き不適用、</li> <li>2 容器・包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示できることにしていただきたい。ただし、業務用スーパーなどで一般消費者に販売する場合には、法に規定する表示をする。</li> </ol>
126	新食品表示制度についての意見	<p>新食品表示制度制定にあたっては、食品表示一元化検討報告書の内容、及び現行法令制定にあたりこれまで論議された結果を踏まえ検討頂きたい。また食品表示一元化検討会で結論の出なかった課題については、消費者に対する調査結果や実行可能性を充分検証した上で、慎重な検討をお願いしたい。</p> <p>尚、新制度を推進するにあたっては、法体系のみならず、執行体制、消費者・事</p>

		業者に対する教育体制等の環境整備も併せて進めて頂きたい。
127	-	加工食品の原料原産地表示および、遺伝子組み換え食品表示を強くもとめます。我が家には幼い子供が2人います。親として、この子達の健康な未来のために「食べ物を選ぶ」権利が必要です。表示いただかないことには選べません。どうか消費者の選ぶ権利を守ってください。
128	-	<p>1. 消費者基本法に明記されている「消費者の権利」を食品表示法においても明記し、食品表示においても消費者の知る権利が確保されるようしてください。</p> <p>2. 加工食品の「原料原産地表示の拡大」は、消費者が選択の権利を行使する上で必要な情報です。先送りせずに実現するよう求めます。消費者の食に対する不安を解消する上で、原則、すべての加工食品を対象に原料のトレーサビリティの仕組みを整備し、原産地表示を義務化することは必要です。</p> <p>2. 全ての品目について、遺伝子組み換え食品の表示義務を課すことを求めます。本来、正しい情報を消費者に提供するために設けられた現在の遺伝子組み換え食品の表示制度自体が、逆に消費者に混乱を与え、誤認を招いています。具体的には、義務対象品目では「表示なし」は遺伝子組み換え由来ではないことを意味します。一方、その他の品目では、遺伝子組み換えまたは遺伝子組み換え不分別由来の可能性を意味します。多くの消費者が遺伝子組み換え食品はできれば食べたくないと考えており、遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大を求めているにもかかわらず、消費者は遺伝子組み換え由来の食品を、そうとは知らずに食べてしまっているのが現状です。表示義務を全ての品目とすることで解決できる問題であり、速やかに検討に入り、検討にあたっては、これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えることも含め、消費者の声が十分に反映される場を設定し、消費者の知る権利の確保を実現してください。</p>
129	-	<p>現に食品表示を励行している立場から特に下記2点について意見を申し上げます。</p> <p>1. 食品表示の在り方について 現在検討されているポイント数の拡大は、表示面積を約1.5倍にすると試算され、ますます分かりにくくなってしまいます。例えば弁当は、現在のポイント数でも分割表示を余儀なくされている。新制度では表示項目を選択・整理し、真に重要な情報が消費者に確実に伝わる方法を第一優先で検討すべきである。仮にポイント数を変更した場合、現在稼働しているラベラーなどの機械はほぼ使用不能となる可能性が大きく、多額の負担が発生するので、表示項目を整理したうえでポイント数を拡大するにしても、機械の償却期間を考慮した猶予期間をお願いしたい。</p> <p>2. 栄養成分表示の義務化について 弁当のように食材や調味料の種類が多い加工度の高い食品では、計算値は熟練した者でも4~5時間に及ぶ作業が必要となる。更に少量な含有量の場合、現行基準で表示をすることは大変困難である。同じ食材でも、またその加工度によっても栄養成分の含有量の差異が発生するからである。また、栄養成分の計測器を導入する場合、多額の費用負担が発生するが、それでも商品毎の個体差は回避出来な</p>

		い。そうした栄養成分についての義務表示は、事業者には余りに大きな負担をさせたものと言わざるを得ず、健全な制度とは言い難い。栄養成分表示は、事業者の自主的な取組を推奨することが現状最も合理的かつ妥当である。
130	新食品表示制度について	<p>法律レベル 栄養表示の義務化</p> <p>栄養表示の義務化に際し、バラつきが生じやすい商品や短期間しか販売しない商品、表示単位の算定が難しい商品などへの配慮を希望します。</p> <p>表示基準レベル</p> <p>法律ごとの用語などを統一され、Q &amp; Aなども整備されることで、表示する側にとってもわかりやすい制度になることを希望します。</p> <p>加工食品の原料原産地表示拡大については、慎重に議論を進めていただくことを希望します。また、すべての食品への義務化には反対します。</p> <p>義務表示項目の拡大には幅広い食品の表示形態を精査し、無理のない制度設計を行うことを希望します。</p> <p>今後検討が予定されている個別表示事項については性急に決定することなく、新食品表示法制定後にあらためて議論を行うべきと考えます。</p>
131	新食品表示制度についての意見	<p>1. 総論</p> <p>①現行の食品表示は様々な法律から成り立っており、各法律の監督官庁も様々である。また、法律によって定義が異なる用語もあり、消費者にとっても事業者にとってもわかりにくくなっている。よって、新食品表示制度による一元化の検討は有意義なことかと考える。</p> <p>②消費者視点での表示が第一であることは言うまでもないが、事業者に対する義務表示事項の範囲についても、より重要な情報がより確実に消費者に伝わるようにするための実効性のある検討をお願いしたい。特に、中小事業者にとって過度な負担増にならないよう今後の検討の際に十分留意いただきたい。さもないと、容器包装資材や分析等の費用や手間の増加にともない、製品ラインナップの整理や販売価格の上昇が行われることが予想される。</p> <p>③消費者にとって詳しい情報を得られることは、商品選択の参考になるとともに安心感の醸成につながり大切である一方、高齢化社会にも対応するわかりやすい表示という視点も重要である。また、限られた容器包装の表示スペースに全ての情報を表示することは無理がある。食品表示一元化検討会報告書にあるように、安全性に係る情報を最優先とすべきであり、それ以外は、情報に優先順位を付け内容をしぼること、ネットや電話、店頭POP等での補完説明方法も含めて考えることが必要である。</p> <p>④消費者にとっての情報量増大及びわかりやすさと、事業者にとっての負担増とのバランスをどうやって進めていくべきか、検討する際には、消費者、事業者両者の意見を十分に聞いて参考にしていきたい。</p> <p>2. 「新食品表示制度のポイント &gt; 栄養表示の義務化」について</p> <p>①「原則として全ての加工食品、事業者に義務付け」とあるが、栄養成分分析の精度には限界があり、また均質化・定量化が難しい商品もあるため、ある程度の幅の許容範囲の設定を検討する必要があると考える。そうでないと、義務化によって特に微量成分に関しては避けようがない不適當表示が増える可能性がある。また、弁当等の外食事業者の食品表示は、一律の条件で求められた場合には対応</p>

できない場合もある。このようなことを考慮し、幅広く検討をしていただきたい。

②表示スペースには限りがあり、見やすい文字の大きさととのバランスをご考慮いただきたい。

③消費者庁主催でこれまで行われた「食品表示一元化検討会」、及び「栄養成分表示検討会」での検討結果を踏まえ、国際整合性のもとに進めてほしい。特に「食品表示一元化検討会」では12回にわたり議論を重ねて、更に中間論点に関する意見募集や意見交換会を実施するなど、丁寧に議論してきたものであり、その結果とりまとめた「食品表示一元化検討会報告書」は十分に尊重すべきと考える。

④「全ての加工食品、事業者に義務づけ」とあるが、B to B（企業間取引）については商品が直接消費者の目に触れるものではないこと、事業者のコスト増、ひいては小売価格の上昇につながる可能性もあることから、現行と同様に対象外としていただきたい。

⑤栄養成分に関する正しい知識と理解がないと、情報がいたずらに不安をあおることになりかねない。栄養表示の義務化のみをただ進めるのではなく、並行して消費者に対して栄養成分の知識をより広めていくよう啓発・理解促進が必要である。

### 3. 「新食品表示制度のポイント > 表示基準レベル」について

①加工食品の原料原産地表示について、原料調達先が一定ではなく季節や日によって変動する商品があり、正確な表示をしようとする、事業者にとってかなりの負担増・コスト増となる場合がある。更に、廃棄資材増加による環境への負荷にもつながりかねない。検討を進めるにあたっては、事業者にとって過度な負担にならないよう、及び、環境への影響を考慮するよう、ご留意いただきたい。また、対象品目を着実に拡大とあるが、単に品目を拡大するだけでなく、消費者にとって誤認がなくわかりやすい表示を進めていただきたい。

②加工食品の原料原産地表示に関しては、「食品表示一元化検討会」でも結論がでなかった論点である。検討会や意見交換会などの様子を見ると、国産原料使用促進や安全性とからめての議論もあった。何のための原料原産地表示なのか、目的をしっかりと整理した上での今後の議論をお願いしたい。

③遺伝子組換え表示、加工食品の原料原産地表示等については、法案成立後、新たな検討の場での検討となっているが、段階的な施行となると、包装資材変更等の切り替え費用が都度発生するため、事業者にとって負担増となる。新たな法律の施行は全ての案件が決定してからとしていただきたい。

### 4. 「新食品表示制度のポイント」及び「食品表示一元化に関する当面のスケジュール」について

①消費者庁では昨年9月から「食品表示一元化検討会」を開催し、「食品表示一元化検討会報告書」（以下、報告書）を本年8月にとりまとめている。これは、12回の検討会開催、公開意見交換会、中間論点整理案に対するパブコメ募集を行い、検討会委員の合意の下に確定した報告書である。しかしながら、今回の案には、この報告書とは異なる内容が含まれている。特に、「安全性に係る情報が最優先」と、「義務化の検討には優先順位の考え方を活用すべき」の2点は、「食

		<p>品表示一元化検討会」で再三議論し確認された重要な点である。報告書には「新しい食品表示制度の目的は、食品の安全性確保に係る情報が消費者に確実に提供されることを最優先とし、これと併せて、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報が提供されることと位置付けることが適当」（報告書2.（3）ア）と記されるとともに、「新たに表示や情報提供を義務付けたり、（中略）する場合には、優先順位の考え方を活用すべきである」（報告書2.（4）ウ）と記されている。しかしながら、今回の案からは、その内容は読み取れない。このように、報告書と異なる部分については、理由や考え方について詳細な説明を行っていただきたい。さもないと、検討会の軽視につながりかねないと思う。</p> <p>5. 「新食品表示制度のポイント&gt; 是正措置および執行体制の整備」について  ①栄養表示や原料原産地などについて、あまり厳密な表示を求めると、避けようのない軽微な違反が増加し、それが公表されていくことで、事業者による商品の自主回収が増加すると思われる。これによって、安全性には問題がない食品を廃棄することになると同時に、消費者の不信感が高まる恐れがある。正確な表示ができない事情への配慮、ある程度の許容範囲や例外の設定、などを検討いただきたい。同時に、悪質な表示や 重篤性の高いミスについては厳格な是正措置や罰則を行うべきだが、単純表示ミスで安全性には問題ない場合への対応等については、過剰な食品廃棄につながらないように配慮を行っていただきたい。</p> <p>6. その他  ①消費者への情報の伝達方法は、情報量と字の大きさ、読みやすさとのバランスを考えなければならない。表示スペース等を考慮すると全ての情報を容器包装に記すことは無理がある。ホームページ等での開示や、お客様相談室へ電話で問い合わせさせていただくと回答する体制 等で補完していくことも合わせて検討すべきと考える。</p> <p>以 上</p>
132	表示一元化の今後の法制化に関する要望事項	<p>（1）表示文字の拡大に関し、次の事項を要望します。</p> <p>①リターナブル印刷瓶入り飲料については、義務表示の表示場所が王冠しかないため、これまでも特例として5.5ポイント以上の大きさが認められている。リターナブル製品はリユース（再使用）の維持の観点からも、引き続き特例措置を継続していただきたい。</p> <p>② 表示文字の拡大の場合、ラベル類で表示している製品にあっては、現行の表示項目をそのまま文字を大きくすると（例えば10ポイントにすると）ラベルのスペースに入りきらないことが想定され、ラベル類を大きくすると新規設備の導入が必要になり、中小零細企業には大きな負担となります。大きな設備投資を回避できるように（現行の機械で対応できるように）報告書においても言及されているように表示必要項目の検討や一部項目のHPでの周知によることをお願いしたい。</p> <p>③ 事業者間で取引する製品（いわゆる業務用製品）については、飲食店で調理、混合等が行われる商品であり、また、コップ等に注がれて提供されるものですので、事業者間取引の製品にあっては、現行の表示を継続できるようにお願いしたい。</p>

		<p>2) 栄養成分表示の義務化については、次のとおり要望します。</p> <p>① 中小零細事業者の負担軽減を勘案し、包装資材等の廃棄を回避するために、施行までの猶予期間を、従来に増して十分に確保することを願いたい。</p> <p>② 事業者間で取引する製品（いわゆる業務用製品）については、飲食店で調理、混合等が行われる商品であることから、取引先の事業者へ提出する規格書等に栄養成分を記載することで可とすることを願いたい。</p> <p>3) 原料原産地表示の義務化の検討にあたっては、実際に実行可能かどうかの実行可能性を十分に検討していただきたい。仄聞ながら原料の生産地の活性化を図ることを意図するのであれば、食品表示の目的とは異なることであり、当該地域の活性化は、その目的に即した施策を積極的に講じるべきであります。</p>
133	新食品表示制度についての意見	<p>1 栄養成分表示の義務化については、次のような理由から反対します。</p> <p>(1) 消費者個人が自ら摂取する栄養成分を把握して、健康管理に役立てるためには、加工食品だけではなく、外食、中食、弁当、家庭内調理、生鮮食品など食生活全体のデータが把握され、その上に立って全体の栄養バランスを判断することが必要であります。そのような仕組みが構築されていない中で、加工食品だけを先行する必要があるのかわからないこと。したがって、制度創設の前に計算値方式や公的なデータベースの整備を図り、その実効が確保されることが必要であること。また、計算値方式、公的なデータ整備、支援体制の充実等の仕組みについては、中小零細企業が容易に取り組める客観的な分かり易いものとする。</p> <p>(2) 中小零細企業が多くを占める米菓産業では、未だ多くの企業で栄養成分表示を行っておらず、これらの事業者にとっては栄養成分表示の取り組みはコスト的にも技術的にも多大な困難を伴うことが予想されること。したがって、制度創設の前に対象品目、対象事業者の適用除外を合理的な根拠をもって明示し、中小零細事業者は任意表示か又は当分の間は努力義務化とすること。</p> <p>(3) 現状では消費者サイドにおいても、一部の疾病の場合を除いて、日々の栄養摂取量を把握して健康管理に役立てるといふ食生活習慣が定着していないこと。</p> <p>(4) 義務化検討に当たって欧米の例が出されているが、むしろ我が国においては全世界において最も長寿国であり、日本型食生活といえるバランスのとれた食生活の実態が存在していること。</p> <p>2 新たな食品表示制度については、次の点に留意することを願います。</p> <p>(1) イメージ資料に示されている食品表示の文字のポイント数の拡大については、商品の小型化が進む中で、一括表示欄以外のスペースでの確保は難しくなりつつあるので、現行の表示内容について優先順位をつけて任意表示に変更するなど、抜本的な見直しによって、表示スペースの確保を図ること。</p> <p>(2) Webの活用は、食品表示が商品選択のための情報という位置づけからも、また、消費者、事業者双方にとって、活用できる者と活用できない者があるという点からも適切であるとは考えられないこと。</p> <p>(3) 帳簿書類の提出命令等の追加については、中小零細企業の中には米以外の原材料の仕入れ、製造管理等のデータを記帳していない事業者も存することから、取り止めること。</p>

134	新食品表示制度についての意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新食品表示制度は、基本的に食品表示一元化検討会報告書や過去の「食品の表示に関する共同会議」、「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会」での議論を踏まえて制度設計をお願いしたい。</li> <li>・食品表示一元化検討会で議論がなかった、「是正措及び執行体制の整備」「申出制度の対象の拡大」については、関係行政組織と調整を行い、執行・監視の一元化についての検討が必要である。</li> <li>・栄養成分表示については、対象食品、対象事業者、対象の栄養成分に関して、事業者が実行可能となるように議論を進めることが重要である。また、義務化導入の時期は、食品表示一元化検討会報告書に記載の通り、環境整備を優先とすべきである。</li> <li>・加工食品の原料原産地表示、遺伝子組換え表示等の現行の表示の見直しや新たな義務付けを行う場合は、食品表示一元化検討会報告書に記載の通り、「より多くの消費者が重要と考える情報」かどうかという観点から、優先順位をつけて検討すべきである。</li> </ul> <p>以上</p>
135	新食品表示制度における加工食品原料原産地表示の検討のあり方	<p>加工食品の原料原産地表示については、消費者基本法第2条に明記された「消費者の安全の確保や消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保を図る」という目的を達成するために、食品表示一元化検討会において検討が行われ、これを受け、新食品表示法等の立案作業に入っています。また、現在、加工食品で原料原産地表示が義務付けられているのは、22食品群と個別の品質表示基準で表示が義務付けられている4品目にとどまっています。消費者が国産原材料を選択しようとしても現在の仕組みでは、対応しきれていません。消費者の安全性の確保と自主的かつ合理的な選択の機会の確保を図るためには、原料原産地表示の品目の拡大は必要です。その上、現在の加工食品で原料原産地表示が義務付されているのは、上記のように一部の食品のみにとどまっています。法律で表示を義務付ける以上、全ての食品に規模を問わず義務付けしなければ制度の信頼性が確保できないのではないのでしょうか。一元化検討会においては、加工食品の原料原産地表示について、従来から問題が指摘されているJAS法にもとづく現行表示をベースに主張する意見等により、結論が先送りされ、今回の新食品表示制度の施行に間に合わず、「新たな検討の場」での検討とされています。この点について、今後は「表示基準」が策定できるとされていますが、表示制度の適切な検討が進められるべきと考えます。</p>
136	-	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 提出される「食品表示法案」には消費者の知る権利を重視するものであることを明言し、その具体的な権利を明記すること。</li> <li>2. 法案には規制強化を明記し、消費者庁が主体となってその執行体制を強化し消費者の期待に応えられるものとなること。</li> <li>3. 原則として、全ての加工食品の原料原産地表示を義務化すること。</li> <li>4. 食品添加物は物質名と使用目的を明記するルールにすること。現行の一括名、簡略名ルールを見直すこと。</li> <li>5. 遺伝子組み換え食品の表示ルールを改め、遺伝子組み換え作物を原料とした食品であることが消費者に分かるものとする。</li> <li>6. 品質の判断に役立つ原材料の含有割合（水を含めた重量の%表示）を表示すること。</li> </ol>

		<p>7. 食品の期限表示に加えて製造年月日表示を導入すること。</p> <p>8. 製造所固有記号を廃止し、製造所と住所、商品のクレームの連絡先を明記すること。</p>
137	-	<p>報告書で、新制度の目的は（１）安全性確保（最優先）、（２）消費者の商品選択、の２点とされている。しかし、具体的な表示の検討の中で、「安全性確保」を最優先とする姿勢が反映されていず、残念である。</p> <p>たとえば、製造者等に関する表示では、現行の「製造所固有記号」がそのまま残っている。「固有記号」は「例外的に」とされるが、実態は、市販されている加工食品の多くに「固有記号」が表記され、消費者もリスクマネジメントを担当する保健所も、その食品が実際はどこで製造されているのか知ることができない。「固有記号」の制度（特に販売者＋固有記号）は、安全確保の危機管理対応の観点から、廃止、あるいは消費者・行政が製造者を知ることができる制度に改めるべきである。</p>
138	-	<p>食品表示一元化に関してこれまで様々な形で××××として意見を主張してきましたが残念ながら何も反映されていないようです。</p> <p>そこで、改めて要望します。</p> <p>1、新食品表示一元化の目的に「消費者の権利」を明記することを求めます。消費者が誤認することなく商品選択ができることは「消費者の権利の行使に資する」ことであると理解します。そのためには積極的に「消費者の権利」を明記してほしいと思います。</p> <p>2、加工食品の原料原産地表示の義務化を求めます 食品のトレーサビリティを知ることは、消費者が安全性を判断して選択する情報として大切です。すべての加工食品に対し原料原産地表示の義務化を行ってください。</p> <p>3、遺伝子組み換え食品・飼料の表示義務化を求めます。 多くの消費者が遺伝子組み換え食品は食べたくないと考えているのにも関わらず、いまの表示では正しい選択ができず、消費者は誤認して知らずに食べてしまっているのが現状です。EUのようにすべての品目に対し義務表示を行うことを強く切望します。</p> <p>4、法案成立後に新たな検討の場で検討するとされている課題については早急に検討することを要望します その際には、これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに、また消費者の声が十分聴取し反映される場を設け、消費者の知る権利の確保を実現してください。 以上</p>
139	-	<p>消費者の知る権利として、新しい食品表示制度では原料、添加物については由来や何のために使っているかなど全表示してほしいです。遺伝子組み換え作物や同由来の添加物なども安全だというのなら全品目に堂々と表示して私たちに選ぶ権利を与えてください。</p>
140	新食品表示制度についての意見	<p>【表題】「新食品表示制度のポイント（イメージ）の解説」</p> <p>【意見】表示基準は内閣府・告示で定める。表示基準を守らない不適正表示に対しては、全ての事項について指示等行政措置を取ることができるように検討する。調査権限では現行に加え、帳簿書類の提出命令等を追加することを検討する。申出制度を全ての食品表示に拡大することを検討する。以上が明記されています。</p>

これらの項目を検討することに止まらず、実現させることが重要です。また、表示の適切さ、正確さに関する監視体制も重要なことだと考えます。調査機能を充実させるか、あるいはチェック機能を別に設置するなどの環境整備も必要なことと考えます。

**【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方**

(1) 現行制度の枠組みと一元化の必要性

**【意見】** 3つの法律の食品表示に関する規定の一本化は歓迎します。分かりやすい食品表示にするためには、用語を統一し複雑なルールを整理することが必要です。

**【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方**

(2) 消費者基本法の理念と食品表示の役割

**【意見】** 消費者基本法の理念に基づき、消費者が自立した主体として自主的かつ合理的に食品を選択するには、食品表示における適切な情報提供が前提だとする考えに賛成します。さらに、食品表示が食品の安全性確保の重要な役割を担うことは勿論です。

**【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方**

(3) 新しい食品表示制度の在り方

**【意見】** 「事業者の実行可能性等を踏まえた上で……。消費者がその表示を見付け、実際に目で見て（見やすさ）、その内容を理解し、消費者が活用できる（理解しやすさ）ものになっているか否かの視点をもって検討を行う必要がある」とあります。表示の在り方としては当然のことであり、賛成です。ただ、見やすさや事業者の実行可能性等が優先されて、消費者が必要と考える情報の提供がなくなってしまうことがないように願っています。消費者基本法に基づく消費者支援として啓発や教育、事業者責務に基づく自助努力で、表示の新しい在り方が実現できることが可能であると考えます。

**【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方**

(3) 新しい食品表示制度の在り方

ア 新制度の目的の定め方

**【意見】** 賛成です。

**【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方**

(3) 新しい食品表示制度の在り方

イ 用語の統一

**【意見】** 分かりやすい用語に統一されることを望みます。

**【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方**

(3) 新しい食品表示制度の在り方

ウ 情報の重要性の整序

(ア) 情報の重要性は消費者によって異なる。

【意見】 日常的には消費者が表示で確認する項目や重要と考える項目は限られているかもしれませんが。また、より重要と考えられるアレルギー表示や原材料名、期限表示や保存方法が他の表示より見やすいことは重要です。しかし、それによって消費者の食品選択に関する情報が制限されることがあってはならないと考えます。当委員会のアンケート調査結果でも、消費者一人ひとりで重要と考える表示は異なるものです。限られた表示スペースでは限界もありますから、それを補う方法（事業者のお客様相談室の利用やネットでのホームページ閲覧など）の利用を検討され、消費者が知りたい情報が手に入るができる環境にして下さい。

【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方

(3) 新しい食品表示制度の在り方

ウ 情報の重要性の整序

(イ) また、情報の重要性は食品によって異なる。

【意見】 生鮮食品は外見自体も情報であることには同意できます。しかし現行でも必ずしも消費者が求める情報のすべてがPOPなどで分かるわけではありません。「特段の問題が生じていない」と断定した根拠は何でしょうか。

【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方

(3) 新しい食品表示制度の在り方

エ 表示の見やすさ（見付けやすさと視認性）

【意見】 「今後高齢化が進展する中で高齢者の方々がきちんと読み取れる文字のサイズにすることが特に必要であり」とあり、今後どのような取組みが可能か検討していく必要があると述べています。ぜひ読みやすい文字の大きさ、フォント等を検討していただきたいと同時に、包装とそれに印刷された文字が反対色にするなどはっきり見える色を使ってほしいと考えます。

【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方

(4) 義務表示事項の範囲

ア 基本的な考え方

イ 現行の義務表示事項の検証

ウ 新たな義務付けを行う際の考え方

【意見】 現在加工食品では、名称、原材料名、食品添加物、内容量、期限表示、保存方法、製造者等の名称及び所在地、アレルギー物質、原産国名(輸入品)などの表示が義務づけられています。それらの表示はすべて記載するのが原則であって、安易に表示の省略を認めるべきではないと考えます。しかし、決められた表示を省略せずにすべて記載するというのと、記載の文字を大きくして読みやすくするというのを両方行うのは難しいことです。最大限の表示をしたうえで、万一記載できず認められている事項について省略したものについては、何らかの方法で、消費者からの質問に答えられ、万一事故など発生した場合にはきちんと追跡できる体制を整えることが必要です。

【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方

(4) 義務表示事項の範囲

エ 将来的な表示事項の見直し

【意見】日本に滞在する日本語が理解できない外国人にも生命にかかわるアレルギー表示などは分かるよう、絵表示などの検討ができないでしょうか。

【表題】 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方

(4) 義務表示事項の範囲

オ 事業者による自主的取組の促進と行政による消費者への普及啓発の充実

【意見】「行政として食品表示制度や食品に関する諸々の情報に関する普及啓発を充実させていくことが必要」と書かれていますが、行政として表示が正しく行われているか監視体制の充実が必要と考えます。

【表題】 3 新たな食品表示制度における適用範囲の考え方

【意見】食の外部化やインターネットなどによる消費構造の変化を踏まえたうえで、新たな食品表示制度の適用範囲を検討された内容について基本的には賛成です。

【表題】 3 新たな食品表示制度における適用範囲の考え方

(1) 中食、外食等の取扱い

【意見】今後消費者にとって中食や外食を利用する機会が増えていくと予想される中で、食品表示の中で特にアレルギー表示の重要性が高いとされたことに賛成し、アレルギー表示が義務化されることを希望します。一方、中食や外食には、一部を除き、食品衛生法や JAS 法に基づく表示義務はなく、その理由として、これらの形態では対面で販売されることが多く、店員に内容を確認したうえで購入することが可能である、とされていますが、現実には混雑時にその内容を確認することは難しいと思われること、また、販売員が短期のアルバイトも多いと思われるので、すべての販売員が食品表示についての知識を持っているのかも疑問です。健康志向、カロリーや塩分の制限をされている人も多いことから、少なくともカロリー表示や塩分表示については義務化することが望ましいと思われます。

【表題】 3 新たな食品表示制度における適用範囲の考え方

(2) インターネット販売等の取扱い

【意見】インターネット等による販売についても、今後利用機会が増加すると予想されるので、販売形態ごとに一定の表示基準を設ける事が必要と考えます。表示に関しては申し込み画面と同一画面に表示することが難しい場合は、消費者が必要な情報を、クリックすることにより別画面で得られるのであれば問題はないと思います。

【表題】 4 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方

(4) 栄養表示に関する基本的な考え方

【意見】「表示値と実際の含有量との間にある程度の差が生じ得るのは当然であるとの共通の認識を醸成する環境づくり」について、なぜ差が生じるのか、その差は問題のない程度のものか等の説明が必要であり、専門知識を持つ事業者と、持たない消費者の知識の格差を埋める努力が必要です。表示値と実際の含有量と

の間の誤差は少ないことが大前提であり、表示を避ける逃げ道にはしてはならないと考えます。その際に、(6)アで述べられているような許容範囲に縛られない計算方式の導入、「日本食品標準成分表」の活用に関し、共通のツールとして使用することは好ましいと考えます。

【表題】 4 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方

(5) 新しい栄養表示制度の枠組み

ア 義務化の対象

(ア) 対象商品

【意見】健康への関心の高まりを受け、全ての加工食品に栄養成分の表示を義務付ける新法案に賛成です。ただ、小規模の生産者や販売個数が少ない食品などが義務化の対象から除外することを検討されるようですが、その場合は、単なる規模の大小や販売量だけで判断するのではなく、消費者の健康上の影響まで考慮して判断をしていくことが必要であると考えます。

【表題】 4 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方

(5) 新しい栄養表示制度の枠組み

ア 義務化の対象

(イ) 対象事業者

【意見】原則全ての事業者を対象とすることについては賛成ですが、事業者の規模により適用が難しい場合には、前記(ア)の対象商品についてと同様、消費者の健康上の影響まで考慮して判断をしていくことが必要であると考えます。

【表題】 4 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方

(5) 新しい栄養表示制度の枠組み

ア 義務化の対象

(ウ) 対象とする栄養成分

【意見】義務化施行までに対象成分を決めることは問題ないと考えますが、①エネルギー(熱量)②たんぱく質③脂質④炭水化物⑤ナトリウムの一般表示事項5成分に関しては、すでに認知度が高く、いろいろな健康法にも採用されており、必須として欲しいと思います。また、ナトリウムについては、健康上影響が大きく、減塩など「食塩」の量に対する意識が高いと考えられることから、「ナトリウム〇〇グラム=食塩相当量〇〇グラム」等と併記することが望ましいと思います。

【表題】 4 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方

(6) 栄養表示の義務化に向けての環境整備

【意見】事業者、消費者それぞれの状況を踏まえた形であり、当案に賛成です。行政による支援としては、例えば消費者教育推進法の改正に歩調を合わせるなどして、栄養成分表示に関する確かな学びの機会を取り入れることが大前提であると考えます。また、事業者は業界を取りまとめて情報提供に当たり、さらにCSR活動として消費者にも認知してもらうことも有用だと思われます。

		<p>【表題】 4 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方  (7) 義務化導入の時期</p> <p>【意見】 義務化に向けての猶予期間について、5年を要することについては、環境整備の状況をふまえ検討されることについては賛成です。ただし、5年の間には緩みの出ないよう、1年ごともしくは前期・中期・後期に区切るなどして表示実態の評価・検証を伴い、進めていくべきであると考えます。食生活における大きな改革であり、誰もが関わる制度ですから、社会全体の理解を得られるような適切な速度と実効性を持てるとよいと考えます。</p> <p>【表題】 5 終わりに</p> <p>【意見】 現行の食品表示制度は、食品衛生法（公衆衛生）、JAS法（品質）及び健康増進法（栄養）、で定められており、それぞれの目的が異なることから消費者、事業者双方にとって複雑でわかりにくいと指摘され、改善が課題とされてきました。今回、新食品制度のポイント（イメージ）として、「食品表示に関する3法を一元化し、食品の安全性確保及び消費者の適切な商品選択の機会の確保という、より一般的・包括的な目的をもつ食品表示法（仮称）を新たに定めることによって、現行の制度的な課題を解決し、食品表示制度の充実・強化を実現」を掲げられています。食品表示に関しては、消費者基本法の基本理念に従い、消費者が自主的・合理的に行動できるように、消費者の権利の尊重と自立を支援することを基本として、食品の安全性確保に係わる情報が、消費者に確実に提供されることを最優先にすべきだと思います。これと併せて、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報事項の表示を義務付けるとした内容に着手したことは、消費者にとって商品選択についての正確な情報を知る権利からも賛同いたします。ただ、設立4年目の新生消費者庁の新たな法制度です。やはり「消費者の知る権利、選択の権利を保障する表示制度」といった文言を明記されることを希望します。</p> <p>【表題】 5 終わりに  (1) 加工食品の原料原産地表示</p> <p>【意見】 加工食品の原料原産地表示は、法案成立後、新たな検討の場で検討になり、対象品目を拡大していく方向となっています。現行を原則全ての表示を義務付けとし、どういう場合に免除できるのかを決めていく方法にした方がわかりやすいと思います。当委員会が加工食品（お弁当）の表示について実施したアンケート調査によれば、加工食品を購入する際に、食品選択のために「原料原産地名」を参考にすると回答した者の比率が高い結果でした。食品の表示の目的は、「消費者の知る権利・選択できる権利の保障」と「事故発生時のトレーサビリティのため」と理解しています。食品を供給する、あるいは原材料を供給する事業者が、原材料に食品に関する情報を付けて売るとするのは、消費者にとってだけでなく、食品加工業者も当然知らなければならない情報だと思われます。全ての内容を表示するのが物理的なスペースから不可能であるなら、事業者のホームページ（HP）へアクセスするか、バーコードで読み取る、あるいは電話で問い合わせれば教えてもらえるというシステムづくりの検討を希望します。</p> <p>以上</p>
141	新食品表示制度に	<p>1. 現行の表示事項を削除しないこと  アレルギーや栄養成分表示の義務化の代償として、また、字を大きく見やすく</p>

	<p>についての意見</p>	<p>するという口実により表示すべき情報を削除しないで下さい。</p> <p>2. 加工食品の原料原産地表示を拡充すること 加工食品の主な原材料の生産地を知りたいというのは、多くの消費者の強い要望です。しかし現行の制度(JAS 法第4条)においては「50%ルール」が規定されており、49%以下の原材料に輸入品が入っていても表示義務がないため、多くの消費者が国産と誤認している可能性があります。消費者の選択の権利を尊重する、食品表示の一元化をお願いします。</p> <p>3. 遺伝子組み換え食品表示を拡充すること 私たちは、遺伝子組み換え食品はできるだけ食べたくないと考えています。消費行動において、そのような選択を可能にするには、遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大が必要であることは明らかなです。 しかし、現在の制度は対象品目も限定されて不十分であり分かりにくい表示制度となっています。このような課題は、EUのようにすべての品目を義務表示することによって解決するのです。消費者の誤認を防止し選択の権利を尊重するために、遺伝子組み換え食品表示の拡大が必要です。</p> <p>4. 食品添加物表示を拡充すること 食品添加物については、原則、すべて具体的な物質名で表示することを求めます。私たちは、できるだけ食品添加物が少ない食品を求めています。しかし現行の表示制度では一括表示や簡略表示などによって具体的な物質名がわかりません。「乳化剤」という文字がどれほど大きく記載されても、その内容は消費者には何もわからないのです。食品表示にたいする消費者の権利が無視されているといわざるを得ません。現行の表示制度のこのような欠陥は、今回の一元化において根本的に是正されるべきです。 以上</p>
142	<p>新食品表示制度についての意見書</p>	<p>1 新食品表示制度における表示ルールの違反行為は、適格消費者団体が差し止め請求の対象とすべきである。</p> <p>2 事業者に適正な表示させるよう効果的な制度を創設すべきである。</p> <p>3 適格消費者団体の差し止め請求を実効性あるものにするよう、検査分析機関との連携支援を明文化し、適格消費者団体の事業者に対する資料提出要求権および資料不提出の場合のみなし規定を導入し、行政の適格消費者団体に対する支援を実施すべきである。</p>
143	<p>新食品表示法(仮称)についての意見</p>	<p>食品表示については3つの法律で定められていて、消費者・事業者から複雑でわかりにくいと指摘され、一元化の方向で検討されていることには理解できますが、無理な改正は消費者・事業者にとってマイナスになるので慎重に進めるべきと思います。</p> <p>(1) 栄養表示の義務化について 食品といっても様々で調味料に栄養表示を義務化するのは賛成できません。味噌のように副食として食べるものは義務化してもかまわない。 しょうゆの様に調味が目的で使用するものは任意表示でよいと考えます。 醤油業界には零細な業者が多く、計算値方法を導入しでも正しい表示には無理があります。法律を守れない業者は廃業になります。</p>

		<p>以上栄養表示をすべての食品に義務化することに反対です。</p> <p>(2) 食品の表示の文字を見やすく(大きく)するための取り組みについて 現状の8ポイントでも表示スペースが足りないのに更に10ポイントにすると消費者に伝える情報を減らさなくてはならず消費者にとってもマイナスになります。</p> <p>(3) 導入の時期について 栄養表示のみ5年以内として他は2年程度としてあるが、全ての業者にとって大変な負担で導入の時期は延ばすべきです。 ラベルは一度作製すると売れない商品は5年~10年間使用するものもあります。 今までの改正でラベルが無駄になっているのでこれ以上の負担を業者に求めることは出来ません。以上</p>
144	-	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新食品表示の目的に消費者の知る権利を明記すること</li> <li>2. 現行の表示事項を削減しないこと</li> <li>3. 現行の罰則制度を後退させないこと</li> <li>4. 執行体制を拡充強化すること</li> <li>5. 加工食品の原料原産地表示を拡充すること</li> <li>6. 遺伝子組み換え食品表示を拡充すること</li> <li>7. 食品添加物表示を拡充すること</li> </ol>
145	-	144に同じ
146	-	144に同じ
147	新食品表示制度についての意見	<p>消費者にとって表示は商品を選ぶ時に必要な情報をえるために、きわめて大事なものです。そのためにすべての加工食品の原料原産地の表示や食品添加物の拡充、遺伝子組み換え食品のきちんとした表示を行ってほしいです。食の安全と安心のため、ぜひよろしくお願ひします。以上</p>
148	ラベル印刷の度重なる変更	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 近年 原材料の列記方法を変更したところ、度重さなるラベル印刷の負担が大きい。</li> <li>2. 商品の少量化が進んでラベル面積も小さくなり、ポイント数の拡大、項目の増加はきわめて困難です。</li> <li>3. 醤油については一度の摂取量も少量で、栄養表示の中で必要な項目は食塩分名くらいだと思います。</li> <li>4. 今の表示内容は長年製造に当たっている現場の者にもなじめない方向に行っているように思う。</li> </ol>
149	新食品表示制度についての意見	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新食品表示法の目的に、食品の安全性の確保と消費者の選択の権利を明記すること</li> <li>2. 現行の表示事項を削減しないこと</li> <li>3. 実行性のある是正措置をおこなうこと</li> <li>4. 加工食品の原料原産地表示を拡充すること</li> <li>5. 遺伝子組み換え食品表示を拡充すること</li> <li>6. 食品添加物表示を拡充すること</li> </ol>
150	「新食品表示制度についての意見募集」への	<p>食品表示一元化検討会では、私たちが主張してきた点は、すべて先送りにされ、特に加工食品の原料原産地表示や遺伝子組み換え食品の表示問題が「食品の安全性その他の消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な事項」とされていないことへの異議を申し上げます。</p> <p>食品表示一元化の目的は、私たち消費者の知る権利・選択する権利の行使に資す</p>

	意見(案)	<p>ることを明確にし、加工食品の原料原産地表示は、消費者の合理的な商品選択のために、原則としてすべての加工食品を対象としてください。原料のトレーサビリティの仕組みは、原則全ての加工食品を対象とし、構成重量が上位の原材料についての原産地表示の義務化を求めます。</p> <p>遺伝子組み換え食品の表示義務化の拡大も早急に検討してください。現在の表示制度では、表示義務対象品目(33品目)で「表示なし」の場合と任意表示の「表示なし」が全く逆の意味になります。消費者は、33品目を暗記しなければなりません。これは、ほとんど一般の消費者にとって、不可能なことです。この問題を解決するため、EUで実施されているようにすべての品目を義務表示とすることによって、遺伝子組み換え由来のものは「遺伝子組み換え」と表示し、遺伝子組み換え由来でないものは、「表示なし」とすればいいのです。</p> <p>すべての加工食品の原料原産地表示が義務化されれば、遺伝子組み換えについてもすべての品目を義務表示とすることができます。「食品表示一元化法に関する当面のスケジュール」では、遺伝子組み換え表示について、法案成立後に新たな検討の場で討議するとされています。消費者の声が十分に反映される場で、速やかに検討し、消費者の知る権利の確保を実現してください。</p>
151	-	<p>「健康のためにバランスのよい食事をしましょう」と常に行政等から指導を受けますが、前提に安全・安心な食品である必要があります。そのために消費者の知る権利の表示を求めます。「自分の健康は自分で守りましょう」ともよく言われますが、選択する権利を求めます。</p> <p>表示制度の後退があってはなりません。消費者の意見を尊重した法案にして下さい。</p>
152	-	<p>「自分の健康は自分で守れ！健康の為にバランスのよい食事を！」をよく言われます。正しい食生活を目指そうにも、前提となる安全・安心な食品である必要があります。</p> <p>食品表示のあり方は、消費者にとって健康や命にかかわる重要な問題であり、大きな関心事です。消費者の意見を尊重し、一層の拡充をお願い致します。</p>
153	-	<p>どの食品を食べても添加物が入っているので「食品添加物の表示」が一括になると体に害になるものがわからなくなるので、一括表示をやめて「物質名と使用目的」を明記してください。</p> <p>すべての加工食品(中食、外食も含め)「原料原産地表示」を義務付けて下さい。安全安心な食品が食べられるようにしてください。</p>
154	新食品表示制度についての意見	<p>誰のための新表示制度なのでしょう？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議論は継続して急いで法案にしないで下さい</li> <li>・すべての加工食品(中食、外食も含め)に「原料原産地表示」を義務付けることです</li> <li>・「遺伝子組換え表示」は飼料も含め表示することです</li> <li>・添加物の一括表示をやめ、物質名と使用目的を明記すること</li> <li>・保健所をはじめ施行、監視体制を拡充させて下さい</li> <li>・製造年月日は表示すること</li> </ul> <p>※消費者の意見を尊重し、表示制度の後退があってはなりません。</p>
155	新食品表示制度に	<p>食品表示のあり方は消費者にとって健康や命に係わる大変重要な問題です。</p> <p>1. 十分な議論をし、国民の納得のいく方向を考えて下さい</p>

	ついで の 意見	1. 消費者の知る権利や選択する権利、そして意見が反映される事を明記して下さい ○食の問題は健康で文化的な生活を保障するという根本のことです。将来にわたってのことも充分して議論して安易な法案の提出はやめて下さい。
156	「新食品 表示制 度」につ いての意 見	私達は、遺伝子組換え食品や添加物の少ないものにと安全な食品を選んでいきます。今、原発による放射能の汚染など環境が悪化しています。小さな子供の発育に大切な食品の表示には、今よりも詳細に表示していただきたい。消費者は、表示を手がかりに購入しています。どうか項目削減しないで食の安全、監視を充実し罰則を厳しくして下さい。
157	新食品表 示制度に ついての 意見	・簡素化は止めてください 食品添加物は、年々増加している。「一生に食べる添加物は、優に自分の体重を越える」とあった本が、この年（62才です）になると実感します。だからこそ、正しく全ての添加物を表示し、消費者に知らせるべきだし、購入するかどうかの基準を知らせるべきです。表示せず、明らかにしないということは「だまし」です。 ・添加物が何のために使われているか分からない。 ・製造年月日、製造場所、原材料の原産地の表示を明らかにしてほしい。 ・表示をもっと具体的に。植物油脂は、何の油か。調味料(アミノ酸等)じゃなく、他に何が入っているのかすべてを。割合を%で表示し、水の表示もすべき。大豆(国産・タイ産)とあるが、それぞれ何%かでなければ判断できない。 ・遺伝子組み換え表示を全ての食品に。飲料にも。飼料もどうなのか表示すべき。他にもあるが、書ききれない!!
158	新食品表 示制度に ついての 意見	食品表示の添加物が、皆が解りやすいものでなければ安心出来ません。原産地も加工品になると全くわかりません。安心して食べられません。EUの様にすべての食品に表示して下さい。
159	新食品表 示制度に ついての 意見	同じ商品が日本では売られる場合に含有率や具体的な物質名が表示されない事が隠れている食品添加物を完全に表示して欲しい。遺伝子組み換え食品の表示を義務づけて欲しい。
160	新食品表 示制度に 当たっ ての留 意事項	I 法律レベルの関係 1 3法の表示部分を一元化(基本的視点) (1)実施上の要点 新食品表示制度は、今後の食品表示の基本となることから、分かりやすい表示、実行可能な表示、コスト増にならない表示を十分に踏まえた制度となることが必要です。そして、「新食品表示法(仮称)においては、食品の安全性の確保や消費者の商品選択を表示の目的とし」とありますが、新食品表示の大本は国民全体の健康の確保であることを認識し、かつ誰もが納得できるように科学的根拠に基づいて優先事項等についても決定していく必要があります。 (2)実効性の確保 健康面やコスト面に配慮すれば、全事業者・全製品が対応できるような手法が望ましく、それには関係業界からの意見も十分に踏まえるべきと考えます。さらに、表示制度をより分かりやすくし、実効性を確保するには、3法以外も新食品表示

制度に組み込むことを検討していく必要があると考えます。

## 2 栄養表示の義務化

### (1) 義務化事項の選定

義務化する事項については、我が国の食生活での栄養成分の摂取状況を踏まえ、健康面で急を要するものを優先すべきです。よく海外諸国と同様にすべきとの意見を聞きますが、海外での導入背景や実施状況を明らかにした上で、我が国の栄養摂取の実態と問題点を整理して、科学的根拠に基づいて、冷静に検討・判断すべきです。

### (2) 実行性確保の方法(事業者関係)

義務表示は消費者に提供する全製品を対象とするのが筋ですし、そのためにも、全事業者が取り組めるように公的データベースを充実させ負担の軽減化などを図るとともに、表示に適切に取り組むためにマニュアルやQ&Aを作成するほか、相談窓口を設置するなど細やかな対応を取る必要があると考えます。

### (3) 測定方法と誤差の扱い

義務化の対象となった栄養成分については、法律に罰則規定が設けられることもあり、実測値により表示する場合の、公定の測定方法とその際の誤差の許容範囲について、専門家の意見や試行結果を踏まえつつ適切に決定する必要があります。

### (4) 実効性の確保(消費者関係)

栄養表示の真の実効性には、消費者が表示を適切に判断できる環境整備が不可欠ですので、先ず食事バランスガイド等とともに啓発の徹底を図るべきですし、その環境が整わないうちは実施すべきではないと考えます。

### (5) 業務用製品の取扱い

業務用製品は、その時々原材料変化にも適切に対応できるよう、情報が伝えられる業者間の取引規格書で対応することが最適であることから、義務化の対象からは外すべきです。なお、それら業務用製品を用いた最終製品に表示することは当然です。

### (6) 輸入品への適用

義務表示化は、輸入品も同様に義務化すべきです。無記載により留意すべき栄養成分が含まれていないとの誤解が生ずるばかりでなく、国が不平等な競争を強い国内産業の空洞化を誘導するなどの弊害を避ける必要があるからです。

### (7) 食生活の実態の即した表示単位

栄養表示の単位は、一食当たりの表示が生活実態に即して分かりやすく、かつ摂取する場合にも計算しやすいのは明らかですので、法施行後最大5年の検討期間中に一食当たりのデータベースを作成し、適用すべきと考えます。

## 3 是正措置及び執行体制の整備

法律を決める際に、その後の監視体制や表示ミス等の故意ではない違反の罰則等について、事業者には多大な負担がかからないような配慮も必要ではないかと考えます。特に、アレルギー等の国民の健康に即時的に影響を及ぼす事項以外の記述や表示誤差の観点は考慮すべき事項と考えます。

## II 表示基準(内閣府令・告示)レベルの関係

		<p>1 文字のポイント数の拡大</p> <p>表示を見やすくするためには、文字が大きいことは今後ますます重要性を増していくと思いますが、一方で、核家族化に伴い商品の小型化も進むと考えられ、表示面積の減少からも表示項目数とのバランスに配慮する必要があると考えます。また、食品添加物の表示については、表示コスト増を回避するためにも、現行どおり、一括表示を認めるべきと考えます。</p> <p>2 加工食品の原料原産地表示</p> <p>本課題は、食品表示一元化検討会においても柱として議論がなされた結果、一元化とは別な場での検討となった経緯を踏まえ、時間を掛けて慎重に検討すべき事項であると考えます。以上</p>
161	食品表示を後退させないで下さい	<p>私は学習の機会を得ることができましたので消費者がいかに情報の外におかれているか、ということに驚きました。</p> <p>少ない情報の中で一生懸命「遺伝子組み換えでない」食品を選んでいるのに海外の表示とまるで違い（含まれる%の基準が違うので）遺伝子組み換え食品を食べているのだと…。</p> <p>消費者は安心、安全な食品を求める権利があります。命にかかわるような今までの事件（BSE、表示偽装など）に学んだ制度を作ってください。業者本位の制度にしないで下さい。</p>
162	新食品表示制度への意見	<p>消費者の立場で考えた場合、全ての加工食品での原料原産地表示義務は分かり易くなり、それにより選択の幅が広がり望ましいことだと考えます。栄養表示につきましても、様々な面で好ましいと思います。</p> <p>しかしながら加工業者の立場で考えた場合、包装の変更・新表示案の検討等が発生し、煩雑な作業・費用が増える懸念があります。在庫包材の使用についても、かなり長期の猶予期間が必要になると思われます。また、原産地開示により需要にも変動がみられる事が予測され、消費者の求める原産地の原料調達等で価格高騰、原料不足等が発生する可能性があります。時代の流れから考えるとこの方向が良いと思いますが、変更した場合の内容の周知徹底、適当な移行期間の設定等が必要になります。</p> <p>JAS法、食品衛生法、健康増進法の表示部分を一元化する方向とのことですが、他の法令で表示に関係するもの（公正競争規約等）もありますので、これらも含んだ分かり易い言葉での一元化を検討願いたいと考えます。</p>
163	新食品表示制度についての意見	<p>食品表示一元化検討会の報告書の中に以下の3点が盛り込まれていないことが非常に残念です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的に消費者の知る権利を盛り込む。</li> <li>・ 原則として全ての加工食品の原材料産地表示の義務化</li> <li>・ 遺伝子組み換え食品の表示義務化の拡大</li> </ul> <p>の3点を改めて消費者の声が十分に反映される場で速やかに検討に入ることを要望します。</p> <p>又、これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えることを強く要望します。以上</p>
164	食品表示の拡充を	<p>私たち日本人は、安心・安全な食品を選んで買って食べていると思っていましたが、その表示が他国よりかなり簡素なものであることを最近知りました。その上</p>

	求めます	で、もっと簡素化される法案はこの国の消費者を危険にさらすものです。国民を守るために、一元化ではなく、拡充する新法を求めます。
165	新食品表示についての意見	<p>輸入された食品の邦文以外(欧文表記等)で書かれた栄養成分表示や食品の説明の上に貼られた邦文訳のシールをよく見かけます。</p> <p>輸入食品は日本人だけが購入するわけではありません。</p> <p>栄養成分表示等の上に邦文が貼られてしまうと、日本語を母語としない在日外国人には判読が困難になります。</p> <p>輸入元の言語の表示を生かしつつ、邦文訳を付けて頂きたいです。</p> <p>日本で生活する多くの外国人にも「食の安全・安心」は大切です。</p> <p>そして、今後の日本の国際化のために日本の食品の英文併記を希望します。</p>
166	<p>①通信販売事業者の媒体表示における責務を明確にして欲しい</p> <p>②栄養表示の義務化にあたって</p> <p>③原料原産地表示制度の抜本的見直しを要望</p>	<p>①通信販売業者が“自らの媒体に記載”した表示について、責任を持つべき範囲と通信販売業者の行う表示の基になる製造業者が本体に表示した内容の適正さを通信販売業者が確認する手順を明確にするほか、表示に関する製造管理記録の保存を広く製造業者に義務づけるなど、通信販売業者が“低コストで実行可能”な表示確認のための環境を整備して欲しい。</p> <p>②栄養表示を義務化にともなって計算値方式による表示が注目されているが、計算の根拠となる原材料の配合記録が保存されていることを前提に許容誤差という考えを撤廃し、理論値として表示することが望まれる。栄養表示義務化の目的が健康の保持増進に資するということであるならば、分析値がほとんど用いられていない栄養指導・栄養行政の実情との整合性を考慮すれば、表示に係る社会的コスト削減のためにも理にかなったものと考え。</p> <p>計算値方式による表示を円滑に実施するためには、行政による栄養計算ソフト(原料となる食品の栄養成分データベースの拡充を含む)の提供を是非実現して欲しい。また、栄養成分データベースに記載のない加工食品の栄養成分を知るために、加工食品の業者間取引においても栄養成分の表示を義務化することが必須と考える。</p> <p>(これらの施策を採用することで、化学分析によって栄養成分含有量を検証することが困難な小規模製造業者でも、栄養表示を行うことが可能になる)</p> <p>義務表示としての栄養表示については前述の様な対応が望まれるところであるが、栄養成分や食品成分を“強調表示”する場合には、現行と同様に許容誤差内に納めるよう表示者の責任で管理を行うことを求め、許容誤差を外れた場合には処分の対象になるような制度を残すことが、商品を選択する際の消費者の誤認を防ぐためにも必要と考える</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虚偽の原料原産地を表示した商品を“販売した者”が罰則を受ける制度を見直して欲しい。</li> <li>・ 商品の訴求事項として自ら原料原産地を表記する場合、原料原産地表示の適正さが販売業者にも容易に確認できるような、実効性の高い表示確認手順のガイドラインを整備して欲しい。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示に頼らず、消費者が加工食品の原料原産地を確認できる社会的な仕組みを構築して欲しい。</li> </ul>
167	新食品表示制度についての意見	<p>××××から構成される××××は食品表示一元化に関してこれまで、今年1月に「食品表示一元化に向けた討議への要望書」、3月に食品表示一元化検討会の中間点検整理についてパブリックコメント、意見交換会での意見の表明などを通して、私たちの主張を繰り返してきました。</p> <p>しかし、それらの点はすべて先送りにされ、特に加工食品の原料原産地表示については、検討会で長い時間をかけて議論されたにも関わらず、報告書の本文にまったく盛り込まれておらず、大変残念です。</p> <p>××××としても、新食品表示制度について、以下の点を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①【食品表示一元化の目的に「消費者の権利」を明記すること】</li> <li>②【加工食品の原料原産地表示の拡大が進むように法体系を整備すること】</li> <li>③【遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大が進むように法体系を整備すること】</li> <li>④【法案成立後に新たな検討の場で検討するとされている課題について速やかに検討に入ること】</li> </ol>
168	新食品表示制度における加工食品原料原産地表示について	<p>食品表示の一元化については早期実現を期待しているが、消費者基本計画にうたわれた「加工食品の原料原産地表示の拡大」については「新たな検討の場」が設けられることとなり、一向に進んでいないと言わざるを得ない。輸入加工食品の場合、現行の表示では、食品が最終的に加工された国の名前が原産国として表示されるため、輸入原料を使用している国産と誤認を与えるなどの実態があり、消費者が国産原材料を選択する意思を持っていても、適切に選ぶことが困難である。わが国の飲食料消費実態において加工食品が5割を占めるなかで、「食品の安全性確保及び消費者の適切な商品選択の機会の確保」に資する、という新制度がめざす表示目的を全うするため、速やかに加工食品の原料原産地表示の拡大を進めて頂きたい。</p>
169	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新表示制度は、消費者、事業者共に難解な現状の制度から、分かり易くなる点についてのメリットは大きいと考えます。世界基準を満たしていれば、国際競争力にもつながると思います。</li> <li>・現在のデフレ環境化で新制度移行により、製造・加工・販売業者にとって大きな負担が生じない体制を整えていただきたい。また、新規参入業者にとっては新制度が大きな壁にならないよう、データベースおよびサービス体制の整備が必要と考えます。</li> <li>・見やすくするために文字のポイント数を大きくするのは良いが、少子化・高齢化・個食化が進む中、パッケージは小さくなる一方です。××チョコや豆大福の個包装にどうやって大きな文字で表示できるのか、一律に考えるのは無理と考えます。優先表示項目を決めることや他の方法で消費者が確認できる仕組みを作るなどの検討が必要であると思います。</li> <li>・移行期間をある程度長く設けないと資材の廃棄が発生するので十分考慮して頂きたい。</li> <li>・栄養成分の表示値の誤差（±20%）は現行のまま移行するのでしょうか？原材料、製法等によって誤差が大きく生ずる可能性があると考えます。また、栄養</li> </ul>

		成分表示の元となるデータベースをより広範囲（食品、添加物ともに）に渡って整備・提供すると同時に、事業者用の事前相談窓口も設置していただきたい。 以上
170	新食品表示制度についての意見	制度の目的に、消費者の権利について盛り込むのであれば、消費者の責任・義務についても述べ、消費者教育の充実を図るべきである。 安全性に関わる情報と選択の判断に関わる情報とは区別して、優先順位を付けたうえで義務化すべきである。なお、表示を全ての加工食品に対して義務化する前に、製品特性、製造者特性等を考慮し、分類分けをしてからそれぞれに応じて義務化の必要性を検討する必要があると考える。また、罰則を伴う義務表示にするのであれば、その情報は「安全性に係る情報」「選択の際に必須な情報」に絞るべきだと考える。
171	-	食品表示制度の一元化については大いに賛成だが、栄養成分表示については従来どおり任意表示にすべきと考える。 まず「表示が国民全体に利するものか？」という疑問が残る。現在の表示内容でも情報過多であり、どこに必要な情報が記載されているか分からない。特に今後の高齢化社会において、情報は詰め込むよりも「シンプルに分かりやすく」が原則と考える。ごく一部の国民にとっては、健康上の理由から栄養成分表示を欲するケースもあるかと思うが、それら国民に対してはまず、分かりやすい食生活の改善を教育すべきである。（栄養成分表示が必要となるような、健康に悪影響を及ぼす食品群を例示。あとは企業努力として、そのような食品の栄養成分を改善し、その場合にこそ商品アピールとして任意の栄養成分表示を。） また「表示内容が正確か？」という疑問が残る。特に中小企業にとって栄養成分を自社で分析するのは困難であり、また外部委託に高額の検査費用を払う事も負担が大きい。この場合に、おそらく日本食品標準成分表の値等を参考に、食品の配合（仕込時）から算出した計算値を表示することと思う。しかしこの方法では「仕込時」の配合から計算するため、その後の加工（加熱、冷却・凍結等）による変化が考慮されず、公定法により実測した値との誤差が大きく表れる事が考えられる。※この値の求め方と誤差については、義務化される場合にも特に配慮をいただきたい。食品表示には、消費者に対する情報提供と、製造者に対する不正防止を暗に要求する2つの側面があると思う。栄養表示の義務化においては、不正確な情報を記載して良しとするような悪い風潮を生まないように、栄養成分値の求め方について具体的な方法を提示していただきたい。 食品自体、特に生鮮食品に近い加工食品（あるいはの自然物の占める割合が大きい加工食品）について計量法においても、内容量の保証が困難な品目については量（g、L等）の表示を義務付けていないが、このような食品に対して「1個〇〇g当たり」「1包装〇〇g当たり」の栄養成分表示は正確性を欠くように思うし、また量分からない食品に対し「100g当たり」の表示をして、それが消費者に対し有益と言えるのかどうか疑問である。 産地表示の発端の一つに、消費者の「産地が分かる＝安全」「〇〇産＝安全」という誤解があったと思うが、ミスリードの無いよう配慮の上、栄養成分表示の必要性について再度ご検討いただきたい。
172	新食品表示制度に	1. 新食品表示制度のポイント（以下「案」）について 1. 食品表示一元化検討会報告（以下「報告」）について、以下の通り反映される

	<p>についての意見の概要</p>	<p>べきである。</p> <p>(1) 食品の安全性確保に係る情報の提供については最優先とすること。案では適切な商品選択の機会の確保と並列になっている。</p> <p>(2) 報告では制度の目的として、商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報の提供とされており、案でも重要という言葉を入れること。</p> <p>(3) 報告では義務表示事項として、そのメリットとデメリットをバランスさせ、優先順位の考え方を活用するとされており、案でもこの考え方を明記すること。</p> <p>(4) 案では是正措置及び執行体制の整備が法案に記載されるようだが、実行可能性を検討の上、改めてパブリックコメントを求めること。</p> <p>2. 表示基準は、府令・告示レベルで検討とあるが、実行性や事業者の負担は適切に考慮される必要があり、関係者の意見を十分尊重するとともに、パブリックコメントを求めること。重大な影響を及ぼす事項は法律とすること。</p> <p>2. 表示一元化の議論について</p> <p>同検討会で結論が出なかった課題について、特に以下の3点について強く希望する。</p> <p>(1) 真に商品選択に必要な項目に絞り、表示を分かりやすいものすること。それ以外の表示は任意とすること。</p> <p>(2) 中小・零細企業においても大きな負担にならず、実行可能なものとする。</p> <p>(3) 新たな表示項目の追加の検討に当たっては、義務化ではなく、ガイドラインなどの自主的な取り組みによる拡大を推奨する方向で行うこと。</p>
173	<p>新食品表示制度について</p>	<p>食品は、人の生命、健康を維持し支えるものであり、消費者は多様な価値を食品に求めています。食品表示は、そうした消費者の価値判断のための唯一のツールであり、可能な限り正確な情報を提供すべきと考えます。多くの消費者は生鮮品に限らず加工食品においても原材料に何が入っているか、どこで作られたものかなどの正確な情報を欲していると思いますし、加工する側も提供する義務があると考えています。しかしながら、現在、多くの加工食品は、原料原産地が表示されていないうえに、国産原料で製造されていると消費者に誤認させるようなものもあります。これは以下の点で大変な問題を秘めていると言わざるを得ません。</p> <p>①消費者に正確な情報を提供していないこと（海外の原料を使用した加工品も国産原料を使用と誤認を与えているリスク）、②国内の生産者に対してフェアではないこと（国土面積の狭い我が国の農業生産コストは相対的に高い）。この議論は、これまでも何度も何度も繰返されてきた議論であり、その度にまともらず、先送りされてきました。生産者団体としては、このような表示実態を是正し、公平公正な競争と秩序ある流通を確立するためにも、原料原産地表示の拡大を強く求めます。これまでの品質の差異の有無を要件とする基準を改め、中食・外食を含めた情報提供のあり方についても整理し、早急に新たな基準作りに着手するよう求めます。その際には、これまでのように「たたき台」を示さず検討会に議論を委ねるのではなく、韓国の実例や東京都条例での調理冷凍食品の原料原産地表示制度等を参考にし、拡大に向けての具体的な「たたき台」（ルール）を用意したうえで検討会の場に付すよう強く望みます。</p>
174	<p>「新食品</p>	<p>次の9点にわたり、食品表示法案策定の過程での改善あるいは明確化を求めます。</p>

表示制度」についての意見	<p>1. 「制度案」では、「食品の安全性確保や消費者の商品選択を目的とする」としてはいますが、「消費者の権利」を法律に明記し、その尊重・確保を制度の目的に盛り込むことを求めます。提示された「制度案」には、「消費者基本法の基本理念を踏まえて」と記載されていますが、消費者の権利を明記することこそ消費者基本法の基本理念に沿うものです。</p> <p>2. その際は、「誤認表示の排除」も目的に含めるべきです。</p> <p>3. 違反表示に対する「是正措置」として、「制度案」では、JAS法と健康増進法の「指示・勧告・命令」と食品衛生法の「罰則」を記載し、すべての表示事項について「指示等の対象範囲の拡大」を予定していますが、「罰則」の規定も整備し、食品衛生法にあるような直罰規定も導入すべきです。</p> <p>4. 執行体制を整備するとしていますが、違反表示であることを確認する検査・研究機関や保健所・自治体との連携を明記すべきです。違反表示の是正にあたっては、食品衛生監視員及び食品Gメンの強化・拡充が必要です。</p> <p>5. 「申出制度の対象拡大」を盛り込むことは評価できますが、その際は、期限を定め、結果については申立者へ報告義務も法律に明記すべきです。また「申出制度」だけでは不十分であることから、不服のある申立人についての「異議申立制度」も導入すべきです。</p> <p>6. 食品表示の文字のポイント数を拡大する」とし、「原則として現行の表示内容を維持しつつ」と記載されていますが、「表示内容」ではなく、「表示量」を減少させないようにすることを明記すべきです。</p> <p>7. 加工食品の原料原産地表示については、対象品目の選定2要件は削除し、昨年8月の消費者委員会が提示した「意見」にあるように、法案の策定過程でこそ、見直しの検討に着手すべきです。</p> <p>8. 上記項目と同様に、法案の策定過程で同時に進め、遺伝子組換え食品の見直しにも早急に着手すべきです。また、食品添加物についても、一括名・簡略名を見直し、記載されない添加物などについても表示する検討に着手すべきです。</p> <p>9. 「制度案」では、法案の策定過程で、「3法（食品衛生法、JAS法、健康増進法）以外の表示関係法令整備の要否の検討」をすると記載されていますが、その際は、アルコール（酒類）表示など、これまでの消費者からの数多くの意見を尊重し、消費者目線で検討すべきです。</p> <p>以上</p>
175 -	<p>1. 消費者基本法に明記されている「消費者の権利」を食品表示法においても明記し、消費者の知る権利が確保されるようしてください。</p> <p>2. 加工食品の「原料原産地表示の拡大」は、消費者が選択の権利を行使する上で必要な情報です。先送りせず実現するよう求めます。消費者の食に対する不安を解消する上で、原則、すべての加工食品を対象に原料のトレーサビリティの仕組みを整備し、原料原産地表示を義務化することは必要です。</p> <p>3. 全ての品目について、遺伝子組み換え食品の表示義務を課すことを求めます。本来、正しい情報を消費者に提供するために設けられた現在の遺伝子組み換え食品の表示制度自体が、逆に消費者に混乱を与え、誤認を招いています。具体的には、義務対象品目では「表示なし」は遺伝子組み換え由来ではないことを意味します。一方、その他の品目では、遺伝子組み換えまたは遺伝子組み換え不分別由来の可能性を意味します。多くの消費者が遺伝子組み換え食品はできれば食べた</p>

		<p>くないと考えており、遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大を求めているにもかかわらず、消費者は遺伝子組み換え由来の食品を、そうとは知らずに食べてしまっているのが現状です。表示義務を全ての品目とすることで解決できる問題であり、速やかに検討に入り、検討にあたっては、これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えることも含め、消費者の声が十分に反映される場を設定し、消費者の知る権利の確保を実現してください。</p>
176	新食品表示制度についての意見	<p>表示の目的及び表示基準の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●食品表示の目的を「公衆衛生（食品衛生法）、品質（JAS法）及び栄養（健康増進法）」から「食品の安全性確保及び消費者の適切な商品選択の機会の確保に資する」に変更することによって、従来JAS法で定められていた品質に関する表示という観点の抜け落ち、安易な義務表示拡大に繋がることを強く危惧する。</li> <li>●食品製造事業者はお客様の生の声に日々接しているが、お客様のニーズが近年多様化してきていることを実感している。また加工食品だけを取り上げても商品ジャンルや形態、ターゲットとするお客様は多岐にわたる。それぞれの商品の特性に応じて、事業者はお客様がもっとも必要とされる情報を適切に伝えられるように、アレルギー物質の抜き出し表示等、任意表示による自主的な情報提供を推進しており、行政もこれらの任意表示を推奨すべき。</li> <li>●「消費者の選択の機会の確保」は確かに重要ではあるが、法律で表示を義務づける事項は商品特性に決定的な影響を与える情報に限定するべきである。仮に品質に何ら影響を与えない原材料の原料原産地など、科学的な根拠に基づかない事項まで一律に表示を義務づけるようなことになれば、大多数のお客様にとっては現在よりも却って判りづらい煩雑な表示になるのではないかと危惧をしている。新法においても法律で義務づける表示はあくまで安全や品質に影響する事項に限定するべきであり、法目的に「品質表示」に関する文言は必須と考える。（たとえば「消費者の品質に基づく商品選択の機会の確保に資する」など）</li> <li>●安全や品質に直結しない事項に関しては、お客様の多様なニーズにお応えするために現在食品製造事業者が進めている任意表示の自主的な取組について、ガイドラインなどの形で書式の共通化などのサポートを行って頂くのが、お客様にとっても最も有益なものと考えます。</li> <li>●「パッケージの見やすい表示」と「パッケージへの情報開示」はトレードオフの関係にある。今回、一元化報告書では「高齢化を見据えた見やすいパッケージ表示を目標にする」と掲げており、それを前提とした制度化が必要である。表示すべき項目の優先順位を議論すべきであると考えます。</li> <li>●原料原産地表示は「食品の表示に関する共同会議」以来の議論の積み重ねがあり、その結果まとめられた現在の品目選定に関する要件Ⅰ・Ⅱは品質表示としての原料原産地表示という観点において非常に合理的なものと認識している。一方で品質以外の理由による原料原産地情報のご要望に関しても、食品製造事業者はお客様相談窓口などを通じて可能な限り誠意をもって情報を開示している。品質表示ではなく、また大多数のお客様が必要とされない情報をいたずらに義務化することは食品表示を煩雑にするだけであり、決して消費者の利益には繋がらないものと認識している。</li> <li>●現在の食品添加物に関する表示制度は科学的合理性に基づいたものであり変更の必要は無いと考える。現在の制度においても表示は原則として使用したすべて</li> </ul>

の食品添加物を物質名で表示することとされており、むしろ必要なのは表示制度の変更ではなく、お客様が表示内容を読み解き正しく理解するための消費者教育と考える。

●現在の遺伝子組み換え食品に関する表示制度は科学的合理性に基づき、また実効性を確保できる表示制度であり変更の必要は無いと考える。米国においてもカリフォルニア州で検討された遺伝子組み換え表示の大幅な義務化は本年11月に実施された住民投票で否決されたと承知している。

#### 栄養表示の義務化

●栄養表示を義務化するにあたっては、国民の健康維持向上という栄養政策上の目的に沿った表示制度であるべきと考える。

●栄養表示を義務づける栄養成分は現在の制度で求めているものを基本とするべきであり、それ以外の栄養成分を追加する際には十分に慎重な検討が必要と考える。具体的には日本人の栄養政策上の必要性、表示を義務づけることによる管理の必要性、及び表示を実施するにあたっての分析方法の公定法化等が考えられる。どの栄養成分の表示を義務づけるかに関しては特に科学的根拠に基づいて判断するべきであり、決して「消費者の選択の機会の確保」にのみ依拠して義務化の是非を判断するべきではない。

●消費者全体にとって栄養の供給源としての寄与が小さいと考えられる食品などは対象外とすることが適当である。例えば香辛料類は米国・EUの栄養表示制度では表示除外品目に設定され、韓国の栄養表示制度では表示対象品目に含まれていないものと承知している。また、香辛料類は消費者ニーズの特性から、容器が比較的小さいものが多く、表示スペースに限りがある。高齢化を見据え、見やすい表示を実現するためにも、栄養成分表示は表示する意味合いも含め優先度が低いものと考えられる。現在示されている予定では栄養表示制度の検討は義務化の施行までに行うこととされているが、表示に際しての事業者の負荷を考えると、対象とする栄養成分や表示方法等の表示ルール自体は新制度における栄養表示以外のルールと同時期に示し、その上で栄養表示に関しては5年以上の十分な表示移行期間を確保することが必要と考える。いったん食品表示一元化による表示変更作業を実施し、その後で更に栄養表示の義務化対応を行うようなことになれば食品製造事業者や監視指導を行う行政機関の負担が増すばかりではなく、不要な食品ロスや資材ロスにも繋がりがかねないものとする。

●コーデックス委員会に代表される国際的な場で議論された方向性を土台として、国際整合性や科学的な合理性、実務的な問題点等を十分に考慮すべき。

#### 是正措置及び執行体制の整備

●食品製造事業者としては食品表示法規が一元化されることによって、食品表示に関する行政のワンストップサービスが提供されることを強く期待する。現在はJAS法に関する事項は地方農政事務所、食品衛生法に関する事項は保健所等と相談先を使い分ける必要があり、決して統合した回答は得られず苦慮している。執行体制が整備されることによって不慮の表示ミスが軽減され、食品製造事業者、消費者、行政の三者にとって有益な制度となることを期待する。

●食品製造事業者にとっては各社とも広範囲、多数の商品の表示改訂が必要となるので、十分な周知期間が必要と考える。また施行後も混乱防止、表示ミス防止のためにも十分な経過措置期間が必要である。

		<p>申出制度の対象の拡大</p> <p>●悪意を持った申し出については、無用の混乱を招く恐れがあるので十分な配慮をお願いしたい。また、少数意見に極端に過敏な反応をしないように制度設計をお願いしたい。</p> <p>その他</p> <p>●今後各種の国際貿易交渉により国際貿易がいつそう自由化されることが見込まれる中で、非関税障壁の軽減、ならびに日本の食品産業の国際化を図る観点からも国際ルールに適合した食品表示制度の設計をお願いしたい。</p>
177	新食品表示制度についての意見	<p>1. 実態調査と立法事実の把握について</p> <p>新食品表示制度のポイントによれば、食品表示に関係する3法を一元化して「複雑でわかりにくい」問題を解決するとあるが、食品表示一元化検討会ではウェブアンケートが1度行われただけで、現行制度の具体的にどのような点で消費者が困っているのか、それが消費者の属性や購入方法等によってどう異なるのか、現行制度をどう変えればそれらが解決されるのかなど、実態調査に基づく立法事実の把握がなされていない。食品表示一元化検討会報告書では、「消費者ニーズが変化している中で、現に、多くの消費者にとって何が重要な情報となっているのか、第二に、その情報を消費者にどのように提供するか、という視点に立つことが重要」「消費者ニーズも多様化しており、真に消費者が知りたいと思う情報が何かを見極めていく必要がある」とされており、当社もその考え方に賛同するものの、実態調査や立法事実の把握が不足している現状では、具体的に表示基準を定めても、問題や課題の解決に繋がるとは考えにくい。新食品表示制度を検討するにあたって、実態調査に基づく立法事実の把握をまずは行っていただきたい。</p> <p>2. 新食品表示制度の目的について</p> <p>食品表示一元化検討会報告書では、新食品表示制度の目的について、「食品の安全性確保に係る情報が消費者に確実に提供されることを最優先とし、これと併せて、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報が提供されること」と位置づけている。しかし、「新食品表示制度のポイント（イメージ）」では、「食品の安全性確保及び消費者の適切な商品選択の機会の確保」とされ、報告書とその内容が異なり、目的の範囲が広がっているだけでなく、優先されるべき情報が曖昧になっている。新食品表示制度はそれぞれ目的の異なる3法を一元化し事業者の表示義務（すなわち情報提供義務）を定めるものであるから、義務表示の安易な拡大を防ぐためにも、優先順位付けを行いわかりやすい表示を実現するためにも、目的は義務化が必要とされる範囲とし、優先されるべき情報をできる限り明確にしておくことが重要であると考え。新食品表示制度の目的は、検討会報告書と同様に、「食品の安全性確保に係る情報が消費者に確実に提供されることを最優先とし、これと併せて、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報が提供されること」としていただきたい。</p> <p>3. 新たな食品表示制度における適用範囲の考え方について</p> <p>（1）インターネット販売のみを義務化の検討対象とすることについて「食品表示一元化法に関する当面のスケジュール（イメージ）」によれば、今後の検討課題として、「中食・外食（アレルギー表示）、インターネット販売の取扱い」が</p>

挙げられている。しかし、インターネットでの食品の販売示について、具体的に何の問題があるのかは検討会でも一切明らかにされず、そもそもインターネットのみを取り上げて検討する必要性を裏付けるデータや背景分析、実態把握が無いまま、一方的にインターネット販売だけを検討対象としたことは不適切であり納得のいくものではない。また、食品表示一元化検討会では、インターネットは途中で画面を閉じることができないという誤った認識（実際はいつでも自由に画面を閉じられるだけでなく、別のウィンドウでメーカーのウェブサイトを見たりして情報収集することも可能）があったり、インターネットについては利便性に、カタログ販売については手続方法に、自動販売機については商品特性に着目するなど論点がずれていたりしたため、何かを結論付けるのに適切な議論や検討がなされていたとはいえない。まずは、現状どのような問題があるのかを詳細に調査、分析してから、全ての販売方法を対象にして、慎重に議論を重ねるべきである。仮に、消費者が食品の購入に際して実際に商品を手にとることができず、容器包装を事前に確認できないことに問題の所在があるとすれば、そのような販売方法は、インターネット販売に限らず、カタログ通販、新聞広告による通販、百貨店での見本によるお中元の販売、テレビ通販、ラジオ通販、電話勧誘販売、自動販売機など、様々なものが存在する。いずれも、商品を実際に口に入れる前には容器包装への食品表示が確認できるが、購入の際、事前に実物を手にとることはできないという点で一致している。消費者が商品選択にあたって食品の容器包装を確認できない販売方法にはどんなものがあるか、それぞれについて消費者がどんな悩みを抱えているか、その問題に対してどのように対処すべきか、それぞれの販売方法の特徴によって、どのような情報提供をしていくべきかについて、事業者や消費者の意見を聞きながら、丁寧に実態調査を行い、広く検討していただきたい。

（２）通信販売事業者への容器包装以外への食品表示の義務付けについて現行制度においては、食品表示義務は容器包装への表示に限られていることから、その表示を行う者は、基本的に生産者や製造者または加工者が想定されている。しかし、通信販売事業者へその販売媒体における食品表示を義務付けた場合、食品の生産、製造や加工に関わっておらず情報を入手しにくい単なる販売者が、原料原産地表示含むその内容について責任を負わなければいけなくなってしまう。商品の流通と食品情報の流通が一体化されていない現状では、あまりにも過度な負担を販売者に強いることになるだけでなく、情報管理に係るコストを消費者が負担することにもなりかねない。消費者にはどの事業者から購入するか選択する自由があり、情報提供に重きを置かず価格など他の点を重視して食品を購入する消費者もいれば、価格が高くても情報提供を重視して食品を購入する消費者もいる。消費者のニーズが多様化しているなか、一事業者が全ての消費者ニーズに100%応えることは不可能であるが、消費者の多様なニーズと、様々な事業者による様々な自主的な取り組みのバランスが図られることで、価格やサービス品質などにおける消費者の選択肢が広がり、消費者のくらしがより豊かになっていくと思われる。安易に表示義務を拡大し、販売事業者に過度な負担を強いると、そのコストが商品価格に転嫁されたり、個々の商品の容器包装には表示があるのに、通信販売の媒体への表示の難しさから販売時事業者の取扱商品の幅が狭まったりなどして、結果的に消費者にとってもマイナスな事態を招く可能性が大きい。安易な義

		<p>務化は避けるべきである。一方、法律による義務化ではなく、消費者の信頼を得るために事業者が自主的な情報提供を行うことは推奨されるべきであり、消費者庁には実態把握の上でその自主的取り組みの支援をしっかりと行っていただきたい。以上</p>
178	新食品表示制度について	<p>全体意見：新食品表示制度策定にあたり、意見交換会や意見募集といった、広く関係者の意見を聞き入れる取り組みが行われたことに関し感謝いたします。××××はこれまで食品表示は消費者の立場に立った正しくわかりやすいものであることが重要であると考え、①商品の内容物と特性を正しく伝え、②商品を選ぶときに役立ち、③利用しやすい表示をめざし、××××には、自主基準をもとに国の基準を上回る内容を表示してきました。また、各地の××では、食品安全や表示の学習会などの啓発活動も行ってきました。これらの経験をふまえ、以下の4点を申し述べさせていただきます。</p> <p>1. 新しい食品表示制度は、安全性に係る情報を消費者に確実に提供することを最優先し、このことが法に反映されることを望みます。食品表示一元化検討会（一元化検討会）において、食品表示に係わる情報の重要性の整序について議論が行われ、『情報の重要性は消費者によって異なり、より重要な情報がより確実に伝わるのが適切』とされました。その上で、食品表示制度の目的は『食品の安全性に係る情報が消費者に確実に提供されることを最優先とし、これと併せて、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報の提供を位置付けること』とされました。消費者・国民の健康保護のためには、アレルギー表示・消費期限・保存方法・栄養成分（栄養表示は中長期視野で捉えると生活習慣病などを回避するための目安となりうる）など安全性に係る情報が優先され、これらが見やすく表示されることが重要だと考えます。新しい食品表示制度は、安全性に係る情報を消費者に確実に提供することを最優先し、このことが法に反映されることを望みます。</p> <p>2. 加工食品の栄養表示を原則義務化とすることに賛成します。消費者の学習環境の整備に力が注がれることを望みます。WHO（World Health Organization）は、非感染性疾患※（NCD：Non Communicable Disease）から消費者を保護する栄養方針を採択、これを受けて、コーデックス委員会では、栄養表示を見直す作業を行っており、一元化検討会の報告書の冒頭にもNCDへの考慮の必要性が言及されています。また、国内における取り組みでは健康日本21（第2次）において、適正な栄養状態、適正な栄養素（食物）の摂取のための個人の行動及び個人の行動を支援するための環境づくりについて目標設定が行われています（例えば成人1人あたりの平均食塩摂取量を2.6g減少することなど）。このような国際的かつ日本国内の活動に鑑み、栄養表示の重要性を認識することは重要であり、新食品表示制度における加工食品栄養表示の原則義務化に賛成します。については今後おこなわれる環境整備（表示義務に関する細目の検討、データベース等事業者が円滑に表示を行えるようにするための環境、消費者への認識醸成のための環境）について具体的な検討事項とスケジュールを明確に示してください。また、特に栄養表示は消費者自身が栄養表示を理解し、普段の暮らしに生かしていくことが大切であることから、消費者の積極的な活用についての具体的な検討を行い、学習</p>

		<p>環境の整備に力が注がれることを望みます。</p> <p>3. 栄養表示以外の義務的表示事項の拡充・拡大は慎重に行うべきです。情報の整序を考える際、食品の安全性確保に係わらない情報については、個々の消費者により、求める情報が異なるということを考慮する必要があります。優先順位を度外視し、全ての情報を表示しようとするれば情報量が多すぎて見づらくなったり、原料原産地では変化する調達先を正確に表示することは現実的に困難であるといった問題が出てきます。したがって、場合によっては法で定める表示事項を拡大することよりも、ガイドラインのような形で国が推奨する方向性を示したり、業界による自主的な取り組みを行政として促進させたりするといったことが現実的で望ましい方向であると考えます。栄養表示以外の義務的表示事項の拡充・拡大に関しては現行表示のふりかえりと見直し、過去に行われた検討会や海外事情などを踏まえ、慎重な議論を行うべきです。また、原料原産地表示については、これまでの消費者委員会「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会」および一元化検討会において多方面の検討を行った結果、これ以上の拡充をさせることの論理的な目的が定められず結論が出なかった論点であり、国際的にも表示することが認められていない現状があることは留意すべきと考えます。</p> <p>4. 法案検討作業に関しては国民へわかりやすく説明を行う必要があると思われまます。是正・執行・申し出制度に関しては熟考し、より良いものとなることを期待します。現在、消費者庁における新食品表示法の法案検討作業の説明として法律レベルで定める事項と府令・告示レベルで定める事項とに分けて説明が行われており、新法制定に伴う表示基準（個別課題）の移行については府令および告示レベルで定める旨の説明が行われています。この間の説明には、一元化検討会において議論されていなかった是正・執行・申し出制度が盛り込まれていますが、これまで一元化検討会で議論されたことと、そこからあらたに提案したことなど、経緯や意味合いも含め国民へわかりやすく説明を行う必要があると思われまます。また、是正・執行・申し出制度は食品表示制度としてなくてはならない機能であると考えますが、早急に結論を出すことなく国民のための総合的かつ機能的な監視マネジメントとなるよう熟考し、より良いものとなることを期待します。※世界保健機関（WHO）は、不健康な食事や運動不足、喫煙、過度の飲酒などの原因が共通しており、生活習慣の改善により予防可能な疾患をまとめて「非感染性疾患（NCD）」と位置付けている。主なNCDとしては心血管疾患、がん、糖尿病、慢性呼吸器疾患など。</p>
179	新食品表示制度についての意見	<p>1. 食品表示一元化検討会は、昨年9月より1年間、12回にわたる精力的な審議の結果、報告書を取りまとめたところであり、食品表示法（仮称）をはじめ新食品表示制度は、本報告書に基づき構築、実施されるべき。</p> <p>特に、「新しい食品表示制度の目的は、食品の安全性確保に係る情報が消費者に確実に提供されることを最優先とし、これと併せて、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報が提供されること」との方針を堅持し、今後の検討に委ねられた課題については、十分に議論を尽くし合意の得られた事項以外は、拙速に今回の制度構築に盛り込むべきではないと考える。</p> <p>また、新食品表示制度への移行は、栄養表示の義務付け、食品表示の文字ポイ</p>

		<p>ント数の拡大等事業者に大きな負担増を伴うものであることから、その円滑な移行を確保するため、文字ポイント数の拡大や今後の検討課題として十分に議論され合意の得られた事項以外の表示については、現行の各表示基準等の内容を維持すること。</p> <p>なお、罰則により担保される義務表示事項、是正措置、調査権限に係る規定は、新法の目的達成のため必要最小限のものとすべき。</p> <p>2. 原料原産地表示については、共同会議、原料原産地表示拡大の今後の進め方に関する調査会等で議論は尽くされており、本検討会においても、その拡大については否定的な意見が大勢であった。</p> <p>その結果、「食品表示の一元化の機会に検討すべき項目とは別の事項として位置付け」、「今後の検討課題として、さらに、検討を行う」とされたものであり、その方針を堅持し、十分に議論を尽くすべき。</p> <p>また、コーデックスなどの国際的規律、韓国を除き海外でも原料原産地の表示義務付け実施国はないこと、国内事業者に過度な負担をかけ、原料調達に支障をきたし食品産業の空洞化を招くなど国民経済的に適当ではないことに十分留意する必要がある。</p> <p>3. 栄養表示の義務化に当たっては、事業者の負担増加に配慮し、実行可能性を最大限確保するため、まずは国民の健康増進上必要性の高いエネルギー、ナトリウムの2成分で実施し、その他は任意表示とすべき。</p> <p>また、ナトリウム表示に代わって食塩相当量表示を義務付けすることは、コーデックス規格との整合性、科学的正確性、食塩を含有しない食品についての誤認の問題等から適当ではない。</p>
180	新食品表示制度についての意見	<p>加工食品の原料原産地表示と、遺伝子組み換え表示について、検討項目とは別の事項としての位置づけには納得できません。早急に表示の義務付けを法令に定めていただきたいと思います。</p>
181	-	<p>新食品表示制度の検討については、生産者・消費者・製造者ともにわかりやすく、食品の安全性と国内農業生産等の振興および食料自給率の向上も目指すものでなくてはならない。その点で、今回の食品表示一元化の検討はわかりやすさと表示制度の充実強化という側面は評価できる。</p> <p>しかし、加工食品の原料原産地表示の強化については今後の検討に委ねられている。生産者にとって国産農畜産物の消費拡大による国内農業等の振興が図られず、消費者にとって誤認を余儀なくされ、国産を選択する権利が奪われるという状況が続くことになる。</p> <p>例えば、ゆず果汁のように生産が中山間地に限られ、国内生産基盤が弱い品目は輸入原材料の増加により、壊滅的打撃を受ける可能性がある。また、使用割合は少量であっても、その加工食品の特徴的な原材料である場合は、原産地表示は大きな意味があり、産地にとっては死活的な問題にもなる。</p> <p>よって、加工食品の原料原産地表示を棚上げすることなく、今回の新食品表示制度の重要なポイントとして位置づけ、法改正に当たることを希望する。</p>
182	-	<p>1. 食品の表示は見る人により、関心のある項目は異なるため、できるだけ情報は</p>

	<p>多くしてほしい。ただし、文字を大きくするため表示スペースが少ない場合は、メインの項目は大きく（賞味期限、保存方法など）、他は小さくなくてもよいと思う。表示する場所も表示項目により柔軟性をもたせてよい。</p> <p>2. 食品添加物の表示に関して、原材料と添加物を別々に表示してほしい。</p> <p>3. 加工食品の原料原産地表示については別途検討することであるが、最低、主原料が国内のものか、海外のものかを表示してほしい。</p> <p>4. 期限表示について、製造年月日を併記してほしい。</p> <p>5. 栄養表示の義務化に関して、食塩量も追加してほしい。</p>
183 -	<p>1 新たな食品表示制度について</p> <p>ア、見やすい表示について新食品表示制度において大切なことのひとつに、消費者の約73%が求める「表示事項を絞り文字を大きくする」ということがある。個包装化が進む中で限りある表示スペースと見やすい大きな活字さらに表示義務事項の拡大という三要素は相反する面がある。従って消費者の求める見やすい表示を第一義に考え表示義務は必要最小限にすべきである。</p> <p>イ、WEB等を利用した表示について検討会報告では「WEB等への表示によって換えられるようにする」という記述があるが、それは正にタメにする議論であって栄養成分表示を義務化するために考え出された方策にしかすぎず不合理である。WEB等を利用していない、利用出来ない消費者や零細事業者が多数存在している現状の中で、それ等の人々を置き去りにするかの手法は取るべきではなく義務表示のための手段としてWEB等を利用することは不適當である。</p> <p>2 栄養成分表示義務化について</p> <p>ア、論理的に説明出来ないことの問題国民の食生活は家庭内調理を中心として、中食、外食、加工食品等によって成り立っているが一部疾病を背負った方々を除けば、一般的に自分が摂取するカロリー数値や栄養成分数値を把握して食生活を行う習慣は根付いていない。また、家庭内調理はもとより、中食、外食におけるカロリーなど栄養成分がどの様な数値であるかを把握する方策もない。それにも関わらず、何故加工食品にのみ栄養成分表示の義務を課すのか、義務化すると、国民の健康向上にどの様に寄与するのかについて論理的な説明がない。検討会報告の中では「栄養成分表示は健康的な食生活を営むための基礎として中長期的な期間で、栄養を管理するための目安として捉えることが出来る」と記しているが、それはあくまでも国民の一人一人が全ての食について栄養成分を理解し、把握できる環境にあつて、尚且つ、それを活かす食生活を行うことが習慣となった上でのものであり、それ等の前提が何もない中で加工食品にのみ栄養成分表示の義務を課すことは不合理である。法は、あくまでも論理的、且つ合理的に納得できるものの上にこそ成り立つものでなければならぬものであり、強引といえる考え方で加工食品のみに義務を課すことはすべきでない。</p> <p>イ、誤差を認めざるを得ないことについて他方、栄養成分表示を義務化するに際して、20%程度の誤差を容認することが示されているが20%の誤差とは上下40%の誤差となり、大きな誤差である。この様に誤差のある表示を義務化することに、どれほどの意味があるというのか？これについても論理的な説明はなされていない。むしろ、誤差のある表示によって誤った理解につながる恐れもあり、健康的に悪影響を与える可能性も少なくない。こうした危険性のあるものは義務</p>

		<p>表示事項として不適格である。</p> <p>ウ、公的データベースの構築について現存している五訂栄養成分表などを活用して計算値でカロリーや栄養成分表示を行うことは大変難しく実用は不可能である。公的データベースは、栄養成分やその数値等については十分な知識がない者であっても、それが簡単に利用できるものでなければ意味がない。誰もが正確性を確保し義務表示に供えることが簡単に使える公的なデータベースが構築されるまでは表示義務化はすべきではない。</p> <p>3 小零細事業者における対応の困難</p> <p>和洋菓子の産業は大半の事業者が小零細企業で、その数は約5万軒に及ぶ。それ等の小零細企業は、少量多品種生産を余儀なくされ季節によって製造する商品が異なり、製造する商品アイテムは多数にのぼる。それ等の栄養成分を明らかにするためには、多額の費用が掛かり、事務量の増大はもとより、多種類の包装資材を用意しなければならないなど負担が大きい。また、和洋菓子店は、限定された地域の中で、地域の食文化や和洋菓子の供給に努力して地域経済や国民の生活にとって、大きな役割を果たしているが、この様な複雑な表示が義務化されることにより営業していく意欲を失わせるようなことがあっては、地域の経済振興の上でも大きな損失といえ、国民生活にも不利益をもたらす可能性もある。同時にこの様な小零細企業の商圏は限定された地域での営業であり、影響を及ぼす範囲は極めて限定的であるので、対象から除外するなどの措置を講じるべきである。</p> <p>4 消費者教育こそ優先されるべき</p> <p>表示は、表示に接する人が正しく理解することによって成り立つ。しかるに現状は、期限表示についてさえ、正しい理解をしていない消費者が多数存在する。法を定めたらその法が守られ、正しく理解されるようにするのは行政の責務であり、単にホームページやちらしなどを配布したことで良しとせず、もっと積極的に消費者教育をすべきである。</p>
184	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者庁は、これまで積み重ねてきた議論と検討会の報告を尊重すべき</li> <li>○ 新食品表示法は、義務化拡大ありきではなく、事業者の自主的な取り組みにインセンティブを与える施策や、公平で効率的な行政の監視・指導体制の見直しと併せて、実行可能で真正性が確保できる現実的なルールとすべき</li> <li>○ 新食品表示法制定を契機に、現行制度の分かりにくさを整理すべき</li> <li>○ 必要な情報を正確に消費者に伝えるという、本来の食品表示の役割以外の不使用表示など、意図的な目的をもって食品表示を利用すべきではない</li> <li>○ 消費者庁は、多様な立場の多様な意見に耳を傾けるべき</li> </ul>
185	-	<p>食品衛生法、JAS法、健康増進法はそれぞれ法律の目的が異なる。それらの法律から表示に関する部分のみを一元化することにそもそも無理があるのではないか。ごく一般的な消費者が食品を購入する際に表示の何を確認して購入しているのか、消費者にとってわかりやすい表示とは何かをより具体的に把握する必要がある。そのためには、審議会や意見交換会といった場だけではなく、実際の店舗などで購入時に一般的な消費者がどのような行動をとるか観察するなどフィールド調査を行い確認するべきではないか。</p> <p>通信販売業界はカタログ、ダイレクトメール、新聞、雑誌などの活字媒体のほか、</p>

		テレビ、ラジオの電波媒体、インターネットなどの電子媒体を利用し広告を行っており、広告媒体の特性によって、食品に関するすべての項目を表示することはできない。したがって義務表示の内容によっては事業の継続が困難となるおそれがある。また、統一するのであれば用語の定義、使用方法だけでも十分なのではないか。
186	新食品表示制度における適用範囲について	「新たな食品表示制度における適用範囲の考え方」において中食、外食等におけるアレルギー表示の取り扱いについて専門的な検討の場を別途設け検討することだが、その検討会においては、アレルギー表示だけでなく中食、外食等における表示全般について検討して欲しい。
187	-	加工食品の原料原産地の表示と GM 食品の表示の義務化を強く求めます。身体は食べたもので作られます。自分や大切な家族の身体に入るものは、出所がどこなのかを強く知りたいと思います。また、安全性が確立されたものでなければ、食べたくありません。国民の知る権利の多様性を守って欲しいと思います。長い目でみれば、国民の命を守ることに繋がります。どうぞよろしくお願いいたします。
188	-	《食品アレルギーの表示について》 現在の表示は字も小さく、アトランダムに列記されている事が多く、見つけ難い場合があります。出来れば、卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに等、一定の順序で書かれた表に丸など印を付けて、有無を直ぐに見極められるようにして欲しいと思います。 加えて、アレルギーや成分などについて教えてもらえる窓口を その近くに判り易く記載してもらえたら、詳しく聞けて、より個人的なニーズを満たす事が出来るのでは、ないでしょうか？！ 宜しくお願ひします。
189	新食品表示制度についての意見-とくに勤労者の高血圧症・糖尿病予防の観点から	産業保健検診医師として日常的に高血圧症、糖尿病とその予備軍の勤労者に接している立場から求めたいのは、 (1) 一日も早く食品への塩分 (Na/食塩量) とカロリーの表示を食品産業、外食産業に義務化する。 (2) 表示項目は、食塩、カロリーを筆頭に、エビデンス、緊急性などに応じて、可能なものから漸次拡大してゆく。 (3) 表示対象業種は、主にいわゆる食品産業全般、調理済み食製造業・販売業、外食食堂 (個人食堂、ホテル、レストラン等) (4) 表示方法は、(ア) 大きい文字で、(イ) 読みとり易く、(ウ) 分かり易く、(エ) 他の表示と紛らわしくなくする。 (5) 全ての表示 (塩分、カロリー、脂質量、アレルゲンなど) を同等の表示方法にするのではなく、疾病の発生率、症状の重篤度などに配慮して表示方法を工夫し、包装紙、メニュー表、見本棚に表示を義務付けるもの、消費者の要求によって提示を義務付けるものなどに区分する。 (6) 弁当、サンドイッチなど個包化された食品は、1個の包装全体の塩分・カロリー量を表示する。 (7) 食堂・レストランでは、メニューと見本棚の食品に料理名、料金と共に塩分、カロリーを分かり易く表示する。 (8) 皿・料理別の塩分・カロリー量と同時に、セットメニューには1セットの全

塩分・カロリー量を表示する。

(9) 1セット当たり食塩2g/3g/4g未満など、消費者が料理を選択し易い「含有量群別」の表示をする。

(10) 従来、病院内・官公庁内食堂など「社会の指導的位置にある筈の施設」内食堂にほとんど「塩分・カロリー表示がない」日本の現状は憂うべき状態です。これはそれら施設内食堂が施設自体とは経営的に別の業者に委託して運営されてきた慣行に大きな原因があると思われます。とくに各種病院内食堂、官公庁内食堂などは、「生活習慣病予防」を提唱・教育する立場から、『健康創造・生活習慣病予防の啓発・教育の場』、『模範例』として積極的に利用・活用すべきです。

こういう施設内食堂でまず『模範的食品表示』を始め、それを民間へも広げてゆくべきです。ちなみに、厚生労働省職員食堂は、数年前から塩分・カロリーの見本棚、メニュー表示を始めていますが、他省庁の現状はまったく区々で、お話になりません。

民間の一部外食産業はメニューへの塩分・カロリー表示を始めていますが、ランチ・ディナーなどのセットメニューになると1セット当たり食塩5～7gとなってしまう、もはや世界標準になりつつある「一日食塩摂取量6g」を達成するには「道遠し」の観があります。

しかし、世界の現状は（勿論、食文化の差異を考慮する必要がありますが）、英国が2000-2001年に9.5gだった一日当り食塩摂取量を2008年に8.6gにしたと報告しているなど、部分的にはどんどん進展しているのに対し、日本の現状は2008年に全体平均が10gを超え、20歳以上男性では12gに近い平均値です。このような日本に英国人が来てレストランで食事をする際に、食品の塩分・カロリー表示もなく、英国より30%も食塩濃度の濃い料理を出されたらどう感じるか、考えたことがありますか？ 帝国ホテルなど日本の超一流ホテルがその現状を黙認していることもおかしなことですが、これら経済力、技術力のある一流ホテルには、制度に先んじてどんどん先進的試行を行わせるべきです。『全国一律、平等』は日本行政の

得意技かもしれませんが、もっと柔軟性と臨機応変をもって行動すべきです。

このような表示を求める理由は、日本の勤労者（20～59歳）男性の50%以上（40歳代は55%）、女性も30%以上（20-30代は35-45%）が、一人世帯男性20歳代では85%、同40歳代男性は90%が、昼食を外食・給食・調理済み食に依存しており（平成20年国民健康・栄養調査報）、明らかに外食・給食・調理済み食から摂取する塩分・カロリーが高血圧症・糖尿病の発生に大きく影響しているからです。

勿論、日本人では男性の半数弱、女性の60%超が昼食を家庭食によっており、朝食・夕食では家庭食の割合がどの性別・年代でも高いことから、家庭食由来の塩分・カロリー制限は必要なのですが、「社会的介入」が「必要かつ効果的」な部分として、「外食・給食・調理済み食における塩分・カロリー制限」は高血圧症・糖尿病予防にかなり大きな部分を占めることは間違いありません。また、外食・調理済み食が次第に家庭に入り込み、味覚、メニューの面で家庭食に影響を与えていることを考えると、「外食・給食・調理済み食への社会的介入」はさらに大きな高血圧症・糖尿病予防効果を持つと思われます。

		<p>恐らく、この意見書を読んでおられる担当者諸氏も、霞が関、永田町界隈の省庁内食堂や外食食堂・レストランで昼食・夜食をとっている方が少なくないと拝察しますが、品川周辺の再開発地域一帯に林立するIT企業ビルに勤務する20～40歳代の若手勤労者の中に、どれほど多数の高血圧症・糖尿病患者とその予備群がおり、彼らがどんなに劣悪な「食環境・食文化」のなかに放置されているかを一度でも見て頂きたいと思います。そして、それは霞が関の官庁街でも似たり寄ったりなのではないでしょうか？ 食品表示の問題は、文字通り日本の食文化、そしてそれに連なる保健文化が問われているのだと思います。</p> <p>ご健闘を切にお祈りします。</p>
190	-	<p>食品表示一元化検討委員会の報告は消費者の知る権利・選択する権利を十分確保する報告になっていません。世界中から様々な食料をかき集めている現状や遺伝子組み換え食品と気づかずに消費してしまっている状況のなか、加工食品の原料原産地表示をすること、遺伝子組み換え食品の表示義務化の拡大をすることは消費者が求める重要項目です。今後設けられる「新たな検討の場」において討議される事項についてもパブコメを求めその意見を反映してください。</p>
191	-	<p>食品表示一元化検討会報告書の考え方に添った新制度が制定されることを期待します。</p> <p>1. 法律レベル</p> <p>1) 法律の目的</p> <p>新制度では『消費者の適切な商品選択の機会の確保に資する表示に拡大』とあります。拡大の文字が加えられたことで、拡大解釈の恐れがあり、「拡大」の削除を求めます。</p> <p>2) 栄養表示の義務化</p> <p>栄養表示の義務化を円滑に行うためには、消費者が栄養表示を有効に活用できる環境整備と、事業者が栄養表示を行いやすくする環境整備が重要です。また、全ての加工食品、事業者に表示基準の遵守義務を拡大としていますが、例外規定無くして成り立たない事を踏まえると、現実的な表現にすべきです。</p> <p>3) 是正措置及び執行体制の整備</p> <p>監視指導の強化は慎重にすべきです。3つの法律（食品衛生法、JAS法、健康増進法）の一番厳しい法令にあわせて執行体制を安直に統一すべきではありません。</p> <p>4) 申し出制度の対象の拡大</p> <p>JAS法では、「表示が適正でないために一般消費者の利益が害されている場合」となっていますが、多様な価値観を持つ一般消費者の、利益の考え方も多様です。その様な中で出される申し出を、誰がどのように判断するのか、透明性の高い公平なルールが必要と考えます。</p> <p>2. 表示基準レベル</p> <p>1) 食品表示のルールをシンプルに</p> <p>法律ごとに定められている表示基準を整理統合するにあたって、ただ単純に統合するのではなく表示基準の内容を見直し、分かりやすいシンプルなルールにすべきです。</p>

		<p>2) 義務表示も臆せず点検と検証を 消費者にとってわかりやすい食品表示を実現するために、まず、必要な表示の見つけやすさ、読みやすさが重要です。義務表示であっても、現在において合理性を欠くようなものは無いが、臆せずに点検と検証が必要です。</p> <p>3. 今後の検討課題について</p> <p>1) 加工食品の原料原産地表示について Webアンケートから、本来は安全のための表示では無い加工食品の原料原産地表示が、「安全のため」と間違った認識されているなど、表示制度の主旨が十分に浸透していないことが明らかになっています。 安全性は、フードチェーンの中でそれぞれのところがきちんと担う事で担保されていくものであり、原料原産地でそれを区別すべきではないと考えます。表示の本質が消費者に届いていないこの現状を何とか変えるために、原料原産地表示は、リセットし、一から見直すべきです。</p> <p>2) その他の個別表示事項について 今後検討が予定されている個別表示事項については新食品表示法制定後慎重に議論を行うべきと考えます。</p> <p>以上</p>
192	-	<p>消費者の知る権利が守られるよう、新食品表示制度を作ってください。食品の原材料の原産地表示についても、きちんと正しく表示されることを希望しています。また、遺伝子組み換え食品の表示についても、私たち日本人が世界の誰よりも多く口にしていることを考えると、食べ方のトレーサビリティを保障する意味でも、EU並みの表示をするべきと考えます。新食品表示制度法案が成立した後に新たに場を設けて考えると書かれていますが、議論の透明性を十分確保してそのときにもパブリックコメントの募集なども当然行われることを待ちます。</p>
193	<p>①表示の目的及び表示基準の策定</p> <p>②栄養表示の義務化</p>	<p>①食品を選択する際、どのような食べ物か(名称)、何で出来ているか(原材料)、どのように保存すれば(保存方法)、いつまで食べられるか(期限表示)が最も知りたい情報です。合わせてその食品に何をしてはいけないか(例えば常温で保存する)、何をしなくてはいけないか(例えば必ず中心部まで十分加熱する)も食品を安全に食べるために重要な情報となります。これらの情報が他の表示に埋もれてしまっていて見落とすことのないように、食品表示は消費者として食品を安全に食べるために知らなければならない必須事項を最優先させるようにして下さい。</p> <p>②現在も栄養成分が表示された加工食品が多く販売されていますが、どれだけの人がその情報を利用しているのでしょうか。例えば糖尿病、高血圧などの疾患を持つ方で特定の栄養成分の摂取を制限されている方にとっては大変役に立つ情報だと思いますが、栄養は特定の商品のみから得るのではなく、生鮮食品、加工食品を様々摂取して得ています。従って、日々の食事全体での栄養摂取状況を知ることが大切だと思います。そのためには個別の食品に栄養成分を義務的に表示させることにはあまり意味がないと思います。それよりも、何をどう食べるか、健康的な食生活のあり方を広く多くの人に普及させることの方が病気予防に役立つものと考えます。平成17年6月、厚生労働省と農林水産省が共同で「食事バラ</p>

	<p>③加工食品の原料原産地表示について</p>	<p>「食事バランスガイド」を策定され普及が図られていましたが最近では下火になってしまったように思います。「食事バランスガイド」のような取り組みを長期継続的に行っていくことで国民の健康増進が図られるものと思います。</p> <p>③日本の食糧自給率はカロリーベースで39%、生産額ベースで66%とされていることから類推すると、国産原料は海外原料に比較して高額なものが多いと思われると思います。そのような状況のなかで、日本の農畜水産業の振興はぜひ図っていただきたいと思いますが、そのためには外国産原料使用の加工食品に外国産原料使用の旨を義務的に表示させるのではなく、国産原料を使い日本国内で製造した食品である旨の表示をする商品を積極的に支援する方策を取っていただく方が良いと考えます。国産原料だけを使用した加工食品を推奨し消費者の購入しやすい価格帯となる対策を取っていただく方が国産農畜水産物振興に役立つものと思います。</p>
194	<p>「新食品表示制度のポイント」に対する意見</p>	<p>1) 現在法制化作業が進められている新食品表示法は、「食品表示一元化検討会」（以下、検討会）が取纏めた「食品表示一元化検討会報告書」（以下、報告書）に基づき、実施されていると認識しております。それにも拘らず、既に「報告書」に記されている、新食品表示法の目的、考え方、適用範囲等について、改めて「新食品表示法のポイント」等の文書を公表し意見交換会の開催、パブコメの募集を行うことに対し違和感を感じます。法制化作業は「報告書」に沿って進めるべきと考えます。</p> <p>2) 12回の検討会と公開意見交換会を実施し、中間論点整理案に対するパブコメ募集の上、検討会委員の合意の下に確定した「報告書」を再修正し、意見募集・意見交換会を実施することは、検討会軽視に繋がり、消費者庁の信頼を損なうとともに、今後開催される消費者庁の検討会への影響は避けられないと考えます。</p> <p>3) 「報告書」には「新しい食品表示制度の目的は、食品の安全性確保に係る情報が消費者に確実に提供されることを最優先とし、これと併せて、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報が提供されることと位置付けることが適当」、「新たに表示や情報提供を義務付けたり（中略）する場合には、優先順位の考え方を活用すべきである」と記されています。</p> <p>この「安全性に係る情報が最優先」と、「義務化の検討には優先順位の考え方を活用すべき」の2点は、検討会での議論で確認された重要な点であるにも拘らず、今回公表された文書「新食品表示法のポイント」からは、その内容は読み取れずミスリードに繋がるのではないかと危惧しております。</p>
195	<p>①栄養成分表示の義務化について</p>	<p>①食品表示一元化検討会報告書によると、生活習慣病にからみ海外で栄養成分表示義務化が進んでいるので、日本でもします。とのことだが、海外の生活習慣病の罹患率が低く、且つ健康で平均寿命も延びているので日本でも実施するようにもとれる。しかし、実態は逆だと思えます。ただ、とりあえず義務化して、体裁を整えるがごとの制度改正には、疑問を抱きます。栄養成分表示の必要な場面を想定すると、やはり食事療法の現場であり、腎臓病のたんぱく質・ナトリウム・カロリー、糖尿病のカロリー、高血圧のナトリウムなどが、代表的なものと言えますが、今の誤差率±20%は、えらく大きく感じます。総カロリー1600キロカロリー目標で栄養成分表示で計算しても、1280～1920カロリーということになり、腎臓病のひとが、たんぱく質40グラム目標で計算しても、32～48グラムとターゲットから、乖離する可能性があります。更に計算値となれば、そ</p>

	<p>②栄養成分表示の誤差率について</p>	<p>の信頼性は、どう担保されますか？消費者庁が抜き打ちで買い取り検査をするとかしますか？（製造業者は、分析に出さないから、計算値を使用する訳で第三者のチェックがなければ、いい加減な数値のものが出回ってもわからない）消費者のほしいのは、氾濫する制度の悪い情報でなく、信頼できる制度の高い情報です。誤差率は、5%以内ぐらいに抑えて、分析値しかも定期的に分析したものを優先的に表示させ、二次的に計算値を使用したものは、表示義務を課さないか、計算値である旨と、誤差率20%である旨を表記させるほうが良いと思います。</p> <p>②現行の誤差率±20%とのことであるが、更に計算値でよくするとのことですが、運用について取り決めなり、制限が必要とおもいます。現在、遺伝子組み換え作物の日本への輸入に関してIPハンドリングのルールで5%ルール（遺伝子組み換え作物の混入率）が在りますが、輸出側では、きっちり5%未満混入してくるとの話があります。これは、混入するとコストメリットが出るからで、合法的な不正です。このように企業は、弾力的運用の幅を自分の取り分と考える傾向があります。こうした中、計算値を認めること、誤差率を20%のままにする場合、例えば、ビタミンC1000ミリグラム表示で、実は、800ミリグラムしか含まなくても、合法になります。こういったことは、消費者にとっては、良くないことです。表示をさせる以上は、その数値にもっとシビアな制度を要求する。答えられない企業には、表示をさせない方が、より消費者の選択に資する情報になると思います。玉石混交でそれを選択するのは、消費者です。という表示ではなく、表示のされているものは、玉です「安心してお買い求めください」という表示のほうがより、消費者のためになると思います。</p>
196	-	<p>1. 消費者基本法に明記されている「消費者の権利」を食品表示法においても明記し、消費者の知る権利が確保されるようしてください。</p> <p>2. 全ての品目について、遺伝子組み換え食品の表示義務を課すことを求めます。現在の遺伝子組み換え食品の表示では、義務対象品目では「表示なし」は遺伝子組み換え由来ではないことを意味し、一方、その他の品目では、遺伝子組み換えまたは遺伝子組み換え不分別由来の可能性を意味します。正しい情報を消費者が知るために設けられた筈の、遺伝子組み換え食品の表示制度自体が、逆に消費者に混乱をもたらし、誤認を招いています。大多数の消費者は遺伝子組み換え食品はできれば食べたくないと考えています。遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大を求めているにもかかわらず、遺伝子組み換え由来の食品を、そうとは知らずに食べてしまっているのが現状です。速やかに検討して、表示義務を全ての品目とすることを求めます。</p> <p>検討にあたっては、消費者の声が十分に反映される場を設定してください。</p> <p>3. 加工食品の「原料原産地表示の拡大」は、消費者が選択する上で必要な情報です。先送りせずに実現するよう求めます。私たち消費者は、度重なる食品問題によって、食に対する不安を常に持っています。不安を解消する上で、原則、すべての加工食品を対象に原料のトレーサビリティの仕組みを整備し、原料原産地表示を義務化してください。</p>
197	-	<p>遺伝子組み換え食品の表示について、EU並み表示になることを期待します。たん</p>

		<p>ぱく質が残っていないという理由でしょうゆや油脂類の遺伝子組み換えの表示がないのも不安です。</p> <p>また、加工食品の原料、原産地表示についてもきちんと表示をしなければ本当に欲しいものを選ぶことができません。</p> <p>食品は人の体をつくる大切なものです。きちんと表示を義務づけて、消費者の選ぶ権利を守ることが国としてやるべき基礎的なことだと思います。</p>
198	-	<p>新食品表示制度では、加工食品の原料原産地表示、遺伝子組み換え食品表示については、「新たな検討の場での検討」という表現にとどまり、実質的にそれらの点はすべて先送りにされました。まず消費者基本法に明記されているように「消費者の権利」を、新食品表示制度にも明記することを求めます。</p> <p>加工食品の原産地に関する誤認を防止し、消費者が選択の権利を行使できるように、「加工食品の原料原産地表示の拡大」が進むように法体系を整備してください。また原料のトレーサビリティの仕組みを、原則としてすべての加工食品を対象とし、構成重量が上位の原材料について原産地表示の義務化を求めます。</p> <p>多くの消費者が遺伝子組み換え食品はできれば食べたくないと考えており、遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大を求めているにもかかわらず、消費者は遺伝子組み換え由来の食品を、そうとは知らずに食べてしまっているのが現状です。</p> <p>原則としてすべての加工食品を対象として原産地表示の義務化が実現できれば、その仕組みを活用して、遺伝子組み換えについても、すべての品目を義務表示とすることが可能になります。消費者の声が十分に反映される場を設定し、消費者の知る権利の確保を実現してください。</p>
199	-	<p>消費者の知る権利を守るため、原材料表示はすべて表示する。特に添加物については、一括表示でなく、個々の名称を表示すべきである。また、キャリーオーバーについても、表示をする責任がある。</p> <p>読みやすくするため、文字を大きくすることには賛成するが、そのために、表示内容を削るのは、本末転倒で消費者を侮っている。</p>
200	-	<p>消費者の歓迎するところではありますがさまざまな問題が生じることも懸念しています。表示項目は例えば「総熱量と塩分相当量」の2項目のみとするなど、消費者の意見をよく聞いたうえで絞り込み、その他の項目は任意表示のままでよいと考えます。</p> <p>その理由は、表示のために事業者や行政に膨大な手間とコストを要することが考えられることと、表示項目が一つでも増えるとその分、文字を小さくせざるを得ず、新制度の当初の目的のひとつであった「かりやすさ」を阻害するからです。表示した数値の根拠を机上の計算におくか、実際の計測にするかで大きくコストと手間が変わります。小規模事業者の多い食品メーカーでは対応できないと思われます。</p> <p>また厳密性を求めたりすれば不正につながり、なくてもいい罪を作ることにもなりかねません。計算方式の採用、また現行でも20%の誤差の容認ということですが、それでも表示しているメーカーは大手に限られているのではないのでしょうか。また今回の枠組みではもっとも気になる中食、外食がはずされたことも中途半端であり、容器包装した加工食品のメーカーだけに負担を強いることになってしまいます。</p> <p>このように事業者の合意の難しさ、不正や価格転嫁につながるリスクを考えると、</p>

		<p>栄養表示は消費者の安全確保に直接影響のある情報ではないことから、環境整備を待つまでもなく、メーカー努力の範囲をより多くしておくことが適切と考えます。</p>
201	-	<p>一消費者にとって、食品の材料や使われている添加物等の内容を知り、品質を了解して購入し食べることは、自分の健康を管理して体と命を守るために必要な事です。また、家族の食事を準備するものにとっては、自分だけで無く、家族の健康や命を守るために責任を持って選択する必要があります。</p> <p>現在使用可能な添加物に関して、総量規制されておらず、予防の観点からの使用規制が不十分です。できるだけ摂取しないことで、健康への影響を少なくすることが、唯一の対処法となっています。食品表示で義務づけられることが、正確に事実を公開する最低限の必要な方法と思います。</p> <p>食品材料・原料に関して、原産地表示、また、遺伝子組み換えの有無、クローンなどの特定の技術による生産手段によるものか、通常の生産物であるか、知ることができることも、市民の選択にとって必要なことだと考えます。</p> <p>安全性の確認法がまだ確立していない状況にある新しい技術を使って生産される食べものを、食べるか食べないか、消費者自身が選択できる方法を無くすことは、将来の健康への影響やリスクについて自分で判断する機会を奪うこととなります。それは、経済上の個人のリスク管理にマイナスであるだけでなく、社会全体のリスクの増加を放置する事でもあります。</p> <p>食の分野で因果関係が立証されたものだけがリスクではありません。まだ、はっきりと白黒がつかない領域のものリスクを鑑みて、将来にわたる対処を考える姿勢を消費者庁の施策方針として期待しています。是非、消費者保護と情報公開を優先する方針をもって進めて頂きたいとのぞみます。</p>
202	食品衛生法施行規則の一部改正案について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示一元化検討会では、私たちが主張してきた点はすべて先送りにされ、特に加工食品の原料原産地表示については、検討会で長い時間をかけて議論されたにもかかわらず、報告書の本文にそれがまったく盛り込まれず、大変残念です。</li> <li>・××××は、新食品表示制度について、これまでの主張どおり以下の点を改めて要望します。</li> <li>・食品表示一元化の目的に、消費者の知る権利・選択する権利の行使に資することを明記すること。新食品表示制度のポイントにこれが盛り込まれていないのは、非常に遺憾です。</li> <li>・加工食品の原料原産地表示は、消費者の合理的な商品選択に資するために、原則としてすべての加工食品を対象とすること。</li> <li>・遺伝子組み換え食品の表示義務化の拡大も、早急に検討すること。</li> <li>・法案成立後に新たな検討の場で検討するとされている加工食品の原料原産地表示と遺伝子組み換え食品表示については、消費者の声が十分に反映される場で速やかに検討に入ること。</li> <li>・これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えること。</li> </ul>
203	新食品表示制度についての	<p>表示の目的及び表示基準の策定</p> <p>●食品表示の目的を「公衆衛生（食品衛生法）、品質（JAS法）及び栄養（健康増進法）」から「食品の安全性確保及び消費者の適切な商品選択の機会の確保に</p>

意見	<p>資する」に変更することによって、従来 JAS 法で定められていた品質に関する表示という観点が見え落ち、安易な義務表示拡大に繋がることを強く危惧する。</p> <p>●食品製造事業者はお客様の生の声に日々接しているが、お客様のニーズが近年多様化してきていることを実感している。また加工食品だけを取り上げても商品ジャンルや形態、ターゲットとするお客様は多岐にわたる。それぞれの商品の特性に応じて、事業者はお客様がもっとも必要とされる情報を適切に伝えられるように、アレルギー物質の抜き出し表示等、任意表示による自主的な情報提供を推進している。</p> <p>●「消費者の選択の機会の確保」は確かに重要ではあるが、法律で表示を義務づける事項は商品特性に決定的な影響を与える情報に限定するべきである。仮に品質に何ら影響を与えない原材料の原料原産地など、科学的な根拠に基づかない事項まで一律に表示を義務づけるようなことになれば、大多数のお客様にとっては現在よりも却って判りづらい煩雑な表示になるのではないかと危惧をしている。新法においても法律で義務づける表示はあくまで安全や品質に影響する事項に限定するべきであり、法目的に「品質表示」に関する文言は必須と考える。（たとえば「消費者の品質に基づく商品選択の機会の確保に資する」など）</p> <p>●安全や品質に直結しない事項に関しては、お客様の多様なニーズにお応えするために現在食品製造事業者が進めている任意表示の自主的な取組について、ガイドラインなどの形で書式の共通化などのサポートを行って頂くのが、お客様にとっても最も有益なものと考えます。</p> <p>●原料原産地表示は「食品の表示に関する共同会議」以来の議論の積み重ねがあり、その結果まとめられた現在の品目選定に関する要件Ⅰ・Ⅱは品質表示としての原料原産地表示という観点において非常に合理的なものとして認識している。一方で品質以外の理由による原料原産地情報のご要望に関しても、食品製造事業者はお客様相談窓口などを通じて可能な限り誠意をもって情報を開示している。品質表示ではなく、また大多数のお客様が必要とされない情報をいたずらに義務化することは食品表示を煩雑にするだけであり、決して消費者の利益には繋がらないものとして認識している。</p> <p>●現在の食品添加物に関する表示制度は科学的合理性に基づいたものであり変更の必要は無いと考える。現在の制度においても表示は原則として使用したすべての食品添加物を物質名で表示することとされており、むしろ必要なのは表示制度の変更ではなく、お客様が表示内容を読み解き正しく理解するための消費者教育と考える。</p> <p>●現在の遺伝子組み換え食品に関する表示制度は科学的合理性に基づき、また実効性を確保できる表示制度であり変更の必要は無いと考える。米国においてもカリフォルニア州で検討された遺伝子組み換え表示の大幅な義務化は本年 11 月に実施された住民投票で否決されたと承知している。</p> <p>栄養表示の義務化</p> <p>●栄養表示を義務化するにあたっては、国民の健康維持向上という栄養政策上の目的に沿った表示制度であるべきと考える。</p> <p>●栄養表示を義務づける栄養成分は現在の制度で求めている 4 成分及び熱量を基本とするべきであり、それ以外の栄養成分を追加する際には十分に慎重な検討が</p>
----	--

		<p>必要と考える。具体的には日本人の栄養政策上の必要性、表示を義務づけることによる管理の必要性、及び表示を実施するにあたっての分析方法の公定法化等が考えられる。どの栄養成分の表示を義務づけるかに関しては特に科学的根拠に基づいて判断すべきであり、決して「消費者の選択の機会の確保」にのみ依拠して義務化の是非を判断すべきではない。</p> <p>●消費者全体にとって栄養の供給源としての寄与が小さいと考えられる食品などは対象外とすることが適当である。例えば香辛料類は米国・EUの栄養表示制度では表示除外品目に設定され、韓国の栄養表示制度では表示対象品目に含まれていないものと承知している。</p> <p>●現在示されている予定では栄養表示制度の検討は義務化の施行までに行うこととされているが、表示に際しての事業者の負荷を考えると、対象とする栄養成分や表示方法等の表示ルール自体は新制度における栄養表示以外のルールと同時期に示し、その上で栄養表示に関しては5年以上の十分な表示移行期間を確保することが必要と考える。いったん食品表示一元化による表示変更作業を実施し、その後で更に栄養表示の義務化対応を行うようなことになれば食品製造事業者や監視指導を行う行政機関の負担が増すばかりではなく、不要な食品ロスや資材ロスにも繋がりがかねないものとする。</p> <p>●コーデックス委員会に代表される国際的な場で議論された方向性を土台として、国際整合性や科学的な合理性、実務的な問題点等を十分に考慮すべき。</p> <p>是正措置及び執行体制の整備</p> <p>●食品製造事業者としては食品表示法規が一元化されることによって、食品表示に関する行政のワンストップサービスが提供されることを強く期待する。現在はJAS法に関する事項は地方農政事務所、食品衛生法に関する事項は保健所等と相談先を使い分ける必要があり、決して統合した回答は得られず苦慮している。執行体制が整備されることによって不慮の表示ミスが軽減され、食品製造事業者、消費者、行政の三者にとって有益な制度となることを期待する。</p> <p>●食品製造事業者にとっては各社とも広範囲、多数の商品の表示改訂が必要となるので、十分な周知期間が必要と考える。また施行後も混乱防止、表示ミス防止のためにも十分な経過措置期間が必要である。</p> <p>申出制度の対象の拡大</p> <p>●悪意を持った申し出については、無用の混乱を招く恐れがあるので十分な配慮をお願いしたい。また、少数意見に極端に過敏な反応をしないように制度設計をお願いしたい。</p> <p>その他</p> <p>●今後各種の国際貿易交渉により国際貿易がいつそう自由化されることが見込まれる中で、非関税障壁の軽減、ならびに日本の食品産業の国際化を図る観点からも国際ルールに適合した食品表示制度の設計をお願いしたい。</p>
204	新食品表示制度についての	<p>1. 消費者基本法に明記されている「消費者の権利」を食品表示法においても明記し、消費者の知る権利が確保されるようしてください。</p> <p>2. 加工食品の原産地に関する誤認を防止し、消費者が選択の権利を行使できる</p>

意見募集 について	<p>よう、「加工食品の原料原産地表示の拡大」が進むように法体系を整備してください。また原料のトレーサビリティの仕組みを、原則としてすべての加工食品を対象とし、構成重量が上位の原材料について原産地表示の義務化を求めます。</p> <p>3. 現在の遺伝子組み換え食品の表示義務制度には重大な欠陥があり、消費者の誤認を招いています。重大な欠陥とは義務対象品目とその他の品目で、「表示なし」の意味がまったく逆であることです。義務対象品目では、「表示なし」は遺伝子組み換え由来ではないことを意味します。一方、その他の品目では、遺伝子組み換えまたは遺伝子組み換え不分別由来の可能性を意味します。多くの消費者が遺伝子組み換え食品はできれば食べたくないと考えており、遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大を求めているにもかかわらず、消費者は遺伝子組み換え由来の食品を、そうとは知らずに食べてしまっているのが現状です。</p> <p>しかしこの欠陥は、EUのように全ての品目を義務表示とすることによって解決できます。つまり、遺伝子組み換え由来は「遺伝子組み換え」と表示し、由来でないものは「表示なし」とするシンプルな表示制度です。上述のとおり、原則としてすべての加工食品を対象として原産地表示の義務化が実現できれば、その仕組みを活用して、遺伝子組み換えについても、すべての品目を義務表示とすることが可能になります。</p> <p>「食品表示一元化法に関する当面のスケジュール（イメージ）」では、加工食品の原料原産地表示と遺伝子組み換え食品表示について、法案成立後に新たな検討の場で検討するとされています。速やかに検討に入り、検討にあたっては、これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えることも含め、消費者の声が十分に反映される場を設定し、消費者の知る権利の確保を実現してください。</p>
205	<p>安全性の確認されていない遺伝子組み換え食品の表示が不完全であることにいつも不安を覚えます。私たち日本人は、まるで実験動物のモルモットにされているような、そのような気分です。この先、絶対反対ですがTPPが導入されてもっと無制限に遺伝子組み換え食品が輸入されることになれば私たちの子どもたちの健康は益々脅かされることになるでしょう。</p> <p>①加工食品の原材料の原産地の表示を求めます  ②加工食品の原材料の遺伝子組み換えに関する表示を求めます。  ③委員会のメンバーの中にストップ GM 運動に関わっている市民団体を加えていただくことを求めます。</p> <p>以上、未来を生きていく子どもたちのためによりしくお願い申し上げます。</p>
206	<p>新食品表示制度についての意見</p> <p>新たな食品表示制度の基本的な考え方  2-（1）現行制度の枠組みと一元制の必要的には賛成です。</p> <p>「食品表示法とJAS法の間には重複が見られるものがあり、また用語の使われ方も異なるものがあるなど、現行の表示制度が複雑でわかりにくいものとなっている」という現状認識については同じである。だが、そもそも法律の目的が異なっていることからして、当然の帰結であると思われる。今後制度の見直しによってわかりやすい表示方法が示されることとなっているが、わかりやすさを優先するあまり、重要事項がきちんと表示されないといったことが起こらないようにすることを強く望む。</p>

#### 新たな食品表示制度の基本的な考え方

2- (2) 消費者基本法の理念と食品表示の役割を明記されたことは一応の評価をします。

消費者基本法の理念に基づき、消費者自らが食品に対する知識を高め、適切な商品選択ができるようにすることは重要です。そのためには、事業者が消費者の安全確保のために、必要な情報を開示することが不可欠です。消費者が誤認することなく、自主的で合理的な食品選択ができるよう、新食品表示制度の目的に「消費者の知る権利、選択する権利の確保」を明記することを求める。

#### 新たな食品表示制度の基本的な考え方

2- (3) 新しい食品表示制度の在り方に基本的には賛成です。

「ウ」に情報の重要性については、消費者一人一人によって異なること及び食品によっても異なることが指摘されている。そのことに関して前回のパブリックコメントでも「食品表示に求める消費者のニーズも違いがあると思われるので、まず消費者が求めている表示とその根拠を調査、分析をした上で、義務表示事項を任意表示事項も含め検討する必要があると思う」と提案したが、改めてその重要性を指摘したい。

また「エ」に表示の見やすさが取り上げられ、そこでは文字の大きさの改善の必要性について指摘されている。高齢化が進展する中、表示文字を大きくする必要があると思われるが、現在の表示内容が、削減、縮小されることがあってはならない。食品表示は消費者がよりよいものを選択する手助けとなる必要があるが、それによって今回の目的である「食品の安全性確保」を妨げないよう配慮が必要であると考えます。

#### 新たな食品表示制度の基本的な考え方

2- (4) 義務表示事項の範囲についてより慎重な対応を求めます。

「情報の確実な提供という観点から現行の義務表示事項について検証を行うべきである」と結論づけている。しかしながら、本文中で述べられているように現行の義務表示事項は過去の議論の積み重ねの結果であることから、検証という名の元に安易な変更につながることは慎まなければならないと考える。現行の表示方法においても、使用原材料の情報や添加物並びに遺伝子組み換えの情報開示の追加を求める消費者の要望は多い。特に遺伝子組み換え食品には不安を持つ消費者も多いが、現行の制度では選択できない。表示を見て、消費者が選択できるようにすることが必要である。

4. 食品添加物の一括名、簡略名の廃止および原材料と添加物を分けて表示することを求めます。

全ての関連する情報を容器包装に表示することは、見やすさが低下し、コストの上昇を引き起こすおそれがあるため、優先順位を考慮することが望ましく、また容器包装以外の媒体も想定されている。だが、食品を選択する際には消費者がその場で必要な情報が全て確認できることが必要であり、事業者には容器包装そのものやラベルの工夫などが求められると考える。

#### 新たな食品表示制度における適用範囲の考え方

### 3-（1）中食、外食等の取扱い

今後消費者にとって中食や外食を利用する機会が増えていくと予想される中で、食品表示の中で特にアレルギー表示の重要性が高いとされたことに賛成し、アレルギー表示が義務化されることを希望する。一方、中食や外食には、一部を除き、食品衛生法やJAS法に基づく表示義務はなく、その理由として、これらの形態では対面で販売されることが多く、店員に内容を確認したうえで購入することが可能である、とされているが、現実には混雑時にその内容を確認することは難しいと思われること、また、販売員が短期のアルバイトも多いと思われるので、すべての販売員が食品表示についての知識を持っているのかも疑問である。健康志向、カロリーや塩分の制限をされている人も多いことから、少なくともカロリー表示や塩分表示については義務化することが望ましいと思われる。

#### 新たな食品表示制度における適用範囲の考え方

### 3-（2）インターネット販売等の取扱い

インターネット等による販売についても、今後利用機会が増加すると予想されるので、販売形態ごとに一定の表示基準を設ける必要があると考える。表示に関しては申し込み画面と同一画面に表示することが難しい場合は、消費者が必要な情報を、クリックすることにより別画面で得られるのであれば問題はないと思われる。ただし、インターネットのみで販売されている食品は、ネット上でしか食品情報を得られないため、別画面で表示する場合は、申込時に必ず「表示画面」を確認できるようにする必要があると思われる。

#### 新たな食品表示における栄養表示の考え方

### 4-（4）栄養表示に関する基本的な考え方

「表示値と実際の含有量との間にある程度の差が生じ得るのは当然であるとの共通の認識を醸成する環境づくり」について、なぜ差が生じるのか、その差は問題のない程度のものか等の説明が必要であり、専門知識を持つ事業者と、持たない消費者の知識の格差を埋める努力が必要である。表示値と実際の含有量との間の誤差は少ないことが大前提であり、表示を避ける逃げ道にしてはならないと考える。その際に、（6）アで述べられているような許容範囲に縛られない計算方式の導入、「日本食品標準成分表」の活用に関し、共通のツールとして使用することは好ましいと考える。

#### 新たな食品表示における栄養表示の考え方

### 4-（5）新しい栄養表示制度の枠組み

#### ア 義務化の対象

#### （ア）対象食品 （イ）対象事業者

健康への関心の高まりを受け、全ての加工食品に栄養成分の表示を義務付けることに賛成する。消費者が、自らの健康のため適切な商品選択をするためには、先ず知らされる必要がある。家族経営のような零細な事業者や販売個数が少ない食品などが義務化の適用除外とするとのことであるが、その場合は、単なる規模の大小や販売量だけで判断するのではなく、消費者の健康上の影響まで考慮して判断をすることが必要と思われる。

		<p>(ウ) 対象とする栄養成分</p> <p>義務化施行までに対象成分を決めることは問題ないと思われるが、現在行われている五成分表示は継続するべきであり、さらに、ナトリウムについては、健康上影響が大きいこと、消費者に摂取量がわかりにくいことから、「ナトリウム〇〇グラム=食塩相当量〇〇グラム」等と併記することが望ましいと思われる。</p> <p>新たな食品表示における栄養表示の考え方</p> <p>4-(6) 栄養表示の義務化に向けての環境整備</p> <p>事業者、消費者それぞれの状況を踏まえた形であり、当案に賛成です。行政による支援としては、消費者に栄養成分表示に関する確かな学びの機会を取り入れることが大前提であると考えます。また、事業者は業界を取りまとめて情報提供に当たり、中小の事業者に対し支援活動も重要と思われる。</p> <p>新たな食品表示における栄養表示の考え方</p> <p>4-(7) 義務化導入の時期</p> <p>義務化導入の時期について、概ね5年以内を目指すとし、環境整備の状況を踏まえつつ決定することが適切とされたことについては賛成です。ただし、5年の間には、1年ごともしくは前期・中期・後期に区切るなどして表示実態の評価・検証を伴い、導入に向けて準備を進めていくことが必要と考える。食生活における大きな改革であり、誰もが関わる制度であり、社会全体の理解を得られるような適切な速度と実効性を希望する。</p>
207	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品表示一元化検討会では、私たちが主張してきた点はすべて先送りにされ、特に加工食品の原料原産地表示については、検討会で長い時間をかけて議論されたにもかかわらず、報告書の本文にそれがまったく盛り込まれず、大変残念です。</li> <li>・ ××××は、新食品表示制度について、これまでの主張どおり以下の点を改めて要望します。</li> <li>・ 食品表示一元化の目的に、消費者の知る権利・選択する権利の行使に資することを明記すること。新食品表示制度のポイントにこれが盛り込まれていないのは、非常に遺憾です</li> <li>・ 加工食品の原料原産地表示は、消費者の合理的な商品選択に資するために、原則としてすべての加工食品を対象とすること。</li> <li>・ 遺伝子組み換え食品の表示義務化の拡大も、早急に検討すること。</li> <li>・ 法案成立後に新たな検討の場で検討するとされている加工食品の原料原産地表示と遺伝子組み換え食品表示については、消費者の声が十分に反映される場で速やかに検討に入ること。</li> <li>・ これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えること。</li> </ul>
208	-	207に同じ
209	新食品表示制度についての意見	<p>「食品表示一元化報告書」(p20~21) 「(5) 「新しい栄養表示制度の枠組み」 「7 義務化の対象(イ) 対象事業者」において、「～例外として家族経営のような零細事業者に過度の負担がかかるようであれば、適用除外とすることが適当である。」とあるが、適用除外とする事業者が抽象的で分かり難いので、明確な基準</p>

		<p>を示すべきである。</p> <p>また、上記を含め食品表示制度に関する新法の立案にあたっては、関係団体、有識者等の見解、要望を広くヒアリングする機会を設け、中小事業者に過度の負担がかかることのないように配慮すべきである。</p>
210	新食品表示制度についての意見	<p>消費者は、表示で示された情報で、食品の素性について理解しますから食品表示は、消費者が安全・安心な食生活を営む上で大切な要件です。</p> <p>これまで、その表示については、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、健康増進法に分かれているため、消費者に分かりにくく、食品表示の改善と充実、一元化が強く望まれてきました。</p> <p>この間、消費者庁で食品表示制度の改革に向けた食品表示の一元化について検討がおこなわれ、今般示されました新食品表示制度について、以下を要望します。</p> <p>1. 表示の目的について</p> <p>今回示された「新食品表示制度」では、表示の目的として、食品の安全性の確保や消費者の商品選択を表示の目的としています。消費者が望む食の安全確保の願い応えるものとなるよう、「食品の安全性の確保に係る情報」「消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報」という目的は確実に新法に明記し、理念とすることを要望します。</p> <p>2. 栄養表示義務化について</p> <p>新食品表示制度では栄養表示を義務化し、原則全ての加工食品、事業者に義務付けるよう、遵守義務を拡大することが決定されましたが、対象品目について今後の課題になっていること、又、その実施については食品表示法（仮称）施行後、概ね5年以内としていることについて、義務化を早めるよう要望します。又、表示については、消費者が理解できることを第一に、検討されることを要望します。</p> <p>3. 個別課題の検討について</p> <p>今回、食品表示一元化検討会でまとめきれなかった個別の表示事項について、引き続き十分な議論がおこなわれるよう要望すると共に、早期の検討開始を合わせて要望します。加工食品の原料原産地表示、遺伝子組み換え表示については、法案成立後、新たな検討の場で検討するとされていますが、これまでの検討が途切れることのないよう、早く検討の場を設置されるよう要望します。</p> <p>又、個別の表示事項について、多様な意見があることを尊重し、丁寧な議論がされることを合わせて要望します。</p> <p>4. 新食品表示法の国民への周知について</p> <p>新食品表示法と新しい表示制度について、消費者にその目的が正しく理解されるよう、学習の機会が確保されることが必要です。食品表示により、情報が消費者に正しく伝わり、日常の生活に活かせるよう、そのための学習や啓発の機会の確保を要望します。</p> <p>以上</p>
211	新食品表示制度に	<p>1. 一元化検討会報告書の尊重を1年をかけ、真摯な議論の上に収斂した報告書であり、その後、個別課題について議論を再燃させる動きもあるが、まずは報告書</p>

	<p>についての意見</p>	<p>を踏まえて一元化そのものを進め、安全性に係わる情報を優先し、わかり易い表示を目指すことが重要である。その為には義務表示の拡大ではなく、公的ガイドラインや自主的取組も組み合わせた現実的で実効性のある表示の充実を図るべきである。</p> <p>2. 中食、外食のアレルギー情報については、現行制度のレビュー、実態把握を行い、自主的な取組も含めた実行可能性と実効性を重視した検討が必要である。</p> <p>3. 新栄養表示制度について「新食品表示制度のポイント」で“栄養表示の義務化は、消費者側、事業者側双方の環境整備と表裏一体”と述べているように、消費者に役立ち、適正表示を担保する為には、一律的な義務適用でなく、現状把握や業態や商品特性による実行可能性の検証が肝要であり、環境整備を進める中でデータ蓄積や検証を行うことが不可欠である。</p> <p>4. 原料原産地表示について報告書で「一元化の機会に検討すべき項目とは別の事項として位置付けることが適当である」となったものであり、新法策定の要件とはすべきではない。</p> <p>5. 執行体制、申し出制度等については是正措置、執行体制等は単に権限強化ではなく、より実効性があり、事業者にとっても公平な監視・指導や「申し出制度」のあり方について十分な検討が必要である。</p>
212	-	<p>当団体は、売上数百億円規模から家族経営的な事業者までの約1,000社で構成され、生産数量ベースで約95%を占めています。典型的な食品事業者団体として、下記の通り意見を提出します。</p> <p>1) 食品表示における長年の課題であった法律の一元化に関する議論が行われ、3法の表示部分が新法に統一されることは大きな前進です。しかし、事業者が適切な強調表示等を行う上で重要な景品表法等の3法以外の法令を含めた議論は不十分であり、今後の大きな課題です。制度の施行にあたっては、十分な経過措置を設け、事業者等に混乱が起こらないよう配慮してください。</p> <p>2) 多様な食品（塩、清涼飲料水～加工度が高い食品）と様々な企業（規模）を対象とする食品表示において、栄養表示や原料原産地表示等の個別の基準は任意表示を基本とし、表示する場合のガイドライン等を示して企業の自主的取り組みを推奨すべきです。</p> <p>3) 文字の大きさなど表示基準を変更する場合は、新食品表示制度の理念や目的の観点だけでなく、事業者の実行性が担保されるか否かといったことも考慮し、慎重な判断をお願いします。また、頻繁なラベル変更を事業者に強いることがないように、表示基準の変更は逐一ではなく同時に行う（施行）よう特段の配慮をお願いします。</p>
213	-	<p>私たち消費者が食品を選ぶ時に有効で公正な表示をしてください。</p> <p>食品の原料原産地表示については、原則として全ての加工食品を対象にしてください。</p> <p>遺伝子組み換え食品の表示義務化の拡大も早急に検討、実施してください。</p>
214	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 栄養表示は必ずしも優先されるべき情報とはいえ、事業者のコスト負担が価格転嫁や不正につながる恐れもあることから、最低限の項目にとどめるべき</li> <li>● リスクコミュニケーションの一環として栄養教育をすすめるべき</li> <li>● 文字の大きさだけでなく色調にも基準が必要</li> <li>● 消費者基本法と食品安全基本法の理念を生かした制度であることの明記を</li> </ul>

215	-	<p>××××は新食品表示制度に基本的に賛同するものであります。</p> <p>1：香料を栄養表示制度での対象外食品としていただきたい。食品表示一元化検討会報告書の中では、新しい栄養表示制度の枠組みの義務化対象食品として、「消費者全体にとって栄養の供給源としての寄与が小さいと考えられるものなどは対象外とすることが適当である。」と報告されている。加工食品製造に必要な食品添加物「香料」ではあるが、ご承知の通り加工食品への添加量は一般に0.1%程度と極めて少量で使用されるものであり、それ以上の添加量は逆に消費者の嗜好性を悪くする点から使用できないという自己規制が働く。このように加工食品へ対して栄養の供給源としての寄与が極めて小さく、しかも自己規制のある香料については、食品表示一元化検討会報告書の趣旨通り栄養表示制度の対象外が適当としていただきたい。</p> <p>2：新食品表示法の制定にあたって、業者間取引における表示の役割と一般消費者向けの表示の役割の違いを考慮した形で検討いただきたい。</p> <p>業者間取引の場合、ラベル表示以前に規格書等の書類により内容等の情報が十分に伝達されることから、製品に添付したラベル表示の持つ役割は消費者向け製品の表示とは異なるものとする。また、文字の大きさの拡大等も改正の視野にあるものと考えられるが、食品添加物などは食品表示以外にも労働者等に向けた表示も必要であり、文字を拡大することにより表示できないものも出てくる。よって、画一的な法の適用をするのではなく、それぞれの事情を考慮した運用ができるよう法の策定時には考慮いただきたい。</p>
216	<p>①栄養表示の義務化にあたって</p> <p>②原料原産地表示制度の抜</p>	<p>① 栄養表示を義務化にともなって計算値方式による表示が注目されているが、許容誤差については計算の根拠となる原材料の配合記録が保存されていることを前提に撤廃することが望まれる。</p> <p>栄養表示義務化の目的が健康の保持増進に資するというものであるならば、分析値がほとんど用いられていない栄養指導・栄養行政の実情との整合性を考慮すれば、表示に係る社会的コスト削減のためにも理にかなったものとする。</p> <p>計算値方式による表示を円滑に実施するためには、行政による栄養計算ソフト（原料となる食品の栄養成分データベースの拡充を含む）の提供を是非実現して欲しい。</p> <p>また、栄養成分データベースに記載のない加工食品の栄養成分を知るために、加工食品の業者間取引においても栄養成分の表示を義務化することが必須と考える。</p> <p>（これらの施策を採用することで、化学分析によって栄養成分含有量を検証することが困難な小規模製造業者でも、栄養表示を行うことが可能になる）</p> <p>義務表示としての栄養表示については前述の様な対応が望まれるところであるが、栄養成分や食品成分を“強調表示”する場合には、現行制度と同様に、許容誤差内に納めるよう表示者の責任で管理を行うことを求め、許容誤差を外れた場合には処分の対象にすることが、商品を選択する際の消費者の誤認を防ぐために必要と考える。</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行法の商品本体への表示にこだわらず、消費者が加工食品の原料原産地を確認できる社会的な仕組みを構築して欲しい。</li> </ul>

<p>本の見直しを</p> <p>③通信販売事業者の広告表示における責務範囲の明確化</p>	<p>・商品の訴求事項として自ら原料原産地を表記する場合は、一定のルールを設けて規制を行うべきである。</p> <p>・上記の場合でも、原料原産地表示の適正さについて販売業者が容易に確認できるような実効性の高い表示確認手順のガイドラインを整備した上で、同ガイドラインに従った表示確認を行った販売業者は、仮に虚偽表示を行った商品を販売しても、虚偽の原料原産地を表示した商品を“販売した者”として直ちに処罰を受けることがないよう制度を見直して欲しい。</p> <p>③ 本来、食品表示は、商品を熟知した製造業者の責任でなされるものである。しかし、通信販売業者は、その業態特性上、食品表示の一部を自らの広告に記載することが避けられない。</p> <p>通信販売業者が“自らの広告に記載”した食品表示について、その基になる“製造業者が本体に表示した内容”の適正さを確認するにあたって、表示に関する製造管理記録の保存を広く製造業者に義務づけた上でその確認に止めるなど、通信販売業者が“実行可能な”表示確認の手順を示して、通信販売業者が責任を持つべき範囲を明確にして欲しい。</p>
<p>217 -</p>	<p>&lt;法律レベルについて&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食品表示一元化検討会の報告書に基づき、その趣旨に沿った法律としてください。報告書に記載されている、目的、表示に求める重要な情報に関する考え方や、多くの時間を掛けて議論されて得た結論を具現化した法案の策定をお願いします。</li> <li>2. 安全で豊かな食生活を享受することを目的とした、多くの消費者、事業者にとって重要で、意味のある表示が行える制度が作られるようお願いします。</li> <li>3. 目的に「消費者の商品選択のための表示」が加わるが、人の価値観は多様です。新たな表示事項は、様々な角度から検討を行い、義務表示事項と任意表示事項とを冷静に判断願います。義務表示は安全に関わる事を優先して選択し、個人個人の好みに関わる内容は付加価値とし任意表示にするという考えが妥当と考えます。</li> <li>4. 悪質な表示違反、偽装等、故意の法律違反、消費者利益に反するような表示の根絶に繋がる制度が作られることを望みます。</li> <li>5. 国際的な議論、制度との整合を図りつつ、我が国の実情に照らして真に意味のある制度が作れるような法律にしてください。</li> </ol> <p>&lt;表示基準について&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 既存の表示基準を整理統合するにあたり、単純にまとめるのではなく、表示基準の内容を見直し、分かりやすいルール策定を望みます。特に、品質表示基準や表示ガイドラインは、無くすことで返って混乱を招くような場合もありなので、そのあたりについて十分考慮し策定をお願いします。</li> </ol>
<p>218 -</p>	<p>遺伝子組換え食品表示については、消費者基本計画に基づき表示義務拡大について検討するとなっているが、法案成立後新たな場で検討するとされ事実上、棚上げされている。遺伝子組み換え食品については未知のアレルゲン物質や毒物が含まれている可能性が指摘されながら、短期毒性試験のみで承認されるなどその安</p>

	<p>全性に対して大いなる疑義を感じずにはいられない。また、2011年12月には未承認の遺伝子組み換え食品添加物が7年間もの間輸入販売されていたことが明るみになるなど、この表示義務の厳格化は喫緊の課題である。現在の表示制度では、主な原材料だけ、かつ、全体に占める割合の5パーセント以下は対象外となっており、対象の食品は、検査確認ができない等の理由でごく一部の食品に限られている。まったく意味のない表示制度と言わざるを得ません。日本は世界最大の遺伝子組み換え食品輸入国であるにもかかわらずである。棚上げされることなく、公の場で、すみやかな検討、改正を望みます。</p> <p>◇遺伝子組み換え食品表示制度改定要望の骨子◇  表示対象品目：全食品を対象とすること。飼料も対象に出来るよう考慮すること。  加工食品の原材料表示：原材料の重量比等の制限をなくし全てを対象とすること  混入率：現行の「5%以上」を見直し、混入については「GMO」表示を義務づけること  外食等での表示：メニュー等での表示を義務付けること  表示方法：遺伝子組換え食品については「GMO」と表示すること</p>
219	<p>新食品表示制度についての意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品表示一元化の目的に、「消費者の権利」を明記してください。「新食品表示制度のポイント」には表示義務付けの目的を「食品の安全性確保及び消費者の適切な商品選択の機会を確保に資する表示に拡大」としていますが、「消費者の権利」が明記されていません。消費者基本法の柱である「消費者の権利」を是非明記してください。</li> <li>・ 加工食品の原料原産地表示の拡大を進めてください。今回の「食品表示をめぐる主要な論点」に「加工食品の原料原産地表示の拡大」が掲げられ、長い時間をかけて検討が進められてきたにも関わらず、実質的にほとんど進展のないものに終わり非常に残念です。「新たな検討の場での検討」を速やかに進めてください。原則として、全ての加工食品を対象として、構成重量が上位の原材料について原産地表示の義務化を望みます。</li> <li>・ 遺伝子組み換えの表示制度を整え、誰もがわかるものにしてください。「遺伝子組み換えされた食品」が安全性に対して大きな課題を抱えている事に対して、消費者は大きな不安を抱えています。多くの消費者が遺伝子組み換え食品はできれば食べたくないと考えているにも関わらず、現在の表示制度が不備なために知らず知らずのうちに遺伝子組み換え由来の食品を食べてしまっている現実があります。消費者がわかりづらく、誤解を招く欠陥を抱えた表示は、表示義務を果たしているとは言えません。消費者の誰もが理解でき、選択する自由を行使できる表示となるよう、新たな検討の場での検討を進めてください。また、その内容として、原則全ての食品を対象として、構成重量の上位の原材料について表示の義務化を強く求めます。</li> <li>・ 「法案制定後の新たな検討の場」で進める、これらの検討課題について速やかに丁寧に進めていただき、実りある結果が得られることを切望します。</li> <li>・ 「新たな検討の場の委員会」のメンバー選定については、公平を期するものにしてください。加工食品の原産地表示・遺伝子組み換え表示について、積極的に取り組んでいる事業者も検討メンバーに加えていただき、消費者の声が十分に反映できる場の設定を望みます。</li> </ul>

220	新食品表示制度についての意見	<p>(意見の趣旨)</p> <p>1 一元化すべき食品表示制度</p> <p>(1) 食品衛生法、JAS法、健康増進法以外の法律に規定されている食品表示制度も新食品表示法に可能な限り統合し、統合できない場合も参照規定を置くべきである。</p> <p>(2) 健康増進法の特別用途表示許可制度(許可表示)は、新食品表示法に規定されるべきである。</p> <p>2 新食品表示法の目的</p> <p>新食品表示制度においては、食品表示の目的が、消費者の権利(食品について安全を求める権利、選択の自由を確保する権利、健康増進を求める権利)を確保することにあることを新食品表示法の条文に明記すべきである。</p> <p>3 義務表示のあり方について</p> <p>(1) 現行義務表示事項の維持</p> <p>現行食品衛生法、JAS法において義務表示とされている表示事項は、削減することなく維持されるべきである。</p> <p>(2) 義務表示の拡大</p> <p>①原料原産地</p> <p>原料原産地の表示は、原則全原材料に拡大すべきである。</p> <p>②水の表示</p> <p>加工食品について、原材料として水の表示を義務化すべきである。</p> <p>③パーセント表示</p> <p>加工食品について、特徴的な原材料や商品名や広告において強調されている原材料の重量割合をパーセント表示すべきである。</p> <p>④ベクレル表示</p> <p>放射性物質の含有している可能性のある食品について、ベクレル表示をすべきである。</p> <p>(3) 義務表示の例外規定の整理</p> <p>①遺伝子組み換え食品</p> <p>遺伝子組み換え食品については、加工食品について上位3品目以外の原料についても、遺伝子組み換え食品が使用されている場合は、その旨表示すべきである。また、原材料の占める割合が0.5%以下の場合は、「遺伝子組み換えでない」と表示できるルールも、表示と中身との乖離が大きいため、0.1%未満の場合に限定すべきである。</p> <p>また、醤油や、菜種油、コーン油などは、原料に遺伝子組み換え食品が使用されている場合でも、「遺伝子組み換え」と表示しなくてよいというのは、表示と中身が、全く一致していないといえるので、遺伝子組み換え食品との表示を義務づけるべきである。</p> <p>②添加物</p> <p>添加物については、物質名と用途名をすべて記載すべきである。一括名表示は、廃止すべきである。簡略名もわかりにくいので廃止し、統一された物質名の記載を義務づけるべきである。</p>
-----	----------------	--

③製造所固有記号の廃止製造場所の表示に代えて記載が認められている製造所固有記号は、わかりにくく、行政上も無駄なので、廃止すべきである。

(4) 適用範囲の拡大

①インターネット販売等

インターネット販売、カタログ販売等通信販売、自動販売機による販売においては、容器包装にされている食品表示が確認できない現状があるので、消費者が表示を確認できるようなディスプレイ(展示)をすることや、表示に代わる代替手段の確保を義務づけるべきである。

②中食、外食

中食、外食においても、店舗内の消費者の容易に確認できる場所に書面による食品表示をすることを義務づけるべきである。

4 許可表示のあり方について

特別用途表示など許可表示(特定の表示について、許可を受けた者だけがその表示をすることができる制度)については、表示に許可が必要であることの外、許可を得た者が、許可内容以外の許可表示事項の表示をすることが禁止されていること、許可を得ない者は、許可表示事項の表示が禁止されていることを法律上明記すべきである。

5 禁止表示のあり方について食品の安全性に関わる虚偽誇大表示、商品選択をゆがめる虚偽誇大または紛らわしい表示、健康増進効果についての虚偽誇大表示を新食品表示法において統一的に禁止すべきである。

6 広告規制①義務表示と矛盾する内容の広告、②許可表示に関し、許可を得ない者による許可表示事項の広告及び許可を得た者による許可された表示以外の許可表示事項の広告、③禁止された表示に該当する内容の広告を、それぞれ禁止すべきである。

7 表示・広告違反に対する措置

(1) 義務表示、許可表示、禁止表示、広告規制違反に対する行政規制のあり方義務表示等違反については、内閣総理大臣(消費者庁長官委任)による指示、指示に代わる措置命令、公表を原則とし、重大な違反については、指示を待たずに、販売等禁止、製品回収命令ができるとの規定をおくきである。

(2) 調査権限

報告徴収、立入検査、収去、帳簿書類等の提出命令を執行機関に付与すべきである。

(3) 義務表示等違反に対する罰則

原則間接罰とし、原料原産地違反については直罰、重大な表示違反についても直罰とすべきである。

(4) 申出制度の拡充

食品表示に関する申出制度を拡充することに賛成する。この申出については、具体的な表示違反に対する行政措置発動の要請以外に表示基準等の内容の変更、追加などを含むこととすべきである。

		<p>(5) 執行体制の強化 食品表示の適正化に関する監視指導、表示違反の摘発等の職務について、都道府県食品衛生監視員に委嘱するとともに、農林水産省の食品表示Gメンを消費者庁に移管し上記職務の遂行を行うものとすべきである。</p> <p>(6) 消費者食品表示監視員 食品表示の適正化に関する監視指導、表示違反の摘発等の職務について、これを補助するため、(仮称)消費者食品表示監視員制度を創設すべきである。</p> <p>(7) 適格消費者団体による差止請求 食品表示違反是正措置として適格消費者団体による差止請求の制度を導入すべきである。</p>
221	「新食品表示制度イメージ」に対する意見	<p>新食品表示制度は、食品表示一元化検討会報告の考え方を基に、立案作業を行うべきであるが、今回示されたイメージには、検討会で未検討なもの、または内容が異なるものがあり、消費者庁に対する食品業界の信頼を損なうことのないよう、検討会報告の内容を十分踏まえて頂きたい。消費者庁は、これまで積み重ねてきた議論と検討会報告を尊重し、行政としての一貫性を持って新食品表示法案の検討を進めて欲しい。個別の事項については次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新食品表示制度の「目的」は、検討会報告の通り、「食品の安全性確保に係る情報を消費者に確実に提供されることを最優先とする」とすべき。また案では「消費者の適切な商品選択の機会の確保」とあるが、「商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報が提供されること」とすべき。</li> <li>・新たな義務表示事項については、報告書では「優先順位の考え方を活用」とされていたが、案では単に「消費者の適切な商品選択の機会の確保に資する表示に拡大」とあり、義務表示の安易な拡大に繋がる危惧がある。</li> <li>・是正措置及び執行体制の整備が法案に記載されるが、実効可能性を検討の上、改めてパブコメを求めること。事業者への過度の負担等を招来しないこと。また、執行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視体制の一元化が必要。</li> <li>・原料原産地表示は、検討会で「制度そのものに対する否定的な意見や、その拡大に反対する意見が大勢であった。」ことを十分に念頭に置く必要がある。「報告書」でも「現行の表示制度における枠組みの下での方針を維持しつつ、～検討を行う。」とされている。今後、新たな検討を行う場合も、実行可能性、国際規格との整合性、国内製造品と輸入品のフェアな取り扱い(国内製品にのみ、表示を義務付けると産業が空洞化する懸念がある)など踏まえて行く必要がある。</li> <li>・栄養表示は、任意表示が望ましいが、義務化を進める場合「環境整備」が大前提であり、必要な施策を早く推進すべき。以上</li> </ul> </li> </ul>
222	新食品表示制度についての意見	<p>私たち消費者が食品を購入するときに、選択基準において重要視するのが「食品表示」です。最近のように、小売店販売における加工食品の種類が多くなり、また加工食品の材料や生産工程が複雑になってくると、食品表示への消費者の関心は高まっています。</p> <p>しかし、消費者ニーズに伴い食品の原材料がグローバル化し、製造方法が多様化しており、表示項目は増える傾向にあります。その結果、消費者にとっても、事業者にとっても食品表示は複雑で、分かりにくいものになってきました。このため、食品表示の機能は「食品を安全に取り扱い、使用をするために必要な</p>

情報など、食品の安全確保に係る情報」が、消費者に対して理解しやすいものであることが重要になります。また、アレルギー等のある人にとって食品表示は命綱になっています。

このようなことを踏まえ、消費者のためとなる新たな食品表示法が策定されることを要望し以下の意見を述べます。

1. 新たな食品表示法は、ただ単に、食品衛生法、JAS 法、健康増進法の三法の食品表示に関する規制の一元化についてのみの策定に終わらないようにしてください。

2011年9月から2012年8月にかけて開催された、食品表示一元化検討会がまとめた新法の基本的な考え方の中に、「食品表示は、消費者の権利として位置付けられた消費者の安全の確保や消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保などを図る上で重要な役割を果たすものである。」という、2004年に公布された消費者の権利を定めた消費者基本法の考え方が位置づけられています。

しかし、新食品表示制度は、三法の食品表示に関する部分についての統合・一元化に留まっており、他の食品に起因する法律に関しては、まったく触れられていません。可能な限り、新たに制定される新食品表示法（仮称）に統合できないか検討すべきです。

また、新たな食品表示法には、消費者に、食品に対し、安全を求める権利、知る権利、選択の権利があり、また健康増進を求める権利があることを盛り込んでください。

2. 新しい食品表示制度の在り方として、重要な情報が、確実に消費者に伝わるようにすることが基本です。「安全性に係る情報を消費者に確実に提供することを最優先」とし、このことを新たな食品表示法に明記してください。

報告書に示された改正の方向性についての考え方を見ますと、これまで義務表示とされてきたものを見直して、あたかも表示を簡素化することで、分かりやすくすることを念頭に置いているかのようです。

しかし、これまで義務表示とされてきた事項は、いずれも、所管官庁が必要として定めてきたもので、特に削減対象にする必要はないと考えます。そして、「安全性に関わる情報を優先する」という考え方を新法に明記してください。消費者・国民の健康保護のためには、アレルギー表示・消費期限・保存方法などの安全性に係る情報が優先され、見やすく表示されることが重要だと考えます。

3. 加工食品の栄養表示を原則義務化とすることに賛成します。

消費者・国民の健康の維持・増進のためには、バランスの良い食生活が重要です。そのため、加工食品の栄養表示の原則義務化に賛成です。この表示を消費者がくらしに生かして行くことが大切です。活用方法について具体的な検討を行い、消費者の学習環境の整備に力をそそいでください。

4. 栄養表示以外の義務的表示事項については、今後十分に検討を行い慎重な対応をしてください。

現在の表示ルールが分かりにくい原因は、表示すべき事項についての例外規定が

		<p>多数設けられていることにより、表示から真の食品の内容が読み取れなくなっている部分にあると考えます。食品表示は、その食品の原材料や、添加物、天然なのか養殖なのか、遺伝子組み換えであるのか否か、国産か外国産か、消費期限はいつか、製造者は誰か等を正確に表しておく必要があります。食品表示と内容が、違反であれ、偽装であれ、違っていることはあってはならないことです。表示の信頼性を確保するためには、実行可能性や検証可能性の検討も必要です。</p> <p>そのためにも、現行の義務表示を維持し、例外規定に関して整理して、より消費者の理解が進む内容のものにしていくために、今後十分に検討を行い慎重な対応をしてください。</p> <p>5. 法案検討作業に関しては国民へわかりやすく説明を行う必要があると思われまます。是正・執行・申し出制度に関しては熟考し、より良いものとなることを期待します。</p> <p>現在、消費者庁における新食品表示法の法案検討作業の説明として法律レベルで定める事項と府令・告示レベルで定める事項とに分けて説明が行われており、新法制定に伴う表示基準（個別課題）の移行については府令および告示レベルで定める旨の説明が行われています。この間の説明には、一元化検討会において議論されていなかった是正・執行・申し出制度が盛り込まれていますが、これまで一元化検討会で議論されたことと、そこからあらたに提案したことなど、経緯や意味合いも含め国民へわかりやすく説明を行う必要があると思われまます。</p> <p>また、是正・執行・申し出制度は食品表示制度としてなくてはならない機能であると考えまますが、早急に結論を出すことなく国民のための総合的かつ機能的な監視マネジメントとなるよう熟考し、より良いものとなることを期待します。</p> <p>以上</p>
223	表示可能面積が小さい場合の表示方法について	<p>食品製造・販売を行っている会社で品質管理・表示を担当している者です。このたびの法改正が消費者の方とともに食品の製造・販売者にとってもわかりやすく、より良い法律となることを願っております。さて弊社では主に瓶詰食品を製造・販売しておりますが、中でも容量が120ml程度のいわゆる小瓶が主力となっております。表示可能な包装フィルム（オーバーシール）の面積は2.5cm×22.0cm＝55cm<sup>2</sup>程度であり、現行の法律に基づいた現在の表示だけでもすでに最大限の使用を行っております。これに加え新法律の栄養成分表示並びに文字数を大きくするなどの改正が行われますと全ての表示を行うことは物理的に不可能になります。また首がけなどの外付け表示は、はずれたり、破損したりする可能性があり、不備が発生するリスクが大きいと思われまます。栄養成分表示は不可欠であると思いまますので、文字の大きさについて、表示面積が一定以下の商品の場合、小さな文字サイズ表示を認めていただきたく、何卒ご勘案のほどよろしくお願いいたします。</p>
224	①表示の目的及び表示基準の策定	<p>①食品を選ぶ時、値段や内容量と併せて食品を安全に食べるための情報（保存方法や期限表示など）を確認します。これらに加え多くの表示事項があると、我々消費者は何が重要な表示なのか判断に時間かかり、健康被害を防止するための情報を見逃す恐れがあります。消費者として必要な情報（健康や衛生面のこと）だけがあれば良いと考えまます。また、その他の情報については、消費者の必要に応じ、商品のホームページ等で確認すれば良いと考えまます。</p>

	<p>②表示の見やすさ</p> <p>③栄養表示の義務化</p> <p>④加工食品の原料原産地表示について</p>	<p>②義務表示事項を本当に必要なものに限定し、文字をできる限り大きく判り易い表記をお願いします。特に今後の高齢化社会においては小さな文字で多くのことが表示されていると読むのが困難であり、必要な情報も見落とす危険性があります。</p> <p>③栄養成分が表示された加工食品も多く販売されていますが、普段はあまり確認しません。例えば糖尿病、高血圧などの疾患を持つ方で特定の栄養成分の摂取を制限されている方にとっては大変役に立つ情報だと思いますが、特定の一商品のみから得るのではないので、日々の食事全体での栄養摂取状況を知ることの方が大切だと思います。そのための啓蒙普及に行政は力を入れて頂きたいと思います。</p> <p>④加工食品の原料原産地表示に関する考え方は、これまでの基本的な要件である「原産地に由来する原料の品質の差異が商品の品質に大きく反映される品目で、単一な農畜産物の重量割合が50%以上である商品」という考え方で充分であると思います。前述のような根拠もなく、ただ消費者の知る権利だけで原料の原産地を知りたいというのは、世界的に見ても根拠なく義務表示とするものはなく、逆にいたずらに風評被害を誘発する可能性があると考えます。</p>
225	-	<p>私は小麦アレルギーを3年前に発症し、それ以来ものを買う際原材料表示を必ず見るようになりました。</p> <p>原材料表示にはいつも不満を感じています。最後の一括表示もそうだし、間違いやすい省略方式も困ります。</p> <p>小麦（大豆もそうだとおもいますが、）は本当にたくさんの食品、調味料に使われています。</p> <p>その中からしょうゆならOK、加工でんぷんはダメなど食べられるもの、食べられないものを確認しながら購入しています。一括表示や省略表示されるとアレルギーの人は何も食べるな、と言われているのと同じです。</p> <p>また表示の位置も問題です。ほとんどのものは後ろ、お惣菜やお弁当などは底に張られたり書かれたりしているのでひっくり返さないと見えません。しかしものによってはひっくり返すと売り物にならなくなってしまうものも多いので確認出来ず購入出来ません。何のための表示なのでしょう。</p>
226	<p>①栄養表示の義務化</p> <p>②加工食品の原料</p>	<p>①例えば糖尿病、高血圧などの疾患を持つ方で特定の栄養成分の摂取を制限されている方にとっては大変役に立つ情報だと思いますが、私はほとんど確認しません。その商品だけで、1日の栄養をとるわけではないので、日々の食事全体での栄養摂取状況を知ることの方が大切だと思います。ただ行政が表示を義務化したから良いというわけではなく、むしろ食生活全般の情報提供や普及啓発に力を入れて頂くのが先だと考えます。</p> <p>②加工食品の原料原産地表示に関する考え方は、これまでの要件で充分だと思います。ただ消費者の知る権利だけで原料の原産地を知りたいというのは、根拠が</p>

	原産地表示について	ありません。逆に風評被害を誘発する可能性があると思います。
227	-	<p>1. 新法は、消費者基本法の基本理念の下、食品の安全性確保に関する情報が消費者に確実に、わかりやすく提供されることを目的としてください。消費者庁の食品表示一元化検討会報告書では、食品表示の役割を「単に消費者の自主的かつ合理的選択のために必要な情報を提供しているにとどまらず、特に食品の安全性を確保するために重要な機能を果たしているということが出来る」としており、この理念を活かした新法を求めます。安全確保を最優先とする報告書の主旨を取り入れてくださいますよう、お願いします。</p> <p>2. 新制度において忘れてはならないのは、消費者は多様であり情報の重要性は消費者によって異なる、という点です。今後、検討を行う際は、「安全性確保に関わる事項を優先し、それ以外は表示により情報が得られるというメリットと、表示に要するコストというデメリットを、消費者にとってバランスさせることが重要」という報告書の考え方に基づいて進めてください。</p> <p>3. 個別課題の検討(加工食品の原料原産地表示、遺伝子組換え食品表示、食品添加物表示等)について、それぞれ検討を開始する前に現行制度のレビューを十分に行ってください。あわせて現行制度において、消費者の誤認に関する調査や、海外における表示実態や問題点等の調査も実施してください。規制影響を検討しないままに拙速に結論を出すことは無用な混乱を招くばかりでなく、もったいない自主回収が増加することは、消費者の望むところではありません。</p> <p>4. 新法の目的のイメージ案は「食品の安全性の確保及び消費者の適切な商品選択の機会の確保に資する表示に拡大」となっています。これによって原料原産地表示の義務表示範囲が拡大できる、ということですが、そもそも一元化検討会では加工食品の原料原産地表示について結論を出しておらず、それには納得できません。この部分は、検討会の報告書の表記「消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報が提供されること」に戻してください。</p> <p>5. 加工食品の原料原産地表示については、現状では、ローストビーフのように加工度の違いから現表示義務のかかっていないものがありますが、その一方で牛たたきに表示義務がかけられており、その点が消費者にとってわかりにくいと思います。このような品目については拡大の方向で取り組んでも実行可能性は高いと思われそうですし、他にも多くの品目が該当すると思われそうです。さらに、新たに要件を定めていくときに、検討会では議論が途中でまとまらなかった「消費者を誤認させる」要件について、さらに調査を行って議論を深めることが必要だと思います。このように現行制度における加工食品の原料原産地表示の問題点から洗い出しレビューを行うという、作業部会の設置を求めます。</p> <p>6. 新法の是正措置について、食品衛生法についても JAS 法のように公表などを含む行政措置をとる方向で検討が行われています。しかし、現行の食品衛生法で</p>

		<p>も罰則、営業停止命令等が可能で、さらなる行政措置を加えることは、監視指導の現場に混乱を招きます。この部分は一元化検討会では議論できなかった部分であり、規制強化に伴う影響について関係者の意見を十分に聞き検討を行い、あわせて周知を行ってください。</p> <p>7. 新法の調査権限についても、JAS 法において帳簿書類の提出命令等が行えるよう検討されており、これも2と同様、取り締まりが強化されることとなります。これらの権限強化によって、安全性に関係の無い軽微なミスまでが取り締まられ、無用な自主回収が増えたり、逆に重要な回収情報が埋もれてしまったりして、消費者の不信感が高まることになりかねません。こちら監視執行体制の現場の実態を踏まえたうえで、十分な検討を行ってください。</p>
228	-	<p>消費者庁が発表した「検討会報告書」は消費者の願いが反映されていません。食品表示のあり方は消費者にとって健康や命にかかわる非常に重要な問題であり、大きな関心事です。</p> <p>現在の表示方法も諸外国にくらべ、省略されている部分が多すぎます。添加物表示は通常の表示では具体的に何が使われているかわかりません。遺伝子組み換え食品も大半の食品に表示義務がないため、どのくらい使われているのかわかりません。EU では全食品に表示が義務づけられています。</p> <p>日本も事業者の意見を優先するのではなく、国民の健康や命を守る観点にたった食品表示制度にしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての加工食品に「原料原産地表示」を義務づけること</li> <li>・遺伝子組み換え食品は表示基準を EU 並みに引き上げ、表示すること</li> <li>・添加物の一括表示をやめ、物質名と使用目的を明記すること</li> <li>・製造年月日を表示すること</li> <li>・事業者への罰則規定を強化すること</li> </ul> <p>以上の点を反映させた法案とするよう求めます。</p>
229	-	<p>(1) 新食品表示法「法体系」と新制度「ポイント」は詳細が明確でなく今回はこれに基づき意見を述べるが、新法案の具体的な内容が明確にされた時点で再度パブリックコメントの募集をされるよう要望する。</p> <p>(2) 食品の表示は国民の生命と安全を守ることを最優先とし、このことを明記すべきで、この目的に対応して、義務表示と任意表示を分ける必要がある。</p> <p>(3) この目的達成のため、表示の内容を的確に理解しうるよう簡潔かつ明確にし、3 法間の整合性と理解しやすさを中心に定義や用語の統一が必要である。</p> <p>(4) 原料原産地表示の拡大と、罰則規定の強化が挙げられているが、製造・販売者の商品差別化の宣伝と、消費者の任意選択に関わる情報である原材料産地は任意表示とし、誇大、虚偽で不適切とならないよう強調表示などのルール整備が必要である。輸入先変更による普段の表示変更の大きなコストが価格に反映されれば、消費者の相当な負担増を招くことになる。また消費者庁は地域の監視機能を備えていないが、食品衛生監視員による産地偽装の監視強化はより重要な食品安全指導を手薄にする可能性がある。</p> <p>(5) 食品安全情報は表示のみで目的の達成はできず、保健機能食品以外の「いわゆる健康食品」における虚偽情報や消費者の誤解に基づく死亡や疾病事例が相当数あり、誇大また虚偽情報による広告宣伝の監視と是正権限を強化し、消費者の</p>

		適切な理解を推進する消費者教育の充実が、消費者庁に求められる。
230	-	<p>当社は、消費者庁が「食品表示一元化検討会報告書」とは別の「新食品表示法のポイント」等の文書を公表し、意見を求めている事に違和感を感じております。新食品表示制度については、食品表示一元化検討会の結果を踏まえ新法制定の準備をしていると認識していました。特に、原料原産地表示については、これまでの議論及び「食品表示一元化検討会報告書」の内容と異なる新聞報道もあり、驚いております。原料原産地表示に関して積み重ねてきた議論と検討会の報告書を尊重し、行政として一貫性のある「新食品表示法」のご検討をお願いいたします。</p> <p>「食品表示一元化検討会報告書」では「食品の安全性確保に係る情報が消費者に確実に提供されることを最優先とし、これと併せて、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報が提供されることと位置付けることが適当」とありますが、今回示された「新食品表示法のポイント」においては、安全性確保に関わる情報が「最優先」と明記されず商品選択上の情報と並列に扱われており、安全性確保に関わる情報提供の優先度が下がったかのような印象を受けます。</p> <p>さらに「義務化の検討には優先順位の考え方を活用すべき」、「表示の義務付けは、表示により情報が得られるというメリットと、表示に要するコストというデメリットを、消費者にとってバランスさせることが重要」という重要な論点も「新食品表示法のポイント」では触れられておらず「食品表示一元化検討会報告書」の内容を反映するべきだと考えております。</p>
231	アレルギー表示について	<p>アレルギー品目名のつかない材料には、（～を含む）（～由来）の表示を記して、消費者が判断し易くしてもらいたい。これは、食品以外、シャンプー・リンス・化粧品など肌につける生活用品にも、広がって行って欲しい。</p> <p>また、一袋の中に、麺と具とたれのように、分包で入っている場合、小袋毎に表示があると、分けて摂取できる事がある。小袋ごとの表示が徹底されれば、選択の余地が広がる。</p>
232	新食品表示制度についての意見	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法律の目的に、「公衆衛生に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって、国民の健康の保護を図ること」を盛り込んでいただきたい。</li> <li>2. 用語の定義に、従来から食品衛生法にある、「営業」を入れていただきたい。更に、食品衛生法第5条にある「販売」のカッコ書きの注釈（不特定または多数の者に対する販売以外の授受を含む）も定義に入れていただきたい。</li> <li>3. 食品添加物についても、栄養成分表示の根拠となる栄養成分データベースの作成が必要である。</li> <li>4. 「無添加」表示は原則禁止表示とすべきである。</li> </ol>
233	新食品表示制度についての意見	<p>①義務表示事項の選定について現行の食品衛生法、JAS法及び健康増進法に基づく義務表示事項は、法目的に対応して多岐にわたっているため、結果として分かりにくい表示になっている。このため、新法では、現行の義務表示事項に優先順位を付けて不可欠な情報に限定することで、消費者に必要な情報が確実に提供できる制度となるよう要望します。また、義務表示事項を正確に記載することが小規模な事業者にとって過度な負担とならないような配慮を要望します。このほか、義務表示事項の選定に当たっては国際規格等との整合性にもご留意ください。</p> <p>②栄養表示の義務化について新法では、全ての事業者を対象とする栄養表示の義務化を検討しているようですが、義務化に当たっては小規模な事業者も対応できるような十分な環境整備が前提であり、見切り発車とならないよう要望します。</p>

		<p>また、栄養素の含有量が少ない食品や1回当たりの使用量が少ない食品については、栄養摂取面での影響が比較的軽微であり、測定誤差も大きくなると思われるので、表示義務化の対象外とするよう要望します。</p> <p>③原料原産地表示については、別途検討されると聞いていますが、検討に当たっては製品の加工度が相当高く、製造工程上の理由もあり正確な表示が困難なものは義務化の対象から除外するよう要望します。</p>
234	加工食品の原材料表示について	<p>加工食品の「原材料名表示」におけるアレルギー物質の表記について、現状では、最後一括で、（原材料の一部に小麦、大豆を含む）と表示するようになっているが、一括ではなく、個々に表示を入れてほしい。アレルギーのある者にとって、個別表示は食の選択の幅を広げる重要な情報である。健常者のニーズが優勢となることは当然である。その優先順位によって、原材料表記が、現状からさらに簡略化するようなことがあってはならないと強く要望する。</p>
235	新食品制度についての意見	<p>1 新食品制度については、検討会での議論ならびに報告書を尊重すべきです。</p> <p>2 新制度の導入にあたっては、制度変更に関するトラブル防止の観点から、旧3法の記載事項を矛盾なく新法で整合させることに注力すべきです。</p> <p>3 今後、新たな義務表示事項について検討する際には現在の表示事項について十分にレビューを行い、問題点を確認することを望みます。</p> <p>4 原料原産地表示の拡大ありきの姿勢には反対します。特に、黒糖・昆布巻きについては表示拡大の意味があったのかレビューをしっかりと行うことを求めます。</p> <p>5 栄養成分義務化に際しては、例外措置について実態を調査し、無理のない制度設計を行ってください。特に、弁当・惣菜や和菓子などのように、誤差が多く、季節商品、アソート品などがあるものでは表示が困難な場合もあり得ます。</p> <p>6 無添加、遺伝子組換えでないなど、誤解を生みやすい表示については制限を設けることを検討してください。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>
236	「新食品表示制度」について意見	<p>1. 法の目的について、一元化検討会のまとめを尊重すべきです 一元化検討会は食品表示の目的を「食品の安全性に係る情報が消費者に確実に提供されることを最優先とし、これと併せて、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報の提供を位置付けること」としました。ここで述べられている「安全性に係る情報が消費者に確実に提供されることを最優先」という文言を法律に盛り込むことを要望いたします。あわせて、一元化検討会では述べられておりませんが「誤認表示の排除」も目的に含めるべきと考えます。</p> <p>2. 三法の表示部分の一元化だけでは不十分と考えます 食品表示には義務表示－国民の命を守るための表示と任意表示－選択のための表示があると考えます。その区分けを行わず、すべての情報を包材だけに表示することは困難だと考えます。また、国民の食品に関する情報入手ルートは表示だけではありません。宣伝広告につられて消費者被害が生じている問題もあります。表示だけを切り取って法制化することに疑念を持ちます。</p> <p>3. (1)「見やすくする」と(2)「表示の拡大」を両立することは大変難し</p>

	<p>いと思われま</p> <p>(1) 「食品表示一元化検討会報告書」の2-(3)新しい食品表示の在り方 の項で『新たな食品表示の検討に当たっては、その表示が、消費者がその表示を見付け(見やすさ)、その内容を理解し、消費者が活用できる(理解しやすさ)ものになっているか否かの視点をもって検討を行う必要がある』とあります。また、2-(3)-エ『表示の見やすさ(見つけやすさと視認性)』の項で、WEBアンケート調査結果、「表示項目を絞り、文字を大きくする」が72.6%もの支持があったと紹介されております。</p> <p>(2) しかるに『新食品表示制度のポイント(イメージ)』では新制度の目的として「消費者の適切な商品選択の機会の確保に資する表示の拡大」を述べられております。ありていに言えば、包材スペースは限られており、上記(1)と(2)は相反するものと考えます。新法案の具体的な内容が明確にされた時点で再度パブリックコメントを求めるべきと考えます。</p> <p>4. 原則、栄養表示が義務化されたことを支持いたします      栄養表示が義務化されたことを支持いたします。ただ単に栄養成分が数値で表示されるのではなく、視認性(図示化)の高いものとすべきです。消費者庁がたたき台を作成し、消費者の意見が反映される機会が持たれることを要望いたします。</p> <p>5. 食品表示一元化を機に、消費者啓発を一層進めることを求めます      多くの消費者の食品表示に対する知識は曖昧なものであると考えます。例えば、消費期限と賞味期限の意味するもの、特定保健用食品と栄養機能食品の違い、食品添加物や農薬の管理状況、食の広告に惑わされる現状等々。食品表示一元化を機に、消費者教育の一環として食生活に関する知識の啓発に力を注ぐことを要望いたします。</p> <p>6. 加工食品の原料原産地表示、遺伝子組換え表示、食品添加物表示について、幅広い意見が反映されることを要望いたします      加工食品の原料原産地表示・遺伝子組換え表示については、「法案成立後、新たな検討の場で検討」されるとのことですが、これまで消費者と事業者で意見の一致点が見られず、先送りされたとの感を持ちます。また、上記に加えて食品添加物の表示は「安全性に係る情報」ではないと考えます。したがって、急いで結論を出すのではなく、諸外国の実情調査、幅広い意見の反映、十分な期間を取っての検討を要望いたします。以上</p>
237	<p>新食品表示制度についての意見</p> <p>(栄養成分表示の義務化について)</p> <p>(1) 栄養表示の義務化については、環境整備が大前提であり、特に、消費者教育の強化、多数の中小零細な食品製造事業者の実行可能性を担保する支援が必要である。</p> <p>(2) 現行制度の誤差の許容範囲は、±20%と認識しているが、農産物等の原材料は、収穫時期、産地、品種、分析器等によって、同じ品目でも分析値にバラツキが生じている。</p> <p>(3) さらに、含有量が微量、例えばNaが5mg/100gのような場合、原材料自体のバラツキに加え、測定誤差等の影響によって±20%で表示するこ</p>

	<p>とが困難である。</p> <p>(4) 表示には分析等の根拠が必要であり、新たなコストが発生することとなるため、製品価格に影響することが想定される。このため、計算値方式等の導入、誤差許容範囲等の見直し、公的データベースの整備等が必要と考えている。</p> <p>(加工食品の原料原産地表示の拡大について)</p> <p>(1) 乾燥スープ等は、①原材料の種類が多いこと、②年間を通じ原材料の安定化、コストの低減等を図るため、調達先を複数化し、かつ、変更している。このことから、容器包装に原料原産地表示が義務付けられると、限られた表示欄に多種の原料の産地を表示するため、アレルギー等の重要な表示が分かりにくくなる。</p> <p>(2) 食品表示一元化検討会では、原料原産地表示の義務化(制度)に対する否定的な意見や、その拡大に反対する意見が大勢であったことを十分に考慮する必要がある。このことから、これまでの厚生労働省と農林水産省の「食品表示に関する共同会議」で十分検討されまとめられた報告書内容を踏まえた検討をお願いしたい。</p> <p>(3) 国際ルールとの整合性をとる必要がある。</p> <p>(執行・監視体制について)</p> <p>現在、食品表示の根本法令(三法)の所管が異なるため食品表示の相談窓口が違う。執行・監視体制の一元化が必要である。特に地方において、法体系の整備と併せて窓口の一元化(一本化)の整備をお願いしたい。</p>
238 -	<p>1 栄養成分表示の義務化については、次のような理由から反対します。</p> <p>(1) 消費者個人が自ら摂取する栄養成分を把握して、健康管理に役立てるためには、加工食品だけではなく、外食、中食、弁当、家庭内調理、生鮮食品など食生活全体のデータが把握され、その上に立って全体の栄養バランスを判断することが必要であります。そのような仕組みが構築されていない中で、加工食品だけを先行する必要があるのかわからないこと。</p> <p>したがって、制度創設の前に計算値方式や公的なデータベースの整備を図り、その実効が確保されることが必要であること。</p> <p>また、計算値方式、公的なデータ整備、支援体制の充実等の仕組みについては、中小零細企業が容易に取り組める客観的な分かり易いものとする。</p> <p>(2) 中小零細企業が多くを占める米菓産業では、未だ多くの企業で栄養成分表示を行っておらず、これらの事業者にとっては栄養成分表示の取り組みはコスト的にも技術的にも多大な困難を伴うとことが予想されること。</p> <p>したがって、制度創設の前に対象品目、対象事業者の適用除外を合理的な根拠をもって明示し、中小零細事業者は任意表示か又は当分の間は努力義務化とすること。</p> <p>(3) 現状では消費者サイドにおいても、一部の疾病の場合を除いて、日々の栄養摂取量を把握して健康管理に役立てるといふ食生活習慣が定着していないこと。</p> <p>(4) 義務化検討に当たって欧米の例が出されているが、むしろ我が国においては全世界において最も長寿国であり、日本型食生活といえるバランスのとれた食</p>

		<p>生活の実態が存在していること。</p> <p>2 新たな食品表示制度については、次の点に留意することをお願いします。</p> <p>(1) イメージ資料に示されている食品表示の文字のポイント数の拡大については、商品の小型化が進む中で、一括表示欄以外のスペースでの確保は難しくなりつつあるので、現行の表示内容について優先順位をつけて任意表示に変更するなど、抜本的な見直しによって、表示スペースの確保を図ること。</p> <p>(2) Web の活用は、食品表示が商品選択のための情報という位置づけからも、また、消費者、事業者双方にとって、活用できる者と活用できない者があるという点からも適切であるとは考えられないこと。</p> <p>(3) 帳簿書類の提出命令等の追加については、中小零細企業の中には米以外の原材料の仕入れ、製造管理等のデータを記帳していない事業者も存することから、取り止めること。</p>
239	加工食品の原料原産地表示の拡大について	<p>現在、わが国の飲食料の最終消費額約80兆円のうち、加工食品は約40兆円弱を占めており、その加工食品の原材料原産地はどこかを知らうとする消費者の思いは様々であり一律ではないが、その意思の強弱に関わらず、全ての消費者は知る権利を有しており、食品表示は、その権利に応えている。原材料原産地が開示されていないことによる食の安全性への不安を排し、公正な競争を促進し消費者の商品選択に資することが、原料原産地表示の目的および効果である。そのために、消費者にとってわかりやすいルールを策定し、輸入原料を使用し国産と誤認を与えているといった実態等を是正し、健全な表示を促進するためにも、速やかに加工食品の原料原産地表示の拡大を進める必要がある。</p>
240	新食品表示制度についての意見	<p>1. 本意見募集実施自体に課題が残ると思料致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続法に基く意見公募手続は、法第39条に定める「具体的かつ明確な命令等の案及びこれに関する資料」が必要であり、任意の意見募集であれば「食品表示一元化検討会報告書」（以下、報告書）に基づき法制化作業が進められるべきで、意見募集の実施自体に課題が残るものと思料致します。</li> </ul> <p>2. 検討会実施、報告書取纏め後の意見公募は今後の行政手続に混乱を招く懸念を覚えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に「食品表示一元化検討会」（以下、検討会）で12回の議論、意見募集、意見交換会を経て「報告書」を取纏めた後での本意見募集の実施が、「検討会並びに報告書の軽視」と受け取られることにより、今後の検討会の開催、意見公募、意見交換会や所管官庁に対する信頼を損ない、混乱を招く虞を懸念致します。</li> </ul> <p>3. 報告書概要で強調される「安全性が最優先」「重要度による優先順位付け」「表示のデメリット」を盛込んだ新食品表示制度の実現を望みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書概要に「安全性に係る情報が最優先」「より重要な情報がより確実に消費者に伝わる」「情報が得られるメリットと要するコストというデメリットを、消費者にとってバランスさせることが重要」と強調記載されており、「新たに表示や情報提供を義務付けたり（中略）する場合には、優先順位の考え方を活用すべき」と報告書にあります。報告書の重要事項を盛込んだ新食品表示制度の実現を望みます。</li> </ul>

241	新食品表示制度についての意見	<p>1. 栄養成分表示に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●計算値方式の導入、そのための環境整備は評価できる。データベースは、Web上での使用と、データを無料でダウンロードでき、それを自分たちの計算ソフトに取り込んで活用できるようにしていただきたい。</li> <li>●表示項目と、表示順位は消費者にも事業者にも定着し、理解が深まりつつある現行の内容を変更する必要性はない。</li> </ul> <p>2. 栄養成分以外に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●原料原産地表示は、拡大ありきではなく、ガイドラインなど、自主的な取組みを推進する支援をしていただきたい。</li> <li>●今の食品表示は、作成する事業者にとって、かなり難しい。もっと分かりやすくするために、定義の異なる用語の統一・整理は是非お願いしたい。さらに、現在、行政への疑義照会は、それぞれの法律担当部署に確認する必要があるが、新法制定後は、1カ所ひとりで確認が完了できるようにお願いしたい。このとき、現在の保健所への問合せの回答のように、地域や担当の方により差異が発生することの無いようにお願いしたい。</li> <li>●義務表示事項を必要に応じて見直しできることは必要だが、些細な見直しでも、見直しするたびに、ラベルの変更が発生し、限りある資源が廃棄される場合が多い。この無駄をなくすために、猶予期間は、5年間を基本にしていきたい。</li> <li>●文字を大きくして、（表示）情報を減らさないことは難しいと思うが、そのための、具体案を示していただきたい。</li> </ul>
242	<p>①表示の目的及び表示基準の策定</p> <p>②是正措置</p> <p>③申出制度</p>	<p>①新法は衛生上の危害発生防止のための表示を最優先とした目的として下さい。取扱いを間違えると食中毒を引き起こす可能性がある情報は消費者に必ず読んでいただかなければならない事項です。このような情報が見落とされることがないような表示ルールとするために衛生上の危害の発生を防止するための表示を最優先させて下さい。食品表示の一元化・簡素化は、事業者、消費者ともに表示の方法、見方が分かりやすくなり双方にとってメリットが大きいと考えますが、義務表示事項の拡大はデメリットが発生すると考えております。栄養表示等を含め義務表示事項を拡大することは、最終的には一般消費者にコストアップ、商品多様性の消失等のデメリットをもたらすことに留意していただきたいと思っております。新法が制定された後、行政におかれては消費者への食品表示に関わる制度や情報の普及啓発を幅広く継続的に行っていただくようお願いいたします。</p> <p>②表示違反には、些細な間違いから必須項目に関する記載がない、明らかに異なる内容の記載である、まで様々なレベルの違反があります。様々なレベルの違反に対して一律の罰則を課すのではなく、違反の内容、消費者に与える影響の大きさに応じた是正措置となるようにして、軽微な間違いで食品が自主回収・廃棄されるような是正措置を求めないようにして下さい。</p> <p>③「申出の対象をすべての表示に拡大」とされているが、現行の対象との違いは何ですか。現行がJAS法に基づく表示の範囲に限られていたのを、食品衛生法、健康増進法に基づく表示を含めたものとする、という意味ですか。</p>

④表示基準について	④新法制定から施行までの間に新たな表示基準制定をされるスケジュールとなっていますが、基準を決めるに当たり、表示を行う事業者の実態をよく把握して策定されるようお願いします。
⑤表示基準について	⑤加工食品においては JAS 横断品質表示基準と個別品質表示基準とで記載項目、原材料の記載方法が異なる場合があります。出来るだけ共通単純化するとともに、むやみに表示項目を増やすことなく必要最低限の表示項目としていただくようお願いします。
⑥表示基準の用語、定義の統一について	⑥現行法で製造、加工の用語の使用方法が統一されていないため、輸入食品の原産国名記載、原料原産地表示の必要の有無、営業許可の必要の有無、製造所固有記号の表示等の可否について、事業者と行政機関における見解が食い違いや問題が生じています。新法では「製造」、「加工」、「製造者」、「加工者」、「生鮮食品」、「加工食品」、「原産国」、「原産地」、「産地」など表示基準に用いる用語の定義を明確にしてください。
⑦表示基準における原材料表示について	⑦現行の JAS 品質表示基準では使用した原材料はその量の多少にかかわらず原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載することとされています。しかし 2%未満であって製品に及ぼす影響が少ない、食品添加物以外の原材料については記載の順序を問わないこととして下さい。
⑧栄養表示の義務化について	⑧自然界から得られた農畜水産物を原材料として製造される食品は、同一種類の原材料でも個体ごとに栄養成分に差があり、一つの個体、一つの部位であっても栄養成分の状態は均一ではありません。そのような原材料を使用して製造した食品では表示値と分析値の差を±20%にすることが困難な場合があります。義務化するのであれば、例えば公表されたデータベースを用いて計算により得られた栄養成分値を表示した場合、当該食品の分析値と表示値に±20%以上の差があったとしても表示違反としない措置をお願いします。
⑨加工食品の原料原産地表示について	⑨原料原産地表示が真に消費者の求める表示事項なのか、そうであるとすれば表示が必要な理由は何かを明確にしていきたい。さらにどうしても原料原産地表示を義務化するのであれば、国産、外国産、産地不分別の3通りでの表示を認めていただきたい。原材料を、国産、輸入の区別なく品質や設定価格等に応じて配合・使用して製造されている加工食品があります。国産原料だけ、又は輸入原料だけをを用い加工食品を製造したとしても必ず生じる端材、残余を混合して製造される加工食品があります。これらの加工食品は日々原料原産地が異なる、極端に言えば同一日の同一商品であっても原料原産地が異なる商品がありえます。食糧の無駄をなくすためにも、上記3通りでの表示方法を認めていただきたい。
⑩当面のスケジュールについて	⑩新法施行後も、新表示基準の周知が図られ、事業者が正しい表示が行えるように十分な経過措置期間をとっていただくようお願いします。

243	新食品表示制度についての意見	<p>新しい食品表示制度は、消費者に分かりやすく、全ての事業者が実行可能な表示とすべき。食品表示一元化検討会報告書(以下、「報告書」)やこれまでの議論を踏まえ、以下の点に留意して制度を設計すべき。</p> <p>①新食品表示制度は、「食品の安全性確保に係る情報の提供」が最優先の目的であることを明確に示すべき。</p> <p>②食品包装上の義務表示事項は、安全性確保や品質確認に必要であって、事業者の実行可能性を満たす情報に限定すべき。</p> <p>③是正措置及び執行体制の整備については、行政組織の肥大化や社会的コストの増大、事業者の負担等を招かぬよう考慮しつつ、関係行政組織や事業者等の意見を踏まえ、慎重に検討すべき。</p> <p>是正措置については、軽微な義務表示違反の場合は、資源・環境問題を考慮し、商品の回収・廃棄ではなく、簡易な手段による表示の修正を認めるべき。</p> <p>監視・執行体制の一元化について、地方自治体も含めて一元化する方向で検討すべき。</p> <p>④申出制度の拡大については、慎重に検討すべき。あわせて、申出制度が濫用されないよう配慮すべき。</p> <p>⑤栄養表示の義務化は実行可能性に鑑み、慎重に検討すべき。義務化する際は、まず、事業者を支援する環境を整備すべき。</p> <p>⑥原料原産地表示、遺伝子組換え表示等について、安全性確保に必要な情報ではなく、より多くの消費者が重要と考える情報か疑問があるため、義務表示内容の追加には反対である。</p> <p>⑦新制度を消費者・事業者十分に周知すべき。</p>
244	-	<p>食品表示は消費者にとっては安全な食品を選ぶための重要な判断材料です。きちんとした情報を開示することは消費者の知る権利選択する権利を保障するものだと考えます。特に加工食品は使う材料も複雑であり偽装等が蔓延の原因にもなります。原料原産地表示は食品の安全性を担保するものだと思います。是非きちんと原産地表示盛り込んでください。</p> <p>また、遺伝子組み換え食品については、表示義務の拡大を早急に検討してください。多くの消費者が遺伝子組み換え食品についてはその安全性について不安を感じています。また動物実験等でも様々な問題が報告されています。そうした問題が解決されていないにも拘らず、表示がすごく限定されているために更に不安が増長されています。遺伝子組み換えを選ぶかどうかは、消費者自身が決めることです。その為には、きちんとした情報を表示してください。私たちの知る権利と選ぶ権利を保障することが重要だと考えます。</p>
245	-	<p>日本は安全な食材が安定供給され、衛生的な環境が守られて世界で最も長寿の国のひとつになりました。これは日本では安全な食材の安定供給が実現している証拠であることをまず確認し、共有認識としたいと思います。次に、避けるべきでは食中毒とアレルギーによる発作であることも共有認識とし、意見を述べさせていただきます。</p> <p>食品の表示は消費者が食品を選ぶときに必要な情報を与えるという重要な機能を持っていますが、同時に、生産の現場と乖離してしまった消費者にとって、食材の持つ意味を学ぶ消費者教育のツールでも考えます。しかし、スペースに制限があることから情報の精選が必要です。そこで、優先順位をつけるならば、</p>

		<p>(1) 何が使われているのか(原料がわかればアレルギーをある程度回避できます)</p> <p>(2) どのような目的で使われているか(保存料が入っているので、保存方法を守れば消費期限まで安全に食べられると考える目安になる)が分かることが最重要です。</p> <p>また表示される情報は、科学的根拠に基づき、健康の維持・増進に資するものであるべきです。その意味において、原産地表示は産地による栄養成分の有意が認められない場合、法律で定めるのはなじまないと思います。特産地の情報、栽培方法の特徴は「食の文化」として、全面や側面で大いに伝えて頂けると消費者の学びになります。</p> <p>(3) 栄養成分表示</p> <p>生活習慣病への関心が高まっている現在、栄養成分表示はヘルスリテラシー向上の助けになるでしょう。しかし、食品表示は実効性を伴うことが大前提です。食品製造の現場でその表示が可能な環境整備を待ってから、栄養成分表示を義務化しても遅くないのではないのでしょうか。ダイエット中は成分表示がある食品を選び、老舗の和菓子を頂くときはカロリーを気にしないという選び方もあるはずです。</p> <p>同時に「自分の責任で食品を選んでいる」ことを多くの人が自覚できるように、継続的な啓発活動が不可欠であると思います。</p>
246	-	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新食品表示法の目的に、消費者の知る権利を明記すること</li> <li>2. 現行の表示事項を削減しないこと</li> <li>3. 現行の罰則制度を後退させないこと</li> <li>4. 執行体制を拡充強化すること</li> <li>5. 加工食品の原料原産地表示を拡充すること</li> <li>6. 遺伝子組み換え食品表示を拡充すること</li> <li>7. 食品添加物表示を拡充すること</li> </ol>
247	-	<p>2. 現行の表示事項を削減しないこと</p> <p>わかりやすい表示とは決して簡素化することではなく、食品の実態がわかることであり、正確な情報が提供されることです。</p> <p>アレルギーや栄養成分表示の義務化の代償として、また、字を大きくして見やすくするという口実により、表示すべき情報を削減することはあってはなりません。我が国の現行の表示は、韓国やEUと比較しても貧弱な内容であり、これをさらに削減することになれば、表示制度の改善には決して結びつきません。</p>
248	新食品表示制度についての意見	<p>食品のグローバル化にともない制度整備が追い付いてない現在、検討課題として今回の「新食品表示制度について」には、反映されていない項目も含め消費者が判断し、選択のできる必要な情報として、下記の内容を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 加工食品の原料原産地や遺伝子組み換え食品の表示問題が「食品の安全性その他の消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な事項」とされていません。消費者の適切な商品選択のための情報提供を目的として、加工食品の原料原産地や遺伝子組み換え情報の表示を制度として反映することを強く求めます。</li> <li>2. コーデックス委員会や他国の動向を踏まえることが言及されていますが、日本としての主体的な判断が強調されてしかるべきです。食品のグローバル化にと</li> </ol>

		<p>もない制度整備が追い付いてない現在、TPP への参加論議を見ても食の安全を保障する制度を簡素化すべきではありません。</p> <p>3、表示内容については、消費者がその表示を見分け、実際に目で見て（見やすさ）、内容を理解し、活用できる（理解しやすさ）ものとなり、かつ、誤解を与えることなく伝えることが重要です。消費者に広く伝え理解されるための広報活動を展開していくことを求めます。</p> <p>4、これらの制度に伴うコストについては生産者・製造者等のみに負担させることなく、国の負担や商品価格転嫁について消費者の同意など、しくみの整備を求めます。</p> <p>以上</p>
249	-	<p>食品表示はだれのためのものなのでしょうか？消費者のために書かれているものだと思います。消費者が何を知りたいか？何を求めているか？を聞いているのにそれに答えないというのはおかしいと思います。産地、添加物、遺伝子組み換えなど、消費者が選択する時にわかりやすく明記してほしいです。消費者庁という名にふさわしい表示制度を作って下さい。人間の体を作っているのは食べ物です。安心、安全な食べ物を選択できるようにして下さい。</p>
250	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示の一元化で入れて欲しかった「遺伝子組み換えの表示」「加工品の原料原産地表示」が本文に盛り込まれてないことが、とても残念です。</li> <li>・消費者は食品を知って・選んで食べる権利があると思います。</li> <li>・食料は私たちの未来につながるのですから、原料・原産地の表示をきちんとし、遺伝子組み換えについても、きちんと情報を表示することを前向きに検討してください。</li> <li>・遺伝子組み換え食品については、もともとアレルギーなどに不安があり、少しでも避けたいので表示の拡大をお願いしたいです。</li> </ul>
251	-	<p>1. 行政庁としての秩序ある行動を求める</p> <p>(1) 食品表示一元化法（仮称）の構想に関しては、専門家・消費者代表による検討会で真摯に議論され、納得の得られる報告書が作成された。したがって、消費者庁が同報告書に基づく法案を作成し、意見を募集するのが正当な手続きである。</p> <p>(2) しかし、この意見募集は、法案の具体的内容を問うものではなく、ゼロからの検討を示唆しているように見受けられる。多くの時間と費用を費やし議論された内容を破棄し、検討会委員の名誉を傷つけるものである。何故、このような行政ルールに反した行為を行うのか、消費者庁は説明するべきである。</p> <p>(3) この行為は、自己が権力者となり、強権力を発揮できると錯覚した行政庁の驕りに基づくものと解釈せざるを得ない。政治家である閣僚とは異なり、行政のトップは合理性と持続性が重要であることを謙虚に認識しなければならない。昨今の行政批判は、行政当局がこの原則を破棄しがちであることに起因するものであることを謙虚に理解し、消費者庁は、朝令暮改にも似た愚行を直ちに撤回するべきであると考えます。</p> <p>2. 法案に対する意見</p> <p>具体的な法案が示されていないため、意見具申ができないのが実情である。行政ルールに基づき、委員の叡智が凝縮された検討会報告を尊重し、法案作成を急ぎ、その段階でコメントを求めるとしか言いようがない。</p> <p>表示は、限定された空間に凝縮した情報を提示しなければならないという特徴と</p>

		<p>限界があることを認識し、国際ルールを尊重し、合理性に基づくものとしなければ、違反を誘発するだけである。悪を為すものは悪いが、悪を誘発する制度を制定することは、なお悪いことを認識され、作業を進められることを期待する。</p>
252	-	<p>1. 消費者基本法に明記されている「消費者の権利」を食品表示法においても明記し、消費者の知る権利が確保されるようしてください。</p> <p>2. 加工食品の「原料原産地表示の拡大」は、消費者が選択の権利を行使する上で必要な情報ですので、先送りせずに実現するよう求めます。消費者の食に対する不安を解消する上で、原則、すべての加工食品を対象に原料のトレーサビリティの仕組みを整備し、原産地表示を義務化することは必要です。</p> <p>3. 全ての品目について、遺伝子組み換え食品の表示義務を課すことを求めます。本来、正しい情報を消費者に提供するために設けられた現在の遺伝子組み換え食品の表示制度自体が、逆に消費者に混乱を与え、誤認を招いています。具体的には、義務対象品目では「表示なし」は遺伝子組み換え由来ではないことを意味します。一方、その他の品目では、遺伝子組み換えまたは遺伝子組み換え不分別由来の可能性を意味します。多くの消費者が遺伝子組み換え食品はできれば食べたくないと考えており、遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大を求めているにもかかわらず、消費者は遺伝子組み換え由来の食品を、そうとは知らずに食べてしまっているのが現状です。表示義務を全ての品目とすることで解決できる問題であり、速やかに検討に入り、検討にあたっては、これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えることも含め、消費者の声が十分に反映される場を設定し、消費者の知る権利の確保を実現してください。</p>
253	-	<p>全ての消費者行政の目的は、消費者基本法第2条に明記された「消費者の安全の確保や消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保を図る」に尽きると考えています。</p> <p>新たな食品表示法案は、この消費者基本法に主旨に沿った形で表示の目的や表示基準の策定について考えられており、大いに評価できるものとなっています。</p> <p>また、是正措置や調査権限、申出制度等についても、事業者間の公正な競争を促す観点から、拡大や強化の方向で検討されようとしていることも賛成します。</p> <p>先般までの「食品表示一元化検討会」では具体的な結論が得られず、新たな検討の場が設けられることとなった加工食品の原料原産地表示についても、法の主旨ならびに新たな食品表示制度の検討方向に沿った形で議論が進められ、適切に表示が拡大されるべきであります。</p> <p>加工食品の原料原産地表示については、「食品表示一元化検討会」やそれ以前からの議論において、JAS法等の既存の法律の論理に基づいた議論や意見の開陳が繰り返されてきましたが、もはや食品の安全性を担保することだけが表示の目的ではなく、また重要な情報を表示するだけでは消費者利益の保護や権利の尊重は図れないこと、そしてそのことが法の目的と、それに基づいた消費者基本計画に的確に反映されていることを踏まえ、着実に拡大に向けて議論を進めていくべきであると考えます。</p>
254	-	<p>消費者庁にお願いしたいこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 正直な生産者・製造者が報われるようにする。</li> <li>2. 消費者から不正に利益を得ようとする行為を許さない。</li> </ol>

3. 不正の有無が判断しにくい場合は、消費者が利益を得られるように消費者庁は処分を行う。

-----1. について-----

(特になし) -----

2. について-----

2. 1. 消費者に誤った認識を誘発させない。

2. 2. 外国製食品や外国製食品添加物を使用した食品について、それらの商品名やブランド名を表示する際は、それらの製品の生産地で認められている表記方法を踏襲する。生産地の表記方法を知っている消費者に誤認させない。生産地の表記方法を知らない消費者に誇大となる恐れのある表記を行わない。(イタリアのチーズであるパルミジャーノ・レッジャーノ D.O.C. は、粉末にしてしまうと本物であることが明らかではなくなるため、生産地ではこのような粉末に「パルミジャーノ・レッジャーノ D.O.C.」と表記することは認められていない。以前、包装に、「パルミジャーノ・レッジャーノ(粉末)」などと表記された輸入食材を国内で見たことがある。この場合、D.O.C. とは表記されていなかったものの、このような現地の表記方法を知らない消費者が誤認する恐れがある。また、このチーズの粉末を購入し、仮に偽物が混入していた場合に、どの段階(国外なのか国内なのか)で混入したのか追跡調査することは困難になることから、日本国内でも、イタリアと同じく、粉末ではなく塊のまま販売したり、本物であることを連想させない表示をして粉末として販売したりするべきではないか。)

2. 3. 摂取した場合に得られる可能性のある利益については表示しない。

2. 4. 摂取した場合に被る可能性のある不利益については表示する。

2. 5. 「医薬品ではない」ことを表示する。

2. 6. 災害発生後のライフラインが途絶した現場であっても、表示事項を見れば全てが把握できるようにする。(「詳細はインターネットサイトを参照のこと」は不可とする。)

2. 7. 問題が発生した際に、包装を含めた商品さえ保管されていれば、原因究明のための追跡調査が完結できるような表記にする。

2. 8. 生鮮食料品や自らの店頭で販売している自家製加工食品にも、通常の加工食品と同じ表示がされた紙面等を添付する。(店頭に掲示するのではなく、容易に自宅に持ち帰れるようにする。)

2. 9. 生鮮食料品や自らの店頭で販売している自家製加工食品にも、通常の加工食品に表示が義務付けられている食品添加物等が使用されているか否か分かるようにする。(実際には保存料を使用しているにも関わらず、表記を免れることによって、あたかも使用していないかのように装う不正行為を防ぐ。)

-----3. について-----

3. 1 食品表示部分に、事実と異なるように誤認させる恐れがある表記があれば、不正行為とみなす。

3. 2. 内部告発者の言葉に対して、消費者庁が積極的に耳を傾ける。

3. 3. 食品表示部分以外の包装や、紙媒体の広告、インターネット上の広告等、全ての広告に、食品表示部分の表記を誤認させる恐れのある表記があった場合も、不正行為とみなす。

3. 4. 不正が見つかったら、直ちに消費者庁のインターネットサイトに掲載し、同

		<p>時に不正行為を行った者の管理するインターネットサイトにも、消費者庁に不正行為を摘発された旨を掲載させる。仮に、「不正行為を行った者が直ちに掲載しない場合に掲載を命じることにする」とすると、対応に時間がかかった場合に被害が拡大してしまう。</p> <p>3.5. 消費者庁のインターネットサイトを閲覧すれば、全ての摘発事例が把握できるようにし、例えば購入前に店頭で気軽にスマートフォン等で消費者庁のインターネットサイトに接続して素早く購入予定商品の状況を確認することが普遍化しても、問題なく速やかに接続できるようなインターネット接続環境を整える。 (以上です。よろしく願いいたします。)</p>
255	新食品表示制度についての意見	<p>××××は消費者庁の方向性を支持するが、情報提供の仕方に関する柔軟性と消費者への価格転嫁に関して、考慮および注意する必要があると考える。</p> <p>地域的/国際的協調：TPP と APEC の重要な観点であり、非関税貿易の障壁となるのを避けるために管轄地域を超えた協調は重要である。</p> <p>情報提供の仕方：消費者は購入の際に情報に基づいた判断ができるべきであり、消費者庁の見解を支持する。情報をどのように共有するかの柔軟性について、携帯電話のQRコード等の技術の使用による可能性等をさらに考慮すべきである。</p> <p>価格への影響：製造業者への表示基準による柔軟性の減少が供給・製造コストを増加させる。そのコストは消費者に転嫁されるべきでない。</p> <p>小さな容器包装：文字サイズの拡大は、高齢化に対応する1つの方法であるが、現行の容器包装に全ての情報が入りきらない可能性がある。より大きな容器包装が必要となれば、コストや環境への影響を増加させる可能性があるため柔軟性が必要である。</p> <p>原料原産地表示：消費者は製品の安全と品質を期待しているはずだが、それは原産地の列挙では改善しない。原料を多国から調達する大企業のサプライチェーンへのコストの影響や文字数の増加等を勘案し、一定の割合以下の原料には柔軟性を持たせ、QRコード等を利用する。</p> <p>中小企業への影響：リソースが少ないことから、負担の大きい表示基準は非関税貿易への障壁や競争力の低下をもたらすため、柔軟性が必要である。</p>
256	-	加工食品の原産地表示は、消費者の合理的な商品選択をする情報となるので、原則としてすべての加工食品を対象としてほしい。
257	新食品表示制度への意見	<p>××××は、食品表示制度について以下の点を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示一元化の目的に、消費者の知る権利</li> <li>・選択する権利の行使に資することを明記してください。この点が盛り込まれないことは非常に遺憾です。</li> <li>・遺伝子組み換え食品の表示義務化の拡大も早急に検討してください。</li> <li>・加工食品の原料原産地表示は、消費者の合理的な商品選択に資するために、原則として全ての加工食品を対象としてください。</li> <li>・法案成立後に新たな検討の場で検討するとされている加工食品の原料原産地表示と遺伝子組み換え食品表示については、消費者の声が十分に反映される場で速やかに検討に入ってください。</li> <li>・これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えてください。以上</li> </ul>
258	新食品表	【新法について】

	<p>示制度についての意見</p>	<p>○「食品の安全性の確保に係る情報」「消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報」という目的は確実に新法に明記し、理念とすることを要望します。目的についてはその国の食品に対する政策が反映される部分です。多くの食品の情報がこの目的にそって提供されなくてはなりません。表示一元化検討会で多くの時間を費やして確認された目的は、標記の2点を明記し理念としてください。「食品の安全性」とは何か、「消費者の選択上の判断に影響を及ぼす情報」とは何かを議論した上で、今後各個別の課題を検討して下さい。</p> <p>【個別の表示について】</p> <p>○表示は、文字の大きさといった「見やすさ」とともに「消費者が理解できる」という視点で検討されることを要望します。</p> <p>表示の見やすさについて文字の大きさなどが検討されるようですが、食品表示は「消費者の生活に役に立つ」ことが本来の役割です。毎日の食生活の場面で活用できる理解のしやすさが検討されるべきではないでしょうか。例えば、含有量などを信号のように色分けしてわかりやすく表示しているイギリスの例を参考にして下さい(次頁参照のこと)。</p> <p>○今後検討される項目については、消費者の生活に有益な情報を見極めるために丁寧な調査等が行われるよう要望します。</p> <p>報告書を説明した消費者庁の資料では「表示事項の義務付けにおいては、表示により情報が得られるというメリットと、表示に要するコストというデメリットを、消費者にとってバランスさせることが重要」とされていますが、受け取る側にとっての重要度は異なります。</p> <p>表示一元化検討会のアンケートはWeb調査で限られた対象者からの回答であったことを勘案して、消費者がくらしに役立てることのできる情報を見極めるために、あらためて消費者のニーズを把握する必要があります。そのためにも、検討課題ごとに食品利用者への店頭での聞き取りなど、調査方法も十分検討して工夫し、丁寧に調査して下さい。</p> <p>○個別課題の検討はなるべく早期に開始するように要望します。</p> <p>個別の表示事項は表示一元化検討会でもまとめきれなかった多様な意見がある事項なので丁寧な議論が必要です。消費者がどのような情報を望んでいるか調査し、色々な立場からの意見を聞くことで十分な議論ができるよう、早急に検討を始めして下さい。</p> <p>中途半端な議論での見切り発車的な制度では、消費者にも必要とされない表示になり、逆に表示をしたことのコストが食品そのものに価格転嫁されることにもつながりかねません。</p> <p>【新食品表示法と国民への周知について】</p> <p>○消費者が表示の内容について正しく理解し、生活に活かすことができるような学習の機会を確保するように要望します。</p> <p>栄養表示の見方や期限表示の意味することなど、消費者が欲しいものを素早く選択でき、食品を無駄にすることなく利用できるように、多くの学習の機会を確保して下さい。</p> <p>以上</p>
259	新食品表示制度に	<p>1. 新食品表示法の目的に「消費者の知る権利、選択する権利の確保」を明記することを求めます。食品表示を適正なものにすることで、消費者の安全を確保し、</p>

<p>についての 意見</p>	<p>誤認することなく、自主的で合理的な商品選択が確保されるよう、事業者に対して必要な情報を開示させることをもって、消費者の権利の確保を目的とする新食品表示法を求めます。</p> <p>2. 全ての加工食品の原料原産地表示の義務化を求めます。原料原産地表示は、食品の安全性そのものを示す情報ではありませんが、そのトレーサビリティを知ることによって消費者がそれぞれの価値観にもとづいて自ら判断し選択するための大切な情報の一つです。原則全てにおいて義務化し（やむを得ない事情のあるものに限り例外あり）、加えてすべての中食・外食についても原則義務化（同上の例外あり）を行うべきです。</p> <p>3. 全ての遺伝子組み換え（GM）食品・飼料表示の義務化を求めます。消費者の多くはGM食品に不安を持ち、食べたくないと考えています。しかし、現行の制度では選択できません。EUでは表示及びトレーサビリティ制度の対象となり、全ての食品が対象となっています。意図しない混入率は0.9%未満（日本5%未満）です。情報を正しく知り、選ぶことができるEU並みの表示制度を求めます。</p> <p>4. 食品添加物の一括名、簡略名の廃止および原材料と添加物を分けて表示することを求めます。消費者は添加物の少ない安全な食品を求めています。しかし、現行の制度では、使用されている多くの添加物が隠されています。例えば「調味料（アミノ酸等）」のような一括名やリン酸化デンプンなど化学合成デンプンを簡略名の「加工デンプン」と表示しています。一括名、簡略名を廃止し用途と物質名を表示、原材料と添加物を分けて明確に表示することを求めます。</p> <p>5. 加工食品の原料原産地表示、遺伝子組み換え食品表示、食品添加物表示に関する検討の場を2013年度中に早急に設置することを求めます。また、検討の場には真の消費者代表および積極的に実践している事業者の委員を選出することを求めます。</p>
<p>260 新食品表示制度についての 意見</p>	<p>新食品表示制度については、食品表示一元化検討会報告書（以下「報告書」という。）、これまでの積年の議論等を十分に踏まえて頂きたい。</p> <p>①新食品表示制度の「目的」は、「報告書」の通り、「食品の安全性確保に係る情報が～最優先」とし、消費者の商品選択についても、「機会の確保」ではなく「判断に影響を及ぼす重要な情報」に限定すること。</p> <p>②用語の定義の統一・整理、国際規格（Codex）との整合性をとること。</p> <p>③「表示の見やすさ」については、「表示項目を絞り、文字を大きくする」（消費者庁WEB調査結果72.6%）ことにより、消費者にわかり易く見やすい、かつ、事業者にも作成しやすい表示とすること。</p> <p>④義務表示事項は、罰則を伴う以上、単に「知りたい表示」ではなく、「商品選択の際に真に必要としている表示」、「消費者を誤誘導し風評被害を招かないか」等の実態を調査・検証し優先順位を付けて見直していくこと。</p> <p>⑤栄養表示の義務化は、「環境整備」が大前提であり、特に、消費者教育の強化、多数の中小零細な食品製造事業者（事業所数の99%）の実行可能性を担保する支援（計算値方式等の導入、公的データベースの整備等）が必須。</p> <p>⑥原料原産地表示は、検討会で「制度そのものに対する否定的な意見や、その拡大に反対する意見が大勢であった。」（第10回検討会資料）ことを十分に念頭に置く必要があり、「報告書」でも「現行の表示制度における枠組みの下での方針を維持しつつ、～検討を行う。」とされたことを十分に踏まえる必要がある</p>

	<p>こと。</p> <p>⑦「是正措置」、「調査権限」及び「申出制度」については、関係行政組織の肥大化、監視コスト・社会的コストの増大、事業者への過度の負担等を招来しないこと、また、執行・監視体制の一元化が必要であること。</p>
261	<p>栄養成分表示について</p> <p>1. 中小企業において小ロット商品も多くその全てに、表記を行うことは、負担が多い。また、計算による方法も検討されているようですが、原材料段階の数値も醸造品では、バラツキが多く、また、仕入原料や複合原料の資料も±20%の誤差が認められていたりすると当てにならない。出来高・歩留などバラツキを生む要素が多々あり、最終の数値に責任を持って、表示することに抵抗があります。こうしたことを考えると中小企業の表示を免除したり、公的機関で超格安に分析をしていただけたら、対策をお願いしたいです。</p> <p>2. 流通において、中間業者が入ったばあいなど、消費者に行くか、業者に行くか不明な場合も多いので、この際、事業者向け、消費者向けの区分を無くし、加工食品全部に敷衍した制度設計にしたらどうでしょうか。</p> <p>3. 定期的な分析を義務付け、都度表示の更新が出来るように、ラベルに表示する場合と、ホームページ等に掲示することを認める。表示の弾力的運用を認めることで、誤差率を低く規定し（例 5%未満など）消費者の選択行動に正しい情報を提示することに勤める。</p> <p>4. 制度を作りっぱなしではなく、消費者庁で買取分析をする制度をつくり、事業者が緊張をもって、数値管理する環境をつくる。</p> <p>これらは、すべて消費者本位の制度設計であることを前提とし、海外に単にならって、体裁を調べて、まったく精度の悪い表記を市場に送り出すことより、駆逐することに主眼を置くべきです。</p> <p>表示相談窓口の一元化</p> <p>現在、表示の相談を業界センター・消費安全技術センター・地方農政局・保健所に行っているが、個々に微妙に見解に差がある場合があり、こららを統一し一元化し、見解も一元化されることを希望します。消費者庁の直接監督窓口を開設してください。また、個別品表は、極力廃止し、知る人のみ理解出来るような表示体系は、止める。</p> <p>ポイントの拡大</p> <p>現在でも、表示スペースが不足し、苦慮しています。制度的には、単に「ポイントを大きくします」で済むと思いますが、実際は、小容量製品など容器の変更から、検討が必要になり、大変困難です。中小企業にとって大変な負担になります。つきましては、原材料表記やリサイクル表記など全般について、再検討いただき、現行の表示スペースで表記可能な、サイズの調整をお願いしたい。例、原材料・添加物表記がどんどん増えています、適当なまとめ方を検討、容器リサイクルマークを小さくする、注意表示など共通アイコンを作り、告知することでアイコン表記で簡略化するなど。</p> <p>消費者にとって、解かり易く、読み易く、正しい情報が提供され、消費者にとって、最適な選択に資する表示になることを希望します。</p>

262	-	<p>私たちは、食品表示一元化の検討開始以来、「消費者の知る権利・選択する権利」に基づいて「原則としてすべての加工食品を対象に原料原産地表示を行うこと。そのために、義務表示品目拡大の障害となっている JAS 法の品質要件を外すこと」及び「遺伝子組み換え食品の表示義務化の拡大」を求めてきました。</p> <p>検討会の議論では「主要な論点」として議論されてきたにもかかわらず、報告書案には「加工食品の原料原産地表示」「遺伝子組み換え食品の表示義務化」とともに「終わりに」の部分に「食品表示の一元化とは別に今後の検討課題とすることが適当である」とされ、食品表示一元化に際して優先順位を活用するとして義務表示事項とはされませんでした。</p> <p>報告書案の「はじめに」では「食品表示は、消費者の権利として安全や選択の機会の確保を図るうえで重要な役割を果たす」とされ、さらに「2 新たな食品表示制度の基本的な考え方」の(2)「消費者基本法の理念と食品表示の役割」の中でも、消費者政策の基本は、消費者を「保護される者」から「自立した主体」としていくために、適切な情報提供が前提となることは言うまでもないと書かれ、「消費者の知る権利・選択する権利」が明記されたものと考えます。</p> <p>1996年に遺伝子組み換え作物の輸入が始まり、家畜飼料はほぼ全て、加工食品の7割に遺伝子組み換え由来の原材料が使われていると言われます。多くの消費者ができれば遺伝子組み換え食品は食べたくないと考えているという調査結果があるにもかかわらず、消費者はそうとは知らないで食べてしまっているのが現状です。これは、現在の遺伝子組み換え食品の表示制度が、「消費者の知る権利・選択する権利」を保証するものとはなっていないことに他なりません。いつまでも消費者がこのような状態に置かれている状況は好ましいものではなく、最終製品に組み換えられた DNA やタンパク質が検出されるものだけを義務表示の対象とする現行の表示制度を見直し、遺伝子組み換え作物を原料とするすべての製品の表示の義務化について早急に議論の場を設けて頂きたいと思います。その議論の場には、原料原産地表示に積極的な方を委員として参加させてください。</p> <p>原材料のトレーサビリティの仕組みを担保として、原則としてすべての加工食品を対象に原産地表示の義務化が実現できれば、その仕組みを活用して遺伝子組み換えについても、すべての品目を義務表示とすることが可能となります。</p> <p>消費者基本法に明記された、「消費者の権利の尊重」「消費者の自立を支援する」ための適切な情報が提供される「食品表示」が実現することを切に望んでいます。</p>
263	-	<p>1 栄養表示制度の義務化について・・・加工食品全般に適用するようであるが、健康被害や苦情の多い、健康食品に限定すべきである。栄養表示制度の法の趣旨としては、そもそも表示された栄養成分を健康維持増進のための参考情報とするべきものである。その食品に含まれる栄養成分の数値が定められた基準より多い・少ないことばかりを問うものではないはず。しかし、法施行後、健康食品やサプリメントが圧倒的に増え、適切な知識を持たない消費者が被害を受けている状況が後を絶たない。表示は普通の加工食品を任意とし、健康食品やサプリメント等は義務化して規制していくべきと考える。栄養素の量に制限をもたせられない現行法だからこそ必要と考える。(むしろ栄養素の量に規制を設けることが必要ではないか)</p> <p>2 行政指導の罰則適用について・・・法の趣旨は栄養表示を健康づくりのために参考とすることである。一般の加工食品の栄養表示で甚大な健康被害が生じるこ</p>

		とは稀である。稀である加工食品に対し指導を強めるより、(啓発で十分である)、よりリスクの高い健康食品・サプリメントには罰則を適用するべきである。なお、消費者庁が罰則を適用できていない現況で、新食品表示法になった段階において、行政指導による罰則適用ができるのであろうか疑問である。有識者等も参加する検討会では議論され、栄養表示の義務化が答申されたが、あるべき論が優先され、行政指導を担う環境が整っていない現状を考え、今後はどのように方向づけていくのか。また、行政指導を担わせるのを仮に地方自治体であるとするなら、必要な人員や経費の措置をするべきである。過去から現在まで、栄養表示基準の法施行後、相談業務において国が地方自治体へ人員や費用の補助をしていない現状を受け止めるべきである。最後になるが、消費者庁に移行して、消費者庁における栄養表示行政が厚生労働省時代と比べ改善したとは感じられない。
264	-	法の目的として、食品の安全性確保という「生命身体の保護」と、消費者の適切な選択という「経済的利益」という異質な法益の保護を一緒にすることは、立法手法上とてもわかりにくいやり方だと思われます。行政が行政処分等を含めて法を運用するうえで、あるいは行政訴訟、刑事訴訟となった場合の判断を考えるうえで、法益の内容というのは極めて重要です。生命身体と経済的利益とは、緊急性も異なり、例えば行政処分を行う上での弁明の機会の付与が必要かどうかが変わったり、生命身体の保護に関わる事であれば個人情報目的外利用が認められたりする場合があります。法律から省令告示の中で、各規定がいずれの法益を保護するためのものであるかを明記し、生命身体の保護のための措置と経済的利益の保護のための措置を明確に分け、日本の法体系におけるそれぞれの価値に見合った措置とすべきです。
265	-	具体的な規制の在り方について、法の目的を取り違えた議論をしばしば目にします。公正な取引の確保といった社会システムの保護については、既に不正競争防止法で規制されています。また、不当表示による消費者の選択の阻害は景品表示法で既に規制されている内容(やってはいけないことの規定)であり、食品表示法で保護しようとしている利益は「その表示がなければ合理的な選択ができない」事項を定めて消費者の消費行動における利益を保護する(やらなくてはならないことの規定)目的であることを明確にすべきです。即ち、例えば原産地表示があることによって保護できる権利は、商品が特定の産地に係るものである場合に一般的に品質が高いという評判が存在する前提がある場合において、その品質の差異の評判を信じている消費者が、その購入しようとする商品に品質に見合った価格設定がなされているかを評価して選択する権利です。その表示が無い場合に損なわれうる利益は、「産地(原料原産地)がわかっていたら事前に判断できた品質の差が、表示が無いために判断できずに、価格から期待していたよりも低い品質の商品を選択してしまった場合における、購入価格と適正価格の差額」です。これは、一部のみに生じる損害であり、差額もそれほど大きいものとは思いません。産地の偽装とも別個の話ですから、不当利得が生じる訳でもありません。今後も正しく検討を行ってください。
266	-	科学的な根拠ではなく、単に「国民が望んでいる」ことを理由として新たな表示義務制度を導入するのであれば、公正な方法で調査してください。即ち、消費者団体の意見は国民全体の一部の人の考え方でしかなく、無作為抽出調査ではない、パブリックコメントの意見件数は、消費者団体や業界の組織票(インターネット

		でのコピー投稿呼びかけも組織票と同じです)の影響を受けやすく、国民全体の意見を反映しません。また、現行の案に賛成の人からは意見が寄せられにくく、反映されません。また、国民が希望しているという場合、その理由が正当であるかの情報も必要です。即ち、安全性審査済みの遺伝子組み換え表示が「安全ではないから見分けられるように表示して欲しい」と希望しているのであれば、それは科学的事実と反する「誤認」であり、そのような「誤認」に基づく「希望」の為に、事業者に負担をさせ、ひいては他の消費者がコストを負担することは誤りです。このことは、加工食品の原産地表示についても同様と考えます。その表示がなければ、品質等の観点から適切な選択ができない、という意見であれば考慮に値するものと考えます。
267	-	安全性の為に措置として義務付けを行うのであれば、科学的に根拠があり、公平・公正であることが必要です。例えば、安全性に関していえば、こんにやくゼリーについて、他の食品と公平に科学的にリスクを評価した際に、餅の方がリスクが高く、飴と同程度という結果が得られています。それにも関わらず、初めからこんにやくゼリーの規制をしたいがために、今度は「こんにやくゼリーだけに着目した場合に、その物性には窒息リスクはあるか」というような結論が予め決まっている恣意的な調査を行い、それを基にこんにやくゼリーを危険として、注意喚起の表示等を求めています。公平さの観点からは、「餅だけに（飴だけに）着目した場合に、その物性には窒息リスクがあるか」といった観点の調査も併せて行いそれらのリスクと比較したうえで表示の規制（自主規制）等を行わなければ不公正です。遺伝子組み換え表示、原産地といったものが消費者の消費活動における「安全性」とは無関係な情報であるという事実に基づき、公正に規制を行ってください。
268	-	食品衛生法に基づく是正措置の導入をするのであれば、大前提として「食品衛生法上の表示基準の解釈運用の統一」が必要です。従来、行政措置が伴わなかったため（営業禁停止は危害除去が必要な場合に限られ、行政処分による表示適正化が危害除去に必要な事態は極めて限られるため）に解釈が非常に曖昧になっていた部分があり、消費者庁から明確に示す必要があります。例えば「混雑時を見込んで予め包装しておくこと」は表示が不要とされ、自店包装である小売販売店に表示義務を立証することが困難で、法解釈が様々です。宅配ピザが入った容器も、回収しない容器に入れられた仕出し弁当も、トッピングやおかずの内容に合わせて全ての表示が必要かと思いますが、「注文を受けてから作る」場合には表示が不要であるような解釈がされています。そのような解釈がなりたてば、今年の正月に話題となったおせち料理も「表示がいらぬ食品」になります。更には、食品添加物の簡略名については「通知」でしか示されておらず、通知による表示の方法以外を府令の規定が認めていないようには読めません。これも解釈が様々に行われています。食品の温度変更やそれに伴う食品分類の変更（冷凍食品→その他の食品）についても表示の方法が未整備です。期限表示が「科学的合理的」でない場合、表示違反とされていますが、実際に市中の食品には経験則により期限設定されているものが多くあります。営業者が合理的だと思っている経験則を「合理的ではない」として客観的に立証する方法が存在するのであれば、行政処分という措置を行う上で訴訟にも耐えられる方法を示すべきです。
269	-	1 「一元化」について

		<p>食品表示について文字どおりの「一元化」を図り、食品関連3法だけでなく、すべての関連法を取り込み、整理すべきです。</p> <p>2 加工食品の原料原産地表示と遺伝子組み換え表示について これらの表示について、法案成立後に新たな場で検討するのではなく、最初から包含すべきです。</p> <p>3 義務表示事項について 表示の文字のポイント数を拡大することは良いことですが、アンケートでの「優先順位」の考え方のもと、これまで整備されてきた義務表示事項が「見直し」として削減される恐れがあります。 「見る人が少ないから、その表示は必要ない」ということではなく、製造・加工に携わる事業者がその食品に対して責任を持って消費者に提供するんだという考えで、これまでより充実はしても、後退しない表示をしてもらいたい。</p> <p>4 食品添加物について 食品添加物は、原材料とは区分して表示すべきであり、その用途名も明記してほしい。</p> <p>5 期限表示について 現在、ほとんど賞味期限のみの表示になっていますが、食品は、やはり、いつ作られたのが大切です。製造（加工・包装）年月日も併記してほしい。</p> <p>6 加工食品の原料原産地表示について すべての加工食品について、消費者が誤認しないよう、加工地と原料原産地を両方表示すべきです。</p>
270	-	食品表示一元化検討会では、消費者の知る権利・選択する権利が軽んじられていると感じます。遺伝子組み換えかどうかの表示や、原料原産国表示などは私たち消費者が商品を選択するうえで重要かつ必要な情報です。企業の利益よりも、消費者の安全を確保するための判断材料としての表示方法を考えてください。
271	-	<p>遺伝子組み換えが使用されているかどうかの表示は厳しくしてください。1%以上使用されているものは「使用」と明記</p> <p>全食品をベクレル検査をして、検出限界値は1 bq/kg以下で検査し、検出された数値を明記する事。</p> <p>添加物は全て記載する事。</p> <p>安全な食を守るために上記の事全て食品に記載される法律を期待いたします。</p>
272	-	日本の放射能食品基準値を、ウクライナ国基準にしてください。
273	-	<p>遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大が進むように法体系を整備してください。</p> <p>現在の遺伝子組み換え食品の表示は、消費者にはわかりにくく、消費者が知らないうちに、遺伝子組み換えされた食品を口にしている可能性大です。消費者の選択の自由を担保するためにも、だれもがわかる表示にしてください。遺伝子組み換えの表示を含む対応についてはEUのそれに大きく出遅れています。すべての食品を対象として、構成重量が上位の原材料について表示の義務化を求めます。法案成立後、新たな検討の場面で速やかに検討をすすめてください。また、その検討の場に加わるメンバーについては公正を期し、民主的な検討が進められることを望みます。</p>
274	-	制度の移行を行う場合は、対応しなければならない事業者への説明、指導を丁寧におこなっていただきますようお願いいたします。わかりやすくなり、栄養表示

		<p>も行き届くのは消費者にとってありがたいことではあるとは思いますが、零細な業者については、栄養のこともよくわからないままにということもあり得ると思います。また素材によって栄養はばらつくかと思いますが、許容範囲内で収まるものなのかどうかはわかりません。表示されてなかったよりは良いと思いますが、カロリーや塩分などの摂取量の調整が必要な方にとっては、参考とすべき数値の信頼性が求められると思います。表示すればいいではなく、本当に表示必要な方に対してのその数値の意味をよくご指導ください また、ユニバーサルフォントの使用をお願いします</p>
275	新食品表示制度についての意見	<p>1. はじめに 食品は消費者にとって生きていく上でなくてはならないものであり、またその適切な表示は消費者が安全・安心な食生活を営んでいく上で大切なものです。消費者運動は食品を含む商品の適正な表示を求めて長らく運動を続けてきました。 今般、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、健康増進法と分かれていた食品表示が一元化されるにあたり、食品表示一元化検討会に関わった者として幾つかの点について要望いたします。</p> <p>2. 表示の目的の記述について、「食品の安全性の確保に係る情報」「消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報」については明記すべきです。 (1) 目的の記述は、国の政策（向かい合う姿勢）が表現されるべきところです。本来は、食品・非食品を貫く「商品の表示」についての目的が食品表示一元化検討会にて確認されそれを踏まえての食品の表示についての目的が明記されるべきであったと考えます。検討会で多くの時間を費やした目的について、「食品の安全性の確保に係る情報」「消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報」は明記すべきと考えます。 (2) また「食品の安全性の確保に係る情報」とは何か、「消費者の選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報」とは何かという点については、更に深めていくことも必要と考えます。</p> <p>3. 栄養表示義務化について、食品表示法（仮称）施行後、概ね5年以内としていますが、せめて3年程度で義務化がされるように環境整備を積極的に進めてください。 (1) 新食品表示制度では栄養表示を義務化し、原則全ての加工食品、事業者に義務付けるよう遵守義務を拡大する方向となっています。このことは大変歓迎するものですが、対象品目は今後の課題としている事や、実施については食品表示法（仮称）施行後、概ね5年以内としていることについて、3年程度で義務化がされるように積極的な環境整備を要望します。</p> <p>4. 表示のやり方について、文字の大きさだけに強くこだわっているように思われます。「見やすさ」とあわせて「消費者の理解のしやすさ」という視点で検討されることを要望します。 (1) 表示事項を検討する中で、「見やすさ」のためとして文字の大きさの検討と表示事項の優先順位を関連させて考えられているようですが、「視認性の良さ」は文字の大きさにのみ起因するものではなく複合的なものです。食品表示は「消</p>

		<p>費生活に役立つ」ことが本来の役割です。文字の大きさにだけ囚われず、「消費者の理解のしやすさ」「毎日の生活の場面で活用されるような理解のしやすさ」の視点から検討してください。</p> <p>5. 消費者の必要とする情報について、丁寧な調査が必要です。表示を今後検討する項目については、消費者が本当に必要とする情報量を見極めるため丁寧な調査を行ってください。</p> <p>(1) 資料では「表示事項の義務付けにおいては、表示により情報が得られるというメリットと、表示に要するコストというデメリットを、消費者にとってバランスさせることが重要」としています。事業者が新たにコストをかけても表示する必要性の高い事項は何か、なぜか、どの程度の情報量が必要か、消費者のニーズを丁寧に把握する必要があります。</p> <p>(2) 個別の表示事項は食品表示一元化検討会でもまとめきれなかった多様な意見がある事項であり丁寧な議論が必要です。加工食品の原料原産地表示、遺伝子組み換え表示については、法案成立後、新たな検討の場で検討するとされていますが、これまでの検討が途切れることのないよう早期の検討開始が必要です。また中途半端な議論での見切り発車的な制度では、消費者にとって必要なものとはならず、ただ無駄なコスト負担を事業者にかけることとなり、結果として価格転嫁されることにもつながります。</p> <p>6. 新食品表示法周知と新しい表示制度について、消費者にその目的や内容が正しく理解されるよう、また食品表示により情報が消費者に正しく伝わり日常生活に活かせるよう、学習や啓発の機会の確保を求めます。</p> <p>(1) 栄養表示の見方や期限表示の意味することなど、消費者が必要なものを素早く選択でき、食品を無駄なく利用できるように、多くの学習の機会を確保して下さい。</p> <p>(2) 学習や啓発の機会の確保にあたり、消費者団体との協働を積極的に位置づけて取り組んで下さい。</p>
276	-	<p>おいしい安全な食料を求めています。その為には、「加工食品の原料原産地」、「遺伝子組み換え」、「食品添加物」などの表示を早くお願い致します。</p> <p>医食同源と言われるよう、食は健康を守る為にあります。私たち消費者が安全な食料を得る手段として食品表示があると思います。是非とも、食品表示を後退させる一元化ではなく。拡充する新法にして下さい。</p>
277	-	<p>議論を継続し拙速な法案提出はしないこと。「消費者の知る権利、選択する権利、意見が反映される権利」を明記すること。すべての加工食品に原料原産地表示を義務付けること。「遺伝子組み換え表示」は飼料も含め、現行の表示基準をEU並みに引き上げ表示すること。製造年月日を表示すること。</p>
278	-	<p>すべての加工食品に原料原産地表示を、製造年月日を表示する事、製造者名を表示する事。</p>
279	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての加工食品に原料名、産地名を表示すること</li> <li>・全品に製造年月日を表示する</li> <li>・発売元の表示があっても製造業者の名がない製品が多い</li> <li>・農薬を多く使用する、アメリカ・中国の製品を使用することは控えて下さい。</li> </ul>

280	新食品表示制度についての意見	<p>食品表示をすることは、消費者の選ぶ権利の問題です。食は命に直結するのです。食品添加物、遺伝子組み換え食品 etc. について、自分や子ども達にとって安全なものを選ぶ権利は、私たちにあります。“表示”は情報です、すべての情報を消費者に伝える義務を果たしていただきたいと思います。</p> <p>検討メンバーに消費者の代表を入れることも求めます。</p>
281	-	<p>原料の原産国や詳細などがよくわからない状態になるのは大変困ります。安全面でとても心配です。</p>
282	新食品表示制度についての意見	<p>2. 新たな食品表示制度の基本的な考え方</p> <p>(1) 現行制度の枠組みと一元化の必要性</p> <p>○食品表示制度の一元化は、食品関連3法に絞って進められているが、食品表示の問題では、いわゆる健康食品等の優良誤認や不当と思われる表示、更に、清涼飲料水とアルコール飲料の誤飲などの事故もあるため、景品表示法や酒税法なども含めて整理すべきである。</p> <p>(2) 新しい食品表示制度の在り方のエ 表示の見やすさ(見つけやすさと認識性)</p> <p>○「原則として現行の表示内容を維持しつつ、文字のポイント数を拡大する方向」としているが、義務表示事項の削減につながらないよう配慮すべきである。表示は消費者がその製品を知る為にあるものであり、必要とする表示は消費者でそれぞれ異なるため様々な情報が表示されるべきである。</p> <p>○今回の意見募集においては、「加工食品の原料原産地表示」や「遺伝子組換え表示」などは、法案成立後に新たに検討するとしているが、その論点の詳細を明確にすべきである。</p> <p>ウ 新たな義務付けを行う際の考え方</p> <p>○食品表示で、原材料表示と食品添加物表示が一括表示されているが、天然由来の食品添加物である加工デンプン・白子タンパクなどは原材料なのか、食品添加物なのか見分けの付かない消費者も多い。従って、原材料と食品添加物の表示は分けて表示すべきである。</p> <p>○現在、保存料や発色剤など8種類のみ物質名と用途名の併記義務があるが、消費者がどのような添加物が使われているかを知るためにも併記義務対象添加物の拡大が必要である。</p> <p>○現在、加工食品には、消費期限又は賞味期限の表示が義務付けられているが、期限の設定に係わる安全率の取り方はそれぞれの事業者に任されているため、本来の加工食品の保持期間がわかりにくく、賞味期限が過ぎても食べられるのに捨てる消費者が多い。従って、消費者が独自に判断できるよう、期限表示とともに製造年月日の表示を義務付けるべきである。更に、小分けした加工食品にあっては、加工年月日、解凍した食品では解凍年月日を義務付けるべきである。</p> <p>4. 新たな食品表示制度における栄養表示の考え方</p> <p>(5) 新しい栄養表示制度の枠組み</p> <p>イ 表示値の設定方法</p> <p>○「バラツキが大きくなると考えられる食品を含め、幅広い食品に栄養表示を付すことができるようにするため、現行の許容範囲に縛られない計算方式の導入、低含有量の許容範囲の拡大、幅表示の活用を図る」とあるが、現在でも、表示誤差の容認幅は大きく、一層、誤差は大きくなり表示の意味は持たないと考えられる。情報を必要とする消費者への信頼性のある表示値の情報提供が必要であり、</p>

		<p>再考を要する。</p> <p>例、現行では、±20%の成分が多い。ミネラル類は-20%～+50%ビタミン類は-20%～+80%</p> <p>(6)栄養表示の義務化に向けての環境整備</p> <p>○栄養表示の義務化に当たっては、多数の中小食品製造・加工事業者においても実行しやすいように、計算値方式等の導入などの環境整備と、消費者が栄養表示を有効活用できるための消費者教育が大前提である。</p> <p>○現行のナトリウム表示から食品量を理解することは難しく、栄養表示の効果的な活用のためにも、単にナトリウムから算出した「食塩相当量」ではなく、「食塩量」の併記を義務づけるべきである。</p>
283	新食品表示制度についての意見	<p>新食品表示法においては、食品の安全性の確保や消費者の商品選択を表示の目的として、表示基準が策定できるとするとともに、全ての食品製造業者等は表示基準に従って食品に表示をしなければならないこととするとあります。わかりにくいという話もありますが、解釈に誤りがないよう周知徹底をしっかりとしないと、誤表示・誤認表示となり混乱をきたします。時期に関してはよく検討すべきと思われます。</p>
284	-	<p>消費者庁が8月9日に発表した「検討会報告書」は「加工食品の原料原産地表示」や「遺伝子組み換え表示」「食品添加物表示」について先送りするなど、多くの点で消費者の願いが反映されていません。消費者庁が春に実施した意見募集でも、「原則としてすべての加工食品に原料原産地表示の表示義務を課すべき」という意見が最も多く寄せられていたにもかかわらず、盛り込まれていないことは重大です。報告書は全体的に、表示の簡素化や“コスト負担”を強調する事業者の意見に重きが置かれており、検討会のあり方や消費者庁の姿勢が問われます。消費者の要求が先送りされたのは、政府によるTPP(環太平洋経済連携協定)参加促進と歩調を合わせたものではないかと危惧します。消費者庁は来年の通常国会に向け、法案作成をすすめています。食品表示のあり方は消費者にとって健康や命に係わる非常に必要な問題であり、大きな関心事です。十分な周知も論議も尽くされないまま、拙速に法案を提出することは厳に慎むべきです。また法案においてこれまで築き上げられた表示制度の後退があってはなりません。消費者の意見を尊重し、反映させた法案とすべきであり、次の点を求めます。</p> <p>1、議論を継続し、拙速な法案提出はしないこと</p> <p>1、「消費者の知る権利、選択する権利、意見が反映される権利」を明記すること</p> <p>1、すべての加工食品(中食、外食も含め)に「原料原産地表示」を義務付けること</p> <p>1、「遺伝子組み換え表示」は飼料も含め、現行の表示基準をEU並みに引き上げ、表示すること</p> <p>1、添加物の一括表示をやめ、物質名と使用目的を明記すること</p> <p>1、製造年月日を表示すること</p> <p>1、保健所をはじめ施行・監視体制を拡充させること</p> <p>1、事業者への罰則規定を強化すること 以上</p>
285	新食品表示制度についての意見書	<p>今回の食品表示関連の法律を一元化する「新食品表示制度」については、発足から丸3年を迎えた消費者庁の成果であるといえます。食品表示は私たち消費者の食品選択のための唯一の情報源であるため、原材料名を含めより詳しくてわかりやすい表示となることが求められています。私たち消費者が安心して商品を購入</p>

	<p>できるように、一層の改善を要望するために下記意見書を提出します。</p> <p>記</p> <p>(1) すべての加工食品に原料原産地表示をしてください  消費者が加工食品を選ぶ時に原産地は重要項目の一つです。特に今後規制が緩和されそうな輸入牛肉に関しては、原産地が商品選択の鍵となります。今後さらに、生活スタイル多様化や高齢化社会がすすみ、ますます加工食品を利用する消費者が多くなります。原産地表示に関しては今回の検討すべき事項とは別の事項として位置づけられています。加工食品を安心して選択するためにもすべての加工食品の表示義務化がされるよう要望します。</p> <p>(2) 遺伝子組み換え食品はわかりやすい表示を検討してください  現在の遺伝子組み換え食品の表示義務は主な原材料のみ（上位3位以内で重量比5%以上）となっており消費者にとっては非常にわかりづらいです。また、私たち消費者は家畜の餌にまでなるべく遺伝子組み換えでないものを選んでいきます。遺伝子組み換え表示に関しても原産地表示と同様別の事項として今回位置付けられています。わづかでも遺伝子組み換えでないものを選びたいという消費者の願いに応えられるようわかりやすい表示の検討をしてください。</p> <p>(3) トランス脂肪酸の表示もしてください  欧米諸国より日本人の摂取量は少ないといわれているトランス脂肪酸については、子どもが食する機会が多いマーガリンや製菓用のショートニングなど限定しても表示してください。</p> <p>(4) アレルギー表示を充実してください  アレルギーを待つ人にとってアレルゲンの表示は命に関わる重要なものです。現在は患者の多さや症状の重さから7品目のみが義務化されていますが、多くの加工食品に使用されている大豆などは義務化されていないため食品を選択する時に非常に苦労しているのが現状です。アレルギーを持つ人が食品を選ぶ立場に立って表示の検討がなされることを要望します。</p> <p>(5) 法律を監視・執行する体制の一元化を希望します  食品表示関連の法律を一元化に伴い、現在の三法（JAS法、食品衛生法、健康増進法）を所管する農水省、厚生労働省、消費者庁の一元化にするとともに、違反した場合の罰則を強化し、消費者が不安に陥らない監視体制を希望します。</p> <p>(6) 消費者教育構築の整備を要望します  平成16年消費者基本法が改正され消費者の自立支援が明記されました。消費者が自らの身を守るためにも食品を選択する時に表示を見ることは重要ですが、全ての消費者が表示の重要性に気づいている訳ではありません。消費者が食品表示に関心を持つための消費者教育構築の整備をすすめてください。以上</p>
286	商品名が『××薄焼きせんべい』の原材料であるお米は、容器裏の表示によれば[中国・アメリカ]です。日本独特の漬物[奈良漬]も原材料の瓜はなんとインドネシア

		<p>です。このように加工品の原産地表示は購入の必須情報で、年々その商品は増えつつありますが、更にすべての加工品に必要です。また、日本の食卓に欠かせない大豆を原料とする味噌・醤油・油について、大豆の自給率は現在5%と聞きます。95%が輸入大豆とすると、製品の大豆が、遺伝子組み換えかそうでないか、または分別できないかの情報は、消費者の購入判断に必要です。今回の食品表示制度の一元化に、これら加工品の原料原産地表示および遺伝子組み換え表示の明記を必ずお願いします。</p>
287	新食品表示制度についての意見	<p>①食品衛生法、JAS 法健康増進法のうち、表示部分を一元化 上記については、かねてより消費者・事業者の双方から複雑で分かりにくいという意見が多く聞かれ、一本化して体系を整備、用語を統一することにつきましては考察することが望ましいと考えます。</p> <p>②栄養表示の義務化 「原則として、全ての加工食品、事業者に義務付け」とのことですが、圧倒的に中小・零細企業が占める豆腐業界の中で、沖縄県は特に零細企業が多くを占めることから、アイテムごとに栄養成分の分析をすることになった場合、分析費用等かなりの負担を生じることとなり、対応出来ずに廃業に追い込まれる事業者も少なくないと考えられます。景気後退の指標も示されているなか、原材料等や電気料金の増加、さらに消費増税等事業者の負担も増加の一途を辿っており、中小企業でも今後更なる負担増には危機感を感じざるを得ません。仮に義務化される場合でも、製品の実測値のみならず例えば日本食品標準成分表を基礎とした算出データを参照可能とすることや適用除外等も検討されたい。</p> <p>③是正措置及び執行体制の整備・申出制度の対象の拡大 上記につきましては、まず、無理のない制度の導入を望みます。スムーズな制度導入の上で規制強化して頂きたい。</p> <p>④その他 くれぐれも消費者視点から安易に表示義務範囲の拡大・変更の無きよう配慮されたい。事業者の規模は千差万別で、食品表示の文字のポイント数を拡大する点でも、前述栄養表示の義務化にも関連しますが、作成費用を軽減するために数年分の包装フィルムを保有されているケースも多くありコストの増加につながるものが懸念されます。誤表示を誘発する危険性もあり、慎重な配慮をお願いしたい。</p>
288	-	<p>議論を継続し、拙速な法案提出はしないでください。 国民の命を守ることを第一に考えてください。</p>
289	新食品表示制度についての意見	<p>1. 加工食品の原料原産地や遺伝子組み換え食品の表示問題が「食品の安全性その他の消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な事項」とされていません。消費者の適切な商品選択のための情報提供を目的としているにもかかわらず、加工食品の原料原産地や遺伝子組み換え情報の表示が見送られたことは、大変に残念でなりません。早期の段階での制度への反映を強く求めます。</p> <p>2. コーデックス委員会や他国の動向を踏まえることが言及されていますが、日本としての主体的な判断が強調されてしかるべきです。食品のグローバル化にとも</p>

		<p>ない制度整備が追い付いてない現在、TPP への参加議論を見ても食の安全を保障する制度を簡素化する方向性にあることを懸念します。</p> <p>3. 新たな食品表示制度の検討に当たっては、その表示が、消費者がその表示を見付け、実際に目で見て(見やすさ)、その内容を理解し、消費者が活用できる(理解しやすさ)ものになっているか否かの視点をもって検討を行う必要がある。という認識に賛同します。その視点に立てば、「糖質ゼロ」「糖類ゼロ」など栄養強調表示が消費者の優良誤認につながる事例もあることから一定の歯止めが必要です。表示内容について消費者に広く伝え理解されるための広報活動を展開していくことも課題です。</p>
290	<p>食品表示一元化問題では消費者の要求を重視して下さい</p>	<p>1、原料原産地は義務表示としてすべて表示すること。食品の輸入が増えている中で消費者はその食品が国産品なのか輸入品なのか知りたいと強く望んでいます。消費者の要求に応じて、加工品を含めて原産国と原産地をすべて義務表示すべきだと思います。というのは、濃縮果汁を輸入して、水で希釈して国産と表示したりしている例もあります。また、弁当や中食などについて食材を調べてみますと国産は5種類しかなく、輸入品が15種類もあります。消費者庁では先伸ばししそうですが、消費者の権利を尊重して直ちに原産地表示の義務化を図るよう要請します。原産地表示について積極的でない団体もあるかと思いますが宜しくお願いします。</p> <p>2、TPP でのアメリカの好き勝手な主張は認められない。アメリカは収穫後穀物などに農薬を振りかけ、果実は殺菌剤イマザリルなどを使用します。TPP の交渉の中でアメリカは「イマザリル使用の表示を義務化するな」「イチゴの農薬残留基準は厳しすぎるので下げろ」とか「ポテトフライの大腸菌は検査で輸入禁止するな。加熱すれば死ぬのだから」と日本の表示をやめるように主張しています。また、食品添加物については「日本の添加物は少なすぎる。コーデックス水準までアメリカの3千種類まで認めるべきだ」と要求している。ことは国民全体の安全に関することなので、アメリカの不当な要求には応じないことを要請します。</p> <p>3、遺伝子組み換えをすべて表示することトウモロコシ、大豆、ナタネ、棉実は7割以上が遺伝子組み換えしたものです。日本では油や醤油などは遺伝子組み換えの表示していません。アメリカは「遺伝子組み換えの表示を強制するな」と主張しています。一方遺伝子組み換えで製造のイノシン酸やグアニル酸、リボフラビンやキシラナーゼなど大量に輸入されています。ビタミン類は全部輸入です。果汁も9割が輸入です。遺伝子組み換えか否かやアレルギーは大丈夫かなどしっかり表示させることは極めて重要です。</p> <p>4、食品表示一元化に関する当面の要求はこれです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、消費者の権利を保障し明記すること。</li> <li>2、判りやすい表示の名目で表示事項を削減しないこと。</li> <li>3、原則すべての原料原産地表示を義務化すること。</li> <li>4、遺伝子組換え食品、添加物などの表示義務免除ルールを見直すこと。</li> <li>5、表示規制の一元化と同時に監視体制も一元化すること。罰則を強化すること。</li> </ol>

		<p>理由 消費者庁の表示一元化に対する姿勢は、消費者庁設置の根本目的である消費者の権利擁護の視点が重要です。食品表示は消費者の商品選択のための唯一の情報源であることから、消費者のためになる表示制度でなくてはなりません。他方、表示制度において執行・監視体制がバラバラなまま存続するのは、消費者のみならず、事業者にも過大な負担を強いることになり、偽装表示の横行を許すことになりかねません。よって、上記のように要請します。力を合わせて生産者と消費者の権利を守りましょう。</p>
291	新食品表示制度についての意見	<p>報告書でもまとめられているとおり、「食品表示は、単に消費者の自主的かつ合理的な選択のために必要な情報を提供するにとどまらず、特に食品の安全性を確保するために重要な機能を果たしている。」また、「より重要な情報がより確実に消費者に伝わること。」重要である。</p> <p>そのなかでも(生鮮食品のみならず加工食品を含めた)原産地表示は、消費者の選択に資するための重要な情報であり、他の法律(たとえば米トレーサ法)との整合の観点からも、「新食品表示法案」と同時に検討し、明言されるべき事項であると考えます。</p>
292	-	<p>商品名が『××薄焼きせんべい』の原材料であるお米は、容器裏の表示によれば[中国・アメリカ]です。</p> <p>日本独特の漬物[奈良漬]も原材料の瓜はなんとインドネシアです。</p> <p>このように加工品の原産地表示は購入の必須情報で、年々その商品は増えつつありますが、更にすべての加工品に必要です。</p> <p>また、日本の食卓に欠かせない大豆を原料とする味噌・醤油・油について、大豆の自給率は現在5%と聞ききます。95%が輸入大豆とすると、製品の大豆が、遺伝子組み換えかそうでないか、または分別できないかの情報は、消費者の購入判断に必要です。</p> <p>今回の食品表示制度の一元化に、これら加工品の原料原産地表示および遺伝子組み換え表示の明記を必ずお願いします。</p>
293	「新食品表示制度」に対する意見について	<p>1. 新食品表示制度と目的について 「複雑で分かりにくい」現行制度を見直す趣旨、報告書記載の「食品の安全性確保に係る情報の提供」「商品選択上の判断に影響する重要情報の提供」を目的とすることを明確にしてほしい。さらに「フードチェーン全体を通じて、すべての事業者にとって実行可能な制度」であるべきである。</p> <p>2. 表示基準について 用語の統一・整理を確実に実施するとともに、文字のポイント数拡大は実行可能性と事業者のコスト負担等の実態を十分考慮し、「表示項目を絞った上で文字を大きくすること」を基本としてほしい。</p> <p>3. 義務表示事項について 報告書において「優先順位の考え方を活用」とされたが、検証の経過がまったく不透明であるため、速やかに検証し、優先順位の考え方や判断の基準を明確にした上で表示事項のあり方を再検討すべきである。</p> <p>4. 栄養表示について 報告書において「義務化に向けての環境整備」が前提とされたことを尊重し、計</p>

		<p>算値方式等の導入、公的データベースや一元的な計算ツールの整備、消費者教育の充実等の施策について期限を明確にして早期に提案すべきである。</p> <p>5. 是正措置、執行体制、申出制度について 執行体制が異なることによって生じている現状の齟齬が改善されない限り、執行・監視体制の一元化は必要であり、事業者への過重な負担、非効率や社会的コストの増大は売れ入れられない。さらに取締りのみならず、事業者の自主的な取り組みを推進・奨励したり、消費者啓発のための仕組みの構築も重要である。</p> <p>6. 原料原産地表示について 新法の制定・施行後に現行の義務対象品目の選定要件に基づいて議論されるべきである。その際に、消費者にとっての真に合理的な選択、事業者の実行可能性、誤りの誘発や社会的コスト上昇のリスク、輸入品との表示の不均衡等の視点から慎重に検討すべきである。</p> <p>以上</p>
294	-	<p>1. 現行の表示事項を削減しないで下さい。 消費者には知る権利があります。表示から得る情報が全てになります。自分が口にするものにどんなものが含まれているか知りたいです。</p> <p>2. 加工食品の原料原産地表示の拡充して下さい。 日本の農業を守ることが次世代への責任です。「国産」かどうかしっかりと表示して、消費者が選べるようにしてほしいです。</p> <p>3. 遺伝子組み換え食品表示を拡充して下さい。 今の表示はとてもわかりにくいです。また表示義務のものも限られています。遺伝子組み換え食品は環境を破壊します。「国産」と同様に、消費者が選べるようにしてほしいです。</p>
295	-	<p>1. 新食品表示法の目的に、消費者の知る権利を明記すること</p> <p>2. 現行の表示事項を削減しないこと</p> <p>3. 現行の罰則制度を後退させないこと</p> <p>4. 執行体制を拡充強化すること</p> <p>5. 加工食品の原料原産地表示を拡充すること</p> <p>6. 遺伝子組み換え食品表示を拡充すること</p> <p>7. 食品添加物表示を拡充すること</p>
296	-	295 に同じ
297		295 に同じ
298	新食品表示制度についての意見	<p>食は、生命と健康の源です。食糧自給率が39%の現在、外国からの輸入食品に頼っている日本の食をとりまく事情を考えると、消費者として、「加工食品の原料原産地」「遺伝子組み換え」「食品添加物」などの表示について、消費者が安全な食品を選ぶために世界的に立ち遅れた日本の食品表示を拡充させることが切に求められています。政府が未来の通常国会へ新食品表示法案（仮称）を提出しようとしているといわれている今、食品表示の簡素化など事業者の意見と利益が優先される、重きをおかれることは許されない事です。食品表示法を後退させことなく消費者の願いと要求を第1に、十分に議論をつくして消費者の意見を反映させた法案づくりをしていただきたいと思います。すべての加工食品に「原</p>

		<p>料原産地表示」「遺伝子組み換え表示」を明記を義務づけること。</p>
<p>299</p> <p>分かりやすさと安心を向上させる表示制度を要望</p>		<p>1. 新たな食品表示は、表示事項を絞り込んで、文字を大きくし消費者に分かりやすいものとする。</p> <p>義務表示は名称、原材料、内容量、製造者などの一般的事項やアレルギー表示等健康危害に重要な影響及ぼす事項に絞込み、それ以外の事項は事業者の自主的努力を助長する方向で任意表示とすべき。食品表示に求められることは先ず、人の生命を支える食品の安全性の確保がある。事故発生への迅速な原因究明、製品回収の情報源となり、消費者には、商品の名称、賞味期限、原材料、製造者名などの商品の素性を知る唯一のよりどころである。換言すれば「安心のパスポート」の役割を果たしている。パスポートは製造者の責任が前提となっている。だからこそ、消費者に「見やすい、分りやすい」表示が優先して求められる。次に、消費者の自主的かつ合理的な選択機会の確保がある。生活の質の向上という表示の目的からして、栄養成分表示が直ちに否定されるわけではないが、そのために「見やすい、分りやすい」という「安心のパスポート」への要求が犠牲になる可能性が大きい。また、義務表示には事業者の実行可能性が不可欠である。さらに、欧米などに比べてバランスのとれた日本の食卓は、多様な自然条件の下で営まれる農水産業と地域の食品産業と密接に関わっている。新しい食品表示には単に消費者の知りたい権利だけではなく、こうした幅広い観点も含めた日本独自の制度設計、工夫が求められる。</p> <p>2. 栄養成分表示は、従来通り基準を定めて任意表示とすること。</p> <p>菓子はそれぞれの地域で生産された農産物を主原料とすることが多く、収穫年によって品質の状態が異なる。使用される原材料の種類、産年、品質、使用方法により栄養成分の数値は異なる。更に、季節ごとの温度や湿度の状況に合わせて、原料の配合を変更することがあり、栄養成分表示の正確性を担保することはできない。また、全国に4万社を超える中小菓子製造事業者は地域の食文化、伝統技術をもとに様々な特色のある商品を少量多品種、製造販売し、地域経済や生活文化に大きな役割を果たしているが、栄養成分表示の義務化は、これら事業者に多大な負担を強いることとなり、経営の存続すら危ぶまれることになりかねない。また、菓子は本来、嗜好品であり栄養表示の摂取を目的とした食品ではない。このため、義務化導入前に明確に適用除外し、義務化には絶対反対するとともに、努力義務規定とされたい。</p> <p>3. 原料原産地表示の拡大は対応不可能である。</p> <p>原料原産地表示は、従来通りの2つの要件ルールによって、判断していただきたい。菓子類は加工度が高く、多くの原材料を使用していることから、対応は極めて困難である。菓子の原材料はそのほとんどが中間加工品であり、需給や価格の状況によって輸入先や原料産地が頻繁に変更されるとともに、多段階の流通過程を経て仕入られるので、原料産地の情報把握は困難である。義務化により頻繁な原材料の変更に伴い包材も変えなくてはならなくなるが、急な変更に対応することは無理であり、かつ小ロットの製造を行う中小零細企業は、その費用の負担ができない。</p> <p>また、表示ミスが起きる可能性も格段に高まる。以上のような理由から、すべて</p>

		の加工食品に対して原産地表示を一律に義務付けることは、避けていただきたい。
300		299 に同じ
301		299 に同じ
302		299 に同じ
303		299 に同じ
304		299 に同じ
305		299 に同じ
306		299 に同じ
307		299 に同じ
308		299 に同じ
309		299 に同じ
310		299 に同じ
311		299 に同じ
312		299 に同じ
313		299 に同じ
314		299 に同じ
315		299 に同じ
316		299 に同じ
317		299 に同じ
318		299 に同じ